

『売上や業務効率を高める IT ツールを導入したい』

IT 導入補助金

サービス業を中心とした中小企業、小規模事業者が、新たに生産性向上に貢献するソフトウェア等の IT ツールを導入する際に、補助を受けることができます【通常枠】。また、会計ソフト、受発注ソフト、決済ソフト、EC ソフトの導入を行う際には、高い補助率での支援を受けることができ、PC・タブレット、レジ等の導入も対象となります【デジタル化基盤導入類型】。さらに、中小企業等に必要なサイバーセキュリティ対策をワンパッケージにまとめた「サイバーセキュリティお助け隊サービス」を導入する際の補助を受けることができます【セキュリティ対策推進枠】。また、地域 DX の実現や生産性の向上を図るため、10 者以上の複数の中小・小規模事業者が連携して IT ツール及びハードウェアを導入する取組についても、補助を受けることができます【複数社連携 IT 導入類型】。

対象となる方

中小企業、小規模事業者等（飲食、宿泊、小売・卸、運輸、医療、介護、保育等）

用途・対象物

【通常枠】IT ツール（ソフトウェア、クラウドサービス等）

例：パッケージソフトの本体費用、クラウドサービスの導入・初期費用等

【デジタル化基盤導入類型】会計ソフト、受発注ソフト、決済ソフト、ECソフト（ソフトウェア、クラウドサービス等）※クラウド利用料は2年分補助が可能

PC・タブレット、レジ等（ハードウェア）

例：パッケージソフトの本体費用、クラウドサービスの導入・初期費用、ソフトウェア導入に関するハードウェア導入費用等

【セキュリティ対策推進枠】「サイバーセキュリティお助け隊サービス」（※）のサービス利用料最大2年分（※）独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が公表する「サイバーセキュリティお助け隊サービスリスト」に掲載されている IT ツール

【複数社連携 IT 導入類型】「デジタル化基盤導入類型」の対象物に加え、消費動向分析システム、経営分析システム、需要予測システム、電子地域通貨システム、キャッシュレスシステム、生体認証決済システム等の消費動向等分析経費※クラウド利用料は最大1年分補助が可能

また、複数の参画事業者の取りまとめに係る事務費・専門家費

支援内容

補助率等

【通常枠】2 分の 1（上限 450 万円、下限 30 万円）

【デジタル化基盤導入類型】IT ツール（※）補助額 50 万円以下（補助率：3/4）

同 補助額 50 万円超 350 万円以下（補助率：2/3）

PC・タブレット補助上限額：10 万円（補助率：1/2）

レジ等補助上限額：20 万円（補助率：1/2）

（※）会計ソフト、受発注ソフト、決済ソフト、EC ソフト

【セキュリティ対策推進枠】2 分の 1 以内（上限 100 万円、下限 5 万円）

【複数社連携 IT 導入類型】IT ツール(※)補助額：50 万円以下(補助率：3/4)
同補助額：50 万円超 350 万円以下(補助率：2/3)
PC・タブレット補助上限額：10 万円(補助率：1/2)
レジ等補助上限額：20 万円(補助率：1/2)

(※)会計ソフト、受発注ソフト、決済ソフト、EC ソフト

消費動向分析経費補助額：50 万円 × 参加事業者数(補助率 2/3)
事務費・専門家費補助額：200 万円以下(補助率 2/3)

募集期間 下記ポータルサイトをご参照ください

ご利用方法

補助事業者(中小事業・小規模事業者)において事業計画を策定(詳しくは、公募要領が決め次第、事務局のウェブサイト参照)

1. 自分の事業エリアをカバーする、または改善に必要な業務に対応する IT ツールを取り扱っている IT 導入支援事業者を決定
2. IT 導入支援事業者と相談しつつ、もっとも適した IT ツール等を決定
3. IT 導入支援事業者のサポートを受け、申請(電子申請)
4. 交付決定の通知後に、契約・導入の実施
5. 支払いまで完了後、完了報告を作成・提出

お問い合わせ先：サービス等生産性向上IT導入支援事業事務局ポータルサイト



<https://www.it-hojo.jp/2022> 電話0570-666-424

※IP電話等からのお問合せの場合は042-303-9749までご連絡下さい。

受付時間：9:30～17:30(土日祝日除く)

『研究開発成果を事業化するための支援策を知りたい』

SBIR 制度に基づく支援

国等の指定する特定の研究開発補助金等を受けた中小企業者および事業を営んでいない個人は、その成果を利用した事業活動を行う場合に、特許料の減免や日本政策金融公庫の特別貸付制度などの支援を受けることができます。

対象となる方

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律に基づき指定された特定の研究開発補助金や委託費（指定補助金等及び特定新技術補助金等）の交付を受けた中小企業者および事業を営んでいない個人（大学等の研究者等）

支援内容

- (1) 特許料等の減免【指定補助金等のみ】
- (2) 信用保証の特例【指定補助金等のみ】
- (3) 日本政策金融公庫の特別利率による融資制度（新企業育成貸付制度）
- (4) 中小企業投資育成株式会社法の特
- (5) 国や関係機関の入札への参加機会の特例措置
- (6) 中小企業者の技術力を PR する場の提供（SBIR 特設サイト掲載、「J-GoodTech（ジェグテック）」への登録、「新価値創造展」出展における審査の優遇措置）

ご利用方法

SBIR の指定補助金等及び特定新技術補助金等（以降、SBIR 補助金）の交付を受けた中小企業者等が対象となります。

そのため、以前に SBIR 補助金を受けたことがない中小企業者等の皆様が事業化支援策を受けるためには、まず SBIR 補助金の交付を受けていただく必要があります。

SBIR 補助金の中で、皆様の研究開発と照らし合わせ、適当なものがありましたら応募をご検討ください。応募し採択されたら、その補助金等での研究開発成果を活用した事業が、事業化支援集の対象となります。なお、SBIR 補助金には、各々の応募要件・審査がございます。

お問い合わせ先

SBIR 制度全般

中小企業庁 技術・経営革新課（イノベーション課） 電話:03-3501-1816



URL: <https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/gijut/sbir/index.html>

『研究開発を行う場合の減税措置について知りたい』 中小企業技術基盤強化税制(研究開発税制)

研究開発を行った場合、その試験研究費の一定割合の金額について法人税・所得税の税額控除を受けることができます。特に中小企業者等については、控除率・控除上限で優遇されています。

対象となる方

青色申告書を提出する中小企業者等(以下①～③)

①資本金または出資金の額が1億円以下の法人

②資本金または出資金を有しない法人のうち、常時使用する従業員数が1,000人以下の法人

③常時使用する従業員数が1,000人以下の個人事業主等

ただし、資本金または出資金の額が1億円以下であっても、次の法人は本税制における中小企業者とはなりません。

①大規模法人(資本金または出資金の額が1億円超の法人、大法人(※1)の100%子法人等)から2分の1以上の出資を受ける法人

②2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人

③適用を受けようとする事業年度における平均所得金額(前3事業年度の所得金額の平均)が年15億円を超える法人

(※1)資本金5億円以上の法人、相互法人・外国相互会社(常時使用する従業員が1,000人超のもの)または受託法人

支援内容

■A: 中小企業技術基盤強化税制または一般型【恒久措置(一部時限措置)】

試験研究費の一定割合の金額をその事業年度の法人税額から控除することを認めるもので、中小企業者等については、中小企業技術基盤強化税制として、控除率・控除上限が優遇されています。

◆控除率(試験研究費の何%分を税額控除できるか)

試験研究費の増減率(以下「増減試験研究費割合」という。)に応じて、中小企業技術基盤強化税制については12%～17%、大企業が適用する一般型については2%～14%(※2～※5)

◆控除上限(法人税額の何%まで控除できるか)

25%～40%

(※2)増減試験研究費割合は、増減試験研究費の額(試験研究費の額から比較試験研究費の額(※3)を減算した金額)の当該比較試験研究費の額に対する割合。

(※3)比較試験研究費の額は、前3年以内に開始した各事業年度の試験研究費の額の平均額。

(※4)試験研究費の額の平均売上金額に対する割合(以下「試験研究費割合」という。)が10%超の場合には、控除率の上限(中小企業者等17%、大企業14%)の範囲において最大1.1倍に上乘せ。(令和5年3月31日までの時限措置)

(※5)中小企業技術基盤強化税制の控除率12%超の部分と、一般型の控除率10.145%超の部分は、令和5年3月31日までの時限措置。

(※6)コロナ前(2020年2月1日より前に終了した事業年度)と比較し、売上が2%以上減少しているにも関わらず、試験研究費の額を増加させる場合、一般型・中小企業技術基盤強化税制の控除上限を5%引上げ(控除上限を25%から30%)(令和5年3月31日までの時限措置)なお、研究開発ベンチャーの控除上限の特例を適用する場合は対象外。

(※7)①試験研究費割合が10%超の場合には、控除上限を最大10%上乘せ。また、②中小企業者等で増減試験研究費割合が9.4%超の場合には、控除上限を10%上乘せ。(令和5年3月31日までの時限措置)

■B:特別試験研究費税額控除制度(オープンイノベーション型)【恒久措置】

大学、国の研究機関、企業等との共同・委託研究等の費用または中小企業者に支払う知的財産権の使用料(特別試験研究費)がある場合、当該企業が負担した特別試験研究費の一定割合を法人税から控除できます。

◆控除率

相手方が大学等・特別研究機関等の場合:30%
相手方が研究開発型ベンチャーの場合(※9)(※10):25%
相手方がその他(民間企業等)の場合(※10):20%

◆控除上限

10%
(※9)産業競争力強化法による認定を受けているベンチャーファンドまたは認定国立大学ファンドや特別研究開発法人から出資を受けているベンチャー企業で、一定の要件を満たすもの。
(※10)研究開発型ベンチャーおよび大企業等への委託研究は、基礎・応用研究または知財利用を目的とした研究開発に限る。単なる外注等を除く。また、委託先で試験研究に該当しないもの及びその委託して行う試験研究費の成果が委託基に帰属しないものを除く。

対象となる費用

対象となる「試験研究費の額」とは、①②の合計額をいいます。

①「製品の製造」若しくは「技術の改良、考案若しくは発明」に係る試験研究費の額で各事業年度の損金の額又は必要経費に算入されるもの又は「対価を得て提供する新たな役務の開発」に係る試験研究に要する費用

※「製品の製造」又は「技術の改良、考案若しくは発明」に係る試験研究は、新たな知見を得るため又は利用可能な知見の新たな応用を考案するために行う試験研究に限られます。

②研究開発費として損金経理をした金額のうち非試験研究用資産の取得価額に含まれるもの

※「非試験研究用資産」とは、棚卸資産、固定資産及び繰延資産で、事業供用の時に試験研究の用に供さないものをいいます。

※売上原価並びに取得価額に研究開発費として損金経理をした金額が含まれる非試験研究用資産の償却費、譲渡損及び除却損は研究開発税制の対象となる試験研究費から除外されています。また、取得価額に研究開発費として損金経理をした金額が含まれる非試験研究用資産について研究開発税制と特別償却等に関する制度との選択適用となります。

具体的には、原材料費・人件費・経費、他の者に委託して試験研究を行う者が受託者に対して支払う委託試験研究費及び技術研究組合の組合員が負担する賦課金などです。

ただし、試験研究費の額に係る費用に充てるために他の者から支払を受けた金額(受託研究の対価・補助金等)がある場合には、その金額は試験研究費の額から除外されます。

また、人件費については、「専門的知識をもってその試験研究の業務に専ら従事する者に係るものに限る」とされています(「専ら」要件)。

人件費に係る「専ら」要件の税務上の取扱いについては国税庁 HP をご参考ください。

国税庁 URL



<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/hojin/031225/01.htm>

なお、試験研究の内容について、開発中の技術がその開発する者の業務改善に資するものであっても、その技術に係る試験研究が工学又は自然科学に関する試験研究に該当するときは、その試験研究に要する費用は研究開発税制の対象になります。

ご利用方法

控除を受ける金額を確定申告書等に記載するとともに、法人税額／所得税額の特別控除に関する明細書、適用額明細書等を添付した上で最寄りの税務署に申告してください。なお、特別控除明細書に記入した金額の基になる書類、帳簿類等は一定期間保存する必要があります。

お問い合わせ先

＜研究開発税制について＞

経済産業省

技術振興・大学連携推進課 電話：03-3501-1778

＜中小企業技術基盤強化税制について＞

中小企業庁

技術・経営革新課 電話：03-3501-1816

本税制の適用にあたってのご質問は税理士又は最寄りの税務署等にお問い合わせください。

制度に係る一般的なご相談は、国税局の税務相談室または主要な税務署に設置している税務相談室で対応しています。

国税庁サイト



URL:<http://www.nta.go.jp>

『省エネルギー設備の導入を行いたい』 省エネ関連設備等の導入に対する支援

中小企業者等が省エネ設備の導入を行う際等に各種支援を受けることができます。

対象となる方

中小企業者等

支援内容

1. 先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金

工場・事業場における既存設備を省エネ設備に更新する際に必要となる費用の一部を補助します。

■予算額 253 億 2,000 万円

■補助率 10 分の 10 以内、4 分の 3 以内、2 分の 1 以内、3 分の 1 以内、4 分の 1 以内、定額

2. 省エネルギー投資促進支援事業費補助金

産業・業務部門における性能の優れた省エネ設備への更新に係る費用の一部を補助します。

■予算額 100 億円

■補助率 定額

3. 中小企業等に対するエネルギー利用最適化推進事業

工場・ビル等のエネルギーの管理状況を診断し、省エネ取組や再エネ導入に関するアドバイスを行うエネルギー利用最適化診断の費用の一部を国が支援します。また、省エネや再エネ導入に係る相談に対応できる支援拠点（地域プラットフォーム）を全国に設置し、省エネによるエネルギーコスト削減や、再エネ導入等に向けた事業者の取り組みについて、エネルギー使用状況の把握から計画の策定・実施見直しまで、経営状況も踏まえつつ一貫して支援します。

■予算額

8 億円

4. 省エネルギー設備投資に係る利子補給金助成事業費補助金

事業所における省エネ設備の新設・増設等に際し、民間金融機関等から融資を受ける事業者に対し、融資に係る利子補給を行います。

■予算額

12 億 3,000 万円

■補助率

利子補給金 1.0%以内

5. 環境・エネルギー対策資金（省エネルギー関連）

法定耐用年数を超過した既存設備を更新・増強するために省エネ設備等を導入する中小企業者等に対して、政府系金融機関から低利融資を行います。

ご利用方法

お問い合わせ先記載の連絡先にお問い合わせください。

お問い合わせ先

1～4. 資源エネルギー庁 省エネルギー課 電話：03-3501-9726

5. 株式会社日本政策金融公庫（日本公庫） 事業資金相談ダイヤル 電話：0120-154-505

『効果的な共同研究および実用化のための『CIP』』

CIP(技術研究組合)制度

企業と企業、企業と大学などが、共同で研究を進める時に、法人格を有することや税制上の優遇措置がある等の特徴を持つ、CIP(技術研究組合)制度があります。

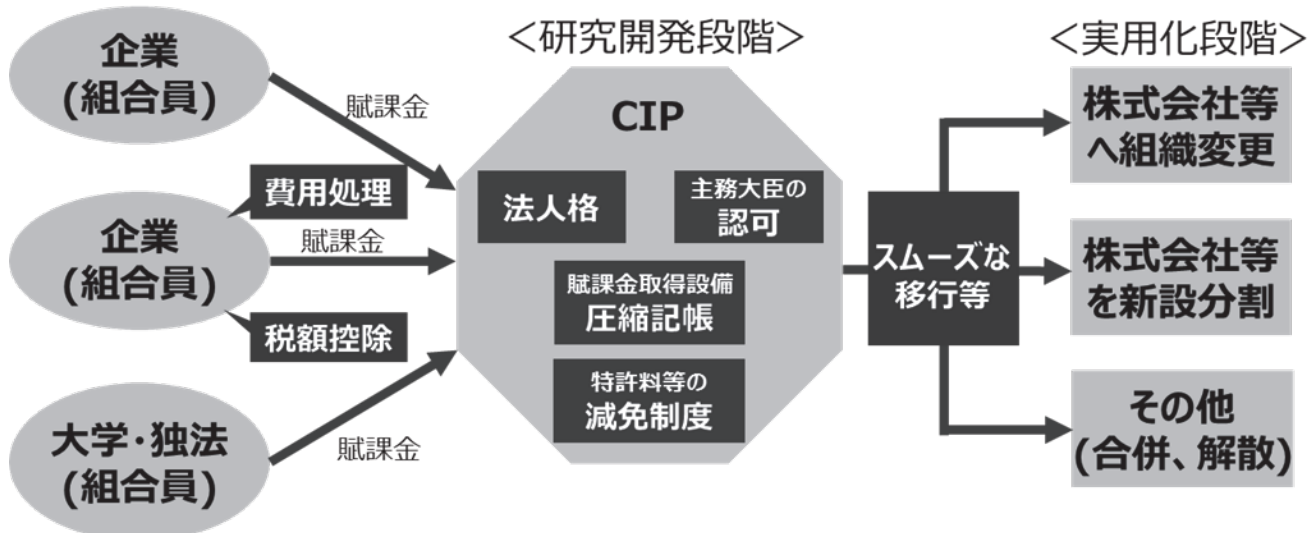
対象となる方

企業、大学、公的研究機関等との共同研究をお考えの事業主 等

支援内容

本制度は、各企業や大学・公的研究機関等が組合員となって CIP を設立し、事業を実施するために必要な資金、知的財産、研究者等を出し合っ、組合員に共通する技術課題について共同研究を行うためのものです。具体的な特徴として次があります。

- ① 法人格を有していること
- ② 賦課金を支払う組合員について優遇税制(研究開発税制)が適用されること
- ③ CIP が調達する試験研究用資産について優遇税制(圧縮記帳)が適用されること
- ④ 要件を満たした場合、特許料等の減免制度の利用が可能であること
- ⑤ 株式会社への移行など柔軟な組織変更が可能であること



ご利用方法

詳しくは、以下の窓口までお問い合わせください。

お問い合わせ先

経済産業省 産業技術環境局 技術振興・大学連携推進課

E-Mail: C.I.P ■ meti.go.jp

※上記の「■」の記号を「@」に置き換えてください



URL: https://www.meti.go.jp/policy/tech_promotion/kenkyuu/kenkyuindex.html

『技術相談、依頼試験・分析等の技術的な支援を受けたい』

公設試験研究機関（公設試）

技術相談、依頼試験・分析、受託・共同研究などの技術的な支援を受けることができます。

対象となる方

個人および法人で事業を営まれる方

支援内容

※機関によって利用条件等が異なります。詳細は各機関にお問い合わせください。

技術相談・技術指導

事業者が抱える工業技術等に関する課題について、質問・相談をすることができます。

機器・設備の利用

公設試験研究機関が持つ各種機器・設備を利用することができます。

依頼試験・分析

公設試が事業者から依頼を受け、提出されたサンプルの品質検査、性能試験、成分分析などを行います。

受託・共同研究

公設試が事業者から委託を受け、新製品・新技術開発等に必要な研究や試験を実施します。また、必要に応じて国の研究機関である産業技術総合研究所や大学等との連携を支援します。

人材育成

技術からマネジメントまで、種々の講習会、研修制度等により事業者の人材育成を支援します。



ご利用方法

各公設試験研究機関に直接お問い合わせいただくか、各都道府県の「よろず支援拠点」にお問い合わせください。以下の全国鉱工業公設試験研究機関保有機器・研究者情報検索システムから公設試が保有する機器や所属する研究者の情報を一括検索できます。

参照情報

全国鉱工業公設試験研究機関保有機器・研究者情報検索システム

URL: <https://www.meti.go.jp/kousetsushi/top>



お問い合わせ先

「産業技術連携推進会議」加盟試験研究機関一覧

URL: <https://regcol.aist.go.jp/sgr/kikan/>

都道府県等の中小企業担当課（巻末お問い合わせ先一覧参照）



『創業資金を借りたい』 新創業融資制度

これから創業する方や税務申告を2期終えていない方が、事業計画(ビジネスプラン)等の審査を通じ、無担保・無保証人で融資を受けることができます。

対象となる方

次の(1)～(2)のすべての要件に該当する方

(1)対象者の要件

新たに事業を始める方、または事業開始後税務申告を2期終えていない方であって、新たに営もうとする事業について、適正な事業計画を策定しており、当該計画を遂行する能力が十分であると認められる方

(2)自己資金要件

新たに事業を始める方、または事業開始後税務申告を1期終えていない方は、創業時において創業資金総額の10分の1以上の自己資金(事業に使用される予定の資金をいいます。)を確認できる方。

ただし、「現在お勤めの企業と同じ業種の事業を始める方」、「産業競争力強化法に定める認定特定創業支援等事業を受けて事業を始める方」等に該当する方は、本要件を満たすものとみなす場合もございます。

支援内容

■貸付機関

株式会社日本政策金融公庫(国民生活事業)、沖縄振興開発金融公庫

■貸付限度額

【日本公庫(国民生活事業)】3,000万円(運転資金は1,500万円)

■貸付期間

各種融資制度に定める貸付期間以内

■担保・保証条件

原則として、無担保・無保証人

ご利用方法

申込み時に各機関に必要な書類を提出して下さい。

必要書類については各機関にお問い合わせ下さい。

ビジネスプランの内容、自己資金の要件等について各機関が審査します。

お問い合わせ先

株式会社日本政策金融公庫(日本公庫)

国民生活事業(個人企業・小規模企業向け事業資金)

事業資金相談ダイヤル:0120-154-505

沖縄振興開発金融公庫 電話:(098)941-1830

『創業資金を借りたい』 創業支援貸付利率特例制度

これから創業する方や税務申告を 2 期終えていない方に利率の引き下げを通じて創業を支援する融資制度です。

対象となる方

新規開業しようとする者または新規開業後税務申告を 2 期終えていない方

支援内容

■ 貸付機関

株式会社日本政策金融公庫(国民生活事業)、沖縄振興開発金融公庫

■ 貸付限度額

【日本公庫(国民生活事業)】各貸付制度に規定する貸付限度額

■ 貸付利率

各貸付制度に規定する貸付利率から 0.65%を控除した利率

ただし、雇用の拡大が見込まれる場合は 0.9%を控除した利率

■ 貸付期間

各種融資制度に定める貸付期間以内

ご利用方法

申込み時に各機関に必要な書類を提出してください。

必要書類については各機関にお問い合わせください。

お問い合わせ先

株式会社日本政策金融公庫(日本公庫)

事業資金相談専用ダイヤル:0120-154-505

沖縄振興開発金融公庫 電話:(098)941-1830

『女性、若者、高齢者向けの創業資金を借りたい』

女性、若者／シニア起業家支援資金

女性、若者、高齢者のうち新規開業しようとする方、または新規開業して概ね7年以内の方に利率の引き下げを通じて創業を支援する融資制度です。

対象となる方

女性、若者(35歳未満)、高齢者(55歳以上)の方であり、新規開業しようとする方、または新規開業して概ね7年以内の方

支援内容

■ 貸付機関

株式会社日本政策金融公庫(中小企業事業)(注)、沖縄振興開発金融公庫

(注)国民生活事業では、新規開業支援資金にて女性、若者、高齢者の創業を支援しております。
詳しくは、新規開業支援資金をご確認ください。

■ 貸付限度額

【中小企業事業】7億2,000万円(運転資金は2億5,000万円)

■ 貸付利率

- (1) 運転資金及び設備資金(土地取得資金を除く。)特別利率①(基準利率から0.4%引き下げ)
- (2) 技術・ノウハウ等に新規性がみられる方の運転資金及び設備資金(土地取得資金を除く。)特別利率①、②(基準利率から0.65%引き下げ)、③(基準利率から0.9%引き下げ)
- (3) 地方創生推進交付金を活用した起業支援金及び移住支援金の交付決定を受けて新規開業しようとする方又は新規開業して概ね7年以内の方の運転資金及び設備資金(土地取得資金を除く。)特別利率③(起業支援金の交付決定を受けて新規開業しようとする方又は新規開業して概ね7年以内の方については、特別利率②)
- (4) 土地取得資金 基準利率

■ 貸付期間

設備資金 20年以内(うち据置期間2年以内)

運転資金 7年以内(うち据置期間2年以内)

ご利用方法

申込み時に各機関に必要書類を提出して下さい。
必要書類については各機関にお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先

株式会社日本政策金融公庫(日本公庫)

事業資金相談専用ダイヤル:0120-154-505

沖縄振興開発金融公庫 電話:(098)-941-1830

『女性、若者、高齢者の方や創業に再チャレンジする方など、幅広い方の創業を支援します』

新規開業支援資金

新規開業しようとする方、または新規開業して概ね 7 年以内の方に、貸付利率等に特例を設けることで、幅広い方の創業を支援する融資制度です。

対象となる方

新規開業しようとする方、または新規開業して概ね 7 年以内の方

支援内容

■ 貸付機関

株式会社日本政策金融公庫(国民生活事業)、沖縄振興開発金融公庫

■ 貸付限度額

【日本公庫(国民生活事業)】7,200 万円(うち運転資金 4,800 万円)

■ 貸付利率

基準利率

(1) 女性、若年者(35 歳未満)または高齢者(55 歳以上)の方の運転資金及び設備資金(土地取得資金を除く。)は、特別利率①(基準利率から 0.4%引き下げ)

(2) 「中小企業の会計に関する基本要領」又は「中小企業の会計に関する指針」を適用している又は適用する予定の方であって、一定の要件に該当する方の運転資金及び設備資金は、特別利率①

(3) 技術・ノウハウ等に新規性がみられる方の運転資金及び設備資金(土地取得資金を除く。)は、特別利率①、②(基準金利から 0.65%引き下げ)、③(基準金利から 0.9%引き下げ)

(4) 地方創生推進交付金を活用した起業支援金及び移住支援金の交付決定を受けている方の運転資金及び設備資金(土地取得資金を除く。)は、特別利率③(起業支援金の交付決定を受けている方は、特別利率②)

上記の他、一定の要件に該当する方は、特別利率をご利用いただけます。

詳しくは、各機関にお問い合わせ下さい。

■ 貸付期間

設備資金 20 年以内(うち据置期間 2 年以内)

運転資金 7 年以内(うち据置期間 2 年以内)

ただし、廃業歴等を有する方など一定の要件に該当する方は、運転資金 15 年以内(うち据置期間 2 年以内)

ご利用方法

申込み時に各機関に必要書類を提出して下さい。

必要書類については各機関にお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先

株式会社日本政策金融公庫(日本公庫)

国民生活事業(個人企業・小規模企業向け事業資金)

事業資金相談ダイヤル:0120-154-505

沖縄振興開発金融公庫 電話:(098)941-1830

『創業支援等の取組を支援してほしい』

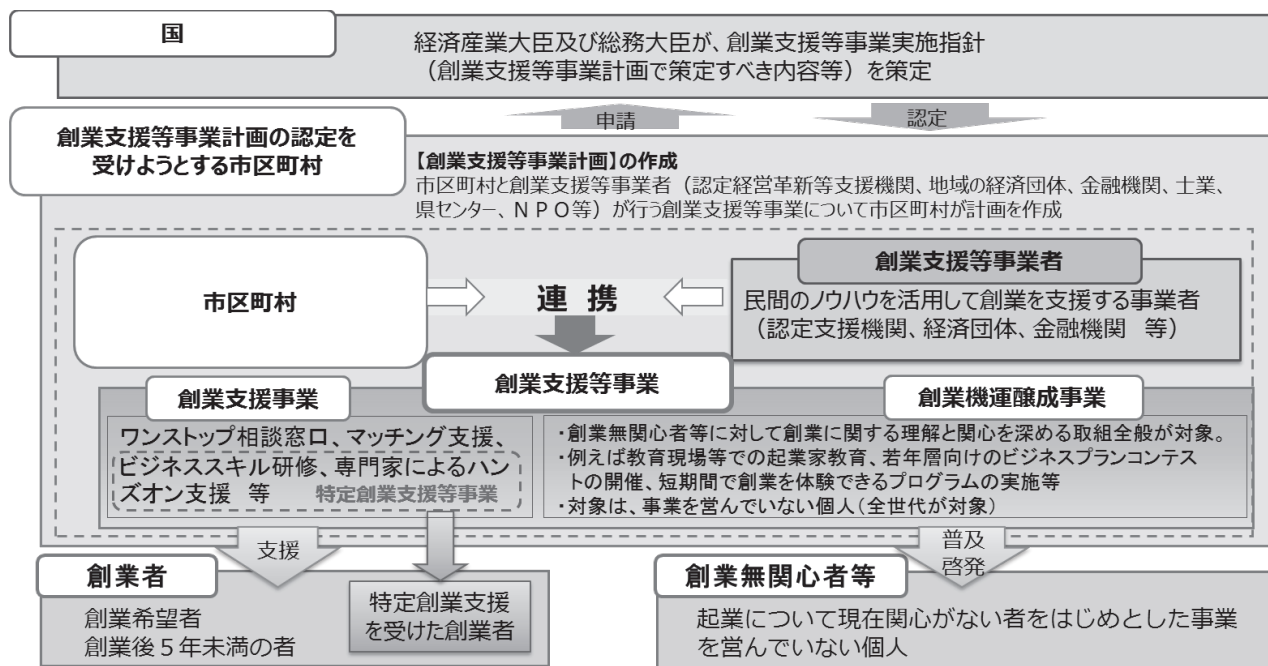
産業競争力強化法に基づく創業支援

経営指導、ビジネススキル研修、経営力向上セミナー等の創業支援等の取組を市区町村と連携して行う事業者を支援します。また、市区町村と創業支援等の取組を行う事業者が行う、経営、財務、人材育成、販路開拓の知識が身につく、継続的な創業支援を受けることで、創業者の方も、各種支援措置を受けることができます。

対象となる方

産業競争力強化法に基づく認定創業支援等事業計画に関して(1)、(2)に該当する者

- (1) 市区町村と連携して経営指導、ビジネススキル研修、経営力向上セミナー等の創業支援や起業家教育、ビジネスプランコンテスト等の創業機運醸成事業の取組を行う事業者
- (2) 市区町村・創業支援等事業者が行う、経営、財務、人材育成、販路開拓の知識が身につく、継続的な相談支援や創業セミナー等(特定創業支援等事業)を受けた創業者



支援内容

(1) 創業支援等事業者

産業競争力強化法に基づく認定を受けた創業支援等事業計画に従い、市区町村と連携して創業支援等に取り組む創業支援等事業者は、以下の支援施策をご利用になれます。

① 信用保証の特例

創業支援等事業者のうち、NPO 法人、一般財団法人、一般社団法人に対して、信用保証協会が 8,000 万円までの無担保の信用保証を実施します。

② 中小機構による情報提供

中小機構は、創業支援等事業者の依頼に応じて、創業支援等事業に関する情報の提供を行います。

(2) 特定創業支援等事業を受けた創業者

産業競争力強化法に基づく特定創業支援等事業を受けた創業者は、以下の支援施策をご利用になれます。

① 登録免許税の軽減

特定創業支援等事業の支援を受けて、創業を行おうとする者または創業した日以後 5 年を経過していない個人が、会社を設立する際、登記にかかる登録免許税が軽減(株式会社または合同会社の場合は資本金の 0.7%→0.35%※、合名会社または合資会社の場合は 1 件につき 6 万円→3 万円)されます。

※最低税額の場合、株式会社設立は 15 万円が 7.5 万円、合同会社設立は 6 万円が 3 万円にそれぞれ減額されます。

② 創業関連保証の特例

無担保、第三者保証人なしの創業関連保証が、事業開始 6 か月前(従来は創業 2 か月前)から利用の対象になります。

③ 日本政策金融公庫の融資制度

創業前または創業後税務申告を 2 期終えていない事業者に対する融資制度である新創業融資制度について、自己資金要件を撤廃します。

ご利用方法

(1) 産業競争力強化法に基づく創業支援等事業計画を市区町村と連携して作成し、各地域の経済産業局にご相談ください。

(2) 最寄りの市区町村において、創業支援等事業計画が認定されているかご確認ください。
創業支援等事業計画の認定状況は、中小企業庁ウェブサイトに掲載しています。



URL: <https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/chiiki/index.html>

お問い合わせ先

- ・各経済産業局 産業技術革新課等(巻末お問い合わせ先一覧参照)
- ・中小企業庁 創業・新事業促進課 電話:03-3501-1767

『ベンチャー企業を立ち上げ、株式市場への上場を目指したい』 起業支援ファンド

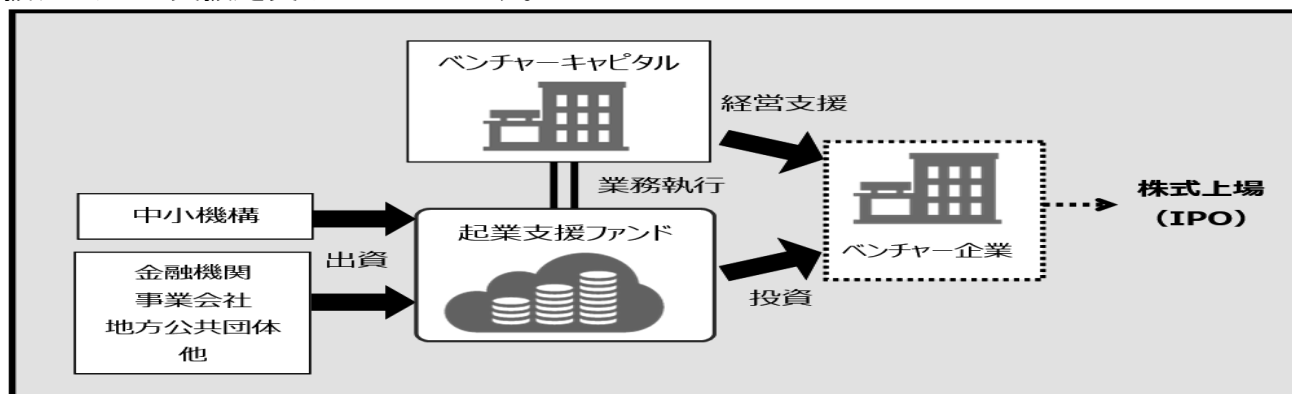
国内の創業または成長初期段階にある有望なベンチャー企業(中小企業)が新事業等に取り組む際、ファンドによる資金提供および経営支援を受けることができます。

対象となる方

国内の創業または成長初期段階にある設立 5 年未満の有望なベンチャー企業等で、民間のベンチャーキャピタル(VC)が運営するファンドから投資や経営支援を受けることを希望される方。

支援内容

民間の VC が運営するファンドに対して、独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下「中小機構」という。)が出資(ファンド総額の 2 分の 1 以内)を行うことで、ファンドの組成を促進し、創業または成長初期段階にあるベンチャー企業等への投資機会の拡大を図っています。
これらのファンドからは、主に株式や新株予約権付社債の取得による資金提供や踏み込んだ経営支援(ハンズオン支援)を受けることができます。



ご利用方法

ファンドからの投資を希望される方は、中小機構ウェブサイトの「ファンド検索」からご希望の VC へ直接ご相談いただくか、下記までお問い合わせください。ファンドからの投資を受けるためには、ファンドを運営する VC の審査が必要となります。

中小機構では、ファンド組成を希望される VC の方のご相談も受け付けております。

お問い合わせ先

独立行政法人中小企業基盤整備機構 ファンド事業部 電話:(03)5470-1672

起業支援ファンドは、次の中小機構ウェブサイトの「ファンド検索」にてご覧いただけます。



URL:https://www.smrj.go.jp/fund_search/cgi-bin/search.cgi

『自己資本の充実に関する支援策について知りたい』 中小企業投資育成株式会社による投資

中小企業は中小企業投資育成株式会社による株式、新株予約権、新株予約権付社債の引受け、コンサルティングを通じて、中小企業の自己資本の充実とその健全な成長発展を図ることができます。

対象となる方

資本金の額が3億円以下の株式会社または資本金の額が3億円以下の株式会社を設立しようとする方。

なお、以下の法律(※)に基づく特例による新規投資の場合は、資本金の額が3億円を超えるものであっても投資対象になります。

※中小企業労働力確保法、流通業務の総合化および効率化の促進に関する法律、新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法、大学等技術移転促進法、中小企業等経営強化法、農林漁業バイオ燃料法、アジア拠点化推進法、下請中小企業振興法、産業競争力強化法、中心市街地活性化法、地域未来投資促進法、生産性向上特別措置法、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律、沖縄振興特別措置法

基本的に業種は問いませんが、公序良俗に反する事業や投機的な事業を行う企業は支援対象外となります。

支援内容

中小企業投資育成株式会社から以下の投資を受けることができます。(投資に際しては、中小企業投資育成株式会社による審査があります。)

■投資事業

- (1)株式会社の設立に際して発行される株式の引受け
- (2)増資に際して発行される株式の引受け
- (3)新株予約権の引受け
- (4)新株予約権付社債の引受け

なお、必要に応じて、対象となる企業が保有する自己株式の取得や追加投資を受けることができます。

投資資金は担保が不要な長期安定資金であり、設備投資や研究開発に活用することができます。また、企業の将来性を評価して投資を行っている投資育成制度を利用することは、単なる資金調達だけでなく、取引先や金融機関等に対する信用力向上が期待できます。

■育成事業(コンサルティング事業)

中小企業投資育成株式会社は、株式、新株予約権、新株予約権付社債を引き受けている投資先企業の信頼できるパートナーとして、以下の支援を行います。

○経営権安定化

長期安定株主として協力し、分散した株主構成の改善など、一層の安定した経営体制作りをお手伝いします。

○株式上場支援

中立的な立場から、資本政策の立案や内部管理体制の整備などの株式上場準備をサポートします。

○ビジネスマッチング

投資先企業経営者が会するセミナー・勉強会の開催により、相互啓発・異業種交流の場を提供します。販路拡大や業務提携などに繋がるケースもあります。

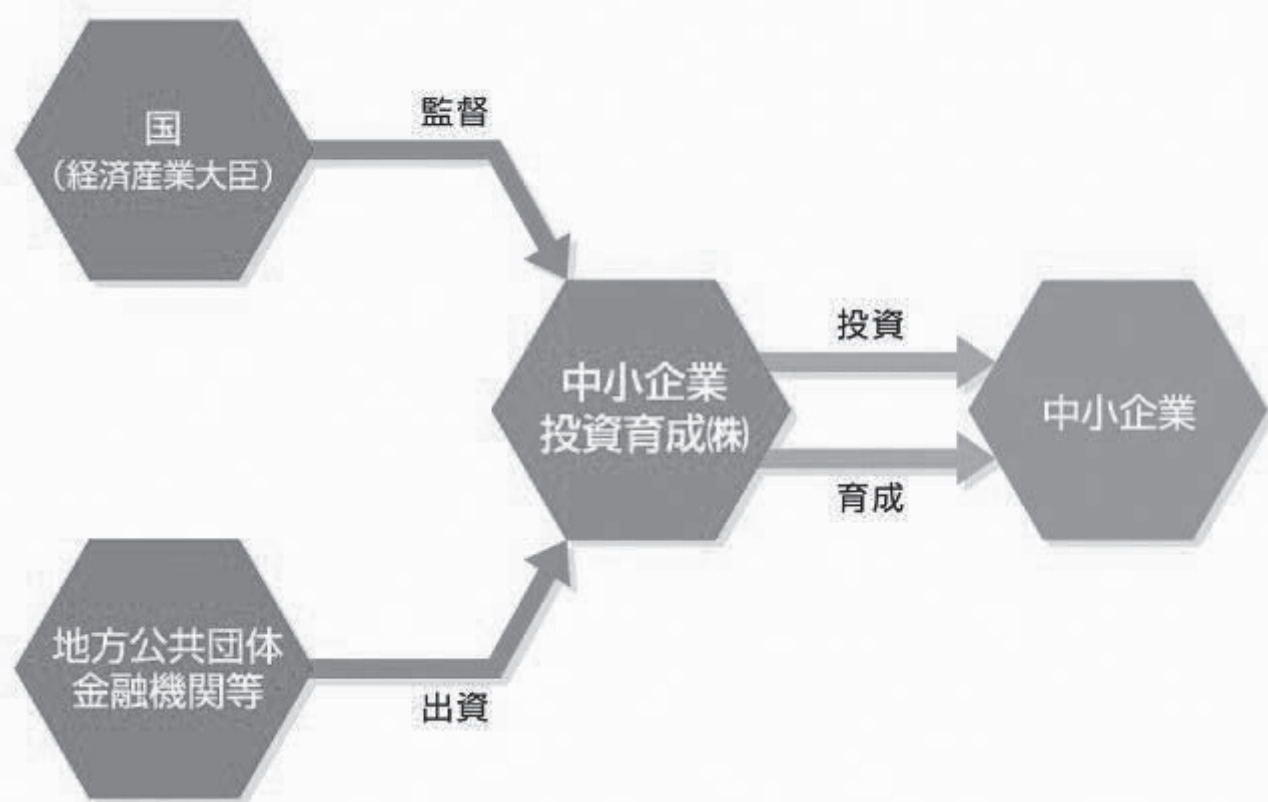
○人材育成支援

テーマ別、階層別に多様な研修を提供しており、計画的な人材育成・教育を実施することができます。

○事業承継支援

長期安定株主として、次世代の経営者への経営体制をバックアップします。また、豊富なメニューで後継者育成等もお手伝いします。

【投資育成制度の仕組み】



ご利用方法

中小企業投資育成株式会社に相談・申込みをいただいた後、審査を経て投資の可否が決定されます。

お問い合わせ先

東京中小企業投資育成株式会社 電話：本社 03-5469-1811

名古屋中小企業投資育成株式会社 電話：本社 052-581-9541

大阪中小企業投資育成株式会社 電話：本社 06-6459-1700、九州支社 092-724-0651

『多くのお金と時間のかかる研究開発型スタートアップ企業を支援します』

研究開発型スタートアップ支援事業

成長の可能性を秘めた研究開発型スタートアップ企業に対して、ベンチャーキャピタル(以下「VC」という。)等の協力を得ること等を条件に、新エネルギー・産業技術総合開発機構(以下「NEDO」という。)を通じて実用化開発、共同研究費等を支援します。支援内容は、スタートアップ企業の事業ステージごとに、①SBIR 制度に基づく支援、②シード期成長支援(STS)、③事業化支援(PCA)の3種類です。

対象となる方

1. SBIR 制度に基づく支援

研究開発型スタートアップ企業および中小企業等

2. シード期成長支援(STS)

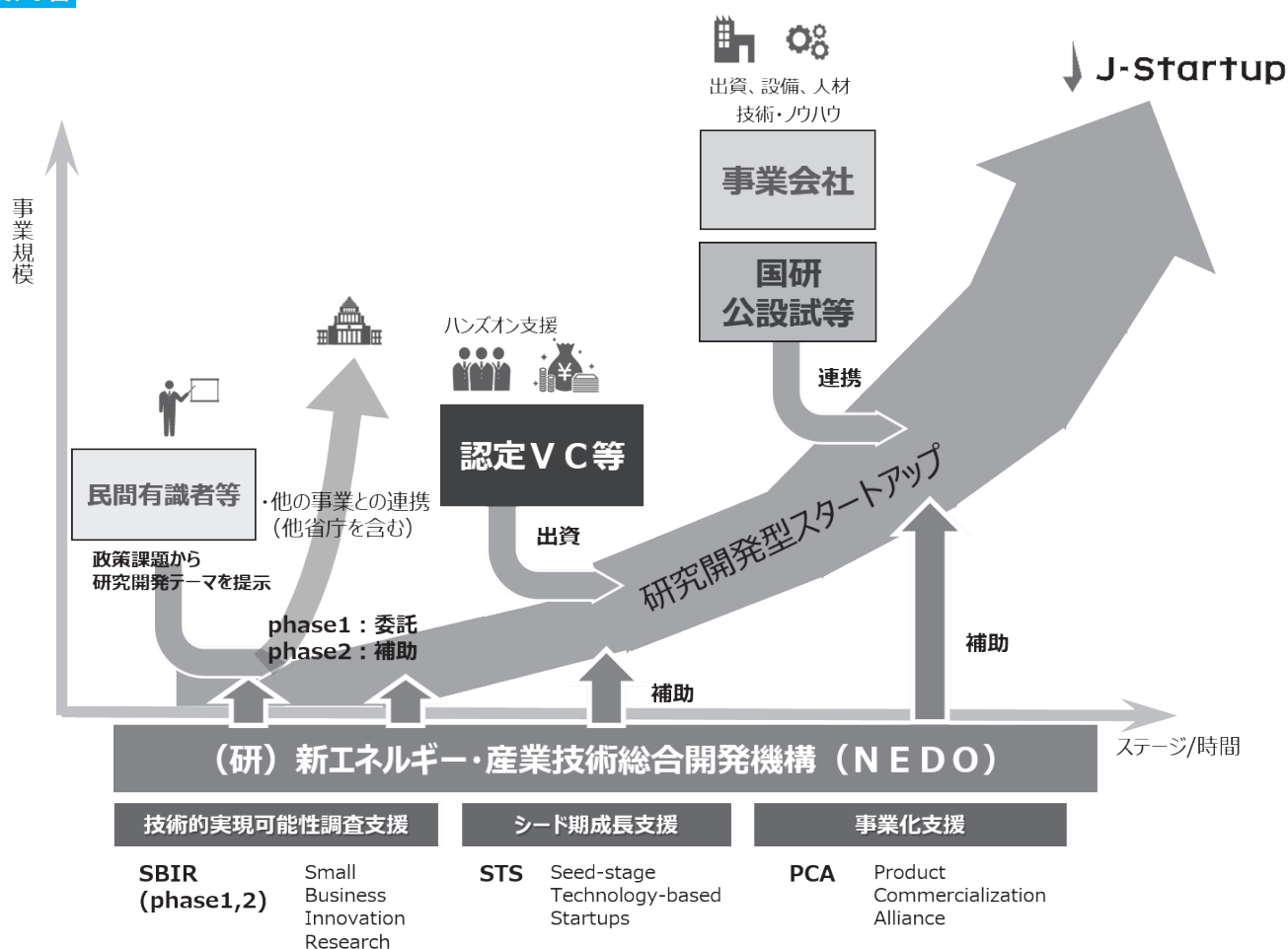
NEDO 認定 VC から出資を受ける研究開発型スタートアップ企業※

3. 事業化支援(PCA)

数年以内の製品実用化・事業化を目指す研究開発型スタートアップ企業※

※対象者条件の詳細は各事業の公募要領を確認ください。

支援内容



1. SBIR 制度に基づく支援

- ・ SBIR(Small Business Innovation Research) 制度とは研究開発型スタートアップ企業・中小企業等によるイノベーションの創出を促進する制度のこと。
- ・ 民間有識者等(プログラムマネジャー) の知見も活用しつつ、政策課題から研究開発型スタートアップ企業に適した研究開発テーマを設定し、研究開発計画の実現可能性調査を支援。
- ・ 本事業において研究開発計画の実現可能性調査を支援した事業者が、研究開発や事業化を行うに際しては、本事業のみならず、各省庁が行う関連事業と連携するなど、関係する府省庁間において横断的・一体的な支援を実施。

2. シード期成長支援(STS)

- ・ シード期の研究開発型スタートアップ企業が、シーズ技術の強化と次の資金調達に繋げるために行う実用化開発、試作品制作等を支援
- ・ 補助金額

(A) 最大 7,000 万円(補助率 3 分の 2)

(B) 最大 2 億円(補助率 3 分の 2)

- ・ 認定 VC によるハンズオン支援

3. 事業化支援(PCA)

- ・ 研究開発型スタートアップ企業が、技術シーズを事業化に結びつけるために行う事業化開発、共同研究、実証研究開発等を支援。
- ・ 補助金額
最大 2 億 5,000 万円(補助率 3 分の 2)

ご利用方法

1. SBIR 制度に基づく支援

- ・ NEDO が内閣府ガバニングボードにより決定された研究開発課題に取り組む研究開発型スタートアップ企業および中小企業等を公募。
- ・ 段階(フェーズ)を設定し、その移行時の審査を実施しつつ、概念実証や実現可能性調査から実用化研究開発、事業化に向けた準備に至るまで一貫した支援。

2. シード期成長支援(STS)

- ・ NEDO が創業期の研究開発型スタートアップ企業を支援する国内外の VC、シード・アクセラレーター等を公募、認定 VC として認定。
- ・ NEDO が認定 VC より出資(事業費の 3 分の 1 以上)を受ける研究開発型スタートアップ企業であることを条件に企業を公募。
- ・ 審査を経て採択された企業に対して、事業費のうち、3 分の 2 を補助。

3. 事業化支援(PCA)

- ・ NEDO が数年内の事業化を目指す研究開発型スタートアップ企業を公募。
- ・ 審査を経て採択された企業に対して、社会実装(量産化) 段階に至る実証研究開発等の事業費のうち、3 分の 2 を補助。

お問い合わせ先

新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO) イノベーション推進部 電話:(044)520-5173

経済産業省 技術振興・大学連携推進課 電話:(03)3501-1778

『創業等に必要なとなるオフィス・工場・研究室等を借りたい』

新事業支援施設(ビジネス・インキュベータ)による創業・ベンチャー支援

創業や新製品・新技術の研究開発を行う際、中小企業基盤整備機構等が運営する新事業支援施設(ビジネス・インキュベータ)を低廉な賃料で借りることができます。

対象となる方

オフィス・工場・研究室等を借りて、創業や新製品・新技術の研究開発等を予定している中小企業者やこれから創業しようとする個人などの方々。

支援内容

中小企業基盤整備機構は、起業家および第二創業に取り組む中小企業の皆様に支援すべく、全国で29のインキュベーション施設を展開しています。

インキュベーション施設では、事業スペースを提供する「ハード」と、インキュベーションマネージャー(IM)と呼ばれる常駐の専門家による成長・事業化を支援する「ソフト」の両面から新しいビジネスへの挑戦を応援します。

浜松インキュベーションキューブ



岡山大インキュベータ



ご利用方法

中小企業基盤整備機構が運営している施設については、中小企業基盤整備機構ウェブサイトよりご覧いただけます。

上記施設のほか、中小企業基盤整備機構が出資している第三セクターが運営している施設においてもオフィス・工場・研究室等を借りることができますので、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

全国のインキュベーション施設一覧(中小企業基盤整備機構ウェブサイト)



URL: <https://www.smrj.go.jp/incubation/index.html>

お問い合わせ先

＜中小企業基盤整備機構が運営しているインキュベーション施設について＞

中小企業基盤整備機構 本部 ベンチャー支援課 電話: 03-5470-1574

各地域本部・事務所

北海道 011-210-7471、東北 022-399-9031、関東 03-5470-1616、

北陸 076-223-5546、中部 052-201-3068、近畿 06-6264-8617、

中国 082-502-6311、四国 087-811-3330、九州 092-263-0302、沖縄 098-859-7566

＜中小企業基盤整備機構が出資する第三セクターが運営している施設について＞

中小企業基盤整備機構 本部 出資先第三セクター管理室 電話: 03-5470-1621

『自社の生産性を向上させたい』

中小企業等経営強化法(経営力向上計画)

中小企業・小規模事業者等による経営力向上に係る取組を支援します。事業者は事業分野別指針に沿って、「経営力向上計画」を作成し、国の認定を受けることができます。認定事業者は、税制や金融支援等の措置を受けることができます。

対象となる方

特定事業者等【中小企業等経営強化法第2条第6項】(施策により対象が異なるため詳細は別途記載)

○「特定事業者等」の規模

	・会社または個人事業主 ・医業、歯科医業を主たる事業とする法人(医療法人等) ・社会福祉法人 ・特定非営利活動法人
従業員数	2,000人以下

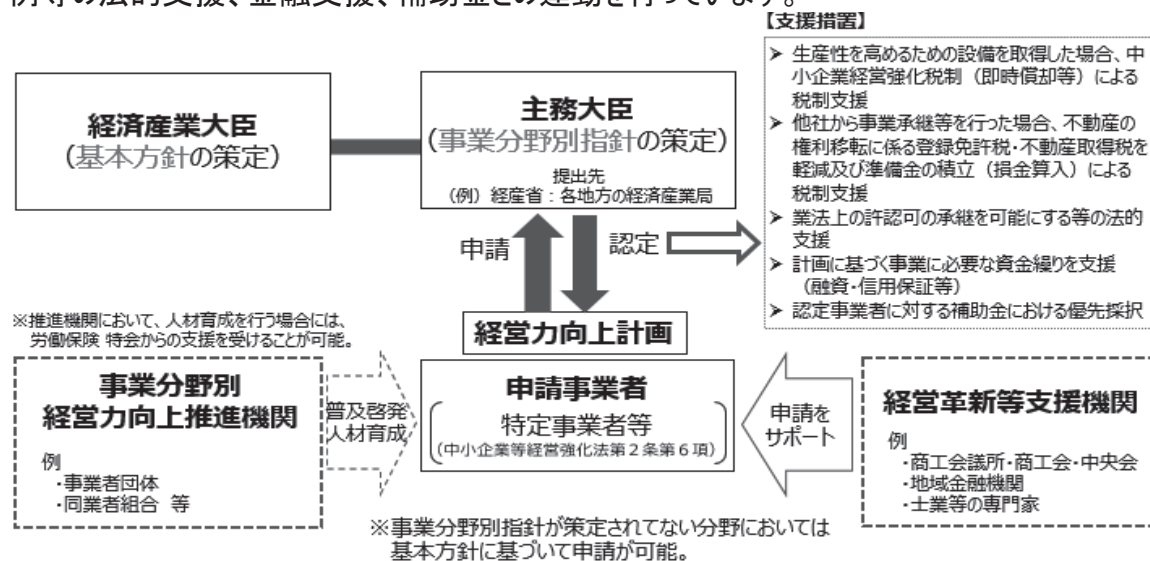
※従来対象とされていた「中小企業等」に該当するが、特定事業者等には該当しない場合(資本金10億円以下かつ従業員数2,000人を超える場合)も、令和5年3月31日までは「特定事業者等」とみなし経営力向上計画の認定対象となります。

支援内容

中小企業等の生産性を高めるための政策的な枠組みである「中小企業等経営強化法」が平成28年7月に施行しました。本法では、生産性向上策(営業活動、財務、人材育成、IT投資等)を業種毎に「事業分野別指針」として策定しています。

※令和4年3月までに製造業の他、卸・小売、外食・中食、旅館業、医療、介護、建設など21分野で策定済みです。

支援措置として、中小企業等強化税制(即時償却等)、事業承継等に係る登録免許税・不動産取得税の特例や準備金の積立(損金算入)による法人税の軽減、業法上の許認可の承継の特例等の法的支援、金融支援、補助金との連動を行っています。



中小企業等経営強化法に基づく各種の金融支援措置

政策金融機関の融資、民間金融機関の融資に対する信用保証、債務保証等により円滑な資金調達を支援します。

①日本政策金融公庫による融資

特定事業者向け

経営力向上計画の認定を受けた事業者が行う設備投資に必要な資金について、融資を受けられます。

○貸付金利

<中小企業事業>

基準利率(ただし、設備資金(土地及び建物に係る資金を除く)については、2億7,000万円を限度として特別利率②)

<国民生活事業>

基準利率(ただし、設備資金(土地及び建物に係る資金を除く)については、特別利率B)

※基準利率及び特別利率については、日本政策金融公庫のサイトをご参照ください。

②中小企業信用保険法の特例

特定事業者向け

特定事業者は、経営力向上計画の実行※にあたり、民間金融機関から融資を受ける際、信用保証協会による信用保証のうち、普通保険等とは別枠での追加保証や保証枠の拡大が受けられます。

※新事業活動に該当する事業及び M&A 等による事業承継(デューデリジェンスを含む)に限ります。

○保証限度額の別枠・保証枠の拡大

	通常枠	別枠
普通保険	2億円(組合4億円)	2億円(組合4億円)
無担保保険	8,000万円	8,000万円
特別小口保険	2,000万円	2,000万円
新事業開拓保険	2億円→3億円(保証枠の拡大)	
海外投資関係保険	2億円→3億円(保証枠の拡大)	

経営力向上計画において、一定の財務要件を満たすことの認定を受けた企業であって、事業承継等に必要な資金に係る信用保証の申込みにおいて保証申込み直前の事業年度決算においても一定の財務要件等を満たす場合には、経営者保証は不要です。

③中小企業投資育成株式会社法の特例

特定事業者向け

経営力向上計画の認定を受けた場合、通常の投資対象(資本金3億円以下の株式会社)に加えて、資本金額が3億円を超える株式会社(特定事業者)も中小企業投資育成株式会社からの投資を受けられます。

④日本政策金融公庫(中小企業事業)によるスタンドバイ・クレジット

特定事業者向け

経営力向上計画の認定を受けた特定事業者(国内親会社)の海外支店または海外子会社が、日本公庫の提携する海外金融機関から現地通貨建ての融資を受ける場合に、日本公庫が信用状を発行し、海外での円滑な資金調達を支援します。

○補償限度額

1 法人あたり最大 4 億 5,000 万円

○融資期間

1～5 年

⑤日本政策金融公庫(中小企業事業)によるクロスボーダーローン

特定事業者向け

経営力向上計画の認定を受けた特定事業者(国内親会社)の海外子会社は、経営力向上計画等の実施に必要な設備資金及び運転資金について、直接融資を受けられます。

○貸付金利

基準利率(ただし、4億円を限度として特別利率③)

※基準利率及び特別利率については、日本政策金融公庫のサイトをご参照ください。

⑥中小企業基盤整備機構による債務保証

特定事業者等向け
(特定事業者除く)

従業員2,000人以下の特定事業者等(※)が、経営力向上計画を実施するために必要な資金について、保証額最大25億円(保証割合50%、最大50億円の借入に対応)の債務の保証を受けられます。

※特定事業者は含まれません。

⑦食品等流通合理化促進機構による債務保証

特定事業者等向け

食品製造業者等は、経営力向上計画の実行にあたり、民間金融機関から融資を受ける際に信用保証を使えない場合や巨額の資金調達が必要となる場合に、食品等流通合理化促進機構による債務の保証を受けられます。

参考1.【特定事業者等の範囲について】

・特定事業者以外に、医薬・歯科医業を主たる事業とする法人(医療法人等)、社会福祉法人、特定非営利活動法人においても、従業員数2,000人以下の要件を満たす場合は、特定事業者等の範囲に含まれます。

参考2.【特定事業者の定義】

	製造業 その他	卸売業	小売業、 サービス業	政令指定業種 (※左記の業種のうち、特別に政令で基準を 定めている業種)
				ソフトウェア業、情報処理サービス業又は旅館業
従業員数	500人 以下	400人 以下	300人 以下	500人 以下

また、企業組合や協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会その他政令で定める組合、政令で定める要件に該当する一般社団法人についても、特定事業者と同様の支援措置を受けることができます。

ご利用方法

経営力向上計画申請プラットフォームより電子申請が可能(※)です。(<https://keieiryoku.go.jp/>)

※経済産業省及び一部の省庁あての申請に限られます。

申請手続き: 詳しくは、経営力向上計画相談窓口までお問い合わせください。

参照情報

中小企業等経営強化法

お問い合わせ先

経営力向上計画相談窓口

中小企業庁 事業環境部 企画課

電話: 03-3501-1957(9:30~12:00、13:00~17:00)

URL: <http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/>

※「経営力向上計画」で検索して下さい



『新たな販路・事業パートナーを見つけたい』 中小企業総合展(新価値創造展)

中小企業者が自ら開発した製品、技術、サービスを一堂に会し展示することにより、国内または海外展開を見据えた販路開拓、市場創出、業務提携といったビジネスマッチングを促進することを目的として、中小企業総合展(新価値創造展)を開催しています。

対象となる方

自ら開発した新製品やサービス等を広く紹介し、国内または海外展開を見据えた販路の拡大を考えている中小企業者等

(中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画の承認や、異分野連携新事業分野開拓計画の認定など、一定の条件を満たす企業は書類審査において評価の対象になります。)

支援内容

【概要】

中小企業者等が自ら開発した製品・技術・サービスを、展示・プレゼンテーションにより紹介し、販路拡大に繋げることができます。また、会場内には来場者との商談コーナーや中小企業支援機関による施策普及コーナー等も設置されます。

【新価値創造展 2022(第 18 回中小企業総合展 東京)】

開催場所:東京(東京ビッグサイト)

開催時期:令和4年12月14日～12月16日(リアル展示会)

令和4年12月1日～12月23日(オンライン展示会)

募集時期:令和4年7月以降

※ウェブサイト:<https://shinkachi-portal.smrj.go.jp/shinkachi2022/>



【中小企業総合展 in Gift Show / FOODEX】

民間専門展示会にゾーン出展するフェア in フェア方式の「中小企業総合展 in Gift Show / FOODEX」は、実施内容が確定次第、ウェブサイトに掲載します。

※展示会毎に出展可能な製品等分野が異なります。



※詳細はウェブサイトをご覧ください。(<https://www.smrj.go.jp/sme/market/exhibition/index.html>)

ご利用方法

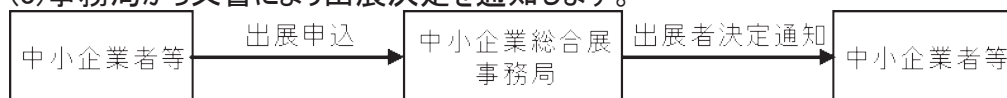
【手続の流れ】

(1)中小企業総合展(新価値創造展)事務局に出展申込書を提出して下さい。

※展示会毎に事務局が異なります。

(2)事務局において、応募者の中から書面審査により出展者を決定します。

(3)事務局から文書により出展決定を通知します。



お問い合わせ先

独立行政法人中小企業基盤整備機構 販路支援部 販路支援企画課 展示会事業担当
電話:(03)5470-1525

中小企業庁 創業・新事業促進課 電話:(03)3501-1767

『新たな取引先・ビジネスパートナーを見つけたい』 中小企業と国内外の企業とを繋ぐビジネスマッチングサイト

「J-GoodTech」

ビジネスマッチングサイト「J-GoodTech（ジェグテック）」を活用し、優れた製品・技術・サービス等を有する日本の中小企業と国内大手企業や海外企業との新たな取引や事業提携等を支援します。

対象となる方

国内外での技術提携や販路開拓など、広く事業展開を目指す中小企業

支援内容



ウェブサイト上での登録企業の情報検索、自社の製品・技術・サービス情報の発信、登録企業間でのビジネスコミュニケーションに加え、商談会の開催や専門家による仲介サポート等の支援を効果的に組み合わせることで効率的なマッチングを実現し、中小企業と国内大手企業や海外企業との新たな取引や事業提携を支援します。

ご利用方法

【登録手続きの流れ】

- (1) ジェグテック Web サイトの新規登録ページをご覧ください。
- (2) お申込ページに、自社の企業情報等を入力してください。
- (3) (独) 中小企業基盤整備機構で審査を行い、登録の結果をご連絡します。

お問い合わせ先

独立行政法人中小企業基盤整備機構 ジェグテック運営事務局 電話:03-5470-1538

E-mail:jgoodtech_cs2@smrj.go.jp



URL : <https://jgoodtech.smrj.go.jp/pub/ja/>

『商品・サービスの販路開拓に向けたマーケティングを支援して欲しい』

販路開拓コーディネート事業

優れた商品・サービスを持つ中小企業者の、マーケティング企画からテストマーケティング活動、売り上げ拡大のためのフォローアップまでを支援し、新たな市場開拓に繋がります。

対象となる方

- ・ 新市場における販路開拓が困難で、「事業・商品展開のためのマーケティング企画を検討したい」「テストマーケティングの実行により新事業展開・新規顧客開拓の可能性を見出したい」中小企業・小規模事業者。

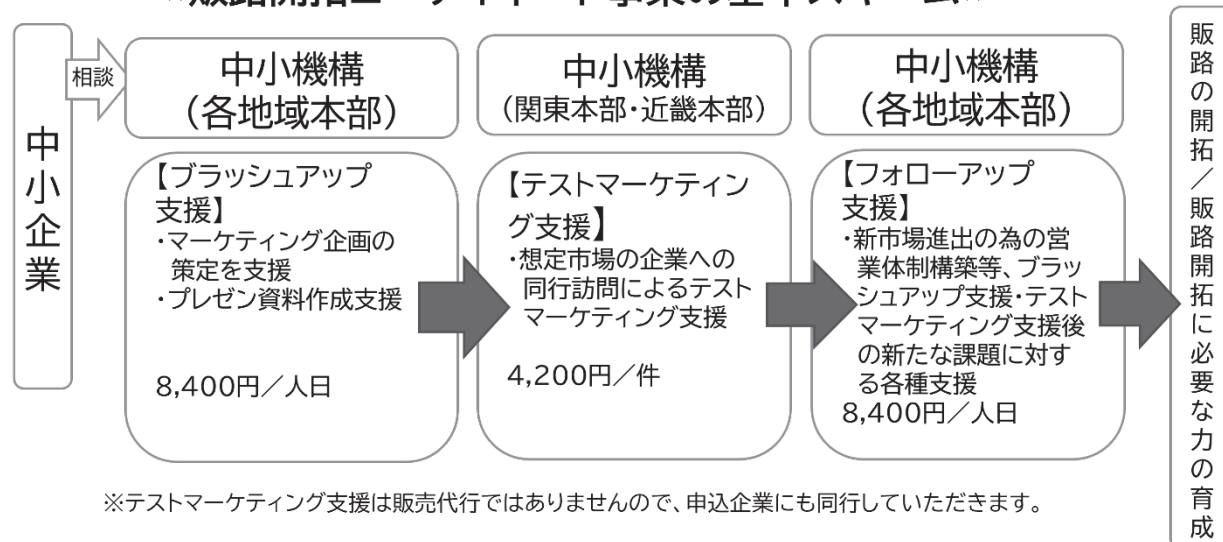
支援内容

優れた商品・サービスを持つ企業のマーケティング企画から、首都圏・近畿圏を舞台に想定市場の企業へのテストマーケティング活動までを支援します。商社・メーカー等出身で広範囲な販路ネットワークを持つ専門家が市場へのアプローチ等を支援します。

ご利用方法

- (1) 本事業の支援を希望する時は、中小機構の各地域本部に相談してください。
 - (2) 中小機構の地域本部は、支援内容（ブラッシュアップ支援、テストマーケティング支援、フォローアップ支援）に応じた専門家を選定し、支援を行います。その際、専門家の謝金の一部については、申込企業の負担となります。
- テストマーケティング支援においては、専門家は想定市場の企業への同行訪問を行います。
なお、中小機構が商品の販売代行、販売先紹介、取引斡旋を行うものではありません。申込企業にも同行をお願いします。

《販路開拓コーディネート事業の基本スキーム》



お問い合わせ先

独立行政法人中小企業基盤整備機構 各地域本部



URL: https://seido-navi.mirasapo-plus.go.jp/contact_lists/21

『組合等が抱える諸問題を解決したい』 中小企業組合等課題対応支援事業

中小企業組合や中小企業の方々が抱える課題を解決するために実施する調査・研究や販路開拓等の取組に必要な経費を補助します。

対象となる方

連携して事業を行う方(中小企業組合、技術研究組合、一般社団法人、共同出資会社、任意グループ等)

支援内容

中小企業者が単独では解決することが難しい課題(ブランド化戦略、規制緩和への対応、環境問題等)を解決するために、連携して取り組む販路開拓等の事業に必要な経費について補助を受けることができます。

また、事業の実施においては、中小企業団体中央会が課題解決に取り組む組合を積極的にサポートして、事業の成功を目指します。

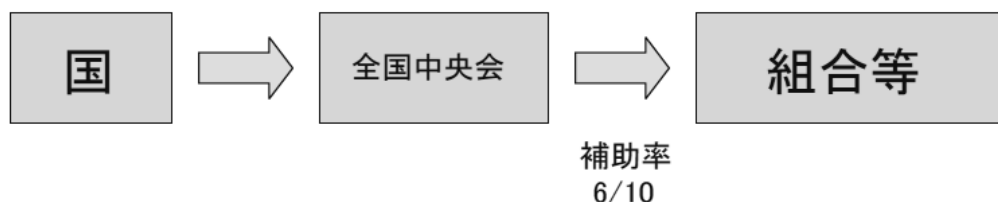
■補助率

10 分の 6

■活用事例

近隣県の組合同士の連携により、経費を大幅に削減(シングルポ阿南協同組合・協同組合庄原ショッピングセンター・協同組合ポルカ)

効率的かつ効果的な販売促進策を構築するため、他の類似した共同店舗の事業協同組合と連携して調査・研究を実施。お客様アンケートやポイントカードのデータ等から顧客ニーズを捉え、効果的な PR を実施し、参加した組合の中には、チラシコストの 30～40%削減に成功。



ご利用方法

- (1)全国中央会に対し、事業内容を提出し応募
- (2)全国中央会で、事業内容を審査し、交付対象を決定
- (3)全国中央会から、補助金受給
- (4)全国中央会に対し、事業成果を報告

お問い合わせ先

全国中小企業団体中央会 振興部 電話:(03)3523-4905



URL:<http://www.chuokai.or.jp>

『中小企業者同士の相互扶助や共同事業を行う組合を作りたい』 中小企業組合に対する助言、情報提供

中小企業の組合設立および連携組織化等に対する相談・助言や、中小企業の組合の運営に対する相談・情報提供を受けることができます。

対象となる方

- (1) 組合等を設立しようとする中小企業者、個人事業者
- (2) 中小企業組合（事業協同組合、企業組合、協業組合 等）

支援内容

中小企業は、規模が小さいことにより経営上様々な制約があり、個々の企業努力では解決困難な課題が多々あります。そこで、中小企業が経営基盤を強化していくためには、組合組織を活用して不足している経営資源を補っていくことが有効です。

例えば、市場を開拓するため共同で新たな販路の開拓を行う、知恵を結集して新技術の開発を行う、街全体でイベントを開催して地域の人々との連携を深める、共同で研修会を開催し組合員企業の人材の育成を図る、等様々な事業活動を行うことが可能になります。

中小企業組合はこうした取組みをとおして経営基盤の強化を可能とする制度です。

■主な中小企業組合の概要

事業協同組合

総数：約 28,000

新事業展開・経営革新を目指して事業を共同化

中小企業者が、新商品開発、生産・加工・販売等の事業を共同で行うことにより、事業者の経営革新、経営効率化等を図るための組合です。（構成員が主体性を維持し相互扶助の精神の下、共同事業により経営の効率化を図るものであるため法人税等が軽減されています。）

企業組合

総数：約 1,700

簡易な法人組織で創業

個人事業者や勤労者が1つの企業体となって事業活動を行う、いわば簡易な会社（ベンチャー企業）ともいべき組合です。なお、組合員は、個人以外（法人など）の者も加入が可能であり、多様なパートナーシップ組織として、個人等が創業する際に、活用しやすい制度です。

47都道府県にそれぞれ都道府県中小企業団体中央会、全国に全国中小企業団体中央会が設置されており、組合の設立支援、組合の運営に関する助言、組合に対する情報提供、組合員の事業の改善や発展のために組合が取り組む事業に対する補助を実施しています。

ご利用方法

お近くの中小企業団体中央会へお問い合わせください。

お問い合わせ先

各都道府県中小企業団体中央会



URL: <https://www.chuokai.or.jp/link/link-01.htm>

全国中小企業団体中央会 電話：03-3523-4901



URL: <http://www.chuokai.or.jp>

『企業間データ連携システムの導入を支援します』

中小企業共通 EDI

受発注業務などで、取引先の個別の都合で、異なる受発注手順により非効率な業務運営を強いられていた取引環境を改善するため、中小企業取引に最適化・標準化された企業間データ交換の仕組み(EDI)の導入を支援します。

対象となる方

受発注等業務の効率化を図る中小企業者等

支援内容

「企業間データ連携調査事業(※)」にて「中小企業共通 EDI 標準」の仕様を定め、関連資料を公表しています。

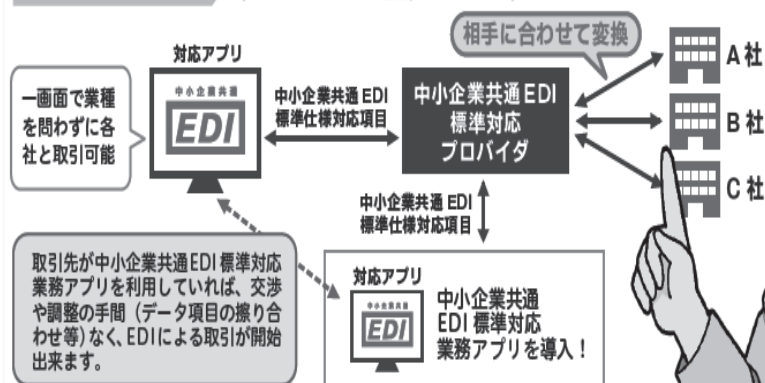
また、事業に参加した IT ベンダーを中心に、中小企業共通 EDI の普及推進を目的に結成された「つなぐ IT コンソーシアム」では、中小企業共通 EDI 仕様に対応した受発注システムの導入相談等を受け付けています。

※平成 28 年度第 2 次補正予算「経営力向上・IT 基盤整備支援事業(次世代企業間データ連携調査事業)」

中小企業共通 EDI を利用すれば、プロバイダ(通信接続業者)がデータを変換するので、取引先がそれぞれ異なる受発注仕様でも取引出来ます。

中小企業共通 EDI 標準仕様の掲載ホームページはこちら

https://www.itc.or.jp/datarenkei/_j_edi/firstedition.html
(IT コーディネータ協会ホームページ)



『中小企業共通 EDI』は、受発注での悩みを解消し、

コスト削減を強力にサポートします!!

ご利用方法

お問い合わせ先までご連絡ください。



お問い合わせ先

つなぐ IT コンソーシアム メールアドレス: info.tcons@itc.or.jp



URL: <https://tsunagu-it.com/cons/>

中小企業庁 経営支援課 電話: 03-3501-1763

『IT ツール・サービスの利活用を支援します』

認定情報処理支援機関(スマート SME サポーター)

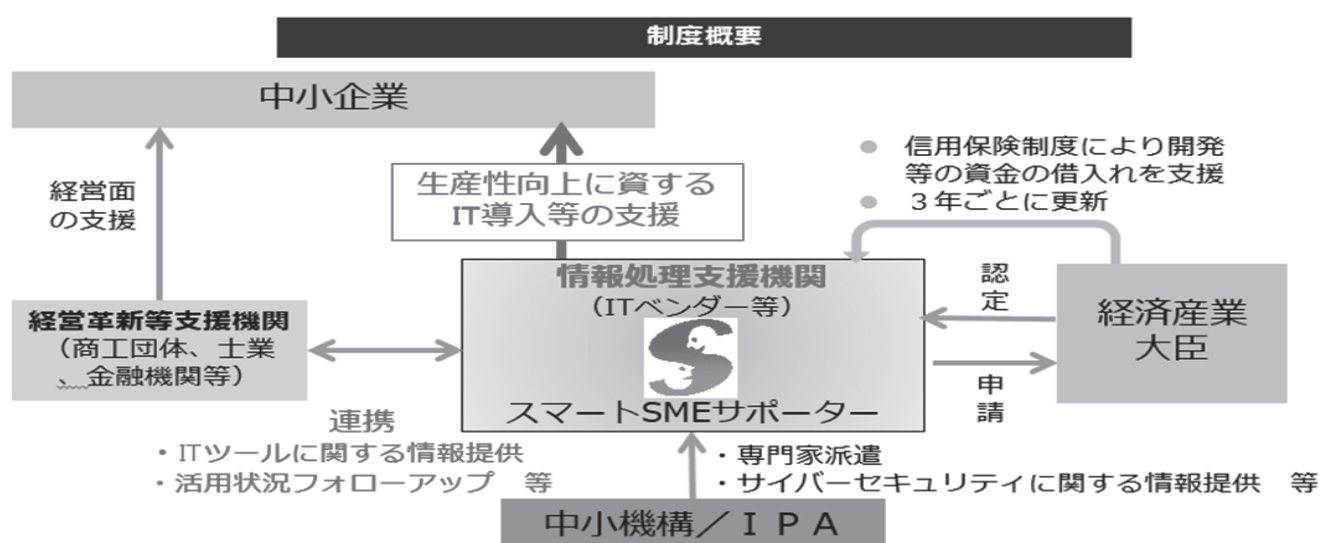
中小企業(SME)の生産性向上に役立つ最適な IT ツールを提供し、IT の利活用に係るアドバイスや情報提供等を行う者として認定を受けた認定情報処理支援機関(スマートSMEサポーター)が、IT の利活用を支援します。

対象となる方

IT を活用して経営能率の相当程度の向上を行おうとする中小企業者等

支援内容

IT 利活用(サイバーセキュリティ含む)に係る、指導、助言、情報の提供その他情報処理に関する支援を受けることができます。



ご利用方法

スマート SME サポーター検索サイトをご覧ください。
詳細は、下記お問い合わせ先までご相談ください。



お問い合わせ先

スマート SME サポーター問い合わせ窓口

電話: 0120-344-998

受付時間 平日 10:00~18:00(土・日・祝日及び 12 月 29 日~1 月 3 日を除く)

中小企業庁

技術・経営革新課(イノベーション課)

電話: 03-3501-1816

『ITの活用に関する情報を入手したい』 ITプラットフォーム・IT戦略ナビ・みらデジ

中小企業の生産性向上に関する経営課題を、IT導入等により解決いただき生産性の向上を実現いただくため、IT導入に関する各種情報発信、診断ツール提供を行います。

対象となる方

IT活用等により生産性向上に取り組む中小企業者、およびその支援者

支援内容

○ITプラットフォーム(ウェブサイト)による情報提供

- ・ 中小企業・小規模事業者が抱える経営課題をIT活用により解決に導くための情報をご提供します。
- ・ その一ツールである「ここからアプリ」では、簡易に導入可能な業務用のアプリ(クラウドサービス等)を、「業種」「目的」「導入事例」等の複数の検索方法からお探しいただけます。
- ・ また、導入事例や、アプリ解説動画等により、業務用のアプリを導入・活用いただくことによりどのようなメリットがあるか、アプリの種別ごとの特徴などをご紹介するほか、ご支援に役立つ支援機関向けの動画等もご覧いただけます。
- ・ IT導入に関する各種支援策等の情報や中小企業支援機関の皆様に向けた情報をご覧いただけます。



アプリ検索画面



アプリ解説動画

○ITプラットフォームに関する中小企業支援機関向け講習会の実施

中小企業支援機関の皆様へ、ここからアプリやIT戦略ナビ等のITプラットフォーム活用等に関する講習会を開催します。

○IT戦略ナビによる情報提供

- ・ (独)中小企業基盤整備機構が運営するウェブサイト上で、①「経営課題」、②「業務上の問題点」、③「取り組みたい事」の3ステップの質問に回答すると、IT活用による自社ビジネスの成功へのストーリーが1枚の図にまとめられ、「IT戦略マップ」として出来上がります。また、マップ作成後は、ITソリューション導入のモデルスケジュールである導入プランを作成できます。
- ・ IT戦略マップや導入プランの作成を通じて、自社課題の見える化、課題解決に役立つITソリューションの確認ができますので、目指す姿を社内でも共有するのに有効です。

○みらデジ(デジタル化診断事業)

- ・ デジタル化を通じた経営課題解決を目指す中小・小規模事業者や、事業者の取り組みを支援する各種機関の皆様にご活用いただけるコンテンツを集約したポータルサイト、「みらデジ」を開設しました。
- ・ 「みらデジ」では、中小・小規模事業者が、自身の経営課題やデジタル化の課題を明確化するために活用いただけるチェックツール、「みらデジ 経営チェック」を提供します。
- ・ また、「みらデジ リモート相談」窓口を整備し、チェック結果に基づく支援(専門家による相談対応や施策の紹介等)を行います。

ご利用方法

詳しくはウェブサイトをご覧ください。

ここからアプリ



IT戦略ナビ



みらデジ



お問い合わせ先

○ここからアプリ: 中小企業基盤整備機構 連携支援課 電話: 03-5470-1581

○IT戦略ナビ: 中小企業基盤整備機構 企業支援課 電話: 03-5470-1564

○みらデジ: 令和3年度 事業環境変化対応型支援事業(デジタル化診断事業)事務局

電話: 03-6262-6712(受付時間 平日9:00~17:00)

『中小企業の設備投資を支援します！』 先端設備等導入制度に基づく固定資産税の特例

市町村により先端設備等導入計画の認定を受けた中小企業の設備投資を支援します。認定を受けた中小企業の設備投資に対して、臨時・異例の措置として、地方税法における事業用家屋や償却資産に係る固定資産税の特例などを講じます。

対象となる方

中小企業者が一定期間内に労働生産性を一定程度向上させるため、先端設備等を導入する計画を策定し、新たに導入する設備等が存在する市町村の「導入促進基本計画」等に基づき認定を受けた者

(1) 一定期間

3 年間、4 年間または 5 年間

(※市町村が作成する導入促進基本計画で定めた期間による)

(2) 労働生産性

$$\frac{(\text{営業利益} + \text{人件費} + \text{減価償却費})}{\text{労働投入量}}$$

労働投入量

(労働者数又は労働者数 × 1人当たりの年間就業時間)

(3) 労働生産性の一定程度の向上

基準年度(直近の事業年度)末比で労働生産性が年平均 3%以上の向上

(4) 対象となる先端設備等

機械装置、器具備品、工具、ソフトウェア、建物附属設備、構築物、事業用家屋

(※市町村が作成する導入促進基本計画により異なる場合があります)

支援内容

(1) 固定資産税の特例

市町村の認定を受けた先端設備等導入計画に従って取得する先端設備等について、新たに固定資産税が課される年度から 3 年度に限り、軽減措置を受けることができます。(市町村が条例で定める税率(ゼロから 2 分の 1)が適用されます)

(2) 中小企業信用保証法の特例

→信用保証制度(<https://seido-navi.mirasapo-plus.go.jp/supports/623>)

ご利用方法

先端設備等導入計画を作成する際には、先端設備等の導入先の市町村にご相談ください。

お問い合わせ先

先端設備等導入計画について

先端設備等の導入先の市町村先端設備等導入計画担当課

制度について

中小企業庁 技術・経営革新課(イノベーション課) 電話:03-3501-1816

『自らJIS(規格)をつくり自社製品の魅力を高めたい』 販路開拓、売上拡大のための標準化活用支援

標準化(JIS作成)は戦略的に活用することにより、製品の販路開拓、売上拡大が期待できます。これまでJISは既存の業界団体等を通じて規格策定を行うことが慣行とされてきましたが、一企業でも規格策定を進めることができる制度(新市場創造型標準化制度)を設け、標準化の策定方法について相談できる窓口を全国に整備しています。

対象となる方

以下のような課題でお困りの企業経営に携わる皆さま

①製品の良さをうまく伝えることができていない。

新しい製品の場合、従来品と単純に比較することができず、製品の良さを客観的に伝えることが難しい。

②企業・製品への信頼度が不足している。

業界や用途によっては、安全性や品質が厳しくチェックされるため、信頼性を客観的に伝える必要がある。

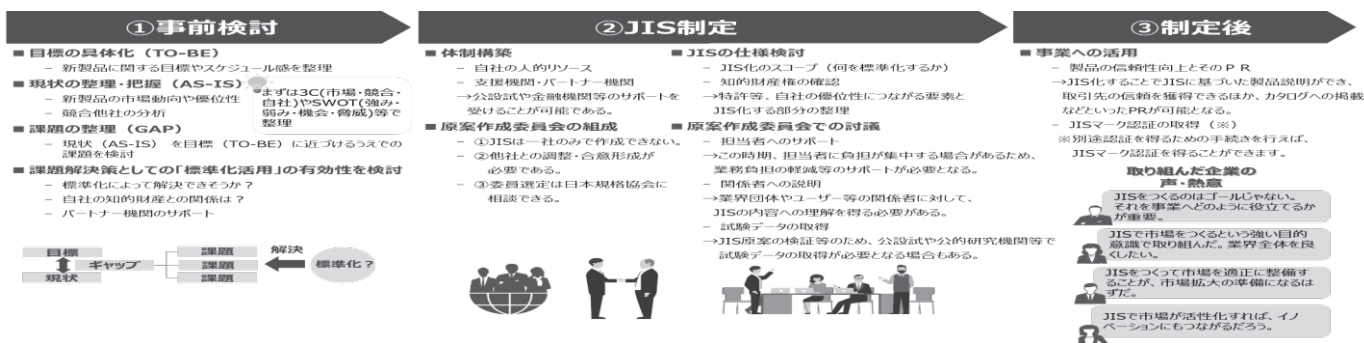
③新たな製品であるため、市場が未整備である

新しい市場では、様々な品質の製品が揃うため、市場全体への信頼性が低い。

支援内容

先端技術など、性能の客観的評価方法がなく、製品への信頼が得られにくいものを標準化(JIS)という共通の評価軸を策定することで、販路開拓、売上拡大につなげる支援をしています。相談窓口として地域に根差したパートナー機関を全国に整備しているほか、標準化アドバイザーを無料で派遣し、自社の標準化活用の有効性やJISの具体的な策定方法といったアドバイスを行います。

支援制度活用イメージ



参照情報

お近くのパートナー機関または(一財)日本規格協会にご相談ください。※「パートナー機関」で検索ください。

お問い合わせ先

新市場創造型標準化制度事務局

日本規格協会(JSA) 電話:050-1742-6025、E-MAIL:stad@jsa.or.jp

経済産業省 基準認証政策課 電話:(03)3501-9232(直通)、E-MAIL:shinshijo-partner@meti.go.jp

『自社の DX 実現に向けた様々な支援を受けたい』 地域 DX 促進活動支援事業

地域企業の経営・デジタルに関する専門的知見・ノウハウを補完し、地域ぐるみで地域企業の DX 実現を支援するため、産学官金の関係者が一体となった支援コミュニティ(以下、「地域 DX 推進コミュニティ」といいます。)が、DX 実現を目指す地域企業に対して各種支援活動を実施します。

対象となる方

地域 DX 推進コミュニティからの支援を受けることを希望する地域企業は、各コミュニティが定める募集方法に基づいて、応募していただく必要があります。また、あらかじめ、2019 年 7 月に経済産業省が公開した「DX 推進指標」の自己診断※を実施し、その結果を独立行政法人情報処理推進機構 (IPA) に提出することが必要です。

※ 独立行政法人情報処理推進機構 (IPA) DX 推進指標 自己診断結果入力サイト



<https://www.ipa.go.jp/ikc/info/dxpi.html>

支援内容

全国 27 カ所の地域 DX 推進コミュニティが、DX 実現を目指す地域企業に対し、以下の取組等を実施します。

- ① 地域企業の DX 推進に向けた課題分析・戦略策定の伴走型支援
- ② 地域企業とソリューション提供事業者 (ITベンダー等) とのマッチング支援

採択された 27 カ所の地域 DX 推進コミュニティは以下からご確認ください。



https://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/dxcommunity/dxcommunity.html

ご利用方法

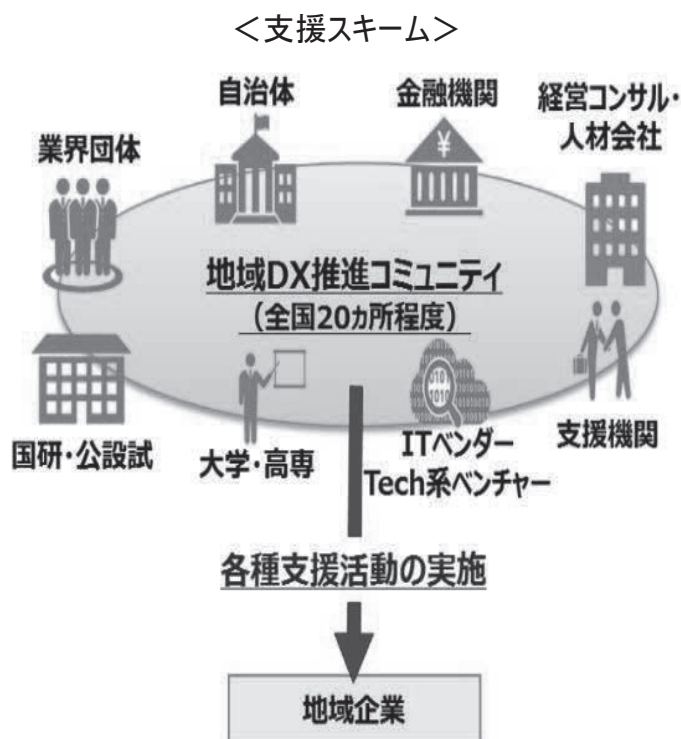
お問い合わせ先

経済産業省 地域経済産業グループ

地域企業高度化推進課

電話: 03-3501-0645

E-Mail: bz1-kikaku-chiiki-koudoka@meti.go.jp



『販路開拓を行いたい』

小規模事業者持続化補助金(一般型)

小規模事業者が経営計画を作成し、その計画に沿って行う販路開拓の取組等を支援します。

対象となる方

常時使用する従業員が 20 人(商業・サービス業(宿泊業・娯楽業を除く)の場合は 5 人)以下の法人・個人事業主の方

支援内容

小規模事業者持続化補助金の内容

小規模事業者が変化する経営環境の中で持続的に事業を発展させていくため、経営計画を作成し、販路開拓や生産性向上に取り組む費用等を支援します。

<取組例>

チラシ作成、商談会への参加、店舗改装 等

<補助率>

3 分の 2 以内(賃金引上げ枠のうち赤字事業者は 4 分の 3 以内)

<補助上限額>

- ・50 万円(通常枠)
- ・100 万円(インボイス枠)
- ・200 万円(賃金引上げ枠、卒業枠、後継者支援枠、創業支援枠)

<公募スケジュール>

令和 4 年 3 月 22 日(火)公募開始

第 9 回締切：令和 4 年 9 月 20 日(火)

※第 9 回受付締切後も申請受付を継続し、複数回の締切を設け、それまでに申請のあった分を審査し、採択発表を行います(制度内容は変更する場合がございます。)

<想定される活用例>

- ・そば粉の製粉に使用する機械を一新し、そば粉の前処理の安定化、かつ時間短縮化により、事業再開後の繁忙期の売り切れなどを回避。
- ・店舗の入り口をスロープ化し、車椅子の利用者や高齢者にとって利用しやすい環境作りをすることで、販路開拓に繋げる。

ご利用方法

お問い合わせ先

商工会地区事務局 URL: http://www.shokokai.or.jp/jizokuka_r1h/

※商工会地区のお問い合わせ先は所在地によって異なるため、詳細はホームページをご参照ください。

商工会議所地区事務局 URL: <https://r3.jizokukahojokin.info/>

電話: 03-6632-1502



『中小企業者と農林漁業者とが連携した新事業の支援を受けたい』

農商工等連携の支援

中小企業者と農林漁業者とが連携して行う事業活動を支援するために、法的措置、金融措置などにより総合的な支援を展開します。中小企業者と農林漁業者とが連携し、それぞれの経営資源を有効に活用して行う新商品、新サービスの開発等を行う際、「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（農商工等連携促進法）」に基づく支援等を受けることができます。

対象となる方

- ① 農商工等連携により新たな事業活動を展開しようとする中小企業者であって、農商工等連携促進法に基づき「農商工等連携事業計画」を作成し、国の認定を受けた者
- ② 中小企業者と農林漁業者との交流機会の提供、中小企業者等に対する農商工等連携に関する指導等を行う、一定の要件を満たす一般社団・財団法人または NPO 法人であって、農商工等連携促進法に基づき「農商工等連携支援事業計画」を作成し、国の認定を受けた者

支援内容

- 農商工等連携促進法に基づいて、中小企業者と農林漁業者が連携して新商品・新サービスの開発等を行う「農商工等連携事業計画」を共同で作成し、認定を受けると、各種支援施策をご利用になれます。

なお、個別の支援策ごとに支援機関の審査や確認が必要となります。

(1) マーケティング等の専門家による支援（新事業創出支援事業）

事業計画作成から試作品開発、販路開拓まで専門家による一貫した支援が受けられます。

※支援内容によっては、費用負担が発生します。

(2) 政府系金融機関による融資制度等（海外展開に伴う資金調達支援を含む）

設備資金および長期運転資金について融資される制度があります。

(3) 信用保証の特例（海外展開に伴う資金調達支援）

保証限度額の拡大等の特例が適用されます。

(4) 食品等流通合理化促進機構による債務保証等

食品関係の事業を行う場合は、必要な資金の借入に対し債務保証等を受けられます。

(5) 農業改良資金融通法、林業・木材産業改善資金助成法、沿岸漁業改善資金助成法の特例

認定を受けた中小企業者が、農林漁業者が行う農業改良措置等を支援する場合に、農業改良資金等の融資制度の対象とし、計画の認定を受けた中小企業者または農林漁業者が当該計画に基づいて行う事業に必要な農業改良資金等の償還期間および据置期間を延長します（償還期間：10 年→12 年、据置期間：3 年→5 年）。

- 農商工等連携促進法に基づいて、一般社団・財団法人や NPO 法人が、中小企業者と農林漁業者との連携を支援する「農商工等連携支援事業計画」を作成し、認定を受けると、保証の支援施策をご利用になれます。

① 信用保証の特例

認定を受けた一般社団・財団法人や NPO 法人は、信用保証協会の保証対象となります。

- 農商工連携を活用した新たな事業創出及び販路開拓等の取組に対するその他支援
- 農商工連携型地域中小企業応援ファンド

ご利用方法

○「農商工等連携事業計画」および「農商工等連携支援事業計画」を作成し、経済産業局等の担当部局に申請して下さい。

※「農商工等連携事業計画」を作成する際には、全国 10 カ所に設置されている中小企業基盤整備機構の地域本部・事務所において、支援を受けることができます（新事業創出支援事業）。

お問い合わせ先

各経済産業局 中小企業課等



URL : https://seido-navi.mirasapo-plus.go.jp/contact_lists/31

中小企業庁 創業・新事業促進課

電話 : (03)3501-1767

『事業段階に応じた支援を受けたい』 新事業創出支援事業

中小企業者等が行う農商工等連携の取組において、事業計画作りから販路開拓に至るまでの事業段階に応じた支援を行います。

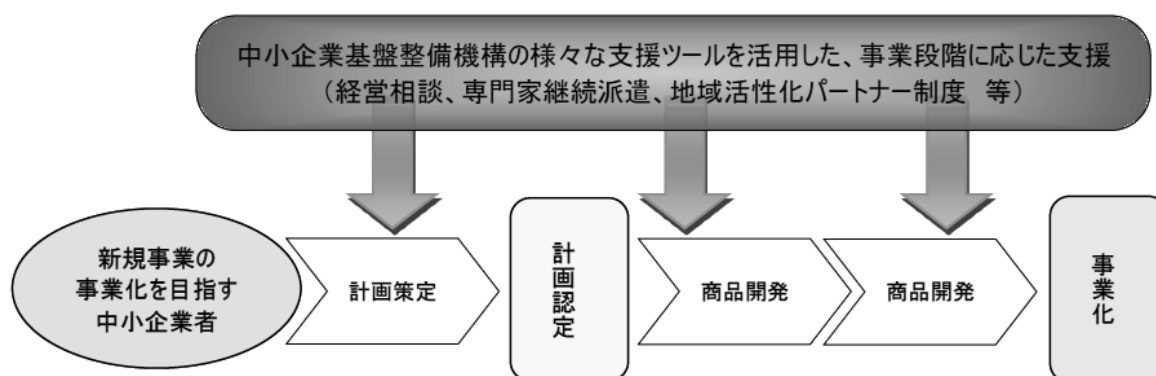
対象となる方

以下の法律に基づく事業計画の認定を目指す中小企業者等。
「農商工等連携促進法」に基づく農商工等連携事業計画

支援内容

中小企業基盤整備機構の様々な支援ツール（経営相談や専門家派遣事業等）を活用し、マーケティング等に精通した専門家による事業計画の策定や事業計画に係る商品開発・販路開拓のアドバイスなど、事業段階に応じた支援を行います。
また、上記アドバイスに加え、中小企業基盤整備機構が、地域活性化パートナー制度を通して、流通業界等の有力企業と連携して実施するビジネスマッチングや展示会等（一部有料）により、首都圏や全国規模での販路開拓機会を提供します。

【支援の流れ】



地域活性化パートナー制度

中小機構では、大都市圏や全国規模で活動する小売、卸売などの流通業、情報サービス業、観光関連等の企業・団体を「地域活性化パートナー」として登録し、その「地域活性化パートナー」と連携して、新事業展開に取り組む中小企業の市場評価やマーケティング、販路開拓等に関する支援企画を実施しています（2022年1月時点で141社登録）。

地域活性化パートナー制度の詳細



https://www.smrj.go.jp/sme/new_business/product/index.html

お問い合わせ先

独立行政法人中小企業基盤整備機構 各地域本部・事務所



URL: https://seido-navi.mirasapo-plus.go.jp/contact_lists/21

『地域経済に貢献する事業を実施したい』 地域未来投資促進法による支援

地域未来投資促進法に基づき、地域の特性を生かして、高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する相当の経済的効果を及ぼす地域経済牽引事業を行う際、予算、税制、金融、規制緩和等の支援措置を受けることができます。

対象となる方

地域経済牽引事業計画の承認を都道府県から受けた事業者の皆さま

支援内容

予算による支援措置

各種予算事業において加点措置・優遇措置を受けることができます。詳細は地域未来投資促進法ウェブサイトをご覧ください。



http://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/miraitoushi/file/miraihou_shiensochi2104.pdf

(加点措置・優遇措置を受けることができる予算事業の例)

＜地域デジタルイノベーション促進事業＞

地域の特性や強みとデジタル技術を掛け合わせ(X-Tech)、新たなビジネスモデルの構築に向けて地域企業等が行う実証事業(試作品製作、事業性評価等)に要する費用を補助。

課税の特例(地域未来投資促進税制)

事業に必要な設備投資に対する税制措置(詳細は262ページ参照)

* 機械・装置等: 40%特別償却または4%税額控除

(上乗せ要件※を満たす場合: 50%特別償却または5%税額控除)

* 建物等: 20%特別償却または2%税額控除

※直近の付加価値額増加率が8%以上であり、実施する事業の投資収益率が5%以上かつ労働生産性の伸び率が4%以上

金融による支援措置

地域経済牽引事業のために必要となる設備資金および運転資金について、日本政策金融公庫が、特定事業者(みなし特定事業者を含む)に対して固定金利で融資

※特定事業者が、従業員増加により特定事業者要件から外れても、地域経済牽引事業計画の実施期間(5年以内)は、みなし特定事業者とし、支援措置を受けることができます。

規制の特例措置等

* 農地転用許可、市街化調整区域の開発許可等に係る配慮

* 工場立地法に基づく環境施設面積率、緑地面積率の緩和

ご利用方法

詳しくは経済産業省のウェブサイトをご覧ください。最寄りの経済産業局等までお問い合わせください。

お問い合わせ先 経済産業省 地域企業高度化推進課 電話: 03-3501-0645

各経済産業局地域未来投資促進室(巻末お問い合わせ先一覧参照)

『デジタル技術を活用して新たなビジネスモデルの構築を目指したい』 地域デジタルイノベーション促進事業

地域の特性や強みとデジタル技術を掛け合わせ(X-Tech)、新たなビジネスモデルの構築に向けて地域企業等が行う実証事業(試作品製作、事業性評価等)に要する費用を補助します。

対象となる方

①実証企業(群)、②ITベンダー・Tech系ベンチャー等のデジタル企業、③地域金融機関、大学等研究機関、商工団体、民間コンサルティング会社の協力団体等(実証企業(群)へのサポートや地域への波及効果・横展開に向けた活動を行う支援機関等)が参画するコンソーシアム(詳細の要件は、募集要領を御覧ください。)

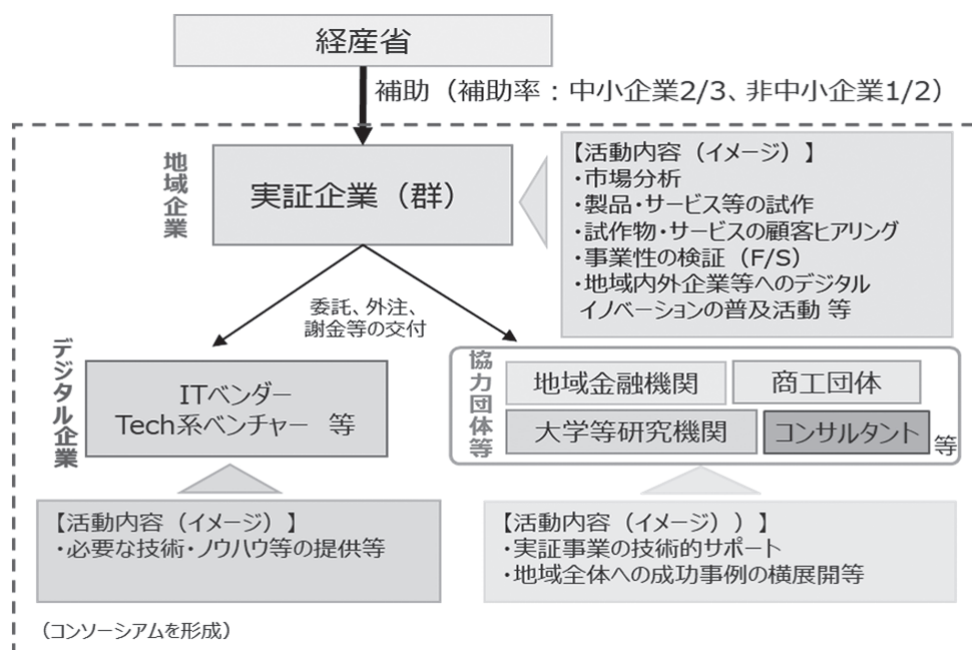
※実証企業が中小企業の場合は、複数企業で連携する必要があります。非中小企業は複数企業での連携は必須ではありません。

＜対象となる経費＞

実証企業の将来的な収益源となる、デジタル技術を活用したビジネスモデル案の実証(試作品製作、事業性評価等)に係る費用

支援内容

＜事業スキーム＞



ご利用方法

具体的な要件等、詳細は下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先

経済産業省 地域経済産業グループ

地域企業高度化推進課

電話：03-3501-0645

E-Mail：bzl-kikaku-chiiki-koudoka@meti.go.jp

『新たな事業活動を行うことで経営の向上を図りたい』

経営革新支援事業

経営の向上を図るために新たな事業活動を行う経営革新計画の承認を受けることで、日本政策金融公庫の特別貸付制度や信用保証の特例など多様な支援を受けることができます。

対象となる方

事業内容や経営目標を盛り込んだ経営革新計画を作成し、新たな事業活動を行う特定事業者。
※2023年3月31日まではこれまで対象となっていた中小企業者及び組合等も対象となります。

支援内容

経営革新計画の承認

経営革新計画は、以下の内容を満たすことについて、都道府県知事または国の承認を受けることが必要です。

(1) 事業内容

以下5つのいずれかに該当する取組であること。(自社にとって新しいものであれば、他社で採用されているものも対象になります。)

- ・新商品の開発や生産
- ・新役務(サービス)の開発や提供
- ・商品の新たな生産方式や販売方式の導入
- ・役務(サービス)の新たな提供方式の導入
- ・技術に関する研究開発及びその成果の利用その他の新たな事業活動

(2) 経営目標

3から5年の事業期間において付加価値額(※)または従業員一人当たりの付加価値額が年率3%以上伸び、かつ給与支給総額が年率1.5%以上伸びる計画となっていること。

※付加価値額＝営業利益＋人件費＋減価償却費

利用できる支援策

経営革新計画の承認を受けると、以下のような支援策がご利用になれます。ただし、別途、利用を希望する支援策の実施機関による審査が必要となります。

- (1) 政府系金融機関の特別利率による融資制度等(海外展開に伴う資金調達支援を含む)
- (2) 信用保証の特例(3) 中小企業投資育成株式会社法の特例

最近の承認実績 令和2年度 8,404件(累計 90,835件)

ご利用方法

経営革新計画を作成する際には

お近くの都道府県経営革新計画担当課または経済産業局等にご相談ください。

経営革新計画を作成後には

都道府県経営革新計画担当課または経済産業局に申請してください。計画内容を審査後、承認された場合には承認書が交付されます。なお、承認書は、上記の支援策を利用する際に必要になります。

お問い合わせ先

都道府県経営革新計画担当課



各経済産業局



中小企業庁 技術・経営革新課 電話: 03-3501-1816

『経営革新や新連携、経営力向上、地域資源、農商工連携等の事業に向けて資金を借りたい』

新たな事業活動を支援する融資制度等

経営革新を図る事業活動、本業の経営力強化につながる事業活動、地域産業資源を活用した事業活動(地域資源)、中小企業者と農林漁業者とが連携して行う事業活動(農商工連携)、研究開発した技術の事業化、第二創業等に取り組む方が融資を受けることができます。なお、平成 24 年 8 月に施行した「中小企業経営力強化支援法」において海外展開に伴う資金調達支援のための特例制度が設けられています。

対象となる方

○融資支援

- (1) 中小企業等経営強化法に基づいて承認を受けた経営革新計画を実施する方(中小企業事業・国民生活事業)
- (2) 中小企業等経営強化法の基本方針に基づく新事業活動を行い、一定の経営向上を図る事業を行う方(中小企業事業・国民生活事業)
- (3) 中小企業等経営強化法に基づいて認定を受けた経営力向上計画を実施する方(中小企業事業・国民生活事業)
- (4) 廃止前の中小企業地域産業資源活用促進法に基づいて認定を受けた地域産業資源活用事業計画を実施する方(中小企業事業・国民生活事業)または地域産業資源活用支援事業計画を実施する方(国民生活事業)
- (5) 農商工等連携促進法に基づいて認定を受けた農商工等連携事業計画を実施する方(中小企業事業・国民生活事業)
- (6) 技術・ノウハウ等に見られる事業(SBIR 制度で指定された補助金等を活用した事業など)を行う方(中小企業事業・国民生活事業)
- (7) 農林水産業支援サービス等を営む方で、農商工等連携促進法に基づく農商工等連携事業を行い、一定の経営向上を図る事業を行う方(中小企業事業・国民生活事業)
- (8) 上記に該当しない方で、第二創業(事業転換、経営多角化)に取り組む方(中小企業事業・国民生活事業)

○海外展開に伴う資金調達支援(中小企業経営力強化支援法に基づく特例)

中小企業等経営強化法、中小企業地域産業資源活用促進法、農商工等連携促進法のいずれかの承認または認定を受けた事業計画に従い、海外事業に取り組む方

支援内容

○融資支援

貸付限度額

日本政策金融公庫(中小企業事業)
設備資金 7 億 2,000 万円、うち長期運転資金 2 億 5,000 万円
日本政策金融公庫(国民生活事業)
設備資金 7,200 万円、うち運転資金 4,800 万円

貸付利率

貸付対象(4)は基準利率

貸付対象(1)及び(5)は基準利率－0.65%

貸付対象(2)は基準利率、一定の要件(※)を満たす場合は基準利率－0.2%

貸付対象(3)は基準利率－0.65%(運転資金は基準利率)

貸付対象(6)は基準利率－0.4%、基準利率－0.65%、基準利率－0.9%

貸付対象(7)は基準利率－0.4%

貸付対象(8)は基準利率－0.4%(債務の返済資金は基準利率)

(※)事業計画を策定したことがない者が、認定支援機関または公庫の経営指導を受けて、一定の要件を満たす事業計画を策定すること。

上記利率は標準的な貸付利率であり、返済期間、担保の有無などによって異なる利率が適用されます。また、土地に係る資金は基準利率が適用されます。詳細は各機関にお問い合わせください。

貸付期間

設備資金 20 年以内(うち据置期間 2 年以内)

運転資金 7 年以内(うち据置期間 2 年以内)

○海外展開に伴う資金調達支援

(1)現地子会社の資金調達支援(以下により資金調達の円滑化を支援します)

株式会社日本政策金融公庫法の特例(中小企業事業)中小企業の海外子会社等が、現地の金融機関から期間 1 年以上(5 年以内)の長期資金を借り入れする際に、日本政策金融公庫が信用状を発行し債務保証(限度額:一保証先につき 4 億 5,000 万円)を行います。

(2)親子ローン等を通じた資金調達支援

中小企業が国内金融機関から海外直接投資事業に要する資金の融資を受ける際、海外投資関係保証の限度額を引き上げています。

【保証限度額】

《通常》	《特例》
1 企業:2 億円	1 企業:3 億円(経営革新関連保証・経営力向上関連保証) 1 企業:4 億円(海外地域産業資源活用事業関連保証、農商工等連携事業関連保証)
1 組合:4 億円	1 組合:6 億円

ご利用方法

申込み時に各機関に必要な書類を提出してください。必要書類については各機関にお問い合わせください。

お問い合わせ先

株式会社日本政策金融公庫(日本公庫)

・国民生活事業(個人企業・小規模企業向け事業資金)

・中小企業事業(中小企業向け長期事業資金)

事業資金相談ダイヤル 電話:0120-154-505

沖縄振興開発金融公庫 電話:098-941-1795

各都道府県等の信用保証協会

または一般社団法人全国信用保証協会連合会 電話:03-6823-1200

『企業や事業の成長段階に応じた支援策で地域経済を活性化したい』 地域中小企業応援ファンドによる新商品開発や販路開拓等支援

地域において、新事業展開を図ろうとする中小企業者等は、都道府県や地域金融機関などが一体となって組成するファンドによる資金供給や経営支援を受けることができます。

対象となる方

- ・ 地域密着型の事業で、地域コミュニティへの貢献度が高い新たな事業への取組、地域資源を活用した初期段階の取組など、地域経済の活性化に資する中小企業者の方。
- ・ 互いの経営資源を活用し、それぞれが工夫を凝らして新商品、新サービスの開発等を行う中小企業者と農林漁業者の連携体など。

支援内容

独立行政法人中小企業基盤整備機構は、都道府県と一体となってファンド運営管理者に貸付を行い、ファンドを組成しています。ファンド運営管理者は、その運用益により地域資源の活用や農商工連携等による新たな取組などに対する助成を行います。（助成内容は各都道府県により異なります。）

ご利用方法

ファンドからの支援を希望される方は、ファンド運営管理者までお問い合わせください。

※企業所在地の都道府県に該当ファンドが無い場合は、原則助成を受けることができません。

※現在、新規のファンド造成は行っておりません。

お問い合わせ先

＜制度全体に関するお問い合わせ＞

独立行政法人中小企業基盤整備機構 高度化事業推進課 電話：03-5470-1633

＜助成内容に関するお問い合わせ＞

ファンド運営管理者

【巻末お問い合わせ一覧 地域中小企業応援ファンド ファンド運営管理者、農商工連携型地域中小企業応援ファンド ファンド運営管理者 参照】



『健康・医療分野で事業を成功させるための資金を調達したい』

健康・医療事業分野への資金供給

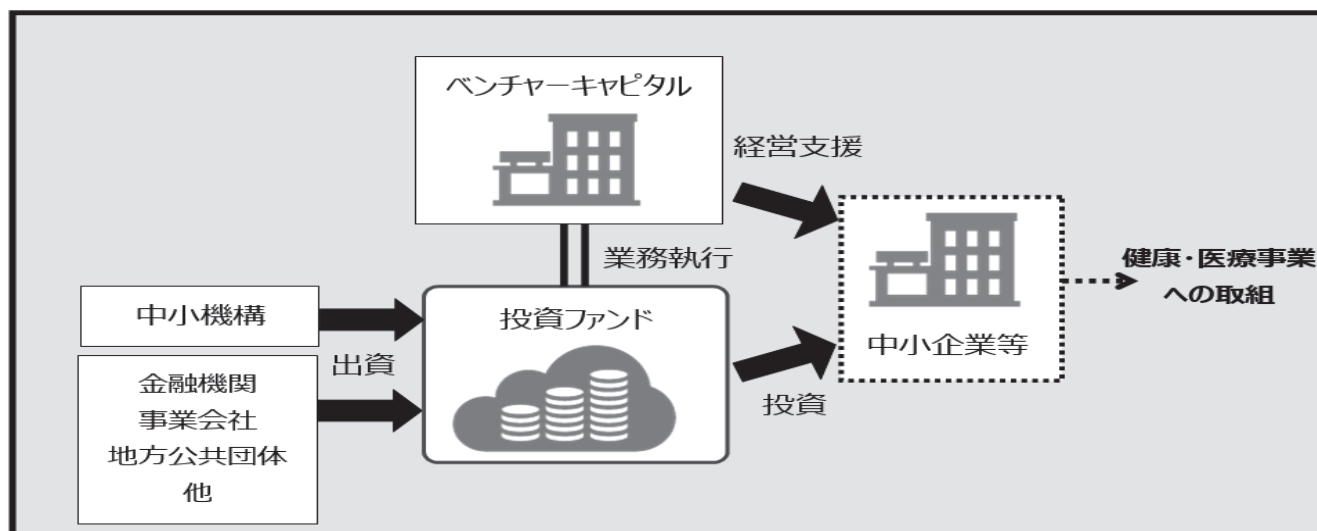
中小機構は、民間の投資会社とともに組成する投資事業有限責任組合(ファンド)を通じた投資により、健康・医療事業に取り組む中小企業等の資本増強を支援します。

対象となる方

健康・医療分野の事業に取り組む有望な中小企業・ベンチャー企業で、ベンチャーキャピタル(VC)が運営するファンドから新事業に必要な投資や経営支援を受けることを希望される方。

支援内容

民間の VC が運営するファンドに対して、独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下「中小機構」という。)が出資(ファンド総額の 2 分の 1 以内)を行うことで、ファンドの組成を促進し、健康・医療分野の事業に取り組む中小企業・ベンチャー企業への投資機会の拡大を図っています。これらのファンドからは、主に株式や新株予約権付社債の取得による資金提供や踏み込んだ経営支援(ハンズオン支援)を受けることができます。



ご利用方法

ファンドからの投資を希望される方は、中小機構ウェブサイトの「ファンド検索」からご希望の VC へ直接ご相談いただくか、下記までお問い合わせください。ファンドからの投資を受けるためには、ファンドを運営する VC の審査が必要となります。

中小機構では、ファンド組成を希望される VC の方のご相談も受け付けております。

参照情報

中小機構が出資しているファンドは、中小機構ウェブサイトの「ファンド検索」にてご覧いただけます。



https://www.smrj.go.jp/fund_search/cgi-bin/search.cgi

お問い合わせ先

中小企業基盤整備機構 ファンド事業部 電話:(03)5470-1672

『伝統的工芸品産業の支援を受けたい』 伝統的工芸品産業支援補助金

「伝統的工芸品産業の振興に関する法律（伝産法）」に基づく各種計画の認定を受けた方は、後継者育成事業や需要開拓事業に関する支援措置を受けることができます。

対象となる方

「伝統的工芸品産業の振興に関する法律」に基づく各種計画の認定を受けた方

■ 計画の概要

伝統的工芸品（※）を製造する事業者又はそのグループ、組合等は下記の計画を策定し、経済産業大臣の認定を受けることができます。

1.振興計画、2.共同振興計画、3.活性化計画、4.連携活性化計画、5.支援計画

※伝統的工芸品とは、「伝産法」の規定に基づき、経済産業大臣が指定した工芸品のことを言います。

詳細は以下の HP にてご確認ください。



https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/nichiyo-densan/densan/plan.html

支援内容

上記の計画の認定を受けた事業者は以下の事業に必要な経費の補助を受けることができます。
（補助率：3分の2、2分の1 補助上限額：2,000万円）

後継者・従事者育成事業、若年層等後継者創出育成事業、技術・技法の記録収集・保存事業、原材料確保対策事業、需要開拓事業、意匠開発事業、人材育成・交流支援事業、産地プロデューサー事業

ご利用方法

1. 手続き

【各種計画の認定】(1)地方公共団体の長を経由して経済産業省に計画の認定申請。
(2)経済産業省において、内容の審査。
(3)経済産業大臣より事業者に対し、計画認定を通知。

【補助金の交付】(1)各経済産業局長に対し補助金の申請。
(2)経済産業省において、申請内容の審査。
(3)各経済産業局長より採択の結果通知。

2. 募集期間

公募期間等は各経済産業局にお問い合わせください。

※例年1月頃に募集開始。ただし、補助金の応募申請の1か月前までに伝産法の計画認定を受ける必要があります。

お問い合わせ先

経済産業省製造産業局 生活製品課伝統的工芸品産業室 電話：03-3501-3544
各経済産業局伝統的工芸品産業担当部局（巻末お問い合わせ先一覧参照）
各都道府県伝統的工芸品産業担当部局

『思い切った事業再構築に挑戦したい』

中小企業等事業再構築促進事業

新分野展開や業態転換、事業・業種転換、事業再編またはこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業等の挑戦を支援します。

対象となる方

- ①2020 年 4 月以降の連続する 6 か月間のうち、任意の 3 か月の合計売上高が、コロナ以前の同 3 か月の合計売上高と比較して 10%以上減少している中小企業等。
- ②事業計画を認定経営革新等支援機関や金融機関と策定し、一体となって事業再構築に取り組む中小企業等。

支援内容

■補助上限額・補助率

	概要	補助上限額(※1)	補助率
通常枠		従業員規模に応じて 2,000 万円 ～8,000 万円	中小企業 3 分の 2、 中堅企業 2 分の 1 (※2)
大規模賃金 引上枠	多くの従業員を雇用しながら、継続的な賃金 引上げに取り組むとともに、従業員を増やして 生産性を向上させる事業者に対する支援	1 億円	中小企業 3 分の 2、 中堅企業 2 分の 1 (※2)
最低賃金枠	最低賃金引上げの影響を受け、特に業況の 厳しい事業者に対する支援	従業員規模に応じて 500 万円 ～1,500 万円	中小企業 4 分の 3、 中堅企業 3 分の 2
回復・再生 応援枠	引き続き業況が厳しい事業者や事業再生に 取り組む事業者に対する支援	従業員規模に応じて 500 万円 ～1,500 万円	中小企業 4 分の 3、 中堅企業 3 分の 2
グリーン 成長枠	研究開発・技術開発または人材育成を行い ながら、グリーン成長戦略「実行計画」14 分 野の課題の解決に資する取組を行う事業者 に対する支援	中小企業 1 億円、 中堅企業 1.5 億円	中小企業 2 分の 1、 中堅企業 3 分の 1
緊急対策枠	コロナの影響を受けつつ、足許で原油価格・物 価高騰等の経済環境の変化の影響を受けてい る事業者に対する支援	従業員規模に応じて 1,000 万円 ～4,000 万円	中小企業 4 分の 3、 中堅企業 3 分の 2 (※3)

(※1)補助下限額は 100 万円 (※2)6,000 万円超は中小企業 1/2、中堅企業 1/3 (※3)一定金額以上は中小 2/3、中堅 1/2

■成果目標

補助事業終了後 3～5 年で付加価値額の年率平均 3.0%(一部 5.0%)以上増加、または従業員一人当たり付加価値額の年率平均 3.0%(一部 5.0%)以上増加の達成。

ご利用方法

お問い合わせ先：事業再構築補助金事務局コールセンター：＜ナビダイヤル＞0570-012-088



＜IP 電話用＞03-4216-4080

『知的財産を評価して中小企業の経営を支援したい』 中小企業知財経営支援金融機能活用促進事業

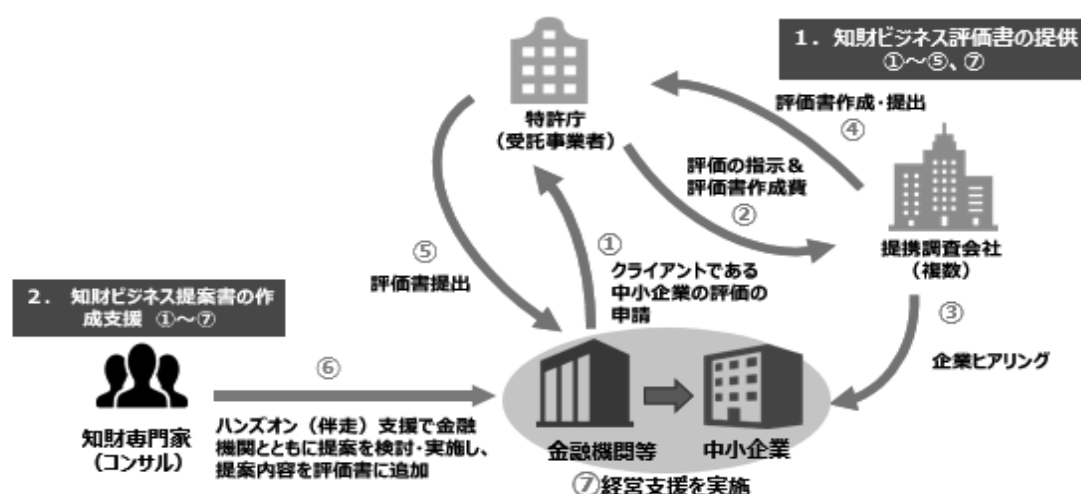
金融機関を対象に、クライアントの中小企業における知的財産の活用状況の評価をまとめた「知財ビジネス評価書」を提供します。また、中小企業への経営支援に役立つ「知財ビジネス提案書」の作成を支援します。

対象となる方

中小企業等への事業性評価に基づく投融資や本業支援等を検討している地域金融機関等（地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、信用組合、地域金融機関系のベンチャーキャピタル）

支援内容

金融機関等からの申請を受けた提携調査会社が、金融機関等のクライアントである中小企業における知的財産の活用状況の評価をまとめた「知財ビジネス評価書」を作成し、提供します。また、「知財ビジネス評価書」の内容を参考にして、中小企業への経営支援に役立つ「知財ビジネス提案書」の作成を支援します。中小企業の知財を活用したビジネスの価値・評価を「見える化」することで、知財の観点から融資の判断や事業の支援につなげていただくことを目指しています。



ご利用方法

特許庁の受託事業者が行う公募期間中に申請書を提出してください。
公募時期、応募申請手続き等の詳細については、



【知財金融ポータルサイト <URL <https://chizai-kinyu.go.jp/>>】にて順次掲載いたします。

お問い合わせ先

特許庁 普及支援課 支援企画班 電話：03-3581-1101(内線 2145)

『海外で権利侵害を受けている状況を把握し、模倣品対策に取り組みたい』

模倣品対策支援事業

海外で産業財産権(※)の侵害を受けている中小企業等に対して、模倣品に関する現地侵害調査や行政摘発等の費用の一部を補助します。(※)産業財産権:特許権・実用新案権・意匠権・商標権の総称

対象となる方

海外において自社が取得した産業財産権の侵害を受けている中小企業又は中小企業で構成されるグループ(地域団体商標の場合は組合、商工会、商工会議所およびNPO 法人が対象)。

※支援の対象・要件の詳細(業種、資本金、従業員、みなし大企業等)については、独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)のウェブサイトからご覧いただけます。

支援内容

海外で自社が取得した産業財産権の侵害を受けている中小企業等に対し、以下の模倣品対策に要する費用の一部を助成しています。

■補助対象経費

- ・ 模倣品の製造元や流通経路等を把握するための侵害調査に要する費用
- ・ 調査結果に基づく模倣品業者に対する警告文作成、行政摘発、取締りに要する費用(特許権、実用新案権、意匠権については、中国のみ)
- ・ 調査結果に基づく税関登録、税関差止請求等、模倣品が販売されているウェブサイトの削除申請に要する費用
- ・ 代理人費用

■補助率: 3 分の 2

■上限額: 400 万円

ご利用方法

ジェトロが調査会社の選定から調整まで全面的に支援するサポート型支援と、採択後、調査会社との契約・対策の実施を自社で行うセルフ型支援があります。具体的な支援内容・募集時期・申請手続等の詳細については、ジェトロのウェブサイトをご覧のうえ、ジェトロ知的財産課(下記お問い合わせ先)までお問い合わせください。

参照情報

中小企業等海外侵害対策支援事業(サポート型模倣品対策支援事業およびセルフ型模倣品対策支援事業)

お問い合わせ先

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ) 知的財産課
 電話: 03-3582-5198
 特許庁 普及支援課 支援企画班
 電話: 03-3581-1101(内線 2145)

『海外で現地企業から権利侵害の警告や訴訟を受けた際の 防衛型侵害対策に取り組みたい』 防衛型侵害対策支援事業

海外で現地企業から産業財産権侵害の警告を受けたり訴訟等の係争に巻き込まれた中小企業等に対して、訴訟費用等の一部を補助します。

対象となる方

海外で現地企業から産業財産権侵害の警告や訴訟を起こされた中小企業または中小企業で構成されるグループ(地域団体商標の場合は組合、商工会、商工会議所および NPO 法人が対象)。

※支援の対象・要件の詳細(業種、資本金、従業員、みなし大企業等)については、独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)のウェブサイトからご覧いただけます。

支援内容

海外で現地企業から産業財産権侵害の警告や訴訟を起こされた中小企業等に対し、以下の経費の一部を助成しています。

■補助対象経費

弁理士・弁護士への相談等訴訟前費用、訴訟費用、対抗措置・和解にかかった費用等(和解金、損害賠償金は含まず)

■補助率: 3 分の 2

■上限額: 500 万円

ご利用方法

(1)実施機関であるジェトロ知的財産課へ申請書等を提出してください(事前にお問い合わせください)。

(2)審査を経て採択された後、自社で対抗措置等を実施していただきます。

(3)代理人等へ対抗措置にかかった費用を支払った後、実績報告書を提出してください。

(4)補助金の交付が行われます。

具体的な募集時期・申請手続等の詳細については、ジェトロのウェブサイトをご参照のうえ、ジェトロ知的財産課(下記お問い合わせ先)までお問い合わせください。

なお、海外において知財係争に巻き込まれた場合の保険制度に関する支援策については、下記「海外知財訴訟費用保険に対する補助」もご参照ください。

参照情報

中小企業等海外侵害対策支援事業(防衛型侵害対策支援事業)



https://www.jetro.go.jp/services/ip_service_overseas.html

海外知財訴訟費用保険に対する補助



https://www.jpo.go.jp/support/chusho/shien_sosyou_hoken.html

お問い合わせ先

独立行政法人日本貿易振興機構(ジェトロ) 知的財産課 電話:(03)3582-5198

特許庁 普及支援課 支援企画班 電話:(03)3581-1101 (内線 2145)

『海外で自社の企業ブランドや地域ブランドを 悪意の第三者に先取り出願されたので取り消したい』 冒認商標無効・取消係争支援事業

海外で自社の企業ブランドや地域団体商標を現地企業に冒認出願(※)された中小企業等に対し、異議申立や無効審判請求、取消審判請求等の、冒認商標を取り消すためにかった費用の一部を補助します。(※)悪意の第三者による先取り出願のこと

対象となる方

海外で自社の所有する商標を現地企業に冒認出願された中小企業または中小企業で構成されるグループ(地域団体商標を冒認出願された場合は組合、商工会、商工会議所および NPO 法人が対象)。 ※支援の対象・要件の詳細(業種、資本金、従業員、みなし大企業等)については、独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)のウェブサイトからご覧いただけます。

支援内容

海外で自社の所有する商標を現地企業に冒認出願された中小企業に対し、以下の冒認商標無効・取消係争にかかった費用の一部を助成しています。

■補助対象経費

- ①冒認商標を取り消すための、異議申立・無効審判請求・取消審判請求にかかる費用
- ②①にかかる弁護士、弁理士等の代理人費用(和解金、損害賠償金は含まず)

■補助率:3 分の 2

■上限額:500 万円

ご利用方法

- (1)実施機関であるジェトロ知的財産課へ申請書等を提出してください(事前にお問い合わせください)。
 - (2)審査を経て採択された後、自社で取消係争等を実施してください。
 - (3)代理人等へ対抗措置にかかった費用を支払った後、実績報告書を提出してください。
 - (4)補助金の交付が行われます。
- 具体的な募集時期・申請手続等の詳細については、ジェトロのウェブサイトをご参照の上、ジェトロ知的財産課(下記お問い合わせ先)までお問い合わせください。

参照情報

中小企業等海外侵害対策支援事業(冒認商標無効・取消係争支援事業)



https://www.jetro.go.jp/services/ip_service_overseas_trademark.html

お問い合わせ先

独立行政法人日本貿易振興機構(ジェトロ) 知的財産課 電話:(03)3582-5198

特許庁 普及支援課 支援企画班 電話:(03)3581-1101(内線 2145)

『海外で知財訴訟に巻き込まれるリスクへの対策を強化したい』 海外知財訴訟費用保険に対する補助

中小企業が海外において知財係争に巻き込まれた場合のセーフティネットとして、海外知財訴訟費用保険に加入する際の掛金の一部を補助します。

対象となる方

日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会のいずれかに加盟している中小企業。

※支援の対象・要件の詳細(業種、資本金、従業員、みなし大企業等)については、特許庁のウェブサイトからご覧いただけます。

支援内容

海外知財訴訟費用保険の掛金の2分の1(継続して2年目以降も本補助金の対象となる場合は、3分の1)を補助し、中小企業の保険加入時の掛金負担を軽減します。

■補助対象経費

海外知財訴訟費用保険への掛金

■補助率

2分の1

(継続して2年目以降も本補助金の対象となる場合は、3分の1)

ご利用方法

海外知財訴訟費用保険の具体的な内容や加入手続については、海外知財訴訟費用保険を運営する各団体にご連絡ください。また、本補助事業全般については、特許庁総務部普及支援課支援企画班までお問い合わせください。

参照情報

海外知財訴訟費用保険(海外知財訴訟保険事業)



https://www.jpo.go.jp/support/chusho/shien_sosyou_hoken.html

お問い合わせ先

<保険内容や保険加入について>

(1) 日本商工会議所 総務部

電話: 03-3283-7832

(2) 全国商工会連合会 企業支援部 リスクマネジメント課

電話: 03-6206-6264

(3) 全国中小企業団体中央会 政策推進部

電話: 03-3523-4904

<補助事業全般について>

特許庁総務部普及支援課支援企画班

電話: 03-3581-1101(内線 2145)

『特許を取るための料金が安くなる制度を知りたい』

特許料等の軽減制度

中小企業等を対象とした「審査請求料」「特許料(1～10 年分)」および「国際出願に係る手数料(送付手数料・調査手数料・予備審査手数料)」の軽減措置を講じます。また、「国際出願に係る手数料(国際出願手数料・取扱手数料)」の交付金交付措置を講じます。

対象となる方

- ・中小企業(会社・個人事業主・組合・NPO 法人) ※研究開発型中小企業を含む。
- ・法人税非課税中小企業(法人)
- ・中小ベンチャー企業・小規模企業(法人・個人事業主)
- ・福島復興再生特別措置法の認定福島復興再生計画に基づいて事業を行う中小企業(会社・個人事業主・組合・NPO 法人)

用途・対象物

審査請求料、特許料(1～10 年分)、国際出願に係る手数料(送付手数料・調査手数料・予備審査手数料・国際出願手数料・取扱手数料)

支援内容

対象者	措置内容	
	審査請求料、 特許料(1～10 年分)	国際出願に係る手数料 (①・②) ※1
中小企業※2 (会社・個人事業主・組合・NPO 法人)	1/2 に軽減	①：1/2 に軽減 ②：1/2 に相当する額を交付
法人税非課税中小企業 (法人)		軽減なし
中小ベンチャー企業・小規模企業 (法人・個人事業主)	1/3 に軽減	①：1/3 に軽減 ②：2/3 に相当する額を交付
福島復興再生特別措置法の認定福島復興再生計画に基づいて事業を行う中小企業 (会社・個人事業主・組合・NPO 法人)	1/4 に軽減	①：1/4 に軽減 ②：3/4 に相当する額を交付

※1. ①:送付手数料・調査手数料・予備審査手数料、②:国際出願手数料・取扱手数料

※2. 研究開発型中小企業を含む。

ご利用方法

- 2019 年 4 月 1 日以降に出願審査請求をする案件については、出願審査請求書または特許料納付書に所定の欄を設け、軽減を受ける旨と軽減申請書の提出を省略する旨を記載してください。
- 2019 年 4 月 1 日以降に国際出願に係る手数料(上記①)の軽減申請をする場合は、願書等の提出と同時に、軽減申請書を提出してください(オンライン手続の場合はイメージデータを提出してください)。
- 2019 年 4 月 1 日以降に国際出願に係る手数料(上記②)の交付申請をする場合は、所定の期間内に紙の交付申請書を提出してください。

お問い合わせ先

特許庁 総務部 総務課 調整班 電話:(03)3581-1101(内線 2105)

『知的財産に関する悩みを相談したい、自社のアイデアや技術を活かして利益につなげたい』 知財総合支援窓口

中小企業等が抱える様々な経営課題について、自社のアイデアや技術などの「知的財産」の側面から解決を図る支援窓口として、各都道府県に「知財総合支援窓口」を設置しています。

対象となる方

- ・社内存在するアイデアや技術を利益につなげ、企業経営に活かしたい方
 - ・商品やサービスのブランド戦略を構築したい方
 - ・企業経営の中で生じた知的財産に関する悩みや課題の解決を行いたい方
- など、知的財産権の取得や知的財産の活用等についての相談を希望する中小企業等

支援内容

知財総合支援窓口の相談対応者が、アイデア段階から事業展開、海外展開までの様々な経営課題等に対し、よろず支援拠点をはじめとする関係支援機関と連携しつつ、知的財産の側面から効率的・網羅的に支援します。

また、専門性の高い相談内容や課題等に対しても、知的財産に関する専門家である弁理士・弁護士や、様々な分野の専門家（ブランド専門家・中小企業診断士等）と協働して支援します。



ご利用方法

全国共通ナビダイヤル（0570-082100）にご連絡ください。47 都道府県に設置されたお近くの窓口におつなぎします。※平日 9:00～17:00（窓口により異なる場合があります。）



窓口の詳細については、知財ポータル

<<https://chizai-portal.inpit.go.jp/>> もご参照ください。

お問い合わせ先

・独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT） 地域支援部管理担当
電話：03-3581-1101（内線 2412）

『知的財産権について知りたい・相談したい』 制度説明会、講師派遣、研修、相談

知的財産権制度、特許の戦略的取得、権利活用の手法等について学ぶことができます。また、産業財産権に関する無料相談を受けることができます。

対象となる方

産業財産権（特許、意匠、商標等）について知りたい、相談したい中小企業者・支援者

支援内容

(1) 知的財産権制度説明会（初心者向け・実務者向け）（閲覧無料、ユーザー登録不要）

知的財産権制度に関する解説動画を、無料でご覧いただけます。「初心者向け」では基礎知識を、「実務者向け」では専門性の高い内容を分野別にご説明します。



各講義動画は、(独)工業所有権情報・研修館 (INPIT) の「IP ePlat」にアクセスしてご覧いただけます。



(2) 特許庁職員による知的財産権制度セミナー（要事前申込、無料実施）

特許庁の職員である産業財産権専門官が、中小企業や金融機関等の中小企業支援者を対象にセミナーを無料で実施し、各種支援策の普及・啓発を行っています（オンライン対応も可能です）。



(3) 中小・ベンチャー企業向け知的財産研修

INPIT では、中小・ベンチャー企業に対し、知的財産に関する意識の向上や知的財産に関する知見の提供を目的とした研修を実施しています。



(4) 産業財産権の申請手続に関する一般的な相談

INPIT では、産業財産権の申請手続に関する一般的な相談に応じています。相談は、特許庁 1 階の産業財産権相談窓口において対面、電子メール、電話等で受け付けているほか、全国 47 都道府県に設置している知財総合支援窓口では、弁理士や弁護士などの専門家の活用や支援機関と連携しながら知財に関する高度な経営課題にも対応しています。



（知財総合支援窓口 知財ポータルサイト URL: <https://chizai-portal.inpit.go.jp/>）



お問い合わせ先

(1)の「初心者向け」及び(2) 特許庁 普及支援課 産業財産権専門官

電話: 03-3581-1101(内線 2340) E-mail: PA0661@jpo.go.jp

(1)の「初心者向け」(独)工業所有権情報・研修館 公報閲覧・相談部 調整担当

電話: 03-3581-1101(内線 2120)

(1)の「実務者向け」特許庁 普及支援課 地域調整班 電話: 03-3581-1101(内線 2107)

(3)(独)工業所有権情報・研修館 知財人材部 知的財産権関連人材担当

電話: 03-3581-1101(内線 3907)

(4)(独)工業所有権情報・研修館 公報閲覧・相談部 相談担当

電話: 03-3581-1101(内線 2121~2123)

(4)全国共通ナビダイヤル 0570-082100(全国 47 都道府県に設置されたお近くの知財総合支援窓口につながります)

『特許情報を活用して研究開発を効率的に行いたい』 特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)

J-PlatPat を利用すれば、研究開発動向や技術動向の把握に役立つ、特許・実用新案・意匠・商標に関する情報を無料で検索できます。

対象となる方

特許情報(※)を活用して特許等の出願や研究開発を効率的に行いたい中小企業者

※特許情報とは、特許・実用新案・意匠・商標の出願や権利化に伴って生み出される情報。公報情報や経過情報が含まれる。

支援内容

特許・実用新案・意匠・商標に関する公報情報や、出願の審査状況が確認できる経過情報等、1億件をこえる特許情報を文献番号や各種分類、キーワード等により検索することができます。特許・実用新案を検索する際に、J-GLOBALと連携して論文等を検索することも可能です。

【J-PlatPat の活用シーン】

- ・特許出願や研究開発のための先行技術調査
- ・ライバル企業や営業先の知財情報の収集
- ・商標権等の侵害予防調査
- ・自社の知財の棚卸

ご利用方法

以下のウェブサイトよりご利用いただけます。

○特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)

(サービス提供時間:原則、土・日も含め、24 時間稼働)

参照情報

特許情報プラットフォーム(J-PlatPat) URL: <https://www.j-platpat.inpit.go.jp/>



お問い合わせ先

J-PlatPat ヘルプデスク

電話:(03)3588-2751 (平日 9:00~21:00)

E-mail: helpdesk@j-platpat.inpit.go.jp

『研究開発や知財戦略に特許情報を活用したい』

開放特許情報データベース、特許出願技術動向調査、特許戦略ポータルサイト

開放特許情報、技術テーマ毎の特許出願動向、自社の特許出願・審査に関する統計データ等の特許情報を公表し、研究開発や知財戦略の立案等を支援します。

対象となる方

特許情報を活用して研究開発や知財戦略の立案等を効果的にやりたい中小企業者

支援内容

(1) 開放特許情報データベース

企業、大学、公的研究機関等の開放特許（実施許諾の意思がある特許）を一括して検索できるデータベースです（登録・検索無料）。新規に登録された開放特許については、開放特許情報データベース公式 Twitter アカウント(@plidb)にて随時ご紹介しております。

(2) 特許出願技術動向調査

新市場の創出が期待される分野、国の政策として推進すべき技術分野を中心に、「市場動向」「特許出願動向」等を踏まえて、産業界の研究開発戦略に資する調査結果を公表しております。

(3) 特許戦略ポータルサイト

過去 10 年分の特許出願や審査状況、個別出願の技術分類等、自社の知財戦略や知財管理に必要なデータが満載の「自己分析用データ」を、企業ごとに提供しております。

ご利用方法

(1) 開放特許情報データベース

開放特許情報の登録等の際にはサポートセンター：050-3803-1777 までご連絡ください。

URL: <https://plidb.inpit.go.jp/>



(2) 特許出願技術動向調査

①特許庁ウェブサイトにおいて、調査結果の一部が閲覧可能です。

URL: <https://www.jpo.go.jp/resources/report/gidou-houkoku/tokkyo/index.html>

②全ての調査結果が掲載された報告書については、国立国会図書館、特許庁図書館、および知財総合支援窓口などで閲覧することができます。



(3) 特許戦略ポータルサイト

特許庁ウェブサイトにおいて閲覧可能です。なお、「自己分析用データ」をダウンロードするには、ご利用登録が必要です（利用無料）。

URL: <https://www.jpo.go.jp/support/general/tokkyosenryaku/index.html>



お問い合わせ先

- (1) 独立行政法人工業所有権情報・研修館 知財戦略部 電話: 03-3581-1101 (内線 3822)
- (2) 特許庁 企画調査課 知財動向班 電話: 03-3581-1101 (内線 2155)
- (3) 特許庁 企画調査課 特許戦略企画班 電話: 03-3581-1101 (内線 2144)

『産業財産権の出願手続等について支援をうけたい』 電子出願支援

特許庁への電子出願を行うための「インターネット出願ソフト」の無償ダウンロードや電子出願の事前準備・操作方法、出願等の手続の説明や支援策の紹介をしています。

対象となる方

産業財産権(※)を取得しようとする中小企業者
※特許権・実用新案権・意匠権・商標権の総称

支援内容

(1)「インターネット出願ソフト」の無償ダウンロードおよび相談

電子出願ソフトサポートセンターでは、特許庁への電子出願を行うための「インターネット出願ソフト」の無償ダウンロードおよび電子出願の事前準備や操作方法等の相談を承ります。

(2) 出願等手続のサポート

各都道府県の知財総合支援窓口では、特許出願等の手続や各種支援策に関する相談を受け付けております。また、知財総合支援窓口においては電子出願できるパソコンを無償で利用でき、出願や操作方法の説明を受けながら電子出願することが可能です。

ご利用方法

詳細は、下記お問い合わせ先にご相談ください。

参照情報

電子出願ソフトサポートサイト

お問い合わせ先

(1) 電子出願ソフトサポートセンター

電話：(東京)03-5744-8534、(大阪)06-6946-5070

(2) 知財総合支援窓口



URL：<https://chizai-portal.inpit.go.jp/>

『産業財産権の審査・審判について支援をうけたい』

早期審査・審理／面接／巡回審判

通常の出願に比べ早期に審査または審理を受けられます。審査官や審判官に直接会って出願内容を説明することができます。

対象となる方

産業財産権(※)を取得しようとする中小企業者

※特許権・実用新案権・意匠権・商標権の総称

支援内容

(1) 早期審査・審理

特許の出願人、審判請求人が中小企業者の場合、「早期審査に関する事情説明書」や「早期審理に関する事情説明書」を提出していただくことにより、通常の特許出願に比べ早期に審査または審理を受けることができます(早期審査・審理制度は無料)。

例えば、特許出願の審査の場合、通常、審査請求から審査が行われるまで約 10 か月かかるところ、早期審査制度を利用すると、早期審査の申請から審査までの期間が約 2 か月になります。

また、意匠、商標にも早期審査・審理制度があります。早期審査・審理の要件および手続は、特許、意匠、商標でそれぞれ異なりますので、詳細については、特許庁ウェブサイトをご参照ください。

・早期審査・審理【特許】



(<https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/soki/v3souki.html>)

・特許審査に関する新たなベンチャー企業支援策



(<https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/soki/patent-venture-shien.html>)

・早期審査・審理【意匠】



(<https://www.jpo.go.jp/system/design/shinsa/soki/isyousoukisinri.html>)

・早期審査・審理【商標】



(<https://www.jpo.go.jp/system/trademark/shinsa/soki/shkouhou.html>)

(2) 面接／巡回審判

出願人・審判請求人や代理人が、審査官または審判官と直接面接して円滑な意思疎通を図り、審査・審判の手続きをより効率的に行うことで、的確な権利取得を支援します。

特許庁内にて実施する面接のほか、全国各地に審査官または審判官が出張して面接を行う出張面接（特許、実用、意匠、審判）、各地で口頭審理を行う巡回審判、オンライン面接（特許、実用、意匠、商標、審判）を利用できます。特に、INPIT 近畿統括本部（INPIT-KANSAI）を活用し、近畿地域を中心として、地方の知財支援を展開します。

・面接審査【特許】



(<https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/mensetu/index.html>)

・面接審査【意匠】



(https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/design/mensetu_guide_isyou.html)

・面接審査【商標】



(https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/trademark/mensetu_guide_syohyo.html)

・面接審理【審判】



(https://www.jpo.go.jp/system/trial_appeal/mensetu_guide_sinpan.html)

・出張面接、巡回審判、オンライン面接【審判】



(https://www.jpo.go.jp/system/trial_appeal/general-mensetsu/index.html)

ご利用方法

詳細は、下記お問い合わせ先にご相談ください。

お問い合わせ先

特許庁 電話：03-3581-1101

特許・実用について

調整課審査業務管理班（早期審査）（内線）3106

調整課面接審査管理専門官（面接）（内線）3114

意匠について

意匠課企画調査班（内線）2907

商標について

商標課企画調査班（早期審査）（内線）2805

商標課商標審査基準室（面接）（内線）2807

審判について

審判課審判企画室（内線）5851

『海外での知的財産リスク対策や知的財産の保護・活用について知りたい』

海外知財情報提供と専門人材による支援

海外知的財産プロデューサーに海外での事業展開に応じた知的財産戦略等の相談をすることができます。また、新興国等における海外知財情報を入手することができます。

対象となる方

海外での知的財産リスクへの対策方法を知りたい中小企業
海外での知的財産の保護・活用方法を知りたい中小企業 等

支援内容

- (1) 海外知的財産プロデューサー (URL: <https://faq.inpit.go.jp/gipdp/service/>)
企業での豊富な知財経験と海外駐在経験を有する知的財産のスペシャリストが、海外での事業展開を検討している企業等に対して、知財リスクや知財の保護・活用について、ビジネスの観点からアドバイスを行います。また、海外知的財産プロデューサーをセミナーや研修に講師として派遣し、様々な知的財産リスクや、ライセンス・秘密保持等の知的財産に関する国際契約の留意事項等について無料で講演を行います。



- (2) 新興国等知財情報データベース (URL: <https://www.globalipdb.inpit.go.jp/>)
我が国企業が様々な海外知財リスクに対応できるよう、東アジア、アセアンを中心とした新興国等の知財情報を国・地域別、カテゴリー別に整理して提供しています。



ご利用方法

- (1) 海外知的財産プロデューサー
相談や講師派遣を希望される場合は、ウェブフォーム、またはメールでご連絡ください。
ウェブフォーム (https://www.inpit.go.jp/form/gipdp_inquiries.html)
E-mail: ip-sr01@inpit.go.jp
- (2) 新興国等知財情報データベース
ウェブサイトをご覧ください。



お問い合わせ先

(1) (独) 工業所有権情報・研修館 海外展開知財支援窓口

E-mail: ip-sr01@inpit.go.jp

(2) (独) 工業所有権情報・研修館 知財活用支援センター 知財戦略部 海外展開支援担当

E-mail: ip-sr01@inpit.go.jp

『外国出願の際の費用について助成を受けたい』 中小企業等外国出願支援事業

外国への事業展開等を計画している中小企業に対して、産業財産権(※1)の国内出願と同内容の外国出願に要する費用の半額を助成します。(※1)産業財産権・特許権・実用新案権・意匠権・商標権の総称

対象となる方

(1)外国への事業展開等にあたり、産業財産権の外国出願を予定している中小企業または中小企業で構成される組合等のグループ。(2)既に国内で地域団体商標を出願しており、外国での出願も予定している組合、商工会、商工会議所、NPO 法人。

上記(1)(2)いずれかに該当し、かつ一定の要件(※2)を満たす方。

(※2)支援の対象・要件の詳細(業種、資本金、従業員、みなし大企業等)については、独立行政法人日本貿易振興機構(ジェトロ)のウェブサイトからご覧いただけます。

支援内容

外国への事業展開等を計画している中小企業に対して、以下の経費の助成を行っています。

■補助対象経費

外国特許庁への出願料、外国出願に要する国内・現地代理人費用、翻訳費用

■補助率

2 分の 1

■上限額

- ・ 1 企業あたりの上限額:300 万円
- ・ 案件毎の上限額
特許出願:150 万円
実用新案・意匠・商標出願:それぞれ 60 万円
冒認対策商標出願(※3):30 万円

(※3)冒認対策商標:悪意の第三者による先取り出願(冒認出願)の対策を目的とした商標出願

ご利用方法

公募期間、応募申請手続等については、以下の実施機関の担当にお問い合わせください。

- 全国実施機関:独立行政法人日本貿易振興機構(ジェトロ)
- 地域実施機関:特許庁のウェブサイトに掲載されている都道府県中小企業支援センター等

お問い合わせ先

特許庁 普及支援課 支援企画班

電話:(03)3581-1101(内線 2145)

独立行政法人日本貿易振興機構(ジェトロ)外国出願デスク 電話:(03)3582-5642

『外国出願の際の審査請求や拒絶理由通知への応答にかかる費用について助成を受けたい』

中小企業等外国出願中間手続支援事業

外国への事業展開等を計画している中小企業に対して、外国出願における中間手続に要する費用の半額を助成します

対象となる方

「外国出願補助金(中小企業等外国出願支援事業)」を利用して出願した「特許」の中間手続に対応しようとしている中小企業または中小企業で構成される組合等のグループ、かつ一定の要件(※)を満たす方。

(※)支援の対象・要件の詳細(業種、資本金、従業員、みなし大企業等)については、独立行政法人日本貿易振興機構(ジェトロ)のウェブサイトからご覧いただけます。

支援内容

外国への事業展開等を計画している中小企業に対して、以下の経費の助成を行っています。

■補助対象経費

外国特許庁への審査請求に要する費用(補正費用についても対象)、中間応答に要する費用、中間手続に要する国内・現地代理人費用、翻訳費用

■補助率

2分の1

■上限額

(審査請求支援)1企業あたりの上限額:60万円

案件毎の上限額:20万円

(中間応答支援)1企業あたりの上限額:30万円

ご利用方法

具体的な募集期間・申請手続等の詳細については、ジェトロのウェブサイトをご参照の上、ジェトロ知的財産課(下記お問い合わせ先)までお問い合わせください。

参照情報

中小企業等外国出願中間手続支援事業



お問い合わせ先

特許庁

普及支援課 支援企画班

電話:(03)3581-1101(内線 2145)

独立行政法人日本貿易振興機構(ジェトロ) 知的財産課

電話:(03)3582-5198(予定)

『地域ブランドを保護・活用したい』

地域ブランド保護に関する支援(地域団体商標制度)

地域ブランドを地域団体商標として出願するにあたって、制度や活用事例の説明・専門家からの助言が受けられます。また、地域ブランドを外国に商標出願する際の費用の一部を助成します。

対象となる方

地域団体商標の出願を検討している者、地域団体商標を保有する者等

支援内容

(1) 特許庁職員による制度説明

地域団体商標出願を検討されている団体・関係者の方へ、特許庁職員がお伺いし、制度や活用事例等について説明させていただきます。派遣にかかる旅費、謝金などは一切不要です。詳細は、ページ下部のお問い合わせ先(1)特許庁 商標課 地域ブランド推進室へお気軽にご連絡ください。

(2) 知財総合支援窓口の専門家による助言

47 都道府県に設置されている知財総合支援窓口において、地域ブランドを地域団体商標として出願する際の申請手続、地域団体商標取得後の活用方法等について、窓口担当者や弁理士等の専門家から説明や助言を受けることができます。

(3) 地域団体商標ガイドブック

登録されている地域団体商標の情報等を掲載した「地域団体商標ガイドブック～カタログ編～」や、地域団体商標の活用事例を掲載した「地域ブランド 10 の成功物語」を発行しております。詳細は特許庁ウェブサイト「地域団体商標ガイドブック」をご参照ください。

また、地域団体商標を登録した団体等は、特許庁に登録された「地域の名物」であることを示す証として「地域団体商標マーク」(右図参照)をご使用いただけます。

詳細は特許庁ウェブサイト「地域団体商標マーク」をご参照ください。



(4) 地域ブランドの海外での商標出願に対する支援

地域団体商標を日本国内で出願済みまたは保有する組合、商工会、商工会議所および NPO 法人は、地域団体商標を海外の特許庁に商標出願する際に補助を受けることができます。

また、模倣品対策支援や海外で現地企業から訴訟を提起された場合の防衛型侵害対策支援、冒認商標無効・取消係争支援も受けることができます。

ご利用方法

詳細は下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先

- (1) (3) 特許庁 商標課 地域ブランド推進室 電話: 03-3581-1101(内線 2828)
- (2) 知財総合支援窓口 URL: <https://chizai-portal.inpit.go.jp/>
- (4) 特許庁 普及支援課 支援企画班 電話: 03-3581-1101(内線 2145)



『アイデアやノウハウの保護、営業秘密について相談をしたい』

営業秘密・知財戦略相談窓口

製品のアイデア、製造ノウハウなどについて、特許等により権利化すべきか、あるいは営業秘密として秘匿すべきか、適切な保護の方法についてアドバイスをを行います。また、営業秘密の管理方法や営業秘密流出の防止策・対応策についてもご相談に応じます。

対象となる方

- ・自社の製品のアイデア、製造ノウハウなどの保護について相談したい企業
- ・営業秘密の管理方法について相談したい企業
- ・営業秘密の流出防止、流出への対応について相談したい企業

支援内容

製品のアイデアや製造ノウハウなどを特許等により権利化すべきか、あるいは営業秘密として秘匿すべきかといった適切な保護の方法について、(独)工業所有権情報・研修館(INPIT)に設置された「営業秘密・知財戦略相談窓口」において、知的財産戦略アドバイザー(企業OB)を含めた専門家が窓口・出張・Web会議により無料でアドバイスし、ワンストップで支援します。営業秘密の漏えい・流出事案や情報セキュリティ対策についても、ご相談内容に応じて、警察庁や(独)情報処理推進機構(IPA)と連携して対応します。なお、営業秘密を含む知財全般の相談については、全国の「知財総合支援窓口」でもご相談を受け付けております。



お問い合わせ先

「営業秘密・知財戦略相談窓口」

対面相談のほか、メール、WEBフォームでのご相談を受け付けております。

E-mail: trade-secret@inpit.go.jp



URL: <https://faq.inpit.go.jp/tradesecret/service/>

「知財総合支援窓口」

電話 0570-082100(※平日 8:30～17:15(窓口により異なる場合があります))

全国 47 都道府県に設置されたお近くの窓口におつながります。



URL: <https://chizai-portal.inpit.go.jp/>

『知財戦略構築に関する課題を解決したい』

創業期スタートアップに対する知財戦略構築等支援事業「IPAS」

創業期スタートアップのビジネスに対応した適切なシーズ・出口戦略の診断、知財戦略の構築、知財保護等のハズオン支援を行います。

対象となる方

知財をベースとした事業拡大に意欲のある、創業期のスタートアップ

支援内容

本プログラムは、参加スタートアップの課題・支援ニーズに対応した知識やスキルを持つ知財専門家とビジネス専門家からなるチーム（知財メンタリングチーム）を組成し、例えば以下のような支援をすることで、スタートアップのビジネスに対応した適切な知財戦略構築を支援します。

- (1) シーズ・出口戦略等の診断
- (2) 知財調査を含む知財戦略構築サポート
- (3) 即時に権利化すべきシーズの出願戦略の立案

ご利用方法

事業実施機関（事務局）を通じて、支援先スタートアップの公募を受け付けます。
お申し込み・詳細については、以下ウェブサイトからご案内いたします。



URL: <https://ipbase.go.jp/support/startupxip/>

参照情報

知財アクセラレーションプログラム IPAcceleration program for Startups (IPAS)

お問い合わせ先

特許庁
総務部 企画調査課 スタートアップ支援班
電話: 03-3592-2911 (内線 2156)

『経営課題の解決に特許情報を活用したい』

IP ランドスケープ支援事業

中小企業等が抱える経営課題の解決に、知財その他関連情報を役立てていただくべく、知財その他関連情報を分析し、その結果に基づく経営の方向性について助言を行います。

対象となる方

知財情報を経営や事業戦略に活用したい中堅・中小企業等

支援内容

中小企業等の経営層を交え経営課題についてヒアリングを行い、必要な特許や意匠、商標などの知的財産、その他関連情報を分析します。その結果に基づき、どのようにすれば経営課題を解決に導くことができるか、経営の方向性について助言（いわゆるIPランドスケープとしての支援）を行います。なお、本事業は、公募となります。

ご利用方法

事業実施機関(事務局)を通じて、公募・申請を受け付けます。
お申し込み・詳細については、以下ウェブサイトをご確認ください。



URL:<https://www.inpit.go.jp/katsuyo/ipi/index.html>

お問い合わせ先

(独)工業所有権情報・研修館知財戦略部
E-mail:trade-secret@inpit.go.jp

『知財に関する情報の収集やネットワークの構築をしたい』 スタートアップ特化型知財ネットワーク構築事業「IP BASE」

スタートアップ向けの支援施策や知財イベント情報はもちろん、スタートアップ及びスタートアップ支援関係者と知財専門家のネットワーク構築の場としてのコミュニティ情報を発信していきます。

対象となる方

- ・知財に関して課題意識を持ち、情報収集をしたいスタートアップ
- ・ベンチャー・キャピタル、アクセラレータ、インキュベータ等のスタートアップエコシステムの関係者や、知財専門家、そのほか広くスタートアップの知財に関心がある方

支援内容

IP BASEは、“スタートアップが「まず見るサイト」、知財専門家と「つながるサイト」”をコンセプトにした知財コミュニティウェブサイトです。スタートアップのための知財戦略に関する基礎知識や支援施策、イベントなどの最新情報を集約しています。スタートアップ以外の方でも、知財に関して知識を身につけることができます。

例えば、スタートアップ向けの事例集・手引きや知財アクセラレーションプログラム（IPAS）、スーパー早期審査といった支援施策の他、スタートアップCEOのインタビュー記事など充実したコンテンツを発信しています。また、知財に関するセミナーについても年間多数開催され、イベントのお知らせも掲載しています。さらに、IP BASE YouTubeチャンネルを通じて、知財の基礎やセミナーのアーカイブなど動画による情報発信も行っています。その他、IP BASEでは、登録いただいたメンバー限定のサービスも提供しています。



ご利用方法

ウェブサイトにアクセスいただき、ご利用ください。



URL : <https://ipbase.go.jp/>

お問い合わせ先

特許庁

総務部 企画調査課 スタートアップ支援班

電話：03-3592-2911（内線 2156）

『収益力改善・事業再生・再チャレンジを相談したい』

中小企業活性化協議会

都道府県ごとに設置された中小企業活性化協議会および独立行政法人中小企業基盤整備機構に設置された中小企業活性化全国本部においては、常駐する専門家が再生に関する相談を受け付け、助言や再生計画作りのお手伝い、金融機関等との調整などの支援を行っています。また、有事に移行しそうな中小企業者に対し、有事に移行しないよう、簡易な収支・資金繰り計画と収益力改善アクションプランの策定を支援する収益力改善支援を新設し、協議会の中小企業の駆け込み寺としての機能を一層発揮し、中小企業の活力の再生を図ります。

対象となる方

過剰債務等により経営状況が悪化しているが、財務や事業の見直しなどにより収益力改善・事業再生・再チャレンジが可能な中小企業者

支援内容

事業再生に関する知識と経験を持つ専門家が常駐し、中小企業者の収益力改善から再チャレンジまでの幅広い相談に対して、課題解決に向けた適切なアドバイスを実施します。また、相談案件のうち、財務や事業の見直しが必要な企業については、常駐専門家（必要に応じて、中小企業診断士、公認会計士、税理士、弁護士等の外部専門家と個別支援チームを編成）が、計画策定を支援します。

計画策定支援にあたっては、政府系金融機関、信用保証協会等の関係機関と連携を図りながら、公正中立的な立場で金融機関などの関係者間の調整をお手伝いします。

◇支援事業の流れ

企業再生に関する知識と経験を持つ常駐専門家（弁護士、公認会計士、税理士、中小企業診断士、金融機関OB等）が、中小企業者の方の直面している問題についての相談を受けます。

窓口での相談受付、アドバイス

相談企業の課題を抽出し、常駐専門家による解決に向けた適切なアドバイスを行います。コロナ禍の影響により資金繰りに窮する事業者に対しては、主要債権者の支援姿勢を確認のうえで、一括して最長1年間の元金返済の猶予を要請します。

関係機関の紹介

関係機関での対応が適当な場合は、適切な機関をご案内します。

関係支援機関

- ・商工会議所、商工会
- ・中小企業支援センター
- ・政府系金融機関
- ・信用保証協会 等

《再生計画を作成する必要がある場合》

再生計画策定支援

常駐専門家は（必要に応じて、中小企業診断士、公認会計士、税理士等で構成される個別支援チームが関与する）再生計画策定を支援します。また、公正中立な立場で、複数の金融機関をはじめとする関係者間の調整を行います。

※相談の際にお話いただく内容は、会社の概要、最近の財務・経営状況、取引金融機関との取引状況、現状に至った経緯、企業再生に向けての希望等ですので、必要な資料をお持ちください。

ご利用方法

事業再生は、早期に適切な手を打つことが重要です。経営の先行きに不安を感じたら、各都道府県の中小企業活性化協議会までお気軽にご相談ください。相談は無料で、秘密は厳守しますので安心してご利用ください。

なお、計画策定の支援にあたっては、調査や外部専門家の費用について実費の一部負担をお願いしています。

お問い合わせ先

各都道府県の中小企業活性化協議会および独立行政法人中小企業基盤整備機構に設置された
中小企業活性化全国本部

電話:(03)5470-1477



URL: https://seido-navi.mirasapo-plus.go.jp/contact_lists/16

中小企業庁 金融課

電話:(03)3501-2876

各経済産業局 中小企業課等



URL: https://seido-navi.mirasapo-plus.go.jp/contact_lists/31

独立行政法人中小企業基盤整備機構の各地域本部



『外部専門家の支援を受けて経営を立て直したい』

認定経営革新等支援機関による経営改善計画策定支援事業

金融支援を必要とする中小企業・小規模事業者が、外部専門家（認定経営革新等支援機関）の助けを得て実施する経営改善計画の策定を支援します。

対象となる方

財務上の問題を抱えており、自らでは経営改善計画を策定することが難しい中小企業・小規模事業者

支援内容

国の認定を受けた認定経営革新等支援機関（認定支援機関）の支援を受けて金融機関からの支援（条件変更や新規融資等）を伴う経営改善計画を策定する場合、その策定等にかかった費用（フォローアップ費用を含む）について、総額の3分の2まで支援します。

※令和4年4月1日より、中小企業再生支援協議会と経営改善支援センターは統合し、中小企業活性化協議会として、事業者の収益力改善・事業再生・再チャレンジを一元的に支援します。

○認定支援機関とは、中小企業の経営相談等に関して専門的知識や実務経験が一定レベル以上にある者として、国の認定を受けた公的な支援機関です。

○主な認定支援機関は、国の認定を受けた税理士・税理士法人、公認会計士、中小企業診断士、弁護士、金融機関等です。

ご利用方法

下記のお問い合わせ先まで、ご相談ください。

事業の概要、申請書類等は、中小企業庁のウェブサイトにて公開しています。

お問い合わせ先

各都道府県の中小企業活性化協議会

中小企業庁 金融課

電話：03-3501-2876

『外部専門家の支援を受けて経営を見直したい』

認定経営革新等支援機関による早期経営改善計画策定支援事業

本格的な経営改善が必要となる前の早期段階において、中小企業・小規模事業者が、外部専門家（認定経営革新等支援機関）の助けを得て実施する資金繰り管理・採算管理等の基本的な経営改善の取り組みを支援します。

対象となる方

本格的な経営改善が必要となる前の早期段階において、資金繰り管理や採算管理など、基本的な内容の経営改善の取組を必要とする中小企業・小規模事業者

支援内容

支援内容については中小企業庁のウェブサイトにて公開しています。

ご利用方法

下記のお問い合わせ先まで、ご相談ください。

事業の概要、申請書類等は、中小企業庁のウェブサイトにて公開しています。

お問い合わせ先

各都道府県の中小企業活性化協議会

中小企業庁金融課 電話：03-3501-2876

『二重ローンや事業の復旧・再生について相談したい』

産業復興相談センター・産業復興機構

東日本大震災に伴う二重ローン問題等への対応として、「産業復興相談センター」および「産業復興機構」を被災県に設立。事業者から相談を受け付け、事業計画の策定や返済条件の緩和まで一体的に支援する体制を構築しています。

対象となる方

中小事業者等

（個人事業者、小規模事業者、農業協同組合法に規定する農事組合法人、医療法に規定する医療法人および社会福祉法に規定する社会福祉法人等を含む全ての事業者（ただし、大企業は除く。））

対象地域

青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県

支援内容

各県に被災事業者の総合相談窓口として設置された「産業復興相談センター」では、事業者との面談等を通じて、被災の状況や経営上の問題点、具体的な課題を把握し、これらの解決に向けて、専門家がきめ細やかなサポートを実施し、経営支援・再生支援等を行います。

「産業復興相談センター」の主な支援内容

- ① 新規資金調達支援
- ② 事業計画の策定支援
- ③ 既存借入金の返済条件緩和等の金融機関調整
- ④ 外部専門家や関係支援機関のご紹介
- ⑤ 信用保証制度や制度融資等の支援施策のご案内

ご利用方法

まずは、各県に設置されている「産業復興相談センター」にご相談ください。

お問い合わせ先

青森県産業復興相談センター	電話:017-752-9225	FAX:017-773-5236
岩手県産業復興相談センター	電話:019-681-0812	FAX:019-681-0827
宮城県産業復興相談センター	電話:022-722-3858	FAX:022-227-0187
福島県産業復興相談センター	電話:024-573-2561	FAX:024-573-2566
茨城県産業復興相談センター	電話:029-302-5880	FAX:029-224-6055
千葉県産業復興相談センター	電話:043-215-8790	FAX:043-215-8791

『ファンドから投資を受け事業再生に取り組みたい』 中小企業再生ファンド

事業再生に取り組む中小企業は、ファンドによる投資や経営支援を受けることができます。

対象となる方

過剰債務等により経営状況が悪化しているが、本業には相応の収益性があり、財務リストラや事業の見直しなどにより再生が可能な中小企業であって、再生計画を策定し、民間の投資会社が運営するファンドから投資や経営支援を受けることを希望される方。

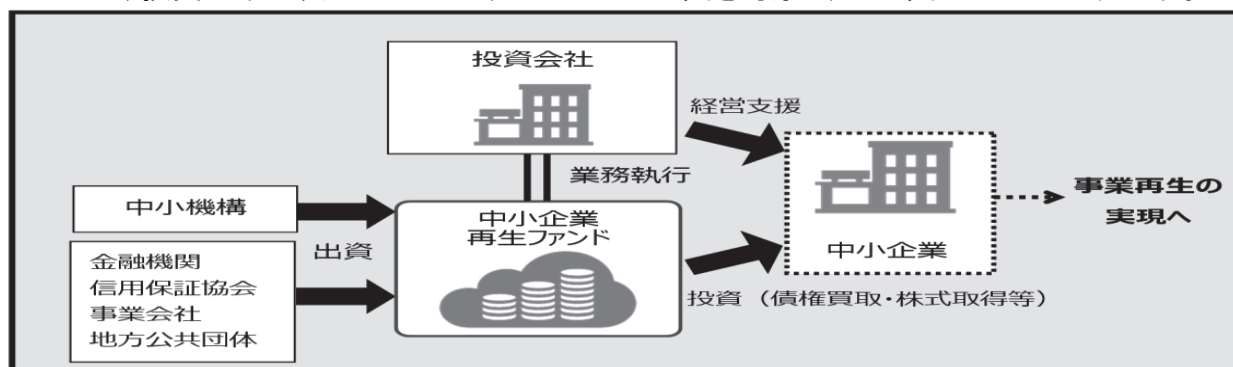
支援内容

民間の投資会社が運営するファンドに対して、独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下「中小機構」という。)が出資(ファンド総額の2分の1以内)を行うことで、ファンドの組成を促進し、事業再生に取り組む中小企業への投資機会の拡大を図っています。

※令和2年度補正予算以降、中小機構からの出資上限割合を5分の4以内まで引上げ、ファンドの組成を促し、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業の再生支援に万全を期します。

これらのファンドは、地域の中小企業活性化協議会と連携して、再生が見込まれる中小企業の株式、債権を中長期的に保有し、継続的に財務面、経営面の支援を行い、再生計画の実現をサポートします。

ファンドは、投資地域が決まっている地域型ファンドと全国を対象とする全国型ファンドがあります。



ご利用方法

ファンドからの投資を希望される方は、中小機構ウェブサイトの「ファンド検索」にて中小企業再生ファンドを選択し、ファンドを運営する投資会社へ直接ご相談いただくか、お近くの中小企業活性化協議会までお問い合わせください。ファンドからの投資を受けるためには、ファンドを運営する投資会社の審査が必要となります。

お問い合わせ先

独立行政法人中小企業基盤整備機構 ファンド事業部 電話:(03)5470-1672

各地域の中小企業再生ファンドは、次の中小機構ウェブサイトの「ファンド検索」にてご覧いただけます。



https://www.smrj.go.jp/fund_search/cgi-bin/search.cgi

『会社の再建のための資金を借りたい』 企業再生貸付制度

民事再生などの法的再生や自主再建を図るために必要な資金の融資を受けることができます。

事業再生・企業再建支援資金【日本公庫（中小企業事業）】

対象となる方

- (1) 民事再生法の規定による再生手続開始の申立て等を行った方であって、認可決定前の方のうち、一定の要件を満たす方
- (2) 中小企業活性化協議会（旧：中小企業再生支援協議会を含みます）等の関与の下、私的整理手続を行う方であって、再建計画の策定前の方で、一定の要件を満たす方
- (3) 民事再生法等に基づく再生計画等の認可等を受けた方及び私的整理に関するガイドラインに沿って私的整理を行う方で、一定の要件を満たす方
- (4) 経営改善、経営再建等に取り組む必要が生じている方であって、一定の要件を満たす方
- (5) 金融機関からの事業資金の借入について、弁済に係る負担の軽減を目的とした条件の変更を行っている方
- (6) 次のいずれかに該当する方
 - ① 中小企業等経営強化法第 31 条第 2 項に定める認定経営革新等支援機関による経営改善計画策定支援事業を利用して経営改善に取り組んでいること。
 - ② 過剰債務の状況に陥っている方が経営改善計画の策定を行い、認定経営革新等支援機関による指導及び助言を受けており、かつ、同計画に対する関係金融機関の合意が確認できること。

支援内容

■ 貸付限度

7 億 2,000 万円

■ 貸付利率

- (1)～(3) 基準利率
- (4) 基準利率、基準利率▲0.9%（再生支援機関の関与の下で事業の再生を行う場合）
- (5) 基準利率
- (6) 基準利率▲0.65%
 - ※ 上限利率 3.0%
 - ※ 特別利率の適用を受けられる限度額は 2 億 7,000 万円
 - ※ 基準利率：中小企業事業 1.07%（令和 4 年 3 月 1 日時点。貸付期間 5 年の場合。）
 上記利率は、標準的な貸付利率であり、信用リスク（担保の有無を含む。）等に応じて所定の利率が適用されます。

■ 貸付期間

- (1) 1 年、(2) (3) 設備資金 10 年以内、長期運転資金 5 年以内、
- (4)～(6) 設備資金 20 年以内、長期運転資金 15 年以内（一定の要件を満たす場合は 20 年以内）

■ 据置期間

- (1) 1 年以内、(2)～(6) 2 年以内

企業再建資金【日本公庫(国民生活事業)】

対象となる方

- (1) 経営改善、経営再建等に取り組む必要が生じている方であって、一定の要件を満たす方
- (2) 金融機関からの事業資金の借入について、弁済に係る負担の軽減を目的とした条件の変更を行っている方
- (3) 民事再生法に基づく再生計画の認可等を受けた方
- (4) 次のいずれかに該当する方
 - ① 中小企業等経営強化法第31条第2項に定める認定経営革新等支援機関による経営改善計画策定支援事業を利用して経営改善に取り組んでいること。
 - ② 過剰債務の状況に陥っている方が経営改善計画の策定を行い、認定経営革新等支援機関による指導及び助言を受けており、かつ、同計画に対する関係金融機関の合意が確認できること。

支援内容

■ 貸付限度額

別枠 7,200 万円(うち運転資金 4,800 万円)

■ 貸付利率

- (1) 基準利率、基準利率▲0.4%(一定の要件を満たす小規模事業者に対し民間金融機関と日本公庫(国民生活事業)が協調融資を行う場合)、基準利率▲0.9%(再生支援機関の関与の下で事業の再生を行う場合)

- (2)(3) 基準利率

- (4) 基準利率▲0.65%

※ 基準利率(令和4年3月1日時点。貸付期間5年の場合。)

国民生活事業 1.82%

上記利率は、標準的な貸付利率であり、担保の有無等に応じて所定の利率が適用されます。

■ 貸付期間

設備資金 20 年以内(うち据置期間 2 年以内)

運転資金 15 年以内(一定の要件を満たす場合は 20 年以内、うち据置期間 2 年以内)

ご利用方法

申込み時に各機関に必要書類を提出して下さい。必要書類についてはお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先

株式会社日本政策金融公庫(日本公庫) 事業資金相談ダイヤル:0120-154-505

・国民生活事業(個人企業・小規模企業向け事業資金)

・中小企業事業(中小企業向け長期事業資金)

沖縄振興開発金融公庫 事業資金相談ダイヤル:0120-981-827

『事業再生に必要な資金を調達したい』 事業再生保証制度(DIP 保証制度)

法的手続や公的機関を利用した私的整理手続による再建計画の途上にある中小企業者の皆様に対して信用保証協会が保証を行うことにより、事業再生の円滑な進ちょくを図ります。

対象となる方

次の(1)、(2)および(3)のいずれにも該当する中小企業者の方

(1)次の①または②のいずれかに該当する方

①再生事件または更生事件が係属している方

②民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 188 条第 1 項の規定に基づき再生手続終結の決定を受けた方(再生計画が遂行された場合その他の経済産業省令で定める場合を除く)

(2)再生計画の認可または更生計画の認可の決定が確定した後 3 年を経過していない方

(3)次の①および②のいずれにも該当する方

①金融機関および取引先から取引の支援が得られており、事業の再建に合理的な見通しが認められること

②償還が見込まれること

支援内容

民事再生法等の法的手続によって再生を行う中小企業の方に対する事業資金の融資を円滑かつ迅速に行うための保証制度です。民事再生法等の申立から開始決定までに申し込まれた融資についても対応することが可能です。

■保証限度額・保証割合

保証限度額:2 億円

保証割合:100%

■保証料率

年率 2.2%

■担保・保証人条件

- ・原則として法人代表者以外の保証人は不要。
- ・担保が必要になる場合があります。

■保証期間

保証期間:10 年以内

ご利用方法

- ・金融機関を通じて申し込むことになります。
- ・民事再生法等の手続開始申立書などの添付書類が必要になります。

お問い合わせ先

一般社団法人全国信用保証協会連合会 電話:(03)6823-1200

各都道府県等の信用保証協会

URL:<http://www.zensinhoren.or.jp/others/nearest.html>



『事業再生に必要な資金を調達したい』 事業再生円滑化関連保証制度(プレDIP保証制度)

法的手続や公的機関を利用した私的整理手続による再建計画の途上にある中小企業者の皆様に対して信用保証協会が保証を行うことにより、事業再生の円滑な進ちょくを図ります。

対象となる方

金融機関の支援が得られており、事業の再建に合理的な見通しが認められ、次の(1)及び(2)のいずれかに該当する方

- (1) 特定認証紛争解決手続(事業再生ADR手続)によって事業再生を図ろうとする方
- (2) 中小企業基盤整備機構や認定支援機関(中小企業再生支援協議会等)の指導又は助言を受け事業再生を図ろうとする方

支援内容

民事再生法等の法的手続によらずに再生を行う中小企業の方に対する事業資金の融通を円滑かつ迅速に行うための保証制度です。

■保証限度額

2億8,000万円＊普通保険にかかる保証 2億円＊無担保保険にかかる保証 8,000万円＊特別小口保険にかかる保証 2,000万円以内＊中小企業者が組合等の場合 4億8,000万円以内

■保証割合

80%(部分保証)

※特別小口保険の対象となる中小企業者は100%(全額保証)とします。

■保証料率

年率 1.76%

■担保・保証人条件

- ・原則として法人代表者以外の保証人は不要。
- ・担保が必要になる場合があります。

■保証期間

保証期間 3年以内

ご利用方法

■保証申込み

- ・金融機関を通じて申し込むことになります。
- ・特定認証紛争解決事業者が手続を実施していることが確認できる書面または中小企業基盤整備機構や認定支援機関が事業再生計画の作成について指導または助言を開始したことを証する書面等の添付書類が必要になります。

お問い合わせ先 一般社団法人全国信用保証協会連合会 電話:03-6823-1200
各都道府県等の信用保証協会



URL: <http://www.zenshinhoren.or.jp/others/nearest.html>

『女性・シニア等の多様な人材を確保したい』

中小企業・小規模事業者人材確保支援等事業

中小企業の経営課題に即した多様な形態（兼業・副業等）の解決人材（女性、シニア等）を確保するため、地域内外からの人材確保を支援します。

対象となる方

女性・シニアなど、経営課題の解決に資する人材を確保したい中小企業・小規模事業者の方

支援内容

地域の中小企業・小規模事業者が、その経営課題に応じ、地域内外の女性・シニア等の多様な人材を確保することを支援します。

具体的には、全国各地で、中小企業の採用力強化支援セミナーや、魅力発信支援、合同企業説明会等のマッチングイベント、定着のための職場づくり支援などを行います。

実施イベント例

- ・ 業務の細分化や人材像の明確化、魅力発信等に関するセミナー
- ・ 合同企業説明会や対話形式等のマッチングイベント
- ・ 職場環境改善や従業員の勤労意欲向上等に関する定着研修

地域で行われる人材マッチング・セミナー情報はこちら
<https://mirasapo-plus.go.jp/infomation/6849/>



ご利用方法

支援を希望する中小企業・小規模事業者の方は、各経済産業局 産業人材政策課（室）等までご相談ください。

お問い合わせ先

- ・各経済産業局 産業人材政策課（室）等（巻末お問い合わせ先一覧参照）
- ・中小企業庁 経営支援課 電話：03-3501-1763

『人材育成や経営能力の向上を図りたい』

中小企業大学校の研修

経営戦略、マーケティング戦略、生産性向上、働き方改革、生産管理等に関する研修を受講することで、経営能力の向上を図り、自社の抱える経営課題の解決や新たな事業活動に挑戦してみませんか。

対象となる方

中小企業の経営者、経営幹部、後継者または管理者等

支援内容

中小企業大学校では、中小企業経営者や経営幹部等に対し、座学による講義に加え、自社の経営データを持ち寄った経営課題の解決策や、製造業等における現場改善実習といった実践的な方法による以下の研修を実施しています。

- ・ 経営者、後継者等が、自らの経営課題解決につながる応用力を身につけるための経営全般に関する長期間の研修
- ・ 経営戦略、販路開拓、生産・財務・労務の管理等の経営課題解決型の研修
- ・ 経営力強化・生産性向上、海外展開、IT 活用等の課題に対応した研修



中小企業大学校での研修の他、地域中小企業等がアクセスしやすい地域の都市部で開催する「地域本部研修」や、「サテライト・ゼミ」、豊富なメニューを揃えたオンライン研修「WEBee Campus」も実施しております。

ご利用方法

- ・ 研修は通年行われています。研修のプログラムやお申込方法については、下記独立行政法人中小企業基盤整備機構のウェブサイトから、各中小企業大学校のウェブサイトをご覧ください。
- ・ ご不明な点は、独立行政法人中小企業基盤整備機構 人材支援部 人材支援企画課にお問い合わせください。

お問い合わせ先

(独)中小企業基盤整備機構 人材支援部 人材支援企画課 電話:03-5470-1560

URL: <http://www.smrj.go.jp/institute/index.html>



『震災関連の雇用に関する支援策を知りたい』

特定求職者雇用開発助成金(被災者雇用開発コース)

東日本大震災における被災地の方を雇い入れる事業主の皆さんが利用できる雇用の助成制度があります。

対象となる方

以下の「対象労働者」を、ハローワーク・職業紹介事業者等の紹介により、1年以上雇用することが見込まれる労働者として雇い入れる事業主

■対象労働者

東日本大震災発生時に原発事故に伴う警戒区域等(計画的避難区域・緊急避難準備区域などを含む)に居住していた方(震災により警戒区域等外に住所または居所を変更している方を含み、震災の発生後に警戒区域等に居住することとなった方を除く)であって、以下の1または2のいずれかに該当する方。

1. 被災離職者(以下の全ての条件に該当すること)

- (1) 震災発生時に被災地域(災害救助法が適用された市町村(東京都を除く))で就業していた方
- (2) 震災により離職を余儀なくされた方
- (3) 震災後に離職し、その後、安定した職業についたことのない方

2. 被災地求職者(以下の条件に該当すること)

- (1) 震災後、安定した職業についていない方

支援内容

■助成額

中小企業: 60万円(短時間労働者は40万円)

大企業: 50万円(短時間労働者は30万円)

また、この助成金の対象労働者を10人以上雇い入れ、1年以上継続して雇用した場合、1事業主につき1回、助成金の上乗せとして60万円(大企業は50万円)の支給を行います。

※短時間労働者とは、一週間の所定労働時間が、20時間以上30時間未満である方をいいます。雇入れ後、6か月ごとに2回に分けて支給します。

ご利用方法

下記お問い合わせ先にご相談ください。

お問い合わせ先

公共職業安定所(ハローワーク)または都道府県労働局

ハローワーク https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/hellowork.html#whereishellowork



都道府県労働局

<http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/>



『震災関連の雇用に関する支援策を知りたい』 事業復興型雇用確保事業による支援

被災地の方を雇い入れる事業主の皆さんが利用できる雇用の助成制度があります。

対象となる方

東日本大震災からの復興に関する補助金・融資等の産業政策による支援の対象となった事業所で、被災求職者等を雇い入れた事業所

具体的な要件

次の要件をすべて満たす事業所が対象となります。(※1)

- ① 被災地(岩手県(沿岸部)、宮城県(沿岸部)又は福島県(全域))に所在すること。
- ② 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者に該当する事業所等であること(福島県内の15市町村(※2)に所在する事業所は除く)。
- ③ 県が定める復興に関する補助金・融資等の産業政策による支援の対象となっていること。
- ④ 被災求職者等を「期間の定めがない」または「1年以上の有期契約であって、更新が可能な」契約により雇い入れた事業所であること。

※1. 原則、本事業の助成を初めて受ける事業所を対象としますが、過去に助成を受けたことがある事業所であっても、最初に雇い入れた助成対象労働者の雇入れから2年以内の雇入れについては申請が可能です。

※2. 15市町村…いわき市、相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町及び飯館村

支援内容

①雇入費助成(1事業所当たりの上限額:2,000万円)

被災求職者を雇い入れた場合に、雇入経費として、1人当たり最大120万円(3年間の支給総額。短時間労働者は最大60万円)を助成。なお、福島県内の15市町村に所在する事業所の場合、1人当たり最大225万円(3年間の支給総額。短時間労働者は最大110万円)を助成。

②住宅支援費助成(1事業所1年当たりの上限額:240万円)

被災求職者等の雇入れのために、住宅支援の導入等(※3)による職場環境の改善を図り、かつ雇用の確保・維持を達成している場合に、要した経費の4分の3を助成。

※3. 社宅の新規または追加借り上げ、住宅手当の新規導入または拡充をいいます。

ご利用方法

各県が定める復興に関する補助金・融資等の産業政策の採択を受け、被災求職者等を雇い入れたのち、県に申請書を提出します。各県において、申請書を審査し、助成対象を決定します。

その後、県が指定する時期に、雇用状況等を県に報告し、助成金を申請します。当該申請に基づき、各県において、雇用状況等を審査し、支給額を決定します。

なお、助成金の名称・助成額・対象地域は県で異なる場合があります。その他、助成金の対象となる産業政策等の詳細や申請スケジュールについては、各県にお問い合わせください。

お問い合わせ先

岩手県 商工労働観光部 定住推進・雇用労働室 電話:019-629-5593

宮城県 経済商工観光部 雇用対策課 電話:022-797-4661

福島県 商工労働部 雇用労政課 電話:024-521-7489

『ワーク・ライフ・バランス実現のための支援策について知りたい』

働き方改革推進支援助成金(労働時間短縮・年休促進支援コース)

労働時間の縮減、年次有給休暇や特別休暇の取得促進に向けた取組を行った場合に、その実施にかかった費用の一部を助成します。

対象となる方

生産性を高め労働時間の縮減、年次有給休暇や特別休暇の取得促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主

用途・対象物

○支給対象となる取組 * 就業規則・労使協定等の作成・変更 * 労務管理担当者や労働者に対する研修(業務研修を含む)、周知・啓発 * 外部専門家によるコンサルティング * 労務管理用ソフトウェア、労務管理用機器の導入・更新 * 労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新など

支援内容

以下の3つの成果目標のうち1つ以上の成果目標の達成に向けた取組を実施してください。

- ①36 協定の月の時間外労働時間数を縮減する。
- ②年次有給休暇の計画的付与の規定を整備する。
- ③時間単位の年次有給休暇の規定を整備する。
- ④特に配慮を必要とする労働者に対する病欠休暇等の規定を整備する。

成果目標を達成した場合に、支給対象となる取組の実施にかかった経費の一部を支給します。

■助成率

4 分の 3

※常時使用する労働者数が 30 名以下かつ、労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が 30 万円を超える場合、当該経費の補助率は 5 分の 4 とします。

■上限額

250 万円など

さらに、賃金を 3% 以上引き上げる労働者を就業規則等で規定した場合、その度合いに応じて上限額を 15 万円～最大 150 万円加算します(5% 以上引き上げの場合は、24 万円～最大 240 万円加算。)。上限額と加算額の合計は、490 万円までとします。

ご利用方法

- (1)「働き方改革推進支援助成金交付申請書」を計画書等の必要書類とともに都道府県労働局雇用環境・均等部(室)に提出し、交付決定を受けます。
- (2)提出した計画に沿って取組を実施します。
- (3)労働局に支給申請を行います。

交付申請期限

2022 年 11 月 30 日

※国の予算額に制約されるため、それ以前に予告なく受付を締め切ることがあります。

お問い合わせ先

最寄りの都道府県労働局雇用環境・均等部(室)

※詳しくは、事業所の所在地を管轄する労働局におたずねください。

労働局の所在地一覧

URL:<http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>



『ワーク・ライフ・バランス実現のための支援策について知りたい』 働き方改革推進支援助成金(勤務間インターバル導入コース)

過重労働の防止および長時間労働の抑制に向け勤務間インターバル制度の導入に向けた取組を行った場合に、その実施にかかった費用の一部を助成します。

対象となる方

勤務間インターバル制度を導入していない中小企業事業主

用途・対象物

○支給対象となる取り組み * 就業規則・労使協定等の作成・変更 * 労務管理担当者や労働者に対する研修(業務研修を含む)、周知・啓発 * 外部専門家によるコンサルティング * 労務管理用ソフトウェア、労務管理用機器の導入・更新 * 労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新など

支援内容

以下の成果目標の達成に向けた取組を実施してください。

事業主が事業実施計画において指定したすべての事業場において、休憩時間数が9時間以上11時間未満または11時間以上の勤務間インターバル制度を導入すること など

成果目標を達成した場合に、支給対象となる取組の実施にかかった経費の一部を支給します。

■助成率

4分の3

※常時使用する労働者数が30名以下かつ、労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が30万円を超える場合、当該経費の補助率は5分の4とします。

■上限額

インターバル時間数等に応じて、
9時間以上11時間未満:80万円
11時間以上:100万円 など

さらに、賃金を3%以上引き上げる労働者を就業規則等で規定した場合、その度合いに応じて上限額を15万円～最大150万円加算します(5%以上引き上げの場合は、24万円～最大240万円加算。)。上限額と加算額の合計は、340万円までとします。

ご利用方法

- (1)「働き方改革推進支援助成金交付申請書」を計画書等の必要書類とともに都道府県労働局雇用環境・均等部(室)に提出し、交付決定を受けます(※)。
- (2)提出した計画に沿って取組を実施します。
- (3)労働局に支給申請を行います。

交付申請期限

2022年11月30日

※国の予算額に制約されるため、それ以前に予告なく受付を締め切ることがあります。

お問い合わせ先

最寄りの都道府県労働局雇用環境・均等部(室)

※詳しくは、事業所の所在地を管轄する労働局におたずねください。

労働局の所在地一覧

URL:<http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>



『ワーク・ライフ・バランス実現のための支援策について知りたい』

働き方改革推進支援助成金(労働時間適正管理推進コース)

労務・労働時間の適正管理に向けた取組を行った際に、その実施にかかった費用の一部を助成します。

対象となる方

労務・労働時間の適正管理を推進し、生産性の向上を図り、労働時間等の設定の改善を推進する中小企業事業主

用途・対象物

○支給対象となる取り組み * 就業規則・労使協定等の作成・変更 * 労務管理担当者や労働者に対する研修(業務研修を含む)、周知・啓発 * 外部専門家によるコンサルティング * 労務管理用ソフトウェア、労務管理用機器の導入・更新 * 労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新など

支援内容

以下の①②③の成果目標の達成に向けた取組を実施してください。

- ①新たに勤怠(労働時間)管理と賃金計算等をリンクさせ、自動的に賃金台帳等を作成・管理・保存できるような統合管理 IT システムを用いた労働時間管理方法を採用する。
- ②賃金台帳等の労務管理書類について 5 年間保存することを就業規則等に規定する。
- ③「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」(平成 29 年 1 月 20 日策定)に基づく研修を労働者等に対して実施する。

■助成率

4 分の 3

※常時使用する労働者数が 30 名以下かつ、労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が 30 万円を超える場合、当該経費の補助率は 5 分の 4 とします。

■上限額

100 万円

さらに、賃金を 3% 以上引き上げる労働者を就業規則等で規定した場合、その度合いに応じて上限額を 15 万円～最大 150 万円加算します(5% 以上引き上げの場合は、24 万円～最大 240 万円加算。)。上限額と加算額の合計は、340 万円までとします。

ご利用方法

- (1)「働き方改革推進支援助成金交付申請書」を計画書等の必要書類とともに都道府県労働局雇用環境・均等部(室)に提出し、交付決定を受けます。
- (2)提出した計画に沿って取組を実施します。
- (3)労働局に支給申請を行います。

交付申請期限

2022 年 11 月 30 日

※国の予算額に制約されるため、それ以前に予告なく受付を締め切る場合があります。

お問い合わせ先

最寄りの都道府県労働局雇用環境・均等部(室)

詳しくは、事業所の所在地を管轄する労働局におたずねください。

労働局の所在地一覧

URL:<http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>



『ワーク・ライフ・バランス実現のための支援策について知りたい』 働き方改革推進支援助成金(団体推進コース)

傘下企業の労働時間縮減や賃金引上げに向けた生産性向上に資する取組を行う中小企業事業主の団体に対して、当該取組の経費を助成します。

対象となる方

傘下の事業主のうち労働者を雇用する事業主が3以上(共同事業主の場合は10以上)で組織する、中小企業事業主の団体またはその連合団体

用途・対象物

好事例の収集、普及啓発、実態調査、セミナー開催または受講、巡回指導、人材確保に向けた取組など、労働時間短縮や賃金引上げに向けた生産性向上に資する取組が対象になります。

支給対象の取組は、以下の成果目標の達成を目指して実施してください。

・傘下企業のうち、2分の1以上の企業が上記の時間外労働の削減や賃金引上げに向けた生産性向上に資する取組または取組結果を活用すること。

支援内容

成果目標を達成した場合に、事業の実施にかかった経費を助成します(ただし上限額を超える場合は、上限額を支給額とします)。

■助成率

定額

■上限額

500万円

※都道府県またはブロック単位で構成する中小企業の事業主団体(傘下企業数が10社以上)の場合は上限額1,000万円

ご利用方法

(1)「働き方改革推進支援助成金交付申請書」を計画書等の必要書類とともに都道府県労働局雇用環境・均等部(室)に提出し、交付決定を受けます。

(2)提出した計画に沿って取組を実施します。

(3)労働局に支給申請を行います。

交付申請期限

2022年11月30日

※国の予算額に制約されるため、それ以前に予告なく受付を締め切ることがあります。

お問い合わせ先

最寄りの都道府県労働局雇用環境・均等部(室)

※詳しくは、事業所の所在地を管轄する労働局におたずねください。

労働局の所在地一覧

URL:<http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>



『労務管理や安全衛生管理の知識を習得したい』 就業環境整備・改善支援事業

労働者を雇用する上で必要な労働時間、休日、賃金等労務管理に関する知識の習得、労働災害防止のための安全衛生管理など、事業場における適正な職場環境形成に向け、専門家によるセミナーや訪問支援等を行う取り組みです。

対象となる方

労働者を雇用する上で必要な労務管理に関する知識を習得したい経営者または労務管理担当者。

労働者を雇い入れて間もない経営者または労務管理担当者、会社設立または分社化して間もない経営者または労務管理担当者等に、特にオススメです。

支援内容

以下の支援を無料で受けることができます。

①基本的な労務管理習得のためのセミナー

労働者を雇用する上で必要な労働時間、休日、賃金等の基本的な労務管理の知識や安全衛生管理の知識を習得するため、専門家によるセミナーを全都道府県で開催します。なお、すべてのセミナーをオンラインで行う場合があります。

②専門家による訪問支援

労務管理や安全衛生管理に係る専門家が会社に訪問し、労務管理・安全衛生管理の実態を把握した上で、問題点を解消するための助言を行います。

※ 専門家は、労働時間、休日・休暇制度および労働災害防止について、専門的な知識や経験を持つ社会保険労務士等です。

ご利用方法

セミナーは、事業実施事業者の運営する HP からお申込みください。

訪問支援は事業実施事業者にお問い合わせください。

事業実施事業者の HP およびお問い合わせ先等の詳細は、下記の厚生労働省のウェブサイト等でご確認ください。

お問い合わせ先

厚生労働省
労働基準局監督課 労働条件確保対策事業係
電話：03-5253-1111(5543)

下記の厚生労働省ウェブサイト「事業主への支援、助成金等一覧」の『就業環境整備・改善支援事業』をご参照ください。

URL：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/subsidize.html



『労働時間や休暇制度の見直しのためのアドバイスがほしい』 働き方・休み方改善コンサルタント制度

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現のため、働き方や休み方の見直しに取り組む企業に、専門家が無料でアドバイスや資料提供等の支援を行う制度です。

対象となる方

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現のため、働き方や休み方の見直しに取り組む企業（規模・業種は問いません。）

支援内容

都道府県労働局に配置された「働き方・休み方改善コンサルタント」が、次のようなお悩みやご要望にお応えします。

- ・「従業員の健康のため、長時間労働を改善したい。」
- ・「フレックスタイム制や裁量労働制を導入したいけど、手続きがわからない。」
- ・「優秀な人材を確保するためにも年次有給休暇をはじめ休暇制度を充実したい。」
- ・「労働時間や休日・休暇等の全般について、専門家に相談したい。」

※「働き方・休み方改善コンサルタント」は、社会保険労務士の資格を持つ者等、労働関係法令・制度に専門的な知識を持つ人物の中から、都道府県労働局長が任用した非常勤の国家公務員です。

※「働き方・休み方改善コンサルタント」のご利用は、全て無料です。また、ご相談の秘密は固くお守りします。

ご利用方法

「働き方・休み方改善コンサルタント」制度は、以下のような方法でご利用いただけます。

1. コンサルティング（個別訪問によるアドバイス）

「働き方・休み方改善コンサルタント」が事業場にお伺いし、労働時間や休暇制度の状況を診断のうえ、アドバイスや改善に向けた具体的な提案や資料の提供を行います。

2. 説明会への講師派遣

労働時間や休暇制度に関する説明会などに、「働き方・休み方改善コンサルタント」を講師として派遣します。

3. 研修会の開催

長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得向上に成果を上げている事例などを教材として、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に関する研修会を開催します。

お申し込みは、ご希望のご利用方法とともに、都道府県労働局雇用環境・均等部（室）までご連絡ください。

お問い合わせ先

都道府県労働局雇用環境・均等部（室）一覧

URL: <http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/index.html>



『最低賃金の引上げに向けた支援策を知りたい』

最低賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者支援事業

事業場内最低賃金の引上げに取り組む中小企業・小規模事業主に対して業務改善助成金による生産性向上の支援を行っています。

対象となる方

業務改善助成金

中小企業事業者(※)のうち、事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)と地域別最低賃金の差額が30円以内および事業場規模100人以下の事業場

※中小企業事業者とは、業種に応じて①「資本の額または出資の総額」または②「常時使用する企業全体の労働者数」のいずれかの要件を満たす事業主です。

業 種	①資本の額または出資の総額	②常時使用する企業全体の労働者数
一般産業(下記以外)	3億円以下の法人	300人以下
卸売業	1億円以下の法人	100人以下
サービス業	5,000万円以下の法人	100人以下
小売業	5,000万円以下の法人	50人以下

支援内容

業務改善助成金

生産性向上のための設備投資などを行い、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた事業者に対して、その設備投資などの経費の一部を助成します。

事業場内最低賃金 引上げ額	事業場内最低賃金 引上げ労働者数	助成の 上限額	助成対象 事業場	助成率
30円以上	1人	30万円	以下の2つの要件を 満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地 域別最低賃金の差額が 30円以内 ・事業場規模100人以下	【事業場内最 低賃金 900円未満】 4/5 生産性要件を 満たした場合 9/10(※2)
	2～3人	50万円		
	4～6人	70万円		
	7人以上	100万円		
	10人以上(※1)	120万円		
45円以上	1人	45万円		
	2～3人	70万円		
	4～6人	100万円		
	7人以上	150万円		
	10人以上(※1)	180万円		
60円以上	1人	60万円		【事業場内最 低賃金 900円以上】 3/4 生産性要件を 満たした場合 4/5(※2)
	2～3人	90万円		
	4～6人	150万円		
	7人以上	230万円		
	10人以上(※1)	300万円		
90円以上	1人	90万円		
	2～3人	150万円		
	4～6人	270万円		
	7人以上	450万円		
	10人以上(※1)	600万円		

(※1)10人以上の上限額区分は、以下のいずれかに該当する事業場が対象となります。

ア 賃金要件:事業場内最低賃金 900 円未満の事業場

イ 生産量要件:売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近 3 か月間の月平均値が前年または前々年の同じ月に比べて、30%以上減少している事業者

(※2)ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者 1 人当たりの付加価値をいいます。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その 3 年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

<設備導入の例>

- ・ POS レジシステムの導入による在庫管理の短縮
- ・ リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
- ・ インターネット受発注機能があるウェブサイトの作成による業務の効率化
- ・ 顧客・在庫・帳票管理システムの導入による業務の効率化
- ・ 専門家による業務フロー見直しによる顧客回転率の向上
- ・ 人材育成、教育訓練による業務の効率化

受付期間

2022 年 04 月 01 日 ～ 2023 年 01 月 31 日

参照情報



業務改善助成金ウェブサイト URL:

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyou/03.html

お問い合わせ先: 業務改善助成金コールセンター

電話番号: 0120-366-440 (受付時間 平日8:30~17:15)

申請書の提出先は最寄りの都道府県労働局雇用環境・均等部(室)です。

労働局の所在地一覧は以下のウェブサイトをご覧ください。



URL: <http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>

『受動喫煙から、働く方々の健康を守るための対策を行いたい』 受動喫煙防止対策に関する各種支援事業

健康増進法が改正され、受動喫煙(他人のたばこの煙を吸ってしまうこと)に対して対策を講じることが義務化されました。それに伴い、働く方々の健康を守ることが事業主の方に求められています。そこで、事業場における受動喫煙を防止する取組への支援として、助成金(経済的支援)、専門家によるアドバイス(技術的支援)を受けることができます。

支援内容

① 受動喫煙防止対策助成金

対象となる方

職場で働く方々の受動喫煙を防止するため、たばこの煙が漏れないような改正健康増進法に基づく技術的基準を満たす喫煙専用室等の設置や改修に関する費用の一部を助成します(対象は既存特定飲食提供施設を営む中小企業事業主に限ります。)

支援内容

喫煙専用室等の設置や改修にかかった経費のうち、工費、設備費などに助成します。
(助成率 3 分の 2(主たる業種が飲食店以外の場合は 2 分の 1)、上限 100 万円)

ご利用方法



助成対象、申請の方法や必要な書類など、詳しくは各都道府県労働局へお問い合わせください。

② 受動喫煙防止対策のための相談窓口

対象となる方・支援内容

全国の事業場からの受動喫煙防止対策に関する相談に、労働衛生コンサルタントなどの専門家が助言・指導を行います。また、ご希望に応じて、全国の事業場に訪問し、実地で助言・指導を行います。企業・団体の会合に講師を派遣し、対策に関する説明を行います。すべて無料です。

相談の例:

受動喫煙防止対策を効果的に行うための計画の立て方や実施体制、事業場内の受動喫煙に関する実態の適切な把握方法、喫煙室の設置のためのポイント、既存の喫煙室の改善方法など

お問い合わせ先

- ①のお問い合わせ先:各都道府県労働局労働基準部健康安全課(または健康課)
- ②のお問い合わせ先:一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会 050-3537-0777
- 担当部局:厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課(03)5253-1111(5491))

『職場で使用する化学物質の適正な管理について技術的な支援を受けたい』 化学物質管理に対する支援(労働安全衛生法に基づくラベル、 SDS、リスクアセスメント等)

化学物質による労働者の健康障害を防止するため、職場で化学物質を使用する際のリスクアセスメント等の実施が義務化されています。リスクを踏まえた適正な化学物質管理に向けた取組について、無料で技術的な支援を受けることができます。

対象となる方

化学物質を取り扱う中小規模事業者、化学物質のリスクアセスメントやラベル・SDSの読み方、適切な化学物質管理について知りたい方、「職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会」を踏まえた新たな化学物質規制について知りたい方

支援内容

中小規模事業場における適正な化学物質管理の実施を促進していく観点から、ラベルやSDS(安全データシート)に記載された危険有害性情報の読み方、また、その情報に基づくリスクアセスメントの進め方など、現場の化学物質管理の手法等について、下記により専門家からの助言等を無料で実施します。

①電話等による相談窓口

電話、メール等による**無料の相談窓口**で、化学物質管理に関する照会・相談にお答えするとともに、簡易な手法によるリスクアセスメントの実施を支援します。また、新たな化学物質規制の内容や関連のセミナーなどについても、ご案内します。* 窓口開設期間:

令和4年度は、令和4年4月1日から令和5年3月17日(土日祝日、国民の休日、12月29日～1月3日を除く。)

電話: 平日 10時～17時 メール: 24時間受付

②事業場への訪問指導

相談窓口にお問い合わせいただいた中小規模事業場のうち、訪問指導を希望される事業場に対し、**安全衛生指導の専門家を無料で派遣**し、各事業場での化学物質の使用実態を踏まえながら、ラベルやSDS(安全データシート)に記載された危険有害性情報をリスクアセスメントの実施等に活用していく手法等についての訪問指導を行います。その他、中小企業団体会員向けの勉強会や説明会等の講師派遣も受け付けています。

ご利用方法

相談窓口にご連絡ください。

令和4年度は、以下のお問い合わせ先をお願いします。

お問い合わせ先

テクノヒル株式会社(令和4年度厚生労働省委託事業)

化学物質管理に関する無料相談窓口

お問合せ、ご相談は、以下のホームページに記載の連絡先をお願いします。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000046255.html>

※相談は無料ですが、通話料、メールの送信等の費用はかかります。

『メンタルヘルス不調の未然防止のためにストレスチェックを実施したい』 ストレスチェック助成金

ストレスチェックを実施した中小事業主の労働者数 50 人未満の事業場に対して、費用を助成します。

対象となる方

医師と契約し、次の措置を実施した中小事業主の労働者数 50 人未満の事業場

(1) 年 1 回のストレスチェックを実施した場合

(2) ストレスチェックに係る医師による活動について実施した場合

【ストレスチェックに係る医師による活動とは】

医師が

- ・ストレスチェック実施後に面接指導を実施すること
- ・面接指導の結果について、事業主に意見陳述をすること

支援内容

助成対象	助成額
① ストレスチェックの実施	1 労働者につき 500 円を上限に実費を支給
② ストレスチェックに係る医師による活動	1 事業場あたり 1 回の活動につき 21,500 円を上限に実費を支給 (上限 3 回)

ご利用方法

詳しくは独立行政法人労働者健康安全機構のウェブサイトでご確認ください。

お問い合わせ先

独立行政法人労働者健康安全機構
勤労者医療・産業保健部 産業保健業務指導課
電話: 0570-783046



URL: <https://www.johas.go.jp/sangyouhoken/tabid/1251/Default.aspx>

『ストレスチェックを活用して働きやすい職場づくりを進めたい』

職場環境改善計画助成金

ストレスチェックの集団分析の結果を活用し、職場環境の改善を行った事業場に対して、費用を助成します。

対象となる方

(1) 事業場コース

専門家(※)の指導に基づき、職場環境改善計画を作成し、計画に基づき職場環境の改善を実施した事業場

※産業医等の医師、保健師、看護師、精神保健福祉士、産業カウンセラー、臨床心理士等の心理職、労働衛生コンサルタント、社会保険労務士

(2) 建設現場コース

専門家(※)の助言・支援を受け、職場環境改善計画を作成し、計画に基づき職場環境の改善を実施した建設現場

※産業医等の医師、保健師、看護師、精神保健福祉士、産業カウンセラー、臨床心理士等の心理職、労働衛生コンサルタント、社会保険労務士・労働安全コンサルタント(建設業で安全管理業務3年以上従事者)、または統括安全衛生責任者(3年以上経験者)で一定の研修(本コースの手引を参照)を終了した者

支援内容

	助成対象	助成額
事業場コース	専門家の指導費用	1 事業場あたり 10 万円を上限に実費を支給
建設現場コース	専門家の指導費用	1 建設現場あたり 10 万円を上限に実費を支給

※各コースは 1 事業場または 1 建設現場あたり、将来にわたり 1 回限りの助成となります。

ご利用方法

詳しくは、独立行政法人労働者健康安全機構のウェブサイトでご確認ください。

お問い合わせ先

独立行政法人労働者健康安全機構
勤労者医療・産業保健部 産業保健業務指導課
電話: 0570-783046



URL : <https://www.johas.go.jp/sangyouhoken/tabid/1251/Default.aspx>

『職場のメンタルヘルス対策を進めたい』 心の健康づくり計画助成金

心の健康づくり計画を作成し、計画に基づきメンタルヘルス対策を実施した企業に対して、費用を助成します。（労働者数 50 人未満の事業場につきましては、労働安全衛生法に基づくストレスチェック実施計画を作成し、ストレスチェックを実施した場合でも申請対象となります。）

対象となる方

メンタルヘルス対策促進員の助言・支援に基づき、心の健康づくり計画を作成し、計画に基づきメンタルヘルス対策を実施した企業
※各都道府県に設置される産業保健総合支援センターにおいて、メンタルヘルス対策に関する事業場への訪問支援を専門的に行う者

支援内容

1 事業者あたり、一律 10 万円。
※ただし、1 事業者あたり将来にわたり 1 回限り。

ご利用方法

詳しくは、独立行政法人労働者健康安全機構のウェブサイトでご確認ください。

お問い合わせ先

独立行政法人労働者健康安全機構
勤労者医療・産業保健部 産業保健業務指導課
電話：0570-783046



URL: <https://www.johas.go.jp/sangyouhoken/tabid/1251/Default.aspx>

『健康で活力ある職場づくりのために産業医を活用したい』

小規模事業場産業医活動助成金

産業医や保健師と契約し、産業保健活動を行った中小事業主の労働者数 50 人未満の事業場に対して、費用を助成します。

対象となる方

(1) 産業医コース

産業医の要件を備えた医師と職場巡視、健康診断異常所見者に関する意見聴取、保健指導等、産業医活動の全部または一部を実施する契約を締結し、契約を締結した産業医が産業医活動の全部または一部を実施した、中小事業主の労働者数 50 人未満の事業場。

(2) 保健師コース

新たに保健師と健診異常所見者や長時間労働者等に対する保健指導、高ストレス者等に対する健康相談、健康教育等の産業保健活動の全部または一部を実施する契約を締結し、契約を締結した保健師が産業保健活動の全部または一部を実施した、中小事業主の労働者数 50 人未満の事業場。

(3) 直接健康相談環境整備コース

①産業医の要件を備えた医師と職場巡視等、産業医活動の全部または一部を実施する契約、
②保健師と健診異常者や長時間労働者等に対する保健指導等、産業保健活動の全部または一部を実施する契約、のいずれかに、契約した産業医または保健師に労働者が直接健康相談できる環境を整備する条項を含めて締結し、労働者へ周知した、中小事業主の労働者数 50 人未満の事業場。

支援内容

	助成額
産業医コース	1 事業場あたり 10 万円を上限(6 か月ごと)に実費を支給とし、将来にわたり 2 回限り助成します。
保健師コース	1 事業場あたり 10 万円を上限(6 か月ごと)に実費を支給とし、将来にわたり 2 回限り助成します。
直接健康相談環境整備コース	1 事業場あたり 10 万円を上限(6 か月ごと)に実費を支給とし、将来にわたり 2 回限り助成します。
※産業医コース又は保健師コースにおいて申請した実費は本コースの対象とはなりません。	

お問い合わせ先 独立行政法人労働者健康安全機構 産業保健業務指導課 電話:0570-783046



URL: <https://www.johas.go.jp/sangyouhoken/tabid/1251/Default.aspx>

『治療と仕事の両立支援を進めて働きやすい職場にしたい』

治療と仕事の両立支援助成金

治療と仕事を両立できる制度の導入等を行った場合等、事業主に助成します。

対象となる方

(1) 環境整備コース

新たに両立支援制度の導入を行い、かつ、両立支援コーディネーターを配置した事業主

(2) 制度活用コース

両立支援コーディネーターを活用した上で、両立支援制度を用いた両立支援プランを策定し、実際に労働者へ適用した事業主

支援内容

(1) 環境整備コース

治療と仕事を両立できる制度(※)の導入等を行った場合、20万円を助成(1企業1回限り)

(2) 制度活用コース

病気を抱える労働者に治療と仕事を両立できる制度(※)の適用等を行った場合、以下のとおり助成。ただし、1企業あたり有期契約労働者1名、雇用期間に定めのない労働者1名の計2名まで。
* 対象労働者が有期契約の場合: 20万円 * 対象労働者が雇用期間に定めのない場合: 20万円

※治療と仕事を両立できる制度とは、通院等に配慮した休暇制度、傷病特性に配慮した短時間勤務、身体の負担に配慮した時差出勤制度等を指す。

ご利用方法

詳しくは独立行政法人労働者健康安全機構のウェブサイトでご確認ください。

お問い合わせ先

独立行政法人労働者健康安全機構
勤労者医療・産業保健部 産業保健業務指導課
電話: 0570-783046



URL: <https://www.johas.go.jp/sangyouhoken/tabid/1251/Default.aspx>

『従業員の心と身体健康づくりをサポートしてもらいたい』

産業保健総合支援センター

産業医や衛生管理者といった産業保健スタッフの方々の産業保健に関する専門的な相談や研修による活動サポート、小規模事業場への産業保健サービスを無料で行っています。

対象となる方

産業保健総合支援センター※1 が行うサービスは、主に事業者や産業保健スタッフの方々を対象としています。

地域窓口（地域産業保健センター）※2 が行うサービスについては、労働者数 50 人未満の事業場を対象としています。

※1. 47 都道府県に設置

※2. 約 350 箇所を設置

支援内容

産業保健総合支援センターとその地域窓口（地域産業保健センター）では、産業保健に関する様々なサービスを無料で提供しています。

1. 産業保健総合支援センターで提供している主なサービス

- ・産業保健スタッフに対する専門的研修
- ・事業主や労働者に対する啓発セミナー
- ・産業保健スタッフからの専門的相談対応
- ・メンタルヘルス対策や治療と仕事の両立支援に関する相談、個別訪問支援
- ・産業保健に関する情報提供

2. 地域窓口（地域産業保健センター）で提供している主なサービス

- ・労働者の健康管理に関する相談対応
- ・健康診断の結果についての医師からの意見聴取
- ・長時間労働者、高ストレス者に対する面接指導
- ・個別訪問による産業保健指導

ご利用方法

詳しくは、産業保健総合支援センターへお問い合わせください。

お問い合わせ先

産業保健総合支援センター

電話：全国統一ダイヤル：0570-038046＜サンポヲシロウ＞



URL：<https://www.johas.go.jp/shisetsu/tabid/578/Default.aspx>

『心と身体の健康を守るための情報収集や相談がしたい』 働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」

働く人のメンタルヘルスに関する総合的な情報提供や電話・SNS・メールによるご相談窓口を設置しています。

対象となる方

事業者や産業保健スタッフ、働く方とそのご家族を対象としています。

支援内容

働く人のメンタルヘルス対策、過重労働対策に関する様々な情報を掲載しています。

- ・メンタルヘルスに関する基礎知識、e ラーニング
- ・職場環境改善や職場復帰支援の取組事例
- ・専門の相談機関や医療機関
- ・各種支援、助成制度
- ・職場のメンタルヘルス対策に関する Q & A
- ・その他職場のメンタルヘルス対策に関する最新情報

事業者、産業保健スタッフ、働く方からメンタルヘルス不調、過重労働による健康障害に関してメール・電話・SNS でご相談に応じています。

- ・こころの耳メール相談
- ・こころの耳電話相談
- ・こころの耳 SNS 相談

ご利用方法

- ・働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」(<https://kokoro.mhlw.go.jp/>)
- ・「こころの耳メール相談」(<https://kokoro.mhlw.go.jp/mail-soudan/>)
- ・「こころの耳電話相談」(<https://kokoro.mhlw.go.jp/tel-soudan/>)

電話：0120-565-455（無料）

月曜日、火曜日：17:00～22:00 土曜日、日曜日：10:00～16:00
（祝日、年末年始は除く）

- ・「こころの耳 SNS 相談」(<https://kokoro.mhlw.go.jp/sns-soudan/>)

月曜日、火曜日：17:00～22:00 土曜日、日曜日：10:00～16:00
（祝日、年末年始は除く）

お問い合わせ先

働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」事務局



URL：<https://kokoro.mhlw.go.jp/>

※お問い合わせフォームをご利用ください。

『離職を余儀なくされる従業員の再就職を支援するための施策等を知りたい』

労働移動支援助成金(再就職支援コース)

事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者等の再就職援助のための措置等を講じる事業主に対して助成するものであり、円滑な労働移動の促進を目的としています。

対象となる方

事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者等(再就職援助計画対象者等)に対して、その再就職を実現するための支援を民間の職業紹介事業者への委託等により行う事業主(離職から6か月以内(45歳以上は9か月以内)に再就職を実現した対象者分)に限り助成

支援内容

- 再就職援助計画対象者等に対する再就職のための支援を職業紹介事業者に委託して実施した場合(【 】は45歳以上の者の助成割合)

支給対象事業主		中小企業事業主以外 【うち45歳以上の対象者】	中小企業事業主 【うち45歳以上の対象者】
再就職支援分	通常	委託費用(※)×1/4【1/3】	委託費用(※)×1/2【2/3】
	特例	委託費用(※)×1/3【2/5】	委託費用(※)×2/3【4/5】
	職業訓練	訓練実施に係る費用の2/3	
	グループワーク	3回以上実施で1万円上乗せ	

※委託総額から職業訓練実施にかかる委託費用とグループワーク加算の額を差し引いた額

- 再就職援助計画対象者等に対する再就職のための訓練を教育訓練施設等に委託して実施した場合

職業訓練実施支援分	訓練実施に係る費用の2/3
-----------	---------------

- 再就職援助計画対象者等に対して求職活動のための休暇を与える場合

休暇付与支援分	中小企業事業主	中小企業事業主以外
	8,000円/日	5,000円/日
早期再就職加算(※)	1人当たり10万円を上乗せ	

※対象者が離職後1か月以内に再就職を実現した場合

ご利用方法

- (1)再就職援助計画等を作成、管轄のハローワーク等に提出し認定を受ける
- (2)職業紹介事業者への再就職支援の委託、休暇付与等の支援を実施
- (3)離職日の翌日から6か月後(または9か月後)の翌日から起算して2か月以内に支給申請、受給

お問い合わせ先 公共職業安定所(ハローワーク)または都道府県労働局

ハローワーク URL:<http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>

都道府県労働局 URL:<http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/>



『離職を余儀なくされる従業員の再就職を支援するための施策等を知りたい』 労働移動支援助成金(早期雇入れ支援コース)

事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者等の受入れに取り組む事業主に対して助成するものであり、円滑な労働移動の促進を目的としています。

対象となる方

再就職援助計画等の対象者を離職後3か月以内に期間の定めのない労働者として雇い入れた事業主(当該労働者に職業訓練を実施した事業主に対しては追加助成)

支援内容

(1) 通常助成	(2) 優遇助成	(3) 優遇助成（賃金上昇区分）（※1）	
30万円	40万円	第1回申請分	第2回申請分
		40万円	20万円
	新型コロナウイルス感染症の影響により離職した45歳以上の者を離職前と異なる業種の事業所で雇い入れた場合は上記+40万円		

ただし、(1)～(3)のいずれの助成区分も1年度1事業所当たり500人分を上限とします(ただし(3)について、第2回申請分の支給対象者は上限人数に含めません。)。また、支給対象者が雇い入れた日から1回支給基準日までの間において行った労働に対する賃金(臨時に支払われる賃金及び3か月を超える期間ごとに支払われる賃金を除く。)の額がそれぞれの支給対象者に係る支給申請額に満たない場合は、当該賃金の額を支給する。(ただし(3)のうち、第2回申請分第2回申請分を除く。)

支給対象者に支給対象訓練を実施した場合は、以下の額を追加で支給します。

訓練の種類	助成対象	支給額		
		通常助成	優遇助成	優遇助成(賃金上昇区分)
(1) Off-JT	賃金助成 (上限 600時間)	1時間当たり 900円	1時間あたり 1,000円	1時間あたり 1,100円
	訓練経費助成	実費相当額 上限30万円	実費相当額 上限40万円	実費相当額 上限50万円
(2) OJT	訓練実施助成 (上限 340時間)	1時間当たり 800円	1時間あたり 900円	1時間あたり 1,000円

こちらの区分については1年度1事業所当たり5,000万円が上限です。

ご利用方法

- (1) 対象労働者の雇入れ
- (2) 職業訓練計画の作成、職業能力開発推進者の選任(職業訓練を実施する場合のみ)
- (3) 職業訓練計画認定申請を労働局又はハローワークに提出し、認定を受ける(職業訓練を実施する場合のみ)
- (4) 職業訓練計画に基づき訓練実施(職業訓練を実施する場合のみ)
- (5) 申請期間内(※)に労働局又はハローワークに支給申請、受給

※

1回目:雇入れ日から起算して6か月経過した日の翌日から2か月以内

2回目:雇入れ日から起算して1年経過した日の翌日以降に初めて到来する賃金支払日の翌日から2か月以内
なお、職業訓練を実施する場合は申請期間が異なる場合があります。

お問い合わせ先

公共職業安定所(ハローワーク)または都道府県労働局ハローワーク



URL:<http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>

都道府県労働局



URL:<http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/>

『経済上の理由により一時的な雇用調整を実施した場合の支援策を知りたい』

雇用調整助成金

景気の変動等経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的な雇用調整を実施することによって、労働者の雇用の維持を図る場合に休業手当等の一部を助成する制度があります。

対象となる方

景気の変動等経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた場合において、休業、教育訓練（以下「休業等」といいます。）または出向を行うことにより労働者の雇用の維持を図る事業主は、休業手当、賃金等に相当する額の一部について助成を受けることができます。

支援内容

助成率

休業手当または賃金相当額の2分の1（中小企業の場合は3分の2）

※1. 教育訓練は上記に加えて、訓練費として1人1日当たり1,200円加算

※2. 支給限度日数は1年間で100日、3年間で150日

※3. 受給額は、1人1日当たり雇用保険基本手当日額の最高額を限度とします（訓練費は限度額に含まず）。

ご利用方法

休業等または出向の実施計画届を事前に管轄都道府県労働局長に提出し、休業等または出向を行った後2か月以内に支給申請書を提出してください（管轄労働局長の指揮監督するハローワークを経由して提出できる場合があります。）。なお、受給に当たり各種要件がありますので、詳細は、最寄りのハローワークまたは都道府県労働局にお問い合わせください。

参照情報



https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

お問い合わせ先

公共職業安定所（ハローワーク）または都道府県労働局
ハローワーク



URL: <http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>

都道府県労働局



URL: <http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/>

『就職が困難な方を雇い入れた場合の支援策を知りたい』

特定求職者雇用開発助成金

(特定就職困難者コース・生涯現役コース)

高齢者や障害者などの就職が困難な方を、ハローワーク・職業紹介事業者等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して助成する制度があります。

対象となる方

(1) 特定就職困難者コース

60歳以上65歳未満の高齢者や障害者などの就職が特に困難な方をハローワーク・職業紹介事業者等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して、助成金を支給します。

(2) 生涯現役コース

雇入れ日の満年齢が65歳以上の離職者を、ハローワーク・職業紹介事業者等の紹介により、1年以上継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して、助成金を支給します。

支援内容

対象労働者別の支給額は次の表のとおり。助成対象期間を6か月ごとに区分した期間を支給対象期(第1期、第2期、第3期、第4期、第5期、第6期)といい、支給対象期に分けて支給します。

(1) 特定就職困難者コース

対象労働者 (一般被保険者)		支給額		助成対象期間	
		中小企業以外	中小企業	中小企業以外	中小企業
短時間労働者以外	①高齢者(60歳以上65歳未満)、母子家庭の母等	50万円	60万円	1年	1年
	②重度障害者等を除く身体・知的障害者	50万円	120万円	1年	2年
	③重度障害者等	100万円	240万円	1年6か月	3年
短時間労働者※	④高齢者(60歳以上65歳未満)、母子家庭の母等	30万円	40万円	1年	1年
	⑤身体・知的・精神障害者	30万円	80万円	1年	2年

(2) 生涯現役コース

対象労働者 (高齢被保険者)	支給額		助成対象期間
	中小企業以外	中小企業	
短時間労働者以外	60万円	70万円	1年
短時間労働者※	40万円	50万円	1年

(※) 過当たりの所定労働時間が20時間以上30時間未満の方

ご利用方法

支給対象期が経過するごとに、その後2か月(支給申請期間)以内に支給申請書を管轄都道府県労働局長に提出してください。なお、管轄労働局長の指揮監督するハローワークを経由して提出できる場合があります。詳細については、最寄りのハローワークまたは都道府県労働局へお問い合わせください。

お問い合わせ先 公共職業安定所(ハローワーク)または都道府県労働局ハローワーク



URL: https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/hellowork.html#whereishellowork

都道府県労働局



URL: <http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/>

『従業員の処遇や職場環境の改善等を図るための支援策を知りたい』

人材確保等支援助成金

事業主が雇用管理改善、生産性向上などの取組みによって職場定着の促進等を行う場合に、助成金を支給します。

対象となる方

- (1)従業員の処遇や労働環境の改善のための雇用管理制度を新たに導入した事業主
- (2)介護福祉機器の導入を行った介護事業主
- (3)人事評価制度と賃金制度を整備した事業主
- (4)外国人特有の事情に配慮した就労環境の整備を行った事業主
- (5)良質なテレワークの導入・実施を通じて、労働者の人材確保や雇用管理改善等に取り組む事業主

支援内容

導入した制度等に応じて以下の金額が支給されます。

(1)雇用管理制度助成コース(※令和4年4月1日以降、新規の計画受付は停止しています。)

目標達成助成:57 万円(生産性要件を満たす場合 72 万円)

労働協約または就業規則を変更することにより、雇用管理制度(諸手当等制度、研修制度、健康づくり制度、メンター制度、短時間正社員制度(保育事業主のみ))を導入し、その制度を実施した事業主が、計画期間終了から1年経過後に離職率低下目標を達成した場合

(2)介護福祉機器助成コース

目標達成助成:導入等にかかった費用の20%(生産性要件を満たす場合35%)(上限150万円)

介護労働者の身体的負担軽減のために介護福祉機器の導入を行った介護事業主が、計画期間終了から1年経過後に離職率低下目標を達成した場合

(3)人事評価改善等助成コース(※令和4年4月1日以降、新規の計画受付は停止しています。)

目標達成助成:80 万円

労働協約または就業規則を変更することにより、生産性向上に資する能力評価を含む人事評価制度と、2%以上の賃金アップを含む賃金制度を整備し、実施した事業主が、生産性向上および離職率低下目標を達成した場合

(4)外国人労働者就労環境整備助成コース

就労環境整備にかかった費用の2分の1(上限57万円)

(生産性要件を満たす場合3分の2(上限72万円))

就労環境の整備措置(雇用労務責任者の選任、就業規則等の社内規程の多言語化、苦情・相談体制の整備、一時帰国のための休暇制度の整備、社内マニュアル・標識類等の多言語化)を導入・実施した事業主が、計画期間終了から1年経過後の外国人労働者の離職率10%以下(※)などの目標を達成した場合

※計画期間終了から1年経過後の日本人労働者の離職率が計画期間前の1年間の離職率を上回っていないことも必要です。

(5)テレワークコース

①機器等導入助成:以下の全てを満たす場合、テレワーク用通信機器等の導入等にかかった費用の30%(※「100万円」または「20万円×対象労働者数」のいずれか低い方の金額が上限額)

○新たに、テレワークに関する制度を規定した就業規則または労働協約を整備すること。

○テレワーク実施計画認定日以降、機器等導入助成の支給申請日までに、助成対象となる取組を1つ以上行うこと。

○評価期間(3 か月)におけるテレワーク実績に係る目標を達成すること。

○テレワークの実施促進について企業トップ等からのメッセージ発信を行うなど、労働者がテレワークを実施しやすい職場風土作りの取組を行う事業主であること。

②目標達成助成:①の助成を受けた事業主が、以下の全てを満たす場合、テレワーク用通信機器等の導入等にかかった費用の20%(生産性要件を満たす場合 35%)(※「100 万円」または「20 万円×対象労働者数」のいずれか低い方の金額が上限額)

○評価期間終了日翌日からの1年間経過後に離職率目標を達成すること。

○評価期間開始日の1年後からの3か月に行うテレワーク実績に係る目標を達成すること。

ご利用方法

(1)雇用管理制度の導入、介護福祉機器の導入、外国人労働者の就労環境整備措置の導入に係る計画を作成し、計画開始1か月前の日の前日までに労働局またはハローワークに提出

(2)労働局長が当該計画を認定

(3)計画に基づき雇用管理制度の導入、介護福祉機器の導入、外国人労働者の就労環境整備措置の導入を実施

(4)目標達成助成については、計画期間終了から1年経過後の離職率の低下に関する目標(※1)を達成していた場合に、計画期間終了から1年経過した日の翌日から2か月以内に労働局またはハローワークに支給申請し、受給

※1「外国人労働者就労環境整備助成コース」の目標は、外国人労働者の離職率が10%以下などになります。

※ 人事評価改善等助成コース、テレワークコースに係るご利用方法については、別途下記連絡先へお問い合わせください。

お問い合わせ先

公共職業安定所(ハローワーク)または都道府県労働局
ハローワーク



URL:<http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>

都道府県労働局



URL:<http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/>

『設備投資を行い、雇用の増加を図る際の支援策を知りたい』 地域雇用開発助成金(地域雇用開発コース)

雇用情勢が厳しい地域等において、事業所を設置・整備し、地域求職者等を雇い入れた場合に活用できる助成制度があります。

対象となる方

雇用情勢が厳しい地域等で、事業所を設置・整備し、その地域に居住する求職者等を雇い入れた事業主に助成します。対象地域は厚生労働省のウェブサイトをご参照ください。

支援内容

上記の要件を満たす事業主に対して、事業所の設置等費用と雇入れにより増加した労働者数に応じて助成(1年ごとに3回支給)。

設置・整備費用	対象労働者の増加人数							
	3[2(創業)]~4人		5~9人		10~19人		20人~	
	基本	優遇	基本	優遇	基本	優遇	基本	優遇
300万円以上 1,000万円未満	48万円 (100万円)	60万円	76万円 (160万円)	96万円	143万円 (300万円)	180万円	285万円 (600万円)	360万円
1,000万円以上 3,000万円未満	57万円 (120万円)	72万円	95万円 (200万円)	120万円	190万円 (400万円)	240万円	380万円 (800万円)	480万円
3,000万円以上 5,000万円未満	86万円 (180万円)	108万円	143万円 (300万円)	180万円	285万円 (600万円)	360万円	570万円 (1,200万円)	720万円
5,000万円以上	114万円 (240万円)	144万円	190万円 (400万円)	240万円	380万円 (800万円)	480万円	760万円 (1,600万円)	960万円

※1. 表に定める額は、左側が基本額、右側が生産性の向上が認められた場合に支給する額。

生産性の向上の判定方法については、厚生労働省ウェブサイトを参照。

※2. 中小企業事業主の場合は、初回の支給時にこれらの額の2分の1の額を上乗せ。ただし、創業の場合はこれにかかわらず、労働者の増加数2名から対象とするとともに、初回の支給時に()内の額を支給。

※3. 地域活性化雇用創造プロジェクトに参画する事業主が助成対象となる措置を講じた場合は助成金の対象とするとともに、初回の支給時に対象労働者1人当たり50万円を上乗せして支給(1事業所あたりの上乗せ支給人数は20人が上限)。

※4. 「地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)」寄附事業主が助成対象となる措置を講じた場合は、助成金の対象として支給。

※5. 対象労働者の増加数が100人以上かつ設置・整備に要した費用が50億円以上で、大規模雇用開発計画を提出した事業主の場合は、※1~4にかかわらず、支給要件に応じて最高2億4,000万円を支給。

ご利用方法

当該助成金に関する計画書を都道府県労働局長に提出し、支給申請期間の末日までに支給申請書を都道府県労働局長に提出してください。対象地域等の詳細については、最寄りのハローワークまたは都道府県労働局にお問い合わせください。

参照情報

リーフレット「地域雇用開発助成金 地域雇用開発コースのご案内」

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/dl/chikikoyoukaihatu_kanryaku.pdf

お問い合わせ先

公共職業安定所(ハローワーク)または都道府県労働局

(ハローワーク)

URL:<http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>

(都道府県労働局)

URL:<http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/>

(リーフレット)



『建設労働者の雇用の改善、技能向上のための支援策を知りたい』

建設事業主等に対する助成金

建設労働者の雇用の改善、技能の向上を行う中小建設事業主等に対して助成するものであり、建設業における若年労働者の確保および育成並びに技能継承を図り、もって建設労働者の雇用の安定、ならびに能力の開発および向上を目的としています。

支援内容

(1) 人材開発支援助成金

■建設労働者認定訓練コース

支給対象となる方

- ① 職業能力開発促進法による認定訓練を行った中小建設事業主または中小建設事業主団体
- ② 雇用する建設労働者に有給で認定訓練を受講させた中小建設事業主

助成内容

①：経費助成

広域団体認定訓練助成金の支給または認定訓練助成事業費補助金における補助対象経費の16.7% (小数点第2位切り上げ)

②：賃金助成

1人あたり日額 3,800 円 (※1)

(※1) 人材開発支援助成金 (特定訓練コース、一般訓練コース、特別育成訓練コース) の支給の対象となった日数に限る。

③：生産性向上助成

1人あたり日額 1,000 円 (※2)

(※2) ②の賃金助成について、生産性要件を満たした場合 (訓練開始日が属する会計年度の前年度から起算して3年後に支給)

■建設労働者技能実習コース

支給対象となる方

雇用する建設労働者に有給で技能実習を受講させた建設事業主または建設事業主団体

助成内容

① 経費助成 (建設事業主)

◆20人以下の中小建設事業主：支給対象経費の75%

◆21人以上の中小建設事業主：

(35歳未満の受講者) 支給対象経費の70%

(35歳以上の受講者) 支給対象経費の45%

◆中小建設事業主以外の建設事業主：支給対象経費の60% (※1)

② 経費助成 (建設事業主団体)

◆中小建設事業主団体：支給対象経費の80%

◆中小建設事業主団体以外の建設事業主団体：支給対象経費の66.7% (小数点第2位切り上げ) (※1)

③ 賃金助成 (建設事業主)

◆20人以下の中小建設事業主：1人あたり日額 8,550 円 (9,405 円 (※2))

◆21人以上の中小建設事業主：1人あたり日額 7,600 円 (8,360 円 (※2))

- ④ 生産性向上助成：生産性要件を満たした場合（※3）
 - ◆経費助成の支給決定を受けていた場合：支給対象経費の 15%
 - ◆賃金助成の支給決定を受けていた場合：
 - ◇20 人以下の中小建設事業主：1 人あたり日額 2,000 円
 - ◇21 人以上の中小建設事業主：1 人あたり日額 1,750 円
 - （※1）技能実習を受講させた女性の建設労働者に係る経費に限る
 - （※2）建設キャリアアップシステム技能者情報登録者の場合の支給額
 - （※3）訓練開始日が属する会計年度の前年度から起算して 3 年後に支給

（2）人材確保等支援助成金

■建設キャリアアップシステム等普及促進コース

支給対象となる方

建設キャリアアップシステム（CCUS）や建設技能者の能力評価制度、専門工事企業の施工能力等の見える化評価制度を普及促進する事業を行う建設事業主団体

助成内容

- ◆中小建設事業主団体：支給対象経費の 66.7%（小数点第 2 位切り上げ）
- ◆中小建設事業主団体以外の建設事業主団体：支給対象経費の 50%

■若年者および女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野）

支給対象となる方

- ① 若年および女性労働者の入職や定着を図ることを目的とした事業を行った建設事業主または建設事業主団体
- ② 建設工事における作業についての訓練を推進する活動を行った広域的職業訓練を実施する職業訓練法人

助成内容

- ①：（建設事業主）
 - ◆中小建設事業主：支給対象経費の 60%＜75%＞
 - ◆中小建設事業主以外の建設事業主：支給対象経費の 45%＜60%＞
 - ◆（雇用管理研修等を受講させた場合）：1 人あたり日額 8,550 円＜10,550 円＞（最長 6 日間）
- ※＜＞は生産性要件を満たした場合（建設事業主団体）
 - ◆中小建設事業主団体：支給対象経費の 66.7%（小数点第 2 位切り上げ）
 - ◆中小建設事業主団体以外の建設事業主団体：支給対象経費の 50%
- ②：支給対象経費の 66.7%（小数点第 2 位切り上げ）

■作業員宿舎等設置助成コース（建設分野）

支給対象となる方

- ① 被災三県（岩手県、宮城県、福島県）に所在する作業員宿舎、作業員施設、賃貸住宅を賃借した中小建設事業主
- ② 自ら施工管理する建設工事現場に女性専用作業員施設を賃借した中小元方建設事業主
- ③ 認定訓練の実施に必要な施設や設備の設置または整備を行った広域的職業訓練を実施する職業訓練法人

助成内容

- ①：支給対象経費の 66.7% (小数点第 2 位切り上げ)
- ②：支給対象経費の 60% < 75% >
- ③：支給対象経費の 50%
- ※ < > は生産性要件を満たした場合

(3) トライアル雇用助成金**■ 若年・女性建設労働者トライアルコース****支給対象となる方**

若年者 (35 歳未満) または女性を建設技能労働者等として一定期間試行雇用し、トライアル雇用助成金 (一般トライアルコース、障害者トライアルコース、新型コロナウイルス感染症対応トライアルコースまたは新型コロナウイルス感染症対応短時間トライアルコース) の支給を受けた中小建設事業主

助成内容

- ① 一般トライアルコース、障害者トライアルコース及び新型コロナウイルス感染症トライアルコース: 1 人あたり月額最大 4 万円 (最長 3 か月間)
- ② 新型コロナウイルス感染症対応短時間トライアルコース: 1 人あたり 2.5 万円 (最長 3 か月間) < 週 20 ~ 30 時間未満の場合 >

お問い合わせ先

都道府県労働局



URL: <http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/>

※ 助成金の受給に当たっては、さまざまな要件がございます。詳しくは、事業所の所在地を管轄する労働局におたずねください。

『非正規雇用労働者のキャリアアップに取り組む事業主を支援します』

キャリアアップ助成金

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者（以下「有期雇用労働者等」といいたい）の非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成します。

対象となる方

本助成金は、事業所ごとに有期雇用労働者等の雇用管理改善を行う「キャリアアップ管理者」を配置し、事業主が作成する「キャリアアップ計画」に基づき、キャリアアップに係る取組を実施した事業主に助成します。

対象者はコース別に異なりますので、詳しくは以下の表をご覧ください。

支援内容

	助 成 内 容	助 成 額	※＜＞は生産性の向上が認められる場合の額	
			中小企業の場合	大企業の場合
正社員化支援	正社員化コース 有期雇用労働者等を正規雇用労働者に転換又は直接雇用した場合（1人当たり） ※ 正規雇用労働者には「多様な正社員（勤務地限定・職務限定・短時間正社員）」を含みます。	① 有期 → 正規	57万円＜72万円＞	42万7,500円＜54万円＞
		② 無期 → 正規	28万5,000円＜36万円＞	21万3,750円＜27万円＞
	障害者正社員化コース 障害のある有期雇用労働者等を正規雇用労働者等に転換した場合（1人当たり） ※ 正規雇用労働者には「多様な正社員（勤務地限定・職務限定・短時間正社員）」を含みます。	※ 派遣労働者を派遣先で正規雇用労働者で直接雇用する場合に加算 1人当たり28万5,000円＜36万円＞（大企業も同様） ※ 対象者が母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合に加算 ①：1人当たり9万5,000円＜12万円＞ ②：4万7,500円＜6万円＞（大企業も同様） ※ 人材開発支援助成金の特定の訓練修了後に正規雇用労働者へ転換した場合に加算 ①：1人当たり9万5,000円＜12万円＞ ②：4万7,500円＜6万円＞（大企業も同様） ※ 勤務地限定・職務限定・短時間正社員制度を新たに規定した場合に加算 1事業所当たり9万5,000円＜12万円＞（大企業の場合、7万1,250円＜9万円＞）		
		① 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者の場合 有期 → 正規 120万円 90万円 有期 → 無期 60万円 45万円 無期 → 正規 60万円 45万円 ② 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者以外の場合 有期 → 正規 90万円 67.5万円 有期 → 無期 45万円 33万円 無期 → 正規 45万円 33万円 ※ 助成額が、支給対象期間における対象労働者に対する資金の額を超える場合には、当該資金の総額を上限額として支給します。		
処遇改善支援	賃金規定等改定コース 全て又は一部の有期雇用労働者等の基本給の賃金規定等を改定し、2%以上増額させた場合（1人当たり）	対象労働者数1～5人 3万2,000円＜4万円＞ 対象労働者数6人以上 2万8,500円＜3万6,000円＞	2万1,000円＜2万6,250円＞ 1万9,000円＜2万4,000円＞	
	賃金規定等共通化コース 有期雇用労働者等と正規雇用労働者との共通の賃金規定等を新たに規定・適用した場合	1事業所当たり	57万円＜72万円＞	42万7,500円＜54万円＞
	賞与・退職金制度導入コース 有期雇用労働者等を対象に賞与・退職金制度を導入し、支給または積立を実施した場合	1事業所当たり	38万円＜48万円＞	28万5,000円＜36万円＞
	選択的適用拡大導入時処遇改善コース 労使合意に基づく社会保険の適用拡大の措置の導入に伴い、短時間労働者の意向を適切に把握し、社会保険適用と働き方の見直しに反映させるための取組を実施した場合 ※ 令和4年9月30日までの取組に限り助成します。	1事業所当たり	19万円＜24万円＞	14万2,500円＜18万円＞
		※ 資金の増額割合に応じて、1人当たり以下の通り助成額を加算 2%以上3%未満 1万9,000円＜2万4,000円＞ 1万4,000円＜1万8,000円＞ 3%以上5%未満 2万9,000円＜3万6,000円＞ 2万2,000円＜2万7,000円＞ 5%以上7%未満 4万7,000円＜6万円＞ 3万6,000円＜4万5,000円＞ 7%以上10%未満 6万6,000円＜8万3,000円＞ 5万円＜6万3,000円＞ 10%以上14%未満 9万4,000円＜11万9,000円＞ 7万1,000円＜8万9,000円＞ 14%以上 13万2,000円＜16万5,000円＞ 9万9,000円＜12万5,000円＞		
		3時間以上延長	22万5,000円＜28万4,000円＞	16万9,000円＜21万3,000円＞
		※ 労働者の手取り収入が減少しないように遡所定労働時間を1時間以上3時間未満延長した場合でも助成（基本給を一定額以上昇給している必要があります） 1時間以上2時間未満 5万5,000円＜7万円＞ 4万1,000円＜5万2,000円＞ 2時間以上3時間未満 11万円＜14万円＞ 8万3,000円＜10万5,000円＞		
	短時間労働者労働時間延長コース 有期雇用労働者等の遡所定労働時間を3時間以上延長し、社会保険を適用した場合（1人当たり）			

※生産性の向上の判定方法等については、厚生労働省のウェブサイトをご参照ください。

※すべてのコースにおいて、助成人数に上限があります。（障害者正社員化コースを除く）

ご利用方法

①各助成メニューを実施する前までに、以下を行ってください。

キャリアアップ管理者の配置

事業所ごとに、有期雇用労働者等のキャリアアップに取り組む方を「キャリアアップ管理者」として選任・配置する必要があります。

キャリアアップ計画の作成

有期雇用労働者等のキャリアアップに向けた取り組みを計画的に進めるため、「キャリアアップ計画」を事業所ごとに作成し、取組の前日までに事業所を管轄する都道府県労働局に提出し労働局長の認定を受ける必要があります。本計画は、3年以上5年以下の期間にガイドライン(※1)に沿って行うおおまかな取り組みの全体の流れ(対象者、目標、期間、目標を達成するために事業主が講ずる措置等)を記載していただきます。

※1. ガイドラインとは、「有期雇用労働者等のキャリアアップに関するガイドライン～キャリアアップ促進のための助成措置の円滑な活用に向けて～」を指します。

②その後、以下の基準日の翌日から起算して2ヶ月以内に、支給申請書に必要な書類を添えて、事業所の所在地を管轄する都道府県労働局(※2)へ支給申請してください。

※2. ハローワークを経由して提出できる場合があります。

メニュー	基準日
1. 正社員化コース	正規雇用への転換等後、6か月分の賃金を支払った日
2. 障害者正社員化コース	正規雇用等への転換後、6か月分の賃金を支払った日および次の6か月分の賃金を支払った日 ※支給対象期間1年間のうち、最初の6か月を第1期、次の6か月を第2期としています。
3. 賃金規定等改定コース	賃金規定等の増額改定後、6か月分の賃金を支払った日
4. 賃金規定等共通化コース	共通の賃金規定等の適用後、6か月分の賃金を支払った日
5. 賞与・退職金制度導入コース	賞与・退職金制度を導入し、初回の賞与の支給後6か月分または初回の退職金の積立て後6か月分の賃金を支払った日
6. 選択的適用拡大導入時処遇改善コース	適用拡大措置の実施(基本給を増額した加算を受ける場合は基本給の増額)後、6か月分の賃金を支払った日
7. 短時間労働者労働時間延長コース	週所定労働時間を延長した後、6か月分の賃金を支払った日

参照情報

厚生労働省 HP「キャリアアップ助成金」

有期雇用労働者等のキャリアアップに関するガイドライン～キャリアアップ促進のための助成措置の円滑な活用に向けて～

労働生産性を向上させた事業所は労働関係助成金が割増されます

お問い合わせ先

都道府県労働局またはハローワーク

都道府県労働局 URL:<http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/>

ハローワーク URL:<http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>

※「支給申請書」やこれに添付すべき書類については、労働局へお問い合わせ下さい。

※助成金の受給に当たっては、さまざまな要件がございます。

詳しくは、事業所の所在地を管轄する都道府県労働局またはハローワークにお尋ねください。

『職業経験、技能、知識の不足等により就職困難な方を試行的に雇用するとき』 トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）

職業経験の不足などから就職が困難な方を常用雇用へ移行することを目的にして、原則 3 か月間の試行雇用を実施した事業主に対して助成します。労働者の適性や能力を見極め、それらを確認した上で常用雇用へ移行することができるため、ミスマッチを防ぐことができます。

対象となる方

助成金は、次のいずれも実施した事業主に支給します。

- ① ハローワーク・職業紹介事業者等にトライアル雇用求人を提出すること。
- ② ハローワーク・職業紹介事業者等の紹介により、次のいずれかの要件を満たす方を試行雇用すること。

- ① 紹介日の前日から過去2年以内に、2回以上離職や転職を繰り返している方
 - ② 紹介日の前日時点で、離職している期間が1年を超えている方（※1）
 - ③ 妊娠、出産・育児を理由に離職し、紹介日の前日時点で、安定した職業（※2）に就いていない期間が1年を超えている方
 - ④ 55歳未満で、ハローワーク等において担当者制による個別支援を受けている方
 - ⑤ 就職の援助を行うに当たって、特別な配慮を要する方（※3）
- ※1 パート・アルバイトなどを含め、一切の就労をしていないこと
 ※2 期間の定めのない労働契約を締結し、1週間の所定労働時間が通常の労働者の所定労働時間と同等であること
 ※3 生活保護受給者、母子家庭の母等、父子家庭の父、日雇労働者、季節労働者、中国残留邦人等永住帰国者、ホームレス、住居喪失不安定就労者、生活困窮者

支援内容

対象者1人当たり、月額 4 万円（最長 3 か月間）

※対象者が母子家庭の母等または父子家庭の父の場合、いずれも 1 人当たり月額 5 万円（最長 3 か月間）となります。

ご利用方法

- ① 本助成金を受給しようとする事業主は、事業所を管轄しているハローワーク・職業紹介事業者等に「トライアル雇用求人」を提出し、トライアル雇用開始日から 2 週間以内に「トライアル雇用実施計画書」を、紹介を受けたハローワーク等に提出してください。
- ② トライアル雇用終了日の翌日から起算して 2 か月以内に「支給申請書」を、事業所を管轄するハローワークまたは労働局に提出してください。



※助成金の支給を受けるには、一定の要件があります。詳細はハローワークまたは都道府県労働局にお問い合わせください。

お問い合わせ先：

公共職業安定所（ハローワーク）または都道府県労働局
（ハローワーク）

URL: https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/hellowork.html#whereishellowork

（都道府県労働局）URL: <http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/>

『若者を採用するための支援策を知りたい』 ユースエール認定制度

若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業について、青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づき厚生労働大臣が「ユースエール認定企業」として認定する制度です。認定企業の情報発信を後押しすることなどによって、求職中の若者とのマッチング向上を図ります。

対象となる方

認定基準を満たす中小企業（常時雇用する労働者が300人以下の事業主）が対象です。

【主な認定基準】

- ①学卒求人等、若者対象の正社員の求人申込みまたは募集を行っていること
- ②直近3事業年度の新卒者等の正社員として就職した人の離職率が20%以下等、雇用管理の状況が一定水準を満たしていること
- ③直近3事業年度の新卒者などの採用者数・離職者数、男女別採用者数等の雇用情報について公表していること 等

支援内容

ユースエール認定企業になると、以下の支援を受けることができるようになります。



1	ハローワークなどで 重点的PRを実施
2	認定企業限定の就職面接会などへの参加が可能
3	自社の商品、広告などに認定マークの使用が可能
4	株式会社日本政策金融公庫（中小企業事業・国民生活事業）において実施している「働き方改革推進支援資金（企業活力強化貸付）」を利用することが可能
5	公共調達のうち、各府省が価格以外の要素を評価する調達（総合評価落札方式・企画競争方式）を行う場合は、契約内容に応じて加点評価（「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」）

ご利用方法

- (1)都道府県労働局に対して必要な書類を添えて申請を行ってください。
- (2)申請は持参又は郵送によるほか、e-Govポータルサイトからの電子申請が可能です（<https://shinsei.e-gov.go.jp/>）。
- (3)認定基準を満たしていることを確認し、都道府県労働局から認定通知書を交付します。

お問い合わせ先 都道府県労働局または公共職業安定所（ハローワーク）

都道府県労働局 URL:<http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/>

ハローワーク URL:<http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>



『高年齢者の雇用のための環境整備を実施した場合の支援策を知りたい』

65 歳超雇用推進助成金

65 歳以上への定年年齢の引上げ等高年齢者のための雇用環境整備を行う事業主に対して助成します。

対象となる方

(1) 65 歳超継続雇用促進コース

就業規則または労働協約により、①65 歳以上の年齢までの定年引上げ、定年の定め廃止、②希望者全員を対象とする 66 歳以上の年齢までの継続雇用制度の導入、③他社による継続雇用制度の導入のいずれかを規定した事業主

(2) 高年齢者評価制度等雇用管理改善コース

高年齢者向けの成果を重視する評価・報酬体系の構築などの雇用管理制度の構築等の措置を実施した事業主

(3) 高年齢者無期雇用転換コース

50 歳以上かつ定年年齢未満の有期契約労働者を無期雇用労働者に転換した事業主

支援内容

※各コースの詳細は下記の間合せ先にてご確認ください。

●65 歳超継続雇用促進コース

上記(1)①～③の措置のうち実施した内容等に応じて、①、②の実施へは一定額を、③の導入の実施へは支給対象経費の 2 分の 1 (上限あり) (10・15 万円)を支給します。

●高年齢者評価制度等雇用管理改善コース

上記(2)の措置に係る経費の 60% < 75% > (中小企業以外は 45% < 60% >)を支給します。

※1 対象となる経費には、人件費は除かれます。また、対象経費が 50 万円を超える場合は 50 万円とみなします(初回の支給に限り、50 万円の経費を要したものとみなします。)

※2 < > は生産性要件を満たす場合の助成率です。

●高年齢者無期雇用転換コース

転換した者 1 人(上限 10 人)につき 48 万円 < 60 万円 > (中小企業以外は 38 万円 < 48 万円 >)を転換日から 6 か月経過後に支給します。

※ < > は生産性要件を満たす場合の助成率です。

ご利用方法

●65 歳超継続雇用促進コース

対象制度を実施した日の属する月の翌月から起算して 4 か月以内の各月月初から 5 開庁日(行政機関の休日は除く。)までに、事業所が所在する独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構(以下「機構」)都道府県支部高齢・障害者業務課(以下「支部高齢・障害者業務課」)に対し、支給申請を行ってください。

なお、各月ごとの予算額上限もしくは四半期ごとの予算額上限の超過が見込まれる場合、または、各月の申請受付件数の動向から、各月予算額上限を超える恐れが高いと認める場合、支給申請の受付を停止する場合があります。

●高年齢者評価制度等雇用管理改善コース

計画開始日の3か月前の日までに、事業所が所在する機構支部高齢・障害者業務課に対し、雇用管理整備計画書を提出し、機構の認定を受けてください。

認定後は、計画書に基づき、措置を実施してください。計画終了日の翌日から6か月を経過した日の翌日から2か月以内に機構支部高齢・障害者業務課に対し、支給申請を行ってください。

●高年齢者無期雇用転換コース

計画開始日の3か月前の日までに、事業所が所在する機構支部高齢・障害者業務課に対し、無期雇用転換計画書を提出し、機構の認定を受けてください。

認定後は、計画期間内で転換後、6か月分の賃金を支払った日の翌日から2か月以内に機構支部高齢・障害者業務課に対し、支給申請を行ってください。

※令和4年9月30日までに計画期間が開始される無期雇用転換計画書は、計画開始日の2か月前の日までに提出する必要があります。

お問い合わせ先

※実際に助成金を申請する際には、以下の問合せ先にご確認の上、申請をお願いします。

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
都道府県支部高齢・障害者業務課
(東京、大阪においては高齢・障害者窓口サービス課)



URL: <https://www.jeed.go.jp/location/shibu/>

『発達障害者・難病患者を雇い入れた場合の助成金を知りたい』

特定求職者雇用開発助成金（発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース）

発達障害者・難病患者を継続して雇用する労働者として新たに雇用し、雇用管理事項を報告する事業主に助成金を支給します。

対象となる方

障害者手帳を所持していない発達障害者・難病患者をハローワーク等の紹介により一般被保険者かつ継続して雇用する労働者として新たに雇用する事業主。

※事業主には、雇い入れた労働者に対する配慮事項等について報告していただきます。また、雇入れから約6か月後にハローワーク職員が職場訪問を行います。

支援内容

助成対象期間を

6か月ごとに区分した期間を「支給対象期（第1期、第2期、第3期、第4期）」といい、各支給対象期に以下のとおり支給します。

対象労働者	企業規模	支給額					支給回数
		第1期	第2期	第3期	第4期	支給総額	
短時間労働者 以外の者	中小企業	30万円	30万円	30万円	30万円	120万円	4回
	中小企業以外	25万円	25万円			50万円	2回
短時間労働者 (※)	中小企業	20万円	20万円	20万円	20万円	80万円	4回
	中小企業以外	15万円	15万円			30万円	2回

※週当たりの所定労働時間が20時間以上30時間未満の者

ご利用方法

支給対象期が経過するごとに、その後2か月（支給申請期間）以内に支給申請書に必要書類を添付し、管轄の都道府県労働局へ提出してください。申請書等の提出は、ハローワークを経由して行うことができる場合があります。詳細については、最寄りのハローワークまたは都道府県労働局へお問合せください。

お問い合わせ先

公共職業安定所（ハローワーク）または都道府県労働局
ハローワーク

URL: https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/hellowork.html#whereishellowork

都道府県労働局

URL: <http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/>

『職業能力の開発と向上のための支援策を知りたい』

人材開発支援助成金

企業の人材育成と労働者のキャリア形成のための助成金制度があります。

対象となる方

企業内における労働者のキャリア形成の効果的な促進のため、以下の支援内容について実施した雇用保険適用事業主または事業主団体等が対象となります。対象者はコース別に異なりますので、詳しくは以下の表をご覧ください。

支援内容

訓練に要した経費と訓練期間中の賃金の一部等を助成します。助成内容は、以下の表のとおりです。

	対象	支給対象となる訓練又は制度	助成額・助成率※()内は大企業	
				生産性要件を満たす場合
I 特定訓練コース	・事業主 ・事業主団体等	・労働生産性の向上に直結する訓練 ・若年労働者への訓練 ・熟練技能者の指導力強化、技能承継のための訓練 ・雇用型訓練(認定実習併用職業訓練)について助成	OFF-JT ・経費助成: 45% (30%) ・賃金助成: 760 円 (380 円) / 時・人 OJT<雇用型訓練に限る>・実施助成(定額): 20(11)万円/人	OFF-JT ・経費助成: 60% (45%) ・賃金助成: 960 円 (480 円) / 時・人 OJT<雇用型訓練に限る>・実施助成(定額): 25(14)万円/人
II 一般訓練コース	・事業主 ・事業主団体等	・特定訓練コース以外の訓練について助成	OFF-JT ・経費助成: 30% ・賃金助成: 380 円/時・人	OFF-JT ・経費助成: 45% ・賃金助成: 480 円/時・人
III 教育訓練休暇等付与コース	・事業主	・有給教育訓練休暇制度を導入し、労働者が当該休暇を取得して訓練を受けた場合に助成	・定額助成: 30 万円	・定額助成: 36 万円
IV 特別育成訓練コース※ ¹	・事業主	・一般職業訓練 ・有期実習型訓練について助成	OFF-JT ・経費助成: 正社員化した場合 70% 非正規維持の場合 60% OJT<有期実習型訓練に限る> ・実施助成(定額): 10(9)万円	OFF-JT ・経費助成: 正社員化した場合: 100% 非正規維持の場合 75% OJT<有期実習型訓練に限る> ・実施助成(定額): 13(12)万円
V 建設労働者認定訓練コース※ ²	・中小建設事業主 ・中小建設事業主団体(経費助成のみ)	・能開法による認定職業訓練または指導員訓練のうち、建設関連の訓練を実施した場合について助成	経費助成(訓練を実施した場合): 補助対象経費の 16.7% (小数点第 2 位切り上げ) 賃金助成(雇用する建設労働者に訓練を受講させた場合): 3,800 円/日・人	賃金助成(雇用する建設労働者に訓練を受講させた場合): 4,800 円/日・人
VI 建設労働者技能実習コース※ ²	・中小建設事業主 ・中小建設事業主団体	・安衛法による教習、技能講習、特別教育	20 人以下中小建設事業主: 経費助成 75% 賃金助成 8,550 円/日・人 <9,405 円/日・人>※ ³	20 人以下中小建設事業主: 経費助成 90% 賃金助成 10,550 円/日・人 <11,405 円/日・人>※ ³

	(経費助成のみ)	・能開法による技能検定試験のための事前講習 ・建設業法による登録基幹技能者講習 などを実施した場合について助成	21人以上中小建設事業主: 経費助成 35歳未満 70% 35歳以上 45% 賃金助成 7,600円/日・人 <8,360円/日・人>※3	21人以上中小建設事業主: 経費助成 35歳未満 85% 35歳以上 60% 賃金助成 9,350円/日・人 <10,110円/日・人>※3
VII 障害者職業能力開発コース	・事業主 ・事業主団体	・障害者職業能力開発訓練施設等の設置等 ・障害者職業能力開発訓練運営費(人件費、教材費等) について助成	(施設または設備の設置等) 3/4(上限額 5,000万円 更新の場合、1,000万円) (運営費等) ①重度障害者等 4/5(上限額:17万円/月・人) ②①以外 3/4(上限額:16万円/月・人) 重度障害者等が就職した場合、 1人あたり10万円を加算	—

※1. 非正規雇用労働者が対象

※2. 建設事業主に対する他の助成金については P111 に記載

※3. <>括弧内は建設キャリアアップシステム技能者情報登録者の場合の支給額

☆上記の他、国民の方からのご提案を踏まえ、令和4年度より「人への投資促進コース」を創設しています。

<人への投資促進コースの支援内容>

訓練コース	対象訓練	経費助成率		賃金助成額		OJT 実施助成額	
		中小企業	大企業	中小企業	大企業	中小企業	大企業
高度デジタル人材訓練	高度デジタル訓練 (IT スキル標準 (ITSS) レベル 3、4 以上)	75%	60%	960 円	480 円	—	
成長分野等人材訓練	海外も含む大学院での訓練	75%		国内大学院 960 円		—	
情報技術分野認定 実習併用職業訓練	OFF-JT+OJT の組み合わ せの訓練 (IT 分野関連の訓 練)	60% (+15%)	45% (+15%)	760 円 (+200 円)	380 円 (+100 円)	20 万円 (+5 万円)	11 万円 (+3 万円)
定額制訓練	「定額制訓練」(サブスク リプション型の研修サービ ス)	45% (+15%)	30% (+15%)	—		—	
自発的職業能力 開発訓練	労働者の自発的な訓練費用 を事業主が負担した訓練	30% (+15%)		—		—	

長期教育訓練 休暇等制度	長期教育訓練休暇制度 (30 日以上の連続休暇取得)	制度導入経費 20 万円 (+4 万円)	1 日当たり 6000 円 (+1200 円)	—
	所定労働時間の短縮と 所定外労働時間の免除制度	制度導入経費 20 万円 (+4 万円)	—	—

ご利用方法

1. I ～ II 及び「人への投資促進コース(長期教育訓練休暇等制度を除く)」の場合

- (1) 事業内職業能力開発計画およびこれに基づく年間職業能力開発計画等を作成し、年間職業能力開発計画等を、訓練実施計画届や訓練カリキュラムと併せて訓練開始 1 か月前までに労働局に提出します。
- (2) 提出した年間職業能力開発計画等に沿った職業訓練を実施した後 2 か月以内に、必要な書類を添えて労働局に支給申請を行います。
- (3) 労働局において厳正な審査を行った上で、支給・不支給の決定を行います。

2. III 及び「人への投資促進コース(長期教育訓練休暇等制度)」の場合

- (1) 職業能力開発推進者の選任及び事業内職業能力開発計画を策定します。
- (2) 制度導入・適用計画届及び必要な添付書類を、計画期間の初日から起算して6か月前から 1 か月前までに、労働局へ提出します。
- (3) 計画届に基づき、制度を導入し、実際に制度を適用した後、下記のとおり各制度別に定められた期間内に、支給申請書及び必要な書類を添えて都道府県労働局に支給申請します。
 - ・ 教育訓練休暇制度：制度導入・適用計画期間終了日の翌日から起算して 2 か月以内
 - ・ 長期教育訓練休暇制度：休暇の最終取得日(150 日を超えて休暇を取得する場合は 150 日目)の翌日から 2 か月以内
 - ・ 教育訓練短時間勤務等制度：制度の最終適用日の翌日から 2 か月以内
- (4) 労働局において審査を行った上で、支給・不支給を決定を行います。

3. IVの場合

- (1) 訓練実施計画届や訓練カリキュラム等、関係書類を訓練開始 1 か月前までに労働局に提出します。
- (2) 提出した訓練実施計画届に沿った職業訓練が終了した後 2 か月以内に、必要な書類を添えて労働局に支給申請を行います。
- (3) 労働局において厳正な審査を行った上で、支給・不支給の決定を行います。

4. V～VIの場合

「建設事業主等に対する助成金」にて詳しく記載

5. VIIの場合

- (1) 受給資格認定申請書や障害者職業能力開発訓練事業計画書等、関係書類を、施設または設備の設置等の場合は 7 月 16 日から 9 月 15 日まで、または 1 月 16 日から 3 月 15 日までの間

に、運営費の場合は訓練開始 3 か月前までに労働局に提出します。

(2) 施設または設備の設置等の場合は、その設置等を完了した日の翌日から2か月以内に、運営費の場合は四半期ごとに支給対象期の末日の翌日から起算して2か月以内に、必要な書類を添えて労働局に支給申請を行います。

(3) 労働局において厳正な審査を行った上で、支給・不支給の決定を行います。

参照情報

建設事業主等に対する助成金

お問い合わせ先

都道府県労働局窓口一覧



URL: <https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/index.html>

※助成金の受給に当たっては、さまざまな要件がございます。詳しくは、事業所の所在地を管轄する労働局にお尋ねください。

『企業内訓練に関する支援策を知りたい』 認定職業訓練制度

事業主等の行う職業訓練のうち、教科、訓練期間、設備等について厚生労働省令で定める基準に適合して行われているものは、申請により訓練基準に適合している旨の認定を都道府県知事から受けることができます。この認定を受けた職業訓練を「認定職業訓練」といいます。

対象となる方

中小企業事業主または中小企業事業主団体 等

支援内容

認定職業訓練を行うことにより、人材育成の基盤がより強固になるとともに、企業イメージの向上、さらには従業員にとって働きやすく成長できる環境となり定着率の向上も期待できます。また、中小企業事業主等が認定職業訓練を行う場合、補助要件を満たせば都道府県からその訓練経費等の一部について、補助を受けることができます。

各都道府県の定めるところにより、認定職業訓練を実施するために必要な次の経費が補助対象となります。

- * 運営費…指導員や講師の謝金、教科書に要する経費等
- * 施設費…施設の建設及び修繕に要する経費
- * 設備費…機械器具の購入に要する経費

※補助率は、補助対象経費の3分の2以内

※補助を受けるためには、補助対象要件を満たす必要があります。

ご利用方法

認定職業訓練の実施を検討される場合は、各都道府県の人材開発主管課へお問い合わせください。

参照情報

厚生労働省ウェブサイト「認定職業訓練」

お問い合わせ先

事業所の所在地、または訓練を行う施設がある都道府県庁の担当窓口

各都道府県の窓口一覧は、以下のURLをご覧ください。または、厚生労働省ウェブサイト内で「認定職業訓練」を検索してください。



URL: https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/trainin_g_employer/nintei/index.html

『若年技能者の人材育成に取り組むための支援策を知りたい』 若年技能者人材育成支援等事業(ものづくりマイスター制度)

技能レベルの向上が必要な若年技能者については、ものづくりマイスターから実技指導を受けることができます。※「ものづくりマイスター」とは、ものづくりに関して高度な技能・経験を有する方々で、令和3年度末時点、111職種で12,809名の方が登録されています。

対象となる方

製造業・建設業を営む中小企業

対象分野

建設業及び製造業に該当する以下の職種(111職種)。

	職種
① 建設業に該当する職種(32職種)	造園 さく井 建築板金 冷凍空気調和機器施工 石材施工 建築大工 枠組壁建築 かわらぶきとび 左官 築炉 ブロック建築 エーエルシーパネル施工 タイル張り配管 厨房設備施工 型枠施工 鉄筋施工 コンクリート圧送施工 防水施工 樹脂接着剤注入施工 内装仕上げ施工 熱絶縁施工 カーテンウォール施工 サッシ施工 自動ドア施工 バルコニー施工 ガラス施工 ウェルポイント施工 塗装 路面標示施工 広告美術仕上げ
② 製造業に該当する職種(79職種)	金属溶解 鑄造 鍛造 金属熱処理 粉末冶金 機械加工 放電加工 金型製作 金属プレス加工 鉄工 工場板金 めっき アルミニウム陽極酸化処理 溶射 金属ばね製造 ロープ加工 仕上げ 切削工具研削 機械検査 ダイカスト 機械保全 電子回路接続 電子機器組立て 電気機器組立て 半導体製品製造 プリント配線板製造 自動販売機調整 産業車両整備 鉄道車両製造・整備 光学機器製造 複写機組立て 内燃機関組立て 空気圧装置組立て 油圧装置調整 縫製機械整備 建設機械整備 農業機械整備 染色 ニット製品製造 婦人子供服製造 紳士服製造 和裁 寝具製作 帆布製品製造 布はく縫製 機械木工 木型製作 家具製作 建具製作 紙器・段ボール箱製造 製版 印刷 製本 プラスチック成形 強化プラスチック成形 陶磁器製造 パン製造 菓子製造 製麺 ハム・ソーセージ・ベーコン製造 水産練り製品製造 みそ製造 酒造 情報配線施工 畳製作 テクニカルイラストレーション 機械・プラント製図 電気製図 金属材料試験 貴金属装身具製作 印章彫刻 表装義肢・装具製作 メカトロニクス 電気溶接 電工 自動車工 車体塗装 時計修理

支援内容

支援内容

各地域に設置された地域技能振興コーナーにおいては、各企業の希望に応じて、若年技能者の人材育成に係る取組方法・訓練施設・設備等のコーディネート、実技指導の相談・援助を行うとともに、ものづくりマイスターを派遣して、若年技能者への実技指導を行います。

【ものづくりマイスターの実技指導に係る費用負担】

ものづくりマイスターの派遣料

今年度、新規に利用する中小企業は無料です。(1日3時間程度)

それ以外の場合は、ものづくりマイスターの謝金、旅費等について実費を負担いただきます。

実技指導において使用する材料費

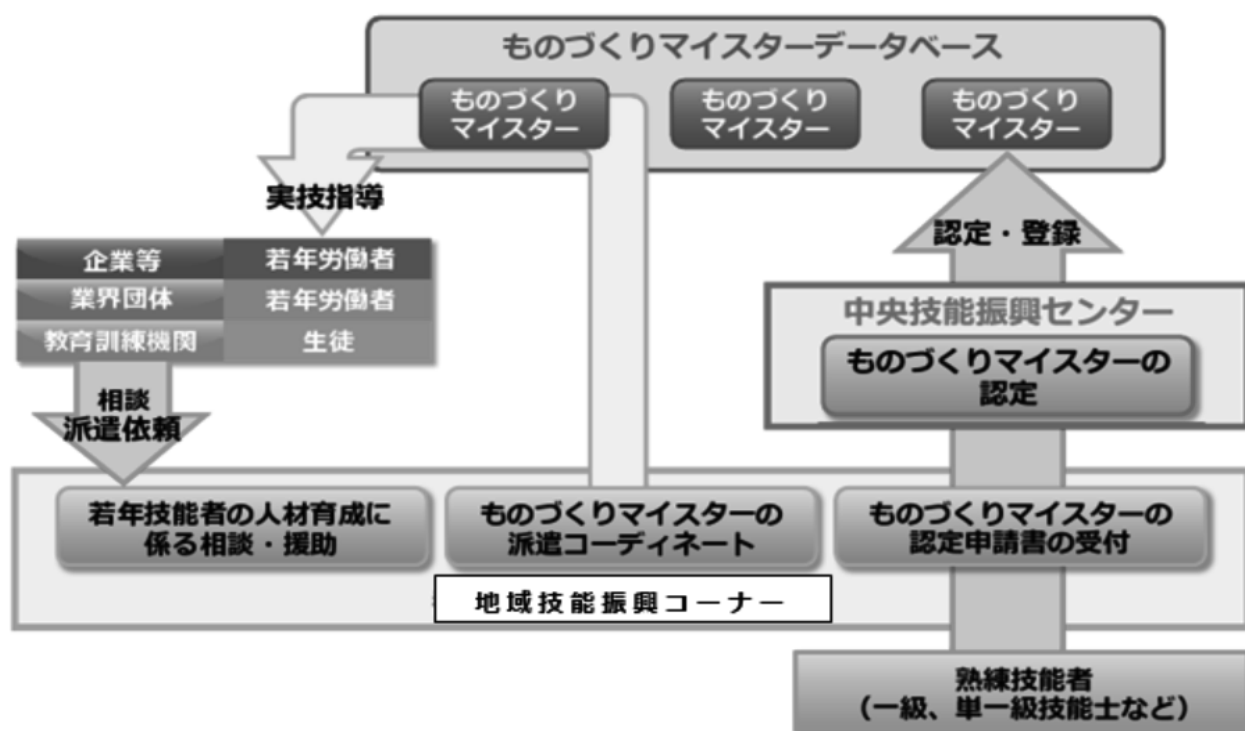
今年度、新規に利用する中小企業は、原則受講者 1 人当たり 1 日 2,000 円までは企業負担はありません(2,000 円を超える分については企業負担となります)。

実技指導会場借料、器工具借料

企業で準備していただくこととなります(ただし、公共職業能力開発施設を利用する場合、企業負担はなくなります)。

※費用負担に関しては、材料費、会場借料等の状況により異なる場合があります。

ものづくりマイスター制度の仕組み



ご利用方法

地域ごとに申請方法が異なりますので、事業所の所在地を管轄する地域技能振興コーナーにご相談ください。

なお、制度紹介や具体的な活用事例等は、下記の「厚生労働省ものづくりマイスターデータベース」をご覧ください。

参照情報

[厚生労働省ものづくりマイスターデータベース]

<https://monozukuri-mhlw.go.jp/mm/mm/contents/home/>

お問い合わせ先

事業所の所在地を管轄する地域技能振興コーナー

地域技能振興コーナーの連絡先一覧等は以下の URL からご覧いただけます。

【厚生労働省ものづくりマイスターデータベース】

URL: <https://monozukuri-mhlw.go.jp/mm/mm/contents/home/>

『従業員の技能・技術や自社の生産性の向上を図りたい』

生産性向上人材育成支援センター

企業の人材育成に関する相談支援から、課題に合わせた「人材育成プランの提案」「職業訓練の実施」まで、中小企業等の人材育成に関する総合的な支援を行っています。

対象となる方

従業員の技能・技術や自社の生産性の向上を図りたい中小企業等

支援内容

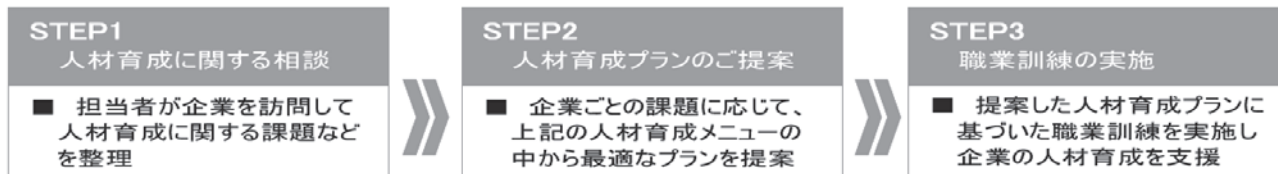
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が運営する全国のポリテクセンター等に設置した「生産性向上人材育成支援センター」では、次の3つの人材育成メニューで、中小企業等の生産性や技能・技術の向上を支援しています。

※このほか、訓練を受講する際に利用可能な「人材開発支援助成金」の紹介や、ポリテクセンターで実施する離職者向け職業訓練の受講者と求人企業とのマッチングも行っています。

※2022年度からは、全ての生産性向上人材育成支援センターに「中小企業等DX人材育成支援コーナー」を設置し、中小企業等のDXに対応するための人材育成について相談支援を行っています。

支援メニュー	内容	訓練時間	受講料・利用料
①在職者訓練 (能力開発セミナー)	ものづくり分野を中心に、設計・開発、加工・組立、工事・施工、検査、設備保全等に関する技能・技術の習得を支援する訓練コース	12時間 ～30時間	7,000円から30,000円(税込)(平均13,000円程度)
②生産性向上 支援訓練	生産性向上に必要な生産管理、品質管理、組織マネジメント、マーケティング、技能・ノウハウの継承等に関する知識や、ITを活用した実践的な業務改善のために必要な知識・スキルの習得を支援する訓練コース	4時間～ 30時間	2,200円から6,600円(税込)
③職業訓練指導員の派遣／ 施設・設備の貸出	「職業訓練指導員(テクノインストラクター)の派遣」や「施設・設備の貸出」により、企業が行う従業員の人材育成を支援	－	利用料は内容・時間数等により異なる

※①～②のメニューは、企業の要望に応じてオーダーメイドで訓練コースを設定することができます。
(相談の流れ)



ご利用方法

詳細は最寄りの生産性向上人材育成支援センターまでお問い合わせください。

お問い合わせ先

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

URL:<https://www.jeed.go.jp/js/jigyonushi/seisansei.html>

※都道府県においても、地域の人材ニーズを踏まえた在職者向け職業訓練を実施しています。
詳細は各都道府県にお問い合わせください。

『福利厚生を充実させて優秀な人材を確保したい』 勤労者財産形成促進制度

給料からの天引きで無理なく貯蓄ができ、公的で安心な住宅融資を受けることができる福利厚生制度を、手軽に導入することができます。

対象となる方

従業員のために福利厚生の充実をお考えの事業主

支援内容

本制度は、従業員の計画的な財産形成を国と事業主が支援するもので、福利厚生制度として活用することができます。

本制度には、給与天引きによって預金を行う「財形貯蓄制度」(財形貯蓄)と、財形貯蓄を行っている方が住宅購入やリフォームを行う場合に、事業主の支援の下、必要となる資金の貸付けを受けることができる「財形持家融資制度」(財形融資)等があります。

1. 財形貯蓄には、①使用目的が限定されない「一般財形貯蓄」、②住宅購入やリフォームのための「財形住宅貯蓄」、③老後の備えのための「財形年金貯蓄」があり、事業主は金銭面での負担無く、制度を導入することができます。また、ご利用にあたり、従業員の雇用形態は問いません。
2. 財形融資は、財形貯蓄残高の10倍までの範囲(最高4,000万円まで)で、融資を受けることができます(5年ごとの固定金利)。なお、常用労働者数300人以下の企業の勤労者、または、18歳以下の子等を扶養する勤労者の方(母子健康手帳をお持ちの場合を含みます。)には、当初5年間の貸付金利を通常金利から0.2%引き下げる特例措置もあります(原則、令和5年3月末までの新規申込み分が対象です。特例措置の併用はできません。)。その他、財形貯蓄を利用している従業員の貯蓄努力を直接的に支援するため、事業主が金融機関等に毎年金銭を拠出し、一定期間運用後に拠出金の元利合計額を従業員に給付する「財形給付金制度」等があり、併せて実施することができます。

■助成措置

「財形住宅貯蓄」および「財形年金貯蓄」は、元利合計550万円までの利子等が非課税となります。また、「財形給付金制度」等においては、事業主が拠出した金銭は、損金または必要経費扱いとなります。なお、従業員が給付を受ける際には一時所得扱いとなります。

ご利用方法

下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先

財形貯蓄制度について

厚生労働省

雇用環境・均等局勤労者生活課

電話: 03-5253-1111(5368)

財形持家融資制度について

独立行政法人勤労者退職金共済機構

勤労者財産形成事業本部

電話: 03-6731-2935

URL: <http://www.zaikei.taisyokukin.go.jp/service/loan/index.php>

『仕事と家庭の両立、女性活躍の推進のための支援策を知りたい』

両立支援等助成金

育児・介護を行う労働者の仕事と家庭の両立や女性活躍のための職場環境整備に取り組む事業主を支援する助成金です。

対象となる方

各コースに応じて以下のとおりです。

(1) 出生時両立支援コース(子育てパパ支援助成金)

①第1種

男性労働者が育児休業を取得しやすい雇用環境整備の措置を複数実施するとともに、労使で合意された代替する労働者の残業抑制のための業務見直しなどが含まれた規定に基づく業務体制整備を行い、産後8週間以内に開始する連続5日以上育児休業を取得させた中小企業事業主

②第2種

①を受給後、育児休業を取得した男性労働者が第1種申請に係る者以外に2名以上存在し、かつ男性労働者の育児休業取得率を3年以内に30%以上上昇させた中小企業事業主

(2) 介護離職防止支援コース

「介護支援プラン」を策定し、プランに基づき円滑な介護休業の取得・職場復帰に取り組んだ中小企業事業主、または介護両立支援制度の利用者が生じた中小企業事業主

①介護休業

対象労働者が介護休業を合計5日以上取得し、職場復帰した場合

②介護両立支援制度

対象労働者が介護両立支援制度(例: 所定外労働の制限、介護のための在宅勤務、介護フレックスタイム制等)を合計20日以上利用した場合

③新型コロナウイルス感染症対応特例

新型コロナウイルス感染症への対応として家族を介護するために有給休暇を取得した場合

(3) 育児休業等支援コース

①育休取得時、②職場復帰時

「育休復帰支援プラン」を策定し、プランに基づき円滑な3か月以上の育児休業の取得・職場復帰に取り組んだ中小企業事業主

③業務代替支援

育児休業取得者の業務を他の労働者に代替させた中小企業事業主

④職場復帰後支援

育児休業からの復帰後、仕事と育児の両立が特に困難な時期にある労働者のため、法を上回る子の看護休暇制度や保育サービス費用補助制度を導入し、利用者が生じた中小企業事業主

※1. 新型コロナウイルス感染症の影響による小学校等の臨時休業等により子どもの世話をする労働者に特別休暇を取得させた場合

現在実施している支援の内容は、厚生労働省ホームページでご確認ください。

(4) 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、医師等の指導により、休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が取得できる有給の休暇制度を整備・周知し、休暇を取得させた事業主

※2. 休暇については合計20日以上取得させることが必要です。

※3. 有給の休暇制度は、年次有給休暇で支払われる賃金相当額の6割以上であることが必要です。

(5) 不妊治療両立支援コース

不妊治療のために利用可能な休暇制度・両立支援制度(※4)の利用しやすい環境整備に取り組み、不妊治療を行う労働者に、休暇制度・両立支援制度を利用させた中小企業事業主

※4 不妊治療のための休暇制度(特定目的・多目的とも可)、所定外労働制限制度、時差出勤制度、短時間勤務制度、フレックスタイム制、テレワーク

支援内容

各コースで以下の額が支給されます。

※＜＞内は、別途定める生産性向上に関する要件を満たした場合の支給額

(1) 出生時両立支援コース(子育てパパ支援助成金)

	支給額
①第1種	20万円 代替要員加算 20万円(3人以上代替要員を確保した場合は45万円)
②第2種	1事業年度以内 60万円＜75万円＞ 2事業年度以内 40万円＜65万円＞ 3事業年度以内 20万円＜35万円＞

※①、②それぞれ1事業主当たり1回まで。

(2) 介護離職防止支援コース

	支給額
①介護休業	取得時 28.5万円＜36万円＞ 復帰時 28.5万円＜36万円＞
②介護両立支援制度	28.5万円＜36万円＞
③新型コロナウイルス感染症対応特例	有給休暇の取得日数が5日以上10日未満 20万円 有給休暇の取得日数が10日以上 35万円

※①～③それぞれ、1事業主当たり1年度5人まで。

(3) 育児休業等支援コース

	支給額
①育休取得時(※1)	28.5万円＜36万円＞
②職場復帰時(※2)	28.5万円＜36万円＞
③業務代替支援(※3)	新規雇用 47.5万円＜60万円＞ 手当支給等 10万円＜12万円＞ 対象育児休業取得者が有期雇用者の場合の加算 9.5万円＜12万円＞
④職場復帰後支援	制度導入時(※4) 28.5万円＜36万円＞ 制度利用時(※5) (1)子の看護休暇制度 1,000円＜1,200円＞×時間 (2)保育サービス費用補助制度 実支出額の3分の2

※1. 1事業主あたり雇用期間の定めのない労働者1人、有期契約労働者1人の計2人まで。

※2. 育休取得時と同一の対象労働者である場合に支給。

※3. 1事業主あたり新規雇用・手当支給等合わせて1年度10人まで5年間支給。

※4. 「子の看護休暇制度」または「保育サービス費用補助制度」を就業規則等に整備した場合で、

いずれか1事業主あたり1回限り。

※5.「子の看護休暇制度」は1企業あたり1年度200時間<240時間>を上限、「保育サービス費用補助制度」は1事業主あたり1年度20万円<24万円>を上限。また、最初の支給申請日から3年以内に5人まで。

(4) 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース

	支給額
合計20日以上の子の看護休暇取得時	28.5万円

※1 事業所あたり5人まで。

(5) 不妊治療両立支援コース

	支給額
①環境整備、休暇の取得等(※1)	28.5万円<36万円>
②長期休暇の加算(※1,2)	28.5万円<36万円>

※1 1事業主あたり1回まで。

※2 休暇制度を20日以上連続して取得させ、原職等に復帰させ3か月以上継続勤務させた場合に加算。

ご利用方法

支給申請書と必要書類を都道府県労働局雇用環境・均等部(室)に提出

※両立支援等助成金の詳しい支給要件、申請期限、申請書様式など、厚生労働省ウェブサイトをご覧ください。

参照情報

両立支援等助成金

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/ryouritsu01/index.html

お問い合わせ先

最寄りの都道府県労働局雇用環境・均等部(室)

労働局の所在地一覧は以下のページをご覧ください。

URL: <http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>

『就職氷河期世代を採用するための支援策を知りたい』

特定求職者雇用開発助成金（就職氷河期世代安定雇用実現コース）

いわゆる就職氷河期に就職の機会を逃した事等により、十分なキャリア形成がなされなかったために、正規雇用労働者としての就業が困難な者を、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、正規雇用労働者として雇い入れる事業主に対して助成金を支給します。

対象となる方

次の(1)の労働者を(2)の条件により雇い入れる事業主

(1) 対象労働者（以下の①～④のすべてに該当する求職者）

- ① 雇入れ日現在の満年齢が 35 歳以上 55 歳未満の者
- ② 雇入れの日の前日から起算して過去 5 年間に正規雇用労働者として雇用された期間を通算した期間が 1 年以下であり、雇入れの日の前日から起算して過去 1 年間に正規雇用労働者として雇用されたことがない者
- ③ 下記(2)①の紹介の時点で失業の状態にある者または非正規雇用労働者である者で、かつ、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等において個別支援等の就労に向けた支援を受けている者
- ④ 正規雇用労働者として雇用されることを希望している者

(2) 雇入れの条件

対象労働者を次の①と②の条件によって雇い入れること

- ① ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により雇い入れること
- ② 正規雇用労働者（短時間労働者を除く。）として、かつ、雇用保険一般被保険者として雇い入れること

支援内容

下記の額を雇入れから 6 か月経過後と 1 年経過後の計 2 回支給します。

中小企業事業主

各 30 万円（計 60 万円）

中小企業事業主以外

各 25 万円（計 50 万円）

ご利用方法

- (1) 対象者の雇入れ日から半年経過後、1 年間経過後のそれぞれ 2 か月以内に必要な書類を添えて労働局またはハローワークに支給申請を行います。
- (2) 労働局において審査を行い、支給・不支給の決定を行います。

お問い合わせ先

都道府県労働局または公共職業安定所（ハローワーク）

都道府県労働局 URL: <http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/>

ハローワーク URL: https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/hellowork.html#whereishellowork

『障害者の雇用を希望する事業主の皆さまへ』

障害者トライアル雇用

障害者を継続雇用へ移行することを目的として、原則 3 か月間（テレワーク勤務を行う者は原則3か月以上6か月以内、精神障害者は原則6か月以上 12 か月以内）のトライアル雇用を実施した事業主に対して助成します。労働者の適性や能力を見極め、それらを確認した上で継続雇用へ移行することができるため、障害者雇用への不安を解消することができます。

対象となる方

次のいずれも実施した事業主

- (1) ハローワーク・職業紹介事業者等に「障害者トライアル雇用求人」を提出すること。
- (2) ハローワーク・職業紹介事業者等の職業紹介により、次のいずれかの要件を満たす障害者※1を、週 20 時間以上の労働時間※2 でトライアル雇用すること。

- ① 紹介日時点で、就労経験のない職業に就くことを希望している
- ② 紹介日の前日から過去 2 年以内に、2 回以上離職や転職を繰り返している
- ③ 紹介日の前日時点で、離職している期間が 6 か月を超えている
- ④ 重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者

※1. 障害者の雇用の促進等に関する法律第 2 条第 1 号に規定する障害者を指します。

※2. 雇入れ時の週の労働時間を 10 時間以上 20 時間未満として精神障害者または発達障害者を試行雇用する場合は、「障害者短時間トライアル雇用」を活用できます。

支援内容

対象者 1 人当たり、月額 4 万円（最長 3 か月）を支給します。

※ 精神障害者を試行雇用する場合は、試行雇用開始から 3 か月間は月額 8 万円、4 か月目から 6 か月目までは月額 4 万円を支給します。

ご利用方法

(1) 本助成金を受給しようとする事業主は、まずは、ハローワーク・職業紹介事業者等に「障害者トライアル雇用求人」を提出してください。障害者トライアル雇用開始日から 2 週間以内に、職業紹介を受けたハローワーク等へ実施計画書を提出してください。

(2) 障害者トライアル雇用終了日の翌日から 2 か月以内に、事業所を管轄するハローワークまたは都道府県労働局に支給申請書を提出してください。

※支給対象者がテレワーク勤務によるトライアル雇用を実施した者または精神障害者である場合、障害者トライアル雇用の途中で継続雇用へ移行した場合、自己都合で離職した場合は支給申請期間が異なる場合があります。速やかに対象者を紹介したハローワークへ連絡ください。



※助成金の支給を受けるには一定の要件があります。詳細はハローワークまたは都道府県労働局にお問い合わせください。

お問い合わせ先 公共職業安定所（ハローワーク）または都道府県労働局

ハローワーク URL : https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/hellowork.html#whereishellowork

都道府県労働局 URL : <http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>

『障害者の作業施設等の設置・整備のための助成金を知りたい』

障害者作業施設設置等助成金

雇い入れるまたは継続して雇用する障害者の障害特性による就労上の課題を克服するための作業施設等の設置・整備を行う事業主に対して助成金を支給します。

対象となる方

雇い入れるまたは継続して雇用する障害者の障害特性による就労上の課題を克服するための作業施設等の設置・整備を行う事業主

支援内容

助 成 金 名	対象となる障害者	助成率	限 度 額	支給期間
①第1種作業施設設置等助成金 ○作業施設等の設置または整備	・身体障害者 ・知的障害者 ・精神障害者	2/3	・障害者1人につき 450万円 (作業施設、附帯施設、作業設備の合計) ※作業設備の場合 障害者1人につき 150万円 (中途障害者の場合は1人につき 450万円) ・短時間労働者(重度身体障害者、重度知的障害者または精神障害者を除く)である場合の限度額は1人につき上記の半額 (1事業所あたり一会計年度につき 合計4,500万円)	
②第2種作業施設設置等助成金 ○作業施設等の賃借	※上記の障害者である在宅勤務者		・障害者1人につき 月13万円 ※作業設備の場合 障害者1人につき 月5万円 (中途障害者の場合は1人につき 13万円) ・短時間労働者(重度身体障害者、重度知的障害者または精神障害者を除く)である場合の限度額は1人につき上記の半額	3年間

ご利用方法

「障害者助成金受給資格認定申請書」に必要な書類を添えて、定められた期間内に管轄する独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構の都道府県支部高齢・障害者業務課(東京、大阪は高齢・障害者窓口サービス課)へ提出し、受給資格の認定を受けてください。

受給資格認定後、定められた期間内に「障害者助成金支給請求書」に必要な書類を添えて、受給資格認定申請書を提出した都道府県支部高齢・障害者業務課(東京、大阪は高齢・障害者窓口サービス課)に提出してください。

お問い合わせ先

独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構
都道府県支部高齢・障害者業務課(東京、大阪は高齢・障害者窓口サービス課)
URL: <https://www.jeed.go.jp/location/shibu/>

『継続して雇用する障害者のための福祉施設等の設置・整備のための助成金を知りたい』 障害者福祉施設設置等助成金

継続して雇用する障害者の福祉の増進を図るための福祉施設等の設置・整備を行う事業主または当該事業主が加入している事業主団体に対して助成金を支給します。

対象となる方

継続して雇用する障害者の福祉の増進を図るための福祉施設等の設置・整備を行う事業主または当該事業主が加入している事業主団体

支援内容

対象となる障害者	助成率	限度額
・身体障害者・知的障害者・精神障害者 ※上記の障害者である在宅勤務者	3分の1	・障害者1人につき225万円・短時間労働者（重度身体障害者、重度知的障害者または精神障害者を除く）である場合の限度額は1人につき上記の半額（1事業所または事業主の団体1団体あたり一会計年度につき計2,250万円）

ご利用方法

「障害者助成金受給資格認定申請書」に必要な書類を添えて、定められた期間内に管轄する独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の都道府県支部高齢・障害者業務課（東京、大阪は高齢・障害者窓口サービス課）へ提出し、受給資格の認定を受けてください。

受給資格認定後、定められた期間内に「障害者助成金支給請求書」に必要な書類を添えて、受給資格認定申請書を提出した都道府県支部高齢・障害者業務課（東京、大阪は高齢・障害者窓口サービス課）に提出してください。

お問い合わせ先

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
都道府県支部高齢・障害者業務課（東京、大阪は高齢・障害者窓口サービス課）
URL：<http://www.jeed.go.jp/location/shibu/index.html>

『障害者の雇用管理のために必要な介助等の措置を行うための助成金を知りたい』

障害者介助等助成金、職場適応援助者助成金

雇い入れる、または継続して雇用する障害者の障害特性に応じた適切な雇用管理のために必要な介助者の配置等の措置を行う事業主に対して助成金を支給します。

対象となる方

雇い入れる、または継続して雇用する障害者の障害特性に応じた適切な雇用管理のために必要な介助者の配置等の措置を行う事業主

支援内容

1 障害者介助等助成金

助 成 金 名	対象となる障害者	助成率	限 度 額 等	支 給 期 間
①職場介助者の配置または委嘱助成金 ○ 事務的業務に従事する視覚障害者、四肢機能障害者の業務遂行のために必要な職場介助者の配置または委嘱	・2級以上の視覚障害者 ・2級以上の両上肢機能障害及び2級以上の両下肢機能障害を重複する者	3/4	・配置1人 月15万円 ・委嘱1人 1回 1万円 年150万円まで	10年間
○ 事務的業務以外の業務に従事する視覚障害者の業務遂行のために必要な職場介助者の委嘱	・3級以上の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による上肢機能障害及び3級以上の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害を重複する者		・委嘱1人 1回 1万円 年24万円まで	
②職場介助者の配置または委嘱の継続措置に係る助成金 ○ 事務的業務に従事する視覚障害者、四肢機能障害者の業務遂行のために必要な職場介助者の配置または委嘱の継続	※上記の障害者である在宅勤務者	2/3	・配置1人 月13万円 ・委嘱1人 1回 9千円 年135万円まで	5年間
○ 事務的業務以外の業務に従事する視覚障害者の業務遂行のために必要な職場介助者の委嘱の継続			・委嘱1人 1回 9千円 年22万円まで	

③手話通訳・要約筆記等担当者の委嘱助成金 ○ 聴覚障害者の雇用管理のために必要な手話通訳、要約筆記等担当者の委嘱	・6級以上の聴覚障害者	3/4	・委嘱1人 1回 6千円 年28万8千円 まで(障害者9人以下の場合)	10年間
④障害者相談窓口担当者の配置助成金 ○ 障害者への合理的配慮に係る相談等に応じる者の増配置または委嘱	・身体障害者 ・知的障害者 ・精神障害者 ※上記の障害者である在宅勤務者	—	・増配置 (専従)1人月8万円 (上限2名、最大6ヶ月) (兼任)1人月1万円 (上限5名、 中小企業:最大12ヶ月、 その他:最大6ヶ月) ・研修受講 (受講費)要した経費の2/3 (20万円まで) (賃金助成)1人1時間700円 (上限10名、最大月10時間) ・委嘱 要した経費の2/3 (月10万円まで、最大6ヶ月)	1年間
⑤重度訪問介護サービス利用者等職場介助助成金 ○ 障害者が行う業務の介助を重度訪問介護等サービス事業者に委託	次のいずれにも該当する者 ・重度訪問介護サービスの利用者同行援護の利用者又は行動援護の利用者 ・身体障害者、知的障害者または精神障害者 ・雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業を実施する市町村等が職場介助の支援が必要と認めた者 ※上記の障害者である在宅勤務者	4/5 (中小企業:9/10)	対象1人あたり月13万3千円(中小企業:15万円)まで	委託した年度の末日まで
⑥職場復帰支援助成金 ○ 職場復帰のために必要な職場適応の措置の実施	・身体障害者 ・精神障害者(発達障害のみを有する者を除く) ・難病患者 ・高次脳機能障害のある者 ※上記の障害者である在宅勤務者	—	・時間的配慮、・職務開発等を実施した場合 月額 4万5千円 (中小企業:6万円) ・職務開発等に伴う講習を実施した場合 半年 2~9万円 (中小企業:3~12万円)	1年間
⑦職場支援員の配置又は委嘱助成金 ○ 業務遂行に必要な援助や指導を行う職場支援員の配置または委嘱	・身体障害者 ・知的障害者 ・精神障害者 ・発達障害者 ・難病患者 ・高次脳機能障害のある者	—	・配置1人 短時間労働者以外の者 月3万円(中小企業:4万円) 短時間労働者 月1万5千円(中小企業:2万円) ・委嘱1人 1回 1万円 (配置の場合の各月額に対象月数を乗じた額が上限)	2年間(精神障害者は3年間) ※

※企業在籍型職場適応援助者による支援修了を配置理由とするものは6ヶ月

2 職場適応援助者助成金

助成金名	対象となる障害者	助成率	限度額等	支給期間
①訪問型職場適応援助者助成金 ○ 訪問型職場適応援助者による支援	・身体障害者 ・知的障害者 ・精神障害者 ・発達障害者 ・難病患者 ・高次脳機能障害のある者 ・地域障害者職業センターが作成する職業リハビリテーション計画のある者	—	・精神障害者以外 1日:4時間以上 1万6千円 4時間未満 8千円 ・精神障害者 1日:3時間以上 1万6千円 3時間未満 8千円 ・養成研修受講料の1/2	1年8か月 (精神障害者は2年8か月)
②企業在籍型職場適応援助者助成金 ○ 企業在籍型職場適応援助者による支援			・精神障害者以外 短時間労働者以外の者 月6万円(中小企業:8万円) 短時間労働者 月3万円(中小企業:4万円) ・精神障害者 短時間労働者以外の者 月9万円(中小企業:12万円) 短時間労働者 月5万円(中小企業:6万円) ・養成研修受講料の1/2	6か月

ご利用方法

「障害者助成金受給資格認定申請書」に必要な書類を添えて、助成金ごとに定められた期間内に管轄する独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構の都道府県支部高齢・障害者業務課(東京、大阪は高齢・障害者窓口サービス課)へ提出し、受給資格の認定を受けてください。
受給資格認定後、助成金ごとに定められた期間内に「障害者助成金支給請求書」に必要な書類を添えて、受給資格認定申請書を提出した都道府県支部高齢・障害者業務課(東京、大阪は高齢・障害者窓口サービス課)に提出してください。

お問い合わせ先

独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構
都道府県支部高齢・障害者業務課(東京、大阪は高齢・障害者窓口サービス課)
URL: <http://www.jeed.go.jp/location/shibu/index.html>

『障害者の障害特性に応じて通勤を容易にする措置を行うための助成金を知りたい』

重度障害者等通勤対策助成金

雇い入れる、または継続して雇用する障害者の障害特性に応じて通勤を容易にする措置を行う事業主、または事業主団体に対して助成金を支給します。

対象となる方

雇い入れる、または継続して雇用する障害者の障害特性に応じて通勤を容易にする措置を行う事業主、またはこれらの障害者を雇用する事業主を構成員とする事業主の団体

助 成 金 名	対象となる障害者	助成率	限 度 額	支給 期間
①住宅の賃借助成金 ○対象障害者用の住宅の賃借	・重度身体障害者 ・3級の体幹機能障害者	3/4	・世帯用 月10万円 ・単身者用 月6万円	10 年間
②指導員の配置助成金 ○対象障害者用住宅への指導員の配置（事業主団体を含む）	・3級の視覚障害者 ・3級または4級の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害者		・配置1人 月15万円	
③住宅手当の支払助成金	・5級の下肢障害、体幹機能障害、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害のいずれか2つ以上重複する者		・障害者1人 月6万円	
④通勤用バスの購入助成金 ○対象障害者のための通勤用バスの購入（事業主団体を含む）	・知的障害者 ・精神障害者		・バス1台 700万円	10 年間
⑤通勤用バス運転従事者の委嘱助成金 ○対象障害者のための通勤用バスの運転に従事する者の委嘱（事業主団体を含む）	※「②指導員の配置」 「④通勤用バスの購入」 「⑤通勤用バスの運転従事者の委嘱」 上記については、対象障害者が5人以上であることが必要		・委嘱1人 1回6,000円	
⑥通勤援助者の委嘱助成金 ○対象障害者の通勤を容易にするために指導、援助等を行う通勤援助者の委嘱			・委嘱1人 1回2,000円 ・交通費 1認定3万円	1 月間
⑦駐車場の賃借助成金			・障害者1人 月5万円	10 年間
⑧通勤用自動車の購入助成金 ○自ら運転する自動車により通勤することが必要な対象障害者に使用させるための通勤用自動車の購入	・2級以上の上肢障害者 ・2級以上の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による上肢機能障害者 ・3級以上の体幹機能障害者 ・3級以上の内部障害者 ・4級以上の下肢障害者 ・4級以上の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害者 ・5級の下肢障害、体幹機能障害、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害のいずれか2つ以上重複する者	3/4	購入1台 150万円 （1級または2級の両上肢障害者の場合は1台250万円）	
⑨重度訪問介護サービス利用者等通勤援助助成金 ○障害者の通勤の援助を重度訪問介護等サービス事業者へ委託 ○自ら運転する自動車により通勤することが必要な対象障害者に使用させるための駐車場の賃借	次のいずれにも該当する者 ・重度訪問介護サービスの利用者同行援助の利用者又は行動援助の利用者 ・身体障害者、知的障害者または精神障害者 ・雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業を実施する市町村等が職場介助の支援が必要と認めた者 ※上記の障害者である在宅勤務者	4/5 （中 小企 業： 9 /10）	対象者1人あたり 月7万4千円 （中小企業：8万4千円）	委託 した 日か ら3ヶ 月ま で

ご利用方法

「障害者助成金受給資格認定申請書」に必要な書類を添えて、助成金ごとに定められた期間内に管轄する独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構の都道府県支部高齢・障害者業務課（東京、大阪は高齢・障害者窓口サービス課）へ提出し、受給資格の認定を受けてください。
受給資格認定後、助成金ごとに定められた期間内に「障害者助成金支給請求書」に必要な書類を添えて、受給資格認定申請書を提出した都道府県支部高齢・障害者業務課（東京、大阪は高齢・障害者窓口サービス課）に提出してください。

お問い合わせ先

独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 都道府県支部高齢・障害者業務課（東京、大阪は高齢・障害者窓口サービス課） URL: <https://www.jeed.go.jp/location/shibu/>

『障害者が就労するために必要な 事業施設等の整備等を行うための助成金を知りたい』 重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金

障害者を多数継続雇用し、これらの障害者が就労するために必要な事業施設等の整備等を行う事業主に対して助成金を支給します。

対象となる方

障害者を多数継続雇用し、これらの障害者が就労するために必要な事業施設等の整備等を行う事業主

支援内容

助 成 金 名	対象となる障害者	助成率	限 度 額	支給期間
○対象障害者のための事業施設等の設置または整備	・重度身体障害者 ・知的障害者(重度でない知的障害者である短時間労働者を除く) ・精神障害者	2/3	・1認定5千万円 (同一事業所に対する支給額との合計額は1億円を限度)	
※利息助成 ○上記の事業施設等の設置または整備に要する費用に充てるため、銀行または信用金庫から資金を借入	※対象障害者を1年を超えて継続して10人以上雇用し、雇用労働者数に占める対象障害者数の割合が2/10以上であることが必要			5年間

ご利用方法

「障害者助成金受給資格認定申請書」に必要な書類を添えて、定められた期間内に管轄する(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構の都道府県支部高齢・障害者業務課(東京、大阪は高齢・障害者窓口サービス課)へ提出し、本助成金の受給資格の認定を受けてください。

受給資格認定後、定められた期間内に「障害者助成金支給請求書」に必要な書類を添えて、受給資格認定申請書を提出した都道府県支部高齢・障害者業務課(東京、大阪は高齢・障害者窓口サービス課)に提出してください。

お問い合わせ先

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
都道府県支部高齢・障害者業務課(東京、大阪は高齢・障害者窓口サービス課)
URL: <https://www.jeed.go.jp/location/shibu/>

『障害者を雇用した後の専門的な支援を受けたい』 障害者の職場適応のための支援（ジョブコーチ支援）

障害者の職場適応を容易にするため、職場適応援助者（ジョブコーチ）が職場を訪問し、障害者や事業主等に対して支援を行います。

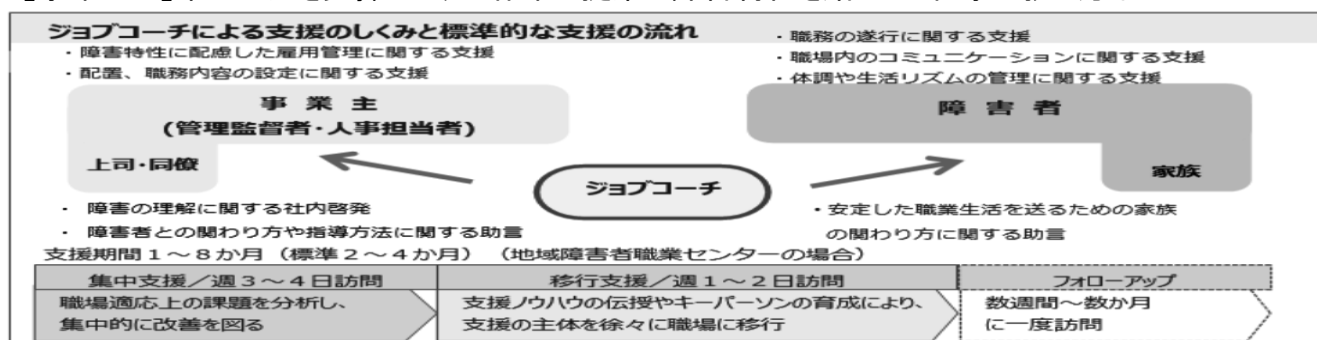
対象となる方

障害者を雇用する事業主、または障害者を雇用する予定の事業主

支援内容

●障害者の職場適応に向けた支援として、ジョブコーチが以下のアドバイスや提案を行います。

- ・【障害者へ】職場の従業員の方との関わり方や、効率の良い作業の進め方など
- ・【事業主へ】本人が力を発揮しやすい作業の提案や障害特性を踏まえた仕事の教え方など



●ジョブコーチには以下の 3 種類があります。

種類	
①配置型	地域障害者職業センターに所属するジョブコーチが、事業所に出向いて支援を行います（利用は無料）。
②訪問型	就労支援を行っている社会福祉法人等に所属するジョブコーチが、事業所に出向いて支援を行います（利用は無料。訪問型ジョブコーチ支援を実施する社会福祉法人等に対して、助成金制度があります。）。
③企業在籍型	自社の従業員がジョブコーチ養成研修を受けて、自社で雇用する障害者の支援を行います（企業在籍型ジョブコーチによる支援を実施する事業主に対して、助成金制度があります。）。

ご利用方法

●ジョブコーチに支援に来てもらいたい（①または②のジョブコーチ）

→お近くの地域障害者職業センターにご相談ください。

●自社の社員にジョブコーチスキルを身につけさせたい（③のジョブコーチ）

→（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構または民間の研修機関へお申込みください。

お問い合わせ先

地域障害者職業センターURL：<https://www.jeed.go.jp/location/chiiki/index.html>

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構職業リハビリテーション部研修課 電話：043-297-9095

民間の研修機関（厚労省ウェブサイト各研修機関へのリンクを掲載しています）

URL：http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/shougaisakou/06a.html

『人材確保のためのマッチングを支援して欲しい』 人材確保対策推進事業

全国の主要なハローワークに人材確保支援の総合専門窓口として「人材確保対策コーナー」を設置し、人手不足に悩む事業主に対し、求人充足に向けたコンサルティング、事業所見学会や就職面接会などを行うとともに、業界団体と連携した人材のマッチング支援を実施します。

対象となる方

人材不足分野（福祉（介護、医療、保育）のほか、建設、警備、運輸分野等）の職種の求人者

支援内容

ハローワークの人材確保対策コーナーにおいて、主に次のような支援を実施します。

- ・ 求職者ニーズの把握と、それに基づいた求人者への求人充足に向けたコンサルティング
- ・ 事業所見学会や就職面接会等の開催
- ・ 業界団体と連携した求人者向けセミナーの実施

ご利用方法

詳細は、下記までお問合せください。

お問い合わせ先

公共職業安定所（ハローワーク）の人材確保対策コーナー

URL: <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188045.html>

『従業員の介護離職を防止したい、育休取得者の継続就労を支援したい』 中小企業育児・介護休業等推進支援事業

従業員の介護離職の防止や、従業員のスムーズな育児休業の取得・職場復帰への支援について、お悩みの事業主を対象に支援を行っています。

対象となる方

- ・ 従業員の介護離職を防止するための事前の取組や、実際に介護休業等を取得する従業員が発生した場合の対応についてお悩みの事業主の方
- ・ 育児休業を取得する従業員が円滑に育児休業を取得し、職場復帰するための取組について、お悩みの事業主の方

支援内容

仕事と介護、仕事と育児の両立に関して知見を持った社会保険労務士等の専門家である「仕事と家庭の両立支援プランナー」が事業主や人事労務担当者を訪問し、無料でアドバイスします。アドバイスは、「介護支援プラン」や「育休復帰支援プラン」を活用して行い、従業員の円滑な介護休業・育児休業等の取得から職場復帰までを支援する方法について、各プランナーが企業の状況を共に確認します。その他、各種マニュアルの提供、各プランの策定についてのセミナーを開催し、セミナー後の個別相談等を行っています(いずれも無料)。

ご利用方法

厚生労働省のウェブサイトから、申し込みフォームにお進みいただき、お申込みください。

参照情報

「仕事と家庭の両立支援プランナー」の支援を希望する事業主の方へ

お問い合わせ先

株式会社パソナ
育児・介護支援プロジェクト事務局(厚生労働省委託事業 委託先)
電話: 03-5542-1740

『車両系建設機械を高水準の安全性を有すると認められるものに更新したい』 高度安全機械等導入支援補助金

高水準の安全性を有する機械等の普及を目的とし、近年の技術の進展に伴い開発されている安全性能を有する車両系建設機械を導入する中小企業等に対し、当該機械等への改修、買い替えに要する費用の一部に対する補助金を交付します。

対象となる方

建設業許可を持つ中小企業その他適当と認められる者

支援内容

指定する高度な安全性能を有する対象機械を導入する中小事業者等に対し、当該機械等への改修、買い替えに要する経費の一部を補助します（補助対象経費の 1/2 又は基準額のいずれか低い方を補助）。

ご利用方法

建設業労働災害防止協会が補助金の公募を行います。

公募の時期や申請方法の詳細は決定次第厚生労働省ウェブサイト等でお知らせします。

『中途採用の拡大や移住者の採用支援、中高年齢層が起業した場合の支援策を知りたい』

中途採用等支援助成金（中途採用拡大コース）

中途採用の拡大や移住者の採用、起業による雇用機会の創出等を行う事業主に対して助成するものであり、転職・再就職者の採用機会の拡大および人材移動の促進、生涯現役社会の実現を目的としています。

対象となる方

中途採用者の能力評価、賃金、処遇等の雇用管理制度を整備した上で、中途採用者の採用を拡大（①中途採用率の拡大、②45歳以上の方の初採用または③情報公表＋中途採用者数の拡大）させた事業主（一定期間経過後に生産性が向上した事業主には追加助成あり）

支援内容

実施区分	助成額		生産性向上
㊸中途採用率の拡大	20ポイント以上 向上させた場合	40ポイント以上 向上させた場合	25万円
	1事業所あたり 50万円	1事業所あたり 70万円	
	上記に加えて1事業所あたり10万円		
うちこれまで中途採用を行 ったことがない場合			
㊹45歳以上の方の初採用	1事業所あたり60万円または70万円（※）		30万円
㊺情報公表＋中途採用者数 の拡大			15万円
中途採用者数拡大助成	1事業所あたり30万円		
定着助成	上記に加えて1事業所あたり20万円		

※支給申請日において継続して雇用されている支給対象者の中に、雇入れ時の年齢が60歳以上であって、かつ雇入れ日から6か月以上経過している方がいる場合に、70万円を支給します。

ご利用方法

計画届を事前に管轄都道府県労働局長に提出し、それぞれの実施区分に応じた支給対象措置を行った後に支給申請書を提出してください。（管轄労働局長の指揮監督するハローワークを経由して提出できる場合があります。）。なお、受給に当たり各種要件がありますので、詳細は、最寄りのハローワークまたは都道府県労働局にお問い合わせください。

お問い合わせ先

公共職業安定所（ハローワーク）または都道府県労働局
 公共職業安定所（ハローワーク）
 URL：http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html
 都道府県労働局
 URL：http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/

『東京圏からの移住者の採用支援策を知りたい』 中途採用等支援助成金(UIJ ターンコース)

内閣府の地方創生推進交付金(移住・起業・就業タイプ)を活用して地方公共団体が実施する移住支援制度を利用した UIJ ターン者を採用した中小企業等の事業主に助成を行うものであり、東京圏(一定の要件を満たす地域)から東京圏以外の地域への UIJ ターンを促進するとともに、人手不足に直面する地域の企業の人材の確保を図ることを目的としています。

対象となる方

東京圏からの移住者(※1、※2)を雇い入れた事業主

※1. 地方創生推進交付金(移住・起業・就業タイプ)を活用して地方公共団体が実施する移住支援事業を利用した UIJ ターン者に限ります。

※2. 新規学卒者および新規学卒者と同じ採用の枠組みで採用された者は除きます。

支援内容

移住者の採用活動(※)にかかった経費に3分の1(中小企業事業主は2分の1)を乗じた額(上限100万円)を助成します。

※以下のような活動をいいます。

- ①募集・採用パンフレット等の作成・印刷
- ②自社ウェブサイト・自社PR動画の作成・改修
- ③就職説明会・面接会・出張面接等(オンラインによるものを含む)の実施
- ④外部専門家(社会保険労務士、中小企業診断士、民間有料職業紹介事業者等)によるコンサルティング

ご利用方法

(1)計画書を労働局またはハローワークに提出し、認定を受ける

(2)計画書に基づき、移住者の採用活動を実施し、移住者を採用

(3)計画の終期(※)の翌日から2か月以内に労働局またはハローワークに支給申請し、助成金を受給

※計画の終期にあつて、移住者の雇入れ日から6か月を経過していない場合は、当該雇入れ日から6か月を経過する日

※受給に当たっては、上記の他各種要件がありますので、詳細は、最寄りのハローワークまたは都道府県労働局へお問い合わせください。

参照情報

雇用保険法第62条第1項第6号

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000082805_00002.html

お問い合わせ先

公共職業安定所(ハローワーク)または都道府県労働局
公共職業安定所(ハローワーク)

URL: <http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>

都道府県労働局

URL: <http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/>

『働き方改革に取り組むための融資制度を知りたい』

働き方改革推進支援資金

「働き方改革」や「多様な人材の活用促進」などに取り組むために必要な設備資金や運転資金の融資を受けることができます。

対象となる方

中小企業者であって、次の(1)～(8)のいずれかに取り組む方。

- (1) 非正規雇用の処遇改善に取り組む方
- (2) 事業場内最低賃金の引上げ(2%以上)に取り組む方
- (3) 従業員の長時間労働の是正に取り組む方
- (4) 次世代育成支援対策推進法第12条に基づく一般事業主行動計画を策定し、その旨を都道府県労働局長へ届け出ている方(同条に基づき、一般事業主行動計画を届け出なければならない方を除く。)
- (5) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第8条に基づく一般事業主行動計画を策定し、その旨を都道府県労働局長へ届け出ている方(同条に基づき、一般事業主行動計画を届け出なければならない方を除く。)及び同法第9条に基づく認定を受けた方
- (6) 青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)第15条に基づく認定を受けた方
- (7) 障害者の雇用または障害者に対する合理的配慮の提供に取り組む方
- (8) 外国人労働者の雇用管理の改善に取り組む方

※貸付対象(1)～(5)、(7)～(8)について、社会保険および労働保険への加入義務がある事業者(法人に限る。)は、社会保険および労働保険への加入が要件。(ただし、次世代育成支援対策推進法第13条に基づく認定または女性活躍推進法第9条に基づく認定を受けた方を除く)。

支援内容

◆貸付限度◆

中小企業事業

7億2,000万円(うち長期運転資金2億5,000万円)

国民生活事業

7,200万円(うち運転資金4,800万円)

◆貸付期間◆

中小企業事業

設備資金:20年以内(うち据置期間2年以内)

長期運転資金:7年以内(うち据置期間2年以内)

国民生活事業

設備資金:20年以内(うち据置期間2年以内)

運転資金:7年以内(うち据置期間2年以内)

◆貸付利率

貸付対象	貸付利率

(1)	・特別利率①: 非正規雇用労働者の平均基本給を2%以上増額する場合 ・特別利率②: 非正規雇用労働者の平均基本給を3%以上増額する場合
(2) (8)	・特別利率①
(3)	・特別利率①: 全従業員の平均の月間所定外労働時間数を前年同月と比べて5時間以上削減する場合 ・特別利率②: 上記に加えて、勤務間インターバル制度を新たに導入する場合
(4)	・特別利率① ・特別利率②: 次世代育成支援対策推進法第13条に基づく認定を受けた方
(5)	・特別利率① ・特別利率②: 女性活躍推進法第9条に基づく認定を受けた方(同法第8条に基づき、一般事業主行動計画を届け出なければならない方を除く。)
(6)	・特別利率②
(7)	・特別利率① ・特別利率②: 障害者の雇用の促進等に関する法律第77条に基づく認定を受けた方

ご利用方法

日本政策金融公庫または沖縄振興開発金融公庫の各支店の窓口にお申し込みください。
※必要書類など詳しくは下記へお問合せください。

参照情報

- ・ 日本政策金融公庫(中小企業事業、国民生活事業)
- ・ 沖縄振興開発金融公庫

お問い合わせ先

株式会社日本政策金融公庫(日本公庫)
国民生活事業(個人企業・小規模企業向け事業資金)
中小企業事業(中小企業向け長期事業資金)
事業資金相談ダイヤル
電話: 0120-154-505
沖縄振興開発金融公庫
電話: 098-941-1795

『高齢者が安心して安全に働くことのできる職場にしたい』

エイジフレンドリー補助金

60 歳以上の高年齢労働者を雇用する事業者に対して、高年齢労働者が安心して安全に働くことのできる職場環境の整備を促進し、高年齢労働者の労働災害を防止する観点から、高年齢労働者に対する安全衛生教育の実施、高年齢労働者に特有のリスクを低減するための設備等の改善、高年齢労働者の健康確保のための措置等にかかる経費の一部に対する補助金を交付します。

対象となる方

支給対象となる事業者は、次のいずれにも該当する事業者です。

1. (1)高年齢労働者(60 歳以上)を常時 1 名以上雇用している
2. (2)次のいずれかに該当する事業者であること
 - ・小売業(小売業、飲食店、持ち帰り配達飲食サービス業)
 - :常時使用する労働者が 50 人以下、資本金または出資の総額が 5,000 万円以下
 - ・サービス業(医療・福祉、宿泊業、娯楽業、教育・学習支援業、情報サービス業、物品賃貸業、学術研究・専門・技術サービス業など)
 - :常時使用する労働者が 100 人以下、資本金または出資の総額が 5,000 万円以下
 - ・卸売業
 - :常時使用する労働者が 100 人以下、資本金または出資の総額が 1 億円以下
 - ・その他の業種(製造業、建設業、運輸業、農業、林業、漁業、金融業、保険業など)
 - :常時使用する労働者が 300 人以下、資本金または出資の総額が 3 億円以下
- ※労働者数もしくは資本金等のどちらか一方の条件を満たせば中小企業事業者となります。
3. (3)労働保険に加入している
 - ※その他、支給決定に当たって審査があります。

用途・対象物

働く高齢者を対象として職場環境を改善するための次の対策にかかった費用を補助対象とします。

支援内容

本補助金は、前記の「対象となる方」に該当する事業者が、高年齢労働者の安全衛生確保措置について実施計画を策定し、審査の上選定された場合、その措置を実施した後に受給することができます。

取組例

○身体機能の低下を補う設備・装置の導入

- ・ 通路の段差の解消、階段に手すりの設置
- ・ 床や通路の滑り防止対策
- ・ 危険箇所への安全標識や警告灯等の設置
- ・ その他の安全衛生対策

○健康や体力の状況の把握等

- ・ 安全で健康に働くための体力チェックの実施
- ・ 運動指導、栄養指導、保健指導等
- ・ その他の先進的な安全衛生対策

○安全衛生教育

- ・ 加齢に伴う労働災害リスクの増大の理解促進のための教育

交付額

間接補助対象経費と基準額(1件あたり200万円)を比較して、少ない方の額の2分の1

ご利用方法

■間接補助金の公募の時期、申請先等

○公募時期

令和4年5月11日(水)から10月末まで(予定)

○申請先

令和4年度補助事業者

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会 エイジフレンドリー補助金事務センター
(ウェブサイト:<https://www.jashcon-age.or.jp>)

参照情報

エイジフレンドリー補助金について

お問い合わせ先

【申請関係】

電話:(03)6381-7507 FAX:(03)6381-7508

(平日(10:00-12:00、13:00-16:00)、土日祝日休)

メール:af-hojyojimucenter@jashcon.or.jp

【支払い関係】

電話:(03)6809-4085 FAX:(03)6809-4086

(平日(10:00-12:00、13:00-16:00)、土日祝日休)

メール:af-shiharai@jashcon.or.jp

『副業・兼業を行う労働者の健康確保に取り組みたい』

副業・兼業労働者の健康診断助成金

副業・兼業を行う労働者に対して一般健康診断の実施による健康確保に取り組む事業場に対して、その要した費用を助成します。

対象となる方

一般健康診断の実施義務が課せられていない副業・兼業労働者に対して、一般健康診断を実施した事業場

支援内容

助成対象	助成額
一般健康診断の実施	1 副業・兼業労働者あたり 1 回限り 10,000 円、1 事業場あたり 10 万円を上限に実費を支給

ご利用方法

詳しくは独立行政法人労働者健康安全機構のウェブサイトでご確認ください。

お問い合わせ先

独立行政法人労働者健康安全機構
勤労者医療・産業保健部 産業保健業務指導課
電話：0570-783046
URL：<https://www.johas.go.jp/sangyouhoken/tabid/1251/Default.aspx>

『精神・発達障害者と一緒に働くために必要な配慮などの理解を深めたい』

精神・発達障害者しごとサポーター養成講座

企業で働く一般の従業員を主な対象に、精神障害、発達障害に関して正しく理解いただき、職場における応援者（精神・発達障害者しごとサポーター）となっていただくための講座を開催します。

対象となる方

企業に勤めている方であればどなたでも受講できます。
現在、障害者と一緒に働いているかどうか等は問いません。

支援内容

講座では、講師が紹介する様々な事例を通じて、精神障害、発達障害についての知識や一緒に働くために必要な配慮などを、短時間（90分～120分程度）で学ぶことができます。

- ・ 精神疾患（発達障害を含む）の種類
- ・ 精神障害、発達障害の特性
- ・ 共に働く上でのポイント（コミュニケーション方法）など

ご利用方法

集合講座

労働局やハローワーク等を会場に、多くの企業から広く受講を募って講座を実施します。
→開催日程・場所などは、下記「お問い合わせ先」の都道府県労働局またはポータルサイトにてご確認ください。

出前講座

個別企業からの要請に応じて、講師が各職場へ出向いて講座を実施します。
→詳しくは、都道府県労働局にお問い合わせください。

e-ラーニング版

本講座のe-ラーニング版を公表しています。「まずは基礎知識を学びたい」という方はこちらをご利用ください。

（e-ラーニング版）

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/shougaisakoyou/shisaku/jigyounushi/e-learning/

お問い合わせ先

都道府県労働局

URL: <http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/>

全国の開催日程・場所などは次のポータルサイトにも掲載しています。

URL: https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/shougaisakoyou/shigotosupporter/

『障害者の雇用を推進するための支援策を知りたい』

障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度

(もにす認定制度)

障害者の雇用の促進・雇用の安定に関する取組の状況等が優良な中小事業主について、障害者の雇用の促進等に関する法律(障害者雇用促進法)に基づき、厚生労働大臣が認定する制度です。令和元年の障害者雇用促進法の改正により、令和2年4月1日から新たに始まった認定制度で、好事例の横展開や社会的メリット等の確保・向上を図ることで中小事業主における障害者雇用の取組を推進していきます。

対象となる方

認定基準を満たす中小事業主(常時雇用する労働者が300人以下の事業主)が対象です。

【主な認定基準】

- ・法定雇用率を達成していること(雇用義務がない場合でも、障害者を1人以上雇用していること)
- ・障害者雇用促進法等の関係法令に違反する重大な事実がないこと
- ・以下の評価項目ごとに加点方式で採点し、一定以上の得点のある事業主

大項目	中項目	小項目
取組 (アウトプット)	体制づくり	①組織面、②人材面
	仕事づくり	③事業創出、④職務選定・創出、⑤障害者就労施設等への発注
	(障害特性に配慮した)環境づくり	⑥職務環境、⑦募集・採用、⑧働き方、⑨キャリア形成、⑩その他の雇用管理
成果 (アウトカム)	数的側面	⑪雇用状況、⑫定着状況
	質的側面	⑬満足度、ワーク・エンゲージメント、⑭キャリア形成
情報開示 (ディスクロージャー)	取組(アウトプット)	⑮体制・仕事・環境づくり
	成果(アウトカム)	⑯数的側面、⑰質的側面

支援内容

認定を受けると、以下のメリットがあります。

＜認定のメリット＞

- ・ 自社の商品、広告等への認定マークの使用
- ・ 求人票へのマークの表示

- ・ 認定マークの使用によるダイバーシティ・働き方改革等の広報効果
- ・ 障害のない者も含む採用・人材確保の円滑化
- ・ 地域の障害者雇用のロールモデルとして知名度の向上
- ・ 日本政策金融公庫による低利融資
- ・ 地方公共団体の公共調達等における加点の促進 等



【認定マーク(愛称:もにす)】

ご利用方法

- (1) 事業所を管轄する都道府県労働局またはハローワークに対して必要な書類を添えて申請を行ってください。
- (2) 認定基準を満たしていることを確認し、都道府県労働局から認定通知書を交付します。
- (3) 「障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度」(もにす認定制度)の詳細は、以下のホームページをご覧ください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/monisu.html>

お問い合わせ先

都道府県労働局または公共職業安定所(ハローワーク)

都道府県労働局

URL: <http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/>

ハローワーク

URL: <http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>

『短時間であれば働くことのできる障害者を雇用する際に給付金を受けたい』

特定短時間労働者の雇用に対する支援

短時間であれば就労可能な障害者等の雇用機会を確保するため、週 20 時間未満の雇用障害者数に応じて、障害者雇用納付金を財源とする特例給付金を支給する制度が令和 2 年 4 月 1 日から始まりました。また、障害者雇用率を超えて障害者を雇用している場合、人数に応じて障害者雇用調整金または報奨金を支給します。

対象となる方

- 週所定労働時間が 10 時間以上 20 時間未満の障害者を雇用する事業主
- 障害者雇用率を超えて障害者を雇用している事業主
- ※特定短時間労働者：短時間労働者のうち週所定労働時間が一定の範囲内にある者

支援内容

- 週所定労働時間が 10 時間以上 20 時間未満の障害者を雇用する事業主に対して、その企業規模に応じて、特例給付金を支給します。

事業主区分	支給額※1	支給上限人数※2
100 人超	一人あたり月額 7,000 円	週 20 時間以上の雇用障害者数(人月)
100 人以下	一人あたり月額 5,000 円	(同上)

※1. 支給額は、支給対象の雇用障害者数(実人数)に基づき、月ごとに算出。

※2. 支給上限人数の算定においては、重度障害者の場合のダブルカウント及び短時間労働者の場合のハーフカウントを適用。

- 障害者雇用率を超えて障害者を雇用している事業主に対して、その企業規模に応じて、調整金又は報奨金を支給します。

事業主区分	支給額	支給上限人数
100 人超(調整金)	障害者雇用率を超えて雇用している障害者数※1×27,000 円	—
100 人以下(報奨金)	障害者雇用率を超えて雇用している障害者数※2×21,000 円	—

※1. 支給額は、支給対象の雇用障害者数(実人数)に基づき、月ごとに算出。

※2. 各月の雇用障害者数の年度間合計数について、各月の常時雇用している労働者数の 4% の年度間合計数又は 72 人のいずれか多い数を超えて雇用する障害者数(実人員)に基づき、月ごとに算出。

ご利用方法

- 上記の特例給付金、調整金、報奨金は全て同様の時期で申請いただくことになります。

申請対象期間

申請年度の前年度の 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日まで

(※この期間に雇用した特定短時間労働者について特例給付金を支給します。)

申請

- ・ 100 人超事業主⇒申請年度の 4 月 1 日から 5 月 15 日までの間
- ・ 100 人以下事業主⇒申請年度の 4 月 1 日から 7 月 31 日までの間

支給

申請年度の 10 月 1 日から 12 月 31 日までの間に実施

※申請対象期間の中途に事業を廃止した事業主にあつては、当該事業を廃止した日から 45 日以内を申請期限とし、当該申請を受理した日から 3 月以内に支給します。

お問い合わせ先

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 納付金部

電話:043-297-9650 URL:<https://www.jeed.go.jp/disability/koyounohu/index.html>

フィットテスト測定機器購入補助金

特定化学物質障害予防規則（以下「特化則」という。）において新たに設けられたフィットテストについて、金属アーク溶接等作業を行う事業者等の委託を受けてフィットテストを実施する作業環境測定機関又は特殊健康診断実施機関がフィットテスト測定機器を購入する場合、機器の購入に要する費用の一部に対して補助を受けることができます。

対象となる方

作業環境測定機関又は特殊健康診断実施機関

用途・対象物

特化則第 38 条の 21 に定める溶接ヒュームのフィットテストに対応可能な定量的フィットテスト測定機器

※フィットテスト測定機器本体（本体に標準装備されている付属品を含む）の購入に要する経費（消費税は除く）が対象であり、送料、別売品、チューブ、マスクアダプター、消耗品、保証サービス、校正等のオプションは対象外

補助内容等

① フィットテスト測定機器購入補助金

対象となる事業者

以下のいずれにも該当する事業者

- ・作業環境測定法第2条第7号の作業環境測定機関又は労働安全衛生法第 66 条第2項に基づく特殊健康診断実施機関（特定の関係会社等に限定して実施している機関を除く）
- ・金属アーク溶接等作業を行う事業場からの求めにより、本補助金で購入したフィットテスト測定機器を用いて特化則第 38 条の 21 に定める溶接ヒュームに係るフィットテストを実施する見込みのある事業者

補助内容

特化則第 38 条の 21 に定める溶接ヒュームのフィットテストに対応可能な定量的フィットテスト測定機器の購入費用に対し補助します。

（消費税は除く、補助率 2 分の 1、申請できる台数は1事業場あたり1台まで、1 事業場あたり上限 50 万円）

なお、本補助金は申請者すべてに交付されるものではありません。都道府県別の配布枠等に応じ、交付します。

助成対象、申請の方法や必要な書類など、詳しくは以下のお問い合わせ先へお問い合わせください。

② フィットテスト測定機器に関する相談窓口

対象となる方・支援内容

全国の金属アーク溶接等作業を行う作業場からの溶接ヒュームに係るフィットテスト測定機器に関する相談を行います。

相談の例:

溶接ヒュームのフィットテスト測定機器の種類やその実施方法など

お問い合わせ先

公益社団法人全国労働衛生団体連合会 Tel:03-6453-9969（平日午前10時～午後5時）

『労働者の心身の健康づくりを進めたい』 事業場における労働者の健康保持増進計画助成金

健康保持増進計画を作成し、計画に基づき健康保持増進措置を実施した事業場に対して、費用を助成します。

対象となる方

健康保持増進計画を作成し、計画に基づき健康保持増進措置を実施した事業場

支援内容

助成対象	助成額
健康保持増進措置の実施費用	1 事業場あたり 10 万円を上限に実費を支給

※1 事業場あたり、将来にわたり 1 回限りの助成となります。

ご利用方法

詳しくは、独立行政法人労働者健康安全機構のウェブサイトでご確認ください。

お問い合わせ先

独立行政法人労働者健康安全機構
勤労者医療・産業保健部 産業保健業務指導課
電話：0570-783046
URL：<https://www.johas.go.jp/sangyouhoken/tabid/1251/Default.aspx>

過重労働解消のためのセミナー

事業主や労務担当者などを対象に、毎年 10 月から 12 月を中心に、過重労働解消のためのセミナーを実施しています。このセミナーでは、過重労働防止に関する法令や各種制度、先行企業の取り組み事例、業務効率化に関する実践的な手法等について紹介します。

対象となる方

事業主や労務担当者

支援内容

これからの時代にあった新しい働き方が求められている今、長時間労働の問題は各企業が解決すべき共通の課題となっています。これまでの業務や組織の在り方を見直したうえで、それぞれの企業にあった改善方法を見つけなければ、その効果を得ることはできません。

そのため、このセミナーでは、健康的に働ける職場を実現したいと考える企業の経営者や労務担当者の方をサポートするため、働き方改革関連法をはじめとした過重労働防止に関する法令や、パワーハラスメント対策やストレスチェック制度等、職場改善のために必要な情報を詳しく解説します。

さらに、働き方改革の効果を上げている先行企業の事例や実践的な業務効率化に関するノウハウについても解説します。

9 月頃に厚生労働省ウェブサイトにおいて開催日時等について公表するため、ご確認ください。

お問い合わせ先

厚生労働省労働基準局監督課特定分野労働条件対策係

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/roudoukijun/campaign.html>

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇制度導入助成金

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が、安心して休暇を取得して出産し、出産後も継続して活躍できる職場環境を整備するため、当該女性労働者のために有給の休暇制度を設けて取得させた事業主を助成します。

対象となる方

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、医師または助産師の指導により、休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が取得できる有給の休暇制度(年次有給休暇を除き、年次有給休暇の賃金相当額の6割以上が支払われるものに限る)を整備し、当該有給休暇制度の内容を新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容とあわせて労働者に周知した事業主であって、令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に、当該休暇を合計して5日以上取得させた事業主。

※ただし、本助成金の申請までに、「両立支援等助成金(新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース)」、令和2年度の「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金」及び、令和3年度「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇制度導入補助金」を受給していないこと。

支援内容

1 事業場につき1回限り15万円

ご利用方法

管轄の都道府県労働局の雇用環境・均等部(室)へ申請してください。

受付期間

～ 2023年05月31日

お問い合わせ先

管轄の都道府県労働局の雇用環境・均等部(室)にお問い合わせください。

『地域企業における人材確保・育成等の取組を支援したい』

若者人材確保プロジェクトの実証事業

地域の共通課題である若者人材の流出防止・流入促進のため、民間事業者等が複数の地域企業を束ね、業界団体、経営支援機関、自治体等とも連携し、地域ぐるみで若者人材に向けた仕事やキャリアステップを作り、求人・採用、人材育成、キャリア支援等を行う総合的な取組を支援します。

対象となる方

地域企業に対して人材確保・育成・キャリア支援等に関する支援を行う、民間事業者等
※詳細は、公募時の要領をご確認ください。

支援内容

＜補助対象経費＞

若者人材に向けた地域ぐるみでの求人・採用、人材育成、キャリア支援等を行うための連携計画の策定に係る経費及び当該計画の運用に係る経費

＜補助率＞

2分の1

※詳細は、公募時の要領をご確認ください。

ご利用方法

(1) 今後、事務局（国から直接交付を行う民間団体等）より公募を行います。所定の方法・様式に基づき、期日までにご応募ください。

(2) 外部審査委員による審査を経て、採択者（補助金交付事業者）を決定します。

(3) 交付決定後、補助事業を実施していただきます。補助金は事業完了後に交付します。

※公募のスケジュール等は未定です。今後、経済産業省ウェブサイト等を通じてお知らせします。

※上記の内容について変更が生じる場合もありますので、詳細は公募時の要領をご確認ください。

お問い合わせ先

経済産業省地域経済産業グループ地域経済活性化戦略室

電話：03-3501-1697 E-mail: bzj-jinzai-r4@meti.go.jp

『海外に進出をする際・進出後の現地支援策を知りたい』

現地進出支援強化事業(海外進出支援)

現地の公的機関や民間の協力機関とのネットワークを活用して、中小企業の海外展開を支援するプラットフォーム事業を実施します。また、海外においてアドバイザーによるコンサルティングサービスを提供します。

対象となる方

1. 海外展開(輸出・投資)の検討や拠点設立を検討している中小企業者
2. すでに海外に拠点を有する中小企業者

支援内容

1. 中小企業海外展開現地支援プラットフォーム事業

現地での知見や地元政府当局、地場企業等とのネットワークに強みのあるコーディネーターを海外に配置し、現地進出・輸出等に関する皆様からのご相談にお応えします。また、在外公館、商工会議所、法律・会計事務所、金融機関等との連携・協力を強化し必要なサービスの提供や紹介、各種専門家への取次ぎ等を行います。

※設置箇所(18か国・地域、26拠点): インド(チェンナイ、ムンバイ)、インドネシア(ジャカルタ)、カンボジア(プノンペン)、タイ(バンコク)、台湾(台北)、中国(上海、広州、成都、北京、香港)、バングラデシュ(ダッカ)、フィリピン(マニラ)、ベトナム(ハノイ、ホーチミン)、マレーシア(クアラルンプール)、ミャンマー(ヤンゴン)、米国(サンフランシスコ、シカゴ、ニューヨーク)、ブラジル(サンパウロ)、メキシコ(メキシコシティ)、ドイツ(デュッセルドルフ)、フランス(パリ)、チェコ(プラハ)、アラブ首長国連邦(ドバイ)

2. 海外投資アドバイザー・経済連携推進(EPA)アドバイザー事業

インド、インドネシア、カンボジア、シンガポール、タイ、中国、フィリピン、ベトナム、マレーシア、ミャンマーにおいて、アドバイザーによるコンサルティングサービスを提供し、アジア企業との取引や現地進出を円滑に進めたいと考えている皆様、経済連携協定の活用を検討している皆様からのご相談にお応えします。

ご利用方法

①海外展開(輸出・投資等)の検討や拠点設立を検討している中小企業者
最寄りのJETRO国内事務所またはビジネス展開支援課までお問合せください。

②既に海外に拠点を有する中小企業者
最寄りのJETRO海外事務所までお問合せください。
※事業詳細は以下の詳細参照先のページをご覧ください。

1. 中小企業海外展開現地支援プラットフォーム事業

URL: <https://www.jetro.go.jp/services/platform.html>

2. 海外投資アドバイザー・経済連携推進(EPA)アドバイザー事業

URL: <https://www.jetro.go.jp/services/advisor/>

お問い合わせ先

独立行政法人日本貿易振興機構(JETRO) URL: <http://www.jetro.go.jp/indexj.html>

・ビジネス展開支援課(東京) 電話: 03-3582-5017 E-Mail: BDA@jetro.go.jp

・最寄りの貿易情報センター(国内) URL: <https://www.jetro.go.jp/jetro/japan/list/>

『海外販路開拓に関する支援策を知りたい』 現地進出支援強化事業(海外販路開拓支援)

技術力が高く、海外とのビジネスに意欲のある元気な中小企業の皆様の海外販路開拓をお手伝いします。

対象となる方

海外販路開拓を検討中または既に取り組まれている中小企業の皆様
中小企業のサポートを行っている地方公共団体・業界団体の皆様

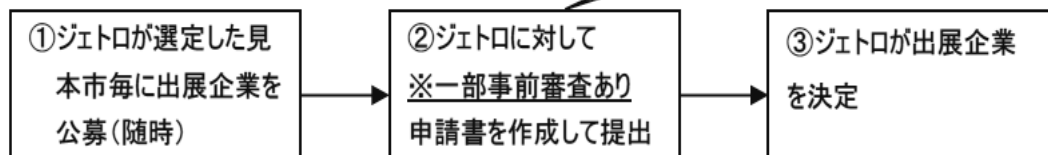
支援内容

1. 海外展示会への出展支援※事前審査あり
海外展示会でジェトロが主催するジャパンパビリオンへの個別企業・業界団体等の参加を支援します。出展者は展示会でブースを構え、訪れるバイヤーと実際に商談することで具体的成果を目指した取り組みが可能です。また、ジェトロより出展にかかる各種手続きの支援と出展費用の一部割引を受けることができます。
※出展費用は公募の際に出品案内書にてご案内します。
2. 海外バイヤーとの商談会を開催
バイヤーとの商談を通じて、自社製品の販売を図るとともに、海外市場に合わせた商品の開発・改良に資する情報を得たり、バイヤーの反応から自社製品の海外販路開拓可能性を探ることができます。
3. 海外有望市場へ販路開拓ミッションを派遣
我が国中小企業の皆様の関心が高い海外市場に向けて、市場開拓の足がかりとなるよう現地商談会や市場視察などを行うミッションを派遣します。
4. 経済連携協定(EPA)活用に関してアドバイス
経済連携協定(EPA)活用のメリットなどに関してセミナーやウェビナーの開催やアドバイザーによる個別相談等を実施します。

ご利用方法

1. 海外展示会への出展を支援※事前審査あり
出展者を募集する展示会の情報を、随時ジェトロウェブサイトに掲載しています。

(出展までのプロセス)



2. 海外バイヤーとの商談会を開催
参加者を募集する商談会の情報を、随時ジェトロウェブサイトに掲載しています。
URL: <https://www.jetro.go.jp/events/tradefair/>

3. 海外有望市場へ販路開拓ミッションを派遣

参加者を募集するミッションの情報を、随時JETROウェブサイトに掲載しています。

URL: <https://www.jetro.go.jp/events/mission/>

4. 経済連携協定(EPA)活用に関してアドバイス 詳細は以下をご覧ください。

FTA/EPA、WTO

URL: <https://www.jetro.go.jp/themetop/wto-fta/>

海外投資アドバイザーへのご相談

URL: <https://www.jetro.go.jp/services/advisor/>

お問い合わせ先

独立行政法人 日本貿易振興機構(JETRO) URL: <http://www.jetro.go.jp/indexj.html>

総合案内

電話: 03-3582-5511

最寄りの貿易情報センター(国内)

URL: <http://www.jetro.go.jp/jetro/japan/list/>

『海外生産拠点の現地人材を育成したい・日本の脱炭素技術を海外に普及したい』 低炭素技術を輸出するための人材育成支援事業費補助金

日本企業の海外生産拠点において、生産工程の効率化等によりエネルギー使用量の削減を推進する現場リーダーとなる現地人材の育成を支援します。また、カーボンニュートラルの実現に必要な日本企業等の脱炭素技術等について海外での理解醸成や普及等に資する外国人材の育成を支援します。

対象となる方

1. 低炭素技術輸出分野に係る人材育成事業

(A) 生産プロセス省エネ化に係る人材育成事業

海外進出先の現地ビジネスを担う現地人材の育成に取り組む中堅・中小企業

■ 対象国・地域：アジアの国・地域

■ 対象分野：自動車、産業機械、電気機械分野における生産プロセスの省エネ化

(B) 省エネ機器等の導入・メンテナンスに係る人材育成事業

海外企業の工場等において日本の省エネ機器等の普及を担う外国人エンジニア等の育成に取り組む中堅・中小企業

■ 対象国・地域：アジアの国・地域

■ 対象分野：省エネ機器等（ユーティリティ設備、生産設備、産業用ロボット等）の導入・メンテナンス

2. 先進技術展開（グリーン成長戦略）分野に係る人材育成事業

脱炭素関係技術についての研究や開発、実証、普及・展開等に取り組む中小企業、大学等

■ 対象国・地域：アジアの国・地域等

■ 対象分野：グリーン成長戦略に示された産業分野に基づく脱炭素関係技術等、AETI（アジア・エネルギー・トランジション・イニシアティブ）に基づく脱炭素関係技術等

支援内容

1. 低炭素技術輸出分野に係る人材育成事業

(A) 生産プロセス省エネ化に係る人材育成事業

国内人材育成（日本へ受け入れての受入研修）、海外人材育成（海外への講師派遣等による海外研修等）、遠隔指導・研修のための事業・環境整備（オンラインによる製造現場指導、研修）の取り組みに対して必要経費の補助を行います。

(B) 省エネ機器等の導入・メンテナンスに係る人材育成事業

国内人材育成（日本へ受け入れての受入研修）、海外人材育成（海外への講師派遣等による海外研修）遠隔指導・研修のための事業・環境整備（オンラインによる研修）の取り組みに対して必要経費の補助を行います。

2. 先進技術展開（グリーン成長戦略）分野に係る人材育成事業

海外または遠隔でのセミナー、産業人材の日本への招へい、海外または遠隔での寄附講座の取り組みに対して必要経費の補助を行います。

■ 補助対象経費

上記1. ～2. の支援内容に応じて生じる渡航費、滞在費、謝金、通訳費、会場借料、教材等作成費など

■補助率**1. 低炭素技術輸出分野に係る人材育成事業**

中小企業分野: 3分の2、中堅企業分野: 2分の1

2. 先進技術展開(グリーン成長戦略)分野に係る人材育成事業

大学等・公益法人分野: 4分の3、中小企業等分野: 3分の2、中堅・大企業分野: 2分の1

ご利用方法

公募により選定された事業実施機関において募集を行います。

お問い合わせ先

経済産業省 貿易経済協力局 技術・人材協力課 電話: 03-3501-1937

『新商品・サービス開発、ブランディングによる新規販路開拓等に取り組みたい』

JAPAN ブランド育成支援等事業

海外展開やそれを見据えた全国展開のために、新商品・サービスの開発・改良、ブランディングや、新規販路開拓等の取組を中小企業者等が行う場合に、その経費の一部を補助することにより、地域中小企業の域外需要の獲得を図るとともに、地域経済の活性化及び地域中小企業の振興に寄与することを目的としています。

対象となる方

中小企業者等

用途・対象物

謝金、旅費、借損料、通訳・翻訳費、資料購入費、通信運搬費、広報費、マーケティング調査費、産業財産権等取得等費、展示会等出展費、雑役務費、講座受講料、原材料等費、機械装置等費、設計・デザイン費、委託・外注費

支援内容

概要

中小企業者等が、優れた素材や技術等を活かした自社の製品やサービスについて、新たに展開を目指すとする国等に関する市場調査、専門家招聘、新商品・サービス・デザイン開発、展示会出展等を実施する経費の一部を補助します。また、中小企業庁が現地のマーケットに関する知見やネットワークを持つ有力な支援機関・支援事業者を「支援パートナー」として選出・公表し、中小企業者等と支援パートナーとの出会いの場を創出します。

補助金額

500 万円以内(下限 200 万円)

※複数者による連携体として共同で応募する場合、1 社ごとに 500 万円上限額を嵩上げし、最大 4 社で 2,000 万円までの上限額となります。

補助率

1、2 年目：2／3 以内 3 年目、海外展開を見据えた国内販路開拓：1／2 以内

支援パートナー制度

中小企業庁が選定した海外販路開拓等のプロフェッショナル事業者である「支援パートナー」が事業実施を支援します。海外販路開拓・拡大に資する支援パートナーを事業者自ら選択し、支援パートナーとの協議により事業計画を策定した上で、補助金申請を行ってください。

ご利用方法

詳細については、中小企業庁ウェブサイト

(https://www.chusho.meti.go.jp/shogyo/chiiki/japan_brand/)をご確認ください。

お問い合わせ先

中小企業庁 創業・新事業促進課：03-3501-1767

各経済産業局(巻末お問い合わせ先一覧参照)

『海外進出や国際取引に関する無料アドバイスを受けたい』

海外展開ハンズオン支援

海外ビジネスの課題やお悩みに関して、無料で何度でも、専門家のアドバイスを受けることができます。

対象となる方

海外展開を検討・実施している中小企業・小規模事業者

支援内容

海外ビジネスの課題やお悩みを解決するため、豊富な実務経験・ノウハウを持つ専門家がご相談に応じます。こんな場面でのお悩みに対応可能です。

- はじめての海外展開
- 戦略策定、計画策定
- 販路開拓・マーケティング
- 海外展示会への出展
- 代理店・販売店の活用
- 契約(売買、技術提携)
- 貿易実務
- 法規制(輸出入・投資・環境)
- 現地法人設立・運営
- 税務・会計・財務・労務
- 知財保護・知財活用
- 移転、撤退 等

ポイント1 「貴社だけの海外展開の姿」を一緒に考えます。

ポイント2 「ニーズに合う情報」を入手し、アドバイスします。

ポイント3 相談は何度でも受けられ、無料です。

ご利用方法

- (1) オンラインまたは FAX にて、相談内容などを書いてお申込みください。(事前予約制)
- (2) アドバイス場所・日時の調整のため、事務局からご連絡します。
- (3) 中小機構の本部(東京・虎ノ門)やお近くの地域本部、またはオンラインでお話を伺います。

URL: <https://www.smrj.go.jp/sme/overseas/consulting/advice/index.html>

お問い合わせ先

独立行政法人中小企業基盤整備機構 販路支援部 海外展開支援課

電話: 03-5470-1522 E-mail: kei-kokusai@smrj.go.jp

(札幌) 北海道本部 電話: 011-210-7472

(仙台) 東北本部 電話: 022-716-1751

(名古屋) 中部本部 電話: 052-201-3068

(金沢) 北陸本部 電話: 076-223-5546

(大阪) 近畿本部 電話: 06-6264-8624

(広島) 中国本部 電話: 082-502-6311

(高松) 四国本部 電話: 087-823-3220

(福岡) 九州本部 電話: 092-263-1535

(沖縄) 沖縄事務所 電話: 098-859-7566

『セミナーやWEBで海外展開に関する最新情報を収集したい』

海外展開セミナー、WEBによる海外情報の提供

全国各地で開催される海外進出や国際取引に関するセミナーやウェブサイト上で最新の有益な情報を収集することができます。

対象となる方

海外展開を検討・実施している中小企業・小規模事業者

支援内容

■中小企業海外展開セミナー

(独)中小企業基盤整備機構(以下「中小機構」という。)では、都道府県などの自治体、中小企業支援センター、商工会・商工会議所、金融機関等と連携し、中小企業の海外展開に必要な実務情報や支援施策等を紹介する海外展開セミナーを開催しています。またセミナーと併せて、海外展開に関する個別相談会も開催しています。

■ウェブサイトでの情報提供

中小機構では、ウェブサイトや中小企業支援ポータルサイトの「J-Net21(国際化支援ポータル)」で、中小企業・小規模事業者の方々の国際化の取組みに役立つ情報を提供しています。

(ウェブサイト) URL:<https://www.smrj.go.jp/sme/overseas/index.html>

(J-NET21) URL:<https://j-net21.smrj.go.jp/special/overseas/index.html>

(1)海外ビジネスナビ

海外展開を実施・検討している中小企業の皆様に、海外への事業展開に関する実務情報・取り組み事例をタイムリーに掲載します。

URL:<https://biznavi.smrj.go.jp/>

(2)海外展開に関する調査

中小企業・小規模事業者が海外展開に際して直面する課題等に関する調査を実施し、その結果を掲載しています。

URL:https://www.smrj.go.jp/research_case/research/overseas/index.html

(3)ebiz(中小企業のためのECポータルサイト)

ebizは、中小企業のEC活用支援を目的とした、オンライン講座・イベント・セミナー等をご案内するポータルサイトです。Web動画で国内から海外まで幅広く、EC市場への参入方法や運営について学べるなど、中小企業のEC活用をフルサポートします。

URL:<https://ec.smrj.go.jp/>

(4)J-GoodTech(ジエグテック)

「J-GoodTech(ジエグテック)」は、日本の中小企業と、国内外の企業とをつなぐビジネスマッチングサイトです。自社製品や技術・サービス情報のプロモーション、ニーズに合わせた企業情報の検索ができるだけでなく、各企業と直接の情報交換や技術提案も可能です。

URL:<https://jgoodtech.smrj.go.jp/pub/ja/>

お問い合わせ先

独立行政法人中小企業基盤整備機構 販路支援部

(1)、(2)海外展開支援課 電話:(03)5470-1522、E-mail:kei-kokusai@smrj.go.jp

(3)販路支援企画課 EC活用支援担当 電話:(03)5470-1681、E-mail:e-commerce@smrj.go.jp

(4)マッチング支援課 ジエグテック担当 電話:(03)5470-1538、E-mail:jgoodtech_cs2@smrj.go.jp

『海外諸国の現地情報やビジネスマッチング情報を知りたい』 現地進出支援強化事業(海外調査・情報提供)

海外ビジネス・進出をご検討の中小企業の方々に各種海外情報のご提供、またご相談にお応えします。

対象となる方

海外ビジネス・進出の検討をしている中小企業者

支援内容

海外の情報を収集したい

- ・ **インターネットで世界各国のビジネス情報を入手できます(国・地域別情報)**
世界各国・地域の政治・経済・市場に関するニュースや分析レポート、貿易・投資に関する情報を無料で閲覧いただけます。各種経済・統計情報や貿易・投資制度などは国・地域別に閲覧したり、比較したりすることができます。また、よくある貿易・投資相談事例について、Q&A 形式の個別記事もご覧いただけます。
海外ビジネス情報(ニュース・レポート) URL: <https://www.jetro.go.jp/biz/>
貿易・投資に関する国・地域別情報 URL: <https://www.jetro.go.jp/world/>
- ・ **セミナー・講演会の開催**
企業の関心の高いテーマを選び、海外ビジネスに役立つセミナー(オンラインセミナーを含む)を開催します。
URL: <https://www.jetro.go.jp/events/seminar/>

相談をしたい

- ・ **貿易投資相談**
海外ビジネスを検討する際、さまざまな段階で発生する実務面の疑問点について、実務経験が豊富なアドバイザーが個別にご相談にお応えします。(無料)
相談時間: 9:00 から 17:00(12:00 から 13:00 および土日祝祭日、年末年始を除く)
面談については、事前予約制とさせていただきます。
URL: <https://www.jetro.go.jp/services/advice/>

<農林水産物・食品輸出相談窓口>

輸出にご関心のある、もしくは輸出に取り組んでいる事業者の方々が気軽に相談できる窓口を設置しています。下記お問い合わせ先までお問い合わせください。

ご利用方法

詳細は、下記お問い合わせ先にご相談ください。

お問い合わせ先

- | | |
|----------------------|--|
| 独立行政法人日本貿易振興機構(ジェトロ) | URL: http://www.jetro.go.jp/indexj.html |
| ・総合案内 | 電話: 03-3582-5511 |
| ・貿易投資相談 | 電話: 03-3582-5651 |
| ・農林水産物・食品輸出相談窓口(東京) | 電話: 03-3582-5646 |
| ・最寄りの貿易情報センター(国内) | URL: http://www.jetro.go.jp/jetro/japan/list/ |

『自社の海外ビジネス人材を育てたい！』 中小企業海外ビジネス人材育成塾

（中小企業・小規模事業者人材対策事業）

ジェトロのリソースを活用し、「輸出の進め方」「海外展開戦略の策定」「商談プレゼン能力」など海外ビジネスの基礎力を身に付ける研修で、中小企業の皆様の海外事業担当者の育成をお手伝いします。

対象となる方

海外展開（輸出および進出）を目指す中小企業の新任の海外事業担当者、または基礎からの学びなおしを希望する海外事業担当者

支援内容

オンラインを中心とした7日間のプログラム（約 2.5 カ月間）を実施します（無料）。

	内容
1) e ラーニング	・ジェトロ貿易実務オンライン講座「英文ビジネス e メール編」を受講し、商談プロセスに沿った英文メールの書き方を学習します。 ・ご希望の方は、「輸出商談編」の受講も可能です。「輸出商談編」では初めての輸出商談に向けた事前の準備や商談の進め方を学習します。
2) 基礎研修	・海外展開戦略の策定方法や商談プレゼン能力等、自律的・能動的な海外ビジネスを実現するために必要な基礎力の向上を図ります。 ・海外ビジネスの進め方を理解するとともに、海外展開戦略を策定する上で必要な情報収集能力を養います。
3) 海外現地情報	・ジェトロ海外事務所の現地専門家から、現地の市場ニーズや商慣習などを講義します。 ・各社の海外展開戦略案や商談資料について、個別面談にて改善に向けたアドバイスを行います。
4) 仕上研修	・自社の海外展開戦略や商談ツールについて発表し、講師等からのコメント・アドバイスや参加者間での相互の講評を踏まえ、海外展開戦略や商談ツールを仕上げます。
5) 事後評価	・育成塾全体を振り返るとともに、自身の研修結果を測定・把握して、今後の海外展開ビジネスへの取組につなげます。

ご利用方法

ジェトロウェブサイト等にて募集中です。

<https://www.jetro.go.jp/services/ikusei.html>

お問い合わせ先

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

URL: <http://www.jetro.go.jp/indexj.html>

国際ビジネス人材課

電話: 03-3582-8355 E-Mail: ikusei@jetro.go.jp

最寄りの国内事務所

URL: <http://www.jetro.go.jp/jetro/japan/list/>

『海外展開、海外事業再編のための融資を受けたい』

海外展開・事業再編資金

中小企業・小規模事業者の海外での事業の開始又は拡大に必要な資金や海外の経済の構造的変化等の影響を受けて海外直接投資に係る海外展開事業を再編する資金、業況悪化している海外事業の安定化に必要な資金(いずれも海外企業に対する転貸資金を含む。)の融資を受けることができます。

対象となる方

1. 経済の構造的変化等に適応するために海外展開をすることが経営上必要であり、かつ、次の(1)～(3)の全てを満たす方

- (1)開始または拡大しようとする海外展開事業が、当該中小企業の本邦内における事業の延長と認められる程度の規模を有するものであること。
- (2)本邦内において、事業活動拠点(本社)が存続すること。
- (3)経営革新の一環として、海外市場での取引を進めようとするものであり、次の①～④のいずれかに該当する方
 - ①取引先の海外進出に伴い、海外展開をすること
 - ②原材料の供給事情により、海外進出をすること
 - ③労働力不足により、海外進出をすること
 - ④国内市場の縮小により、海外市場の開拓・確保に依らないと成長が見込めないため海外展開をすること

2. 海外における経済の構造的変化等に適応するために次の(1)および(2)の全てを満たす方

- (1)海外における経済環境の変化等の影響を受けて、海外直接投資に係る海外展開事業を再編(全部または一部を、移転または廃止することを含む)することが、経営上必要であること
- (2)本邦内における事業活動は継続し、中長期的にみて発展することが見込まれること

3. 海外直接投資に係る海外展開事業の業況悪化等により、本邦内における事業活動が影響を受けている方

4. 【クロスボーダーローン】

次の(1)、(2)または(3)のいずれかに当てはまる方

- (1)中小企業等経営強化法に基づく「経営革新計画」の承認を受けた特定事業者(※1)の海外現地法人
- (2)中小企業等経営強化法に基づく「経営力向上計画」の認定を受けた特定事業者の海外現地法人
- (3)地域未来投資促進法に基づく「地域経済牽引事業計画」の承認を受けた特定事業者またはみなし特定事業者(※2)の海外現地法人

※ 海外現地法人は、国内親会社からの出資比率が50%以上等の要件を満たすことが必要。

※ タイ、ベトナム、香港又はシンガポールに本社及び主たる事務所が所在する海外現地法人が対象。なお、香港に所在する企業の場合には、資本金等に一定の要件あり。

※1 特定事業者：中小企業等経営強化法または地域未来投資促進法に定める特定事業者。

※2 地域経済牽引事業計画の申請時に特定事業者であって、同計画の終了までの間に特定事業者でなくなった企業。

支援内容

■貸付限度額

【日本公庫(中小企業事業)】14億4,000万円(うち長期運転資金9億6,000万円)

【日本公庫(国民生活事業)】7,200万円(うち運転資金4,800万円)

■貸付利率

基準利率。ただし、以下の条件を満たす場合は特別利率を適用する。

※無担保貸付の場合、貸付利率から0.5%を控除(中小企業事業)

※上限金利3%(中小企業事業)

- ・ 日本と経済連携協定(EPA)または自由貿易協定(FTA)を発効または署名している国において海外展開事業を行う方については、4億円を限度として基準利率－0.65%
- ・ 海外直接投資において一定の利益水準が見込まれ、かつ、国内において雇用維持が見込まれる等の要件を満たす場合、4億円を限度として基準利率－0.65%
- ・ 海外直接投資(追加投資を含む。)を行う方であって、海外企業を買収するために必要とする資金については、4億円を限度として基準利率－0.4%
- ・ クールジャパンの推進に資する事業を行う方であって、一定の要件を満たす方については、4億円を限度として基準利率－0.4%
- ・ 海外展開事業(海外直接投資〔追加投資を含む〕を除く)を新たに行う方(開始してから5年以内の方を含む)については、4億円を限度として基準利率－0.4%
- ・ 海外知的財産権を活用した海外展開事業(海外知的財産権の取得費用を除く。)を行う方については、4億円を限度として基準利率－0.4%
- ・ 対象者2に該当する方が必要とする資金は4億円を限度として基準利率－0.4%
- ・ 【クロスボーダーローン・中小のみ】4億円を限度として基準利率－0.9%

■貸付期間

設備資金 20年以内(うち据置期間2年以内)

運転資金(海外企業に対する転貸資金を含む)7年以内(うち据置期間2年以内)

※運転資金については、海外企業に対する転貸資金であって、特に必要な場合は10年以内(うち据置期間5年以内)

■その他

貸付資金について、円以外に米ドルによる貸付も可能です(中小企業事業)。

ご利用方法

申込み時に各機関に必要書類を提出してください。

必要書類については各機関にお問い合わせください。

お問い合わせ先

株式会社 日本政策金融公庫(日本公庫)

・国民生活事業(個人企業・小規模企業向け事業資金)

・中小企業事業(中小企業向け長期事業資金)

事業資金相談ダイヤル

電話:0120-154-505

沖縄振興開発金融公庫

電話:(098)941-1961

『海外現地流通通貨建ての資金調達を行いたい』 スタンバイ・クレジット制度

海外の提携金融機関から現地流通通貨建て長期資金の借入を行う際、その債務を保証するために信用状を発行することで、海外での円滑な資金調達を支援します。

対象となる方

1. 中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画の承認を受けた方
 2. 中小企業等経営強化法に基づく異分野連携新事業分野開拓計画の認定を受けた方
 3. 中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の認定を受けた方
 4. 中小企業等経営強化法に基づく事業継続力強化計画の認定を受けた方
 5. 中小企業等経営強化法に基づく連携事業継続力強化計画の認定を受けた方
 6. 地域資源活用事業活動促進法に基づく地域産業資源活用事業計画の認定を受けた方
 7. 農商工等連携事業活動促進法に基づく農商工等連携事業計画の認定を受けた方
 8. 農業競争力強化支援法に基づく事業再編計画の認定を受けた方
 9. 農業競争力強化支援法に基づく事業参入計画の認定を受けた方
 10. 食品等流通法に基づく食品等流通合理化計画の認定を受けた方
 11. 農林水産物・食品輸出促進法に基づく輸出事業計画の認定を受けた方
 12. 地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業計画の承認を受けた方
- ※ いずれも変更認定等を含みます。なお、本制度により資金調達を行う海外現地法人は、国内法人が経営を実質的に支配している先で、かつ、上記の計画において国内法人と共同事業を行う先に限ります。

支援内容

- **補償限度額**: 1 法人あたり 4 億 5,000 万円、**信用状の有効期間**: 1 年以上 6 年以内
- **補償料率**: 信用リスク・信用状有効期間等に応じて所定の料率が適用されます。
- **海外でのお借入れ条件**: 融資条件(期間・返済方法・金利等)の詳細については、提携金融機関が決定しますが、以下の内容であることが必要です。
 融資金額および通貨: 信用状の補償金額の範囲内。現地流通通貨建て。
 資金用途: 承認または認定を受けた計画事業を行うための設備資金および長期運転資金
 融資期間: 1 年以上 5 年以内

■提携先金融機関(掲載は国・地域の英語名のアルファベット順)

平安銀行(中国)、インドステイト銀行(インド)、バンクネガラインドネシア(インドネシア)、山口銀行(日本)【対象地域: 中国】、名古屋銀行(日本)【対象地域: 中国】、横浜銀行(日本)【対象地域: 中国】、KB 国民銀行(韓国)、CIMB 銀行(マレーシア)、バノルテ銀行(メキシコ)、メトロポリタン銀行(フィリピン)、ユナイテッド・オーバースーズ銀行(シンガポール)、合作金庫銀行(台湾)、バンコック銀行(タイ)、ベト・イン・バンク(ベトナム)、HD バンク(ベトナム)(2021 年 1 月末現在。)

ご利用方法

詳細は、下記お問い合わせ先にご相談ください。

お問い合わせ先

株式会社日本政策金融公庫

中小企業事業(中小企業向け長期事業資金) 事業資金相談ダイヤル: 0120-154-505

『輸出取引の貨物代金が支払われないリスクに備えたい』

輸出保険

日本企業に安心して海外との取引を行っていただくための国の支援制度で、輸出先国のカントリーリスクや自然災害、または海外取引先の破産や資金ショート等により、貨物代金を受け取れない場合に保険金をお支払いします。＜国の信用力を背景に日本貿易保険（NEXI）がリスク審査および保険引受を実施。＞

対象となる方

海外への輸出取引を行う中堅・中小企業、農林水産業関係法人等

支援内容

日本貿易保険（NEXI）は、「中小企業・農林水産業輸出代金保険」※によって、貨物船積後に生じた取引先国の

- ・カントリーリスク（非常危険）：戦争・テロ、為替・輸入制限、自然災害、経済制裁、収用等
- ・海外バイヤーのリスク（信用危険）：契約相手方の破産、履行遅延等

が発生したことによって、輸出者が貨物代金を回収できなくなった場合に保険金をお支払いします。「中小企業・農林水産業輸出代金保険」ご利用にあたっては、保険利用のための海外バイヤーの信用調査が 8 件まで無料になります。また、NEXI の提携金融機関を通してこの保険をご利用いただくと保険料は 10% 割引になります。

※従来の「中小企業輸出代金保険」（対象：中小企業基本法に基づく法人、または資本金の額もしくは出資総額が 10 億円未満の会社等）の対象を農林水産業関係法人等に拡大し、2016 年 7 月より運用開始。

ご利用方法

詳細については、以下のお問い合わせ先にご連絡、または日本貿易保険のウェブサイトをご覧ください。

参照情報

日本貿易保険のウェブサイト

お問い合わせ先

日本貿易保険（Nippon Export and Investment Insurance）

本店（東京） 営業推進グループ 電話：0120-672-094（フリーダイヤル）

大阪支店 営業グループ 電話：0120-649-818（フリーダイヤル）

お問合せ時間 9:00～12:00、13:00～17:30（土日祝日・年末年始を除く）

URL：<http://www.nexi.go.jp>

Youtube 公式チャンネル：<https://www.youtube.com/channel/UCCeU-adMA6ypIxJisMf13VQ/videos>

『海外で行った投資について戦争・テロ・天災等のリスクに備えたい』 海外投資保険

日本企業に安心して海外への投資を行っていただくための支援制度で、洪水や地震等の天災、テロ、戦争、外国政府による権利侵害等のカントリーリスクにより工場が稼働できない場合や事業停止となった際に損失をカバーし保険金をお支払いします。

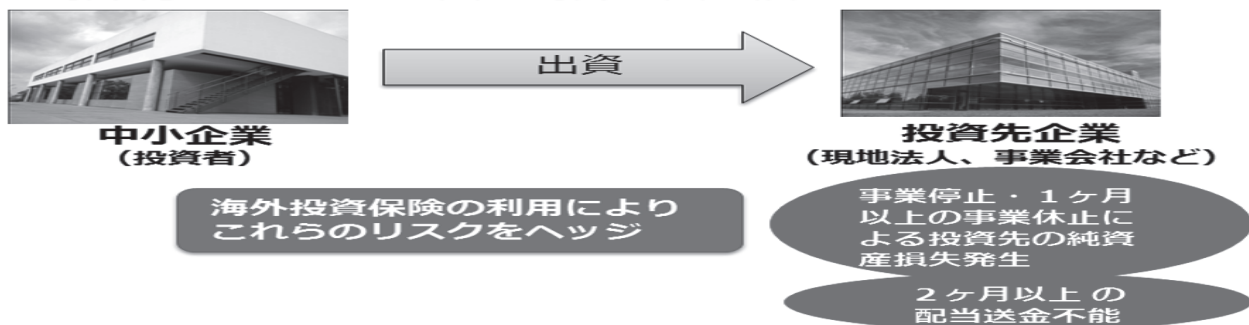
対象となる方

海外投資（出資による投資、不動産等の権利取得等）を行う中小企業

支援内容

天災やテロ、戦争等の不可抗力や、外国政府による収用、権利・利益侵害、外貨送金規制による配当金の送金不能等といった、出資の際には予測出来ないリスクが発生した場合に、投資先企業の簿価純資産の持ち分の目減り額等の損失に対して保険金をお支払いします。
すでに出資、取得している資産についても保険をかけることができます。

・ 海外現地法人への出資へ海外投資保険を利用したケース



ご利用方法

詳細については、以下のお問い合わせ先にご連絡、または日本貿易保険のウェブサイトをご覧ください。

参照情報

日本貿易保険のウェブサイト

お問い合わせ先

日本貿易保険 (Nippon Export and Investment Insurance)

投資保険第一グループ (東南アジア・中東・北アフリカ向け) 電話: 03-3512-7668

投資保険第二グループ (上記以外) 電話: 03-3512-7600

お問合せ時間 9:00～12:00、13:00～17:00 (土日祝日・年末年始を除く)

URL: <http://www.nexi.go.jp>

『台湾で国際展開を図るための支援策を知りたい』

日本台湾交流協会事業

台湾での事業展開に関心のある日本のスタートアップ企業に対し、台湾のアクセラレータによるブリーフィング等の支援を行います。また、台湾でビジネスを行う際に必要となる基本情報の提供や、台湾企業とのビジネス交流を目指す経済団体等と協力した商談会やセミナーに対する支援、国際展示会への出展支援等により、台湾企業とのビジネスマッチングや連携を支援します。

対象となる方

- 台湾でのビジネス展開や台湾企業との連携を考えている我が国スタートアップ企業、中小企業
- 台湾とのビジネス交流を考えている中小企業を支援する産業支援機関等

支援内容

■日台スタートアップ・エコシステム強化事業(URL:

<https://www.koryu.or.jp/business/trade/startup/>)

ジェトロと連携し、日本のスタートアップ企業による台湾での事業化や台湾を足がかりとした第三国への事業展開を支援する「日台スタートアップ・エコシステム強化事業」を実施しています。本事業はジェトロの「グローバル・アクセラレーション・ハブ」事業拠点に位置づけられています。

台湾での事業展開に関心のある日本のスタートアップ企業に対し、協会が提携する台湾のアクセラレータが①ブリーフィング②個別メンタリング③マッチング、④共有ワーキングスペースの提供等の支援を行います。

■情報提供事業

台湾でのビジネス展開を支援するため、台湾の経済動向や法制度などに関する情報提供及び貿易相談等のアドバイスを行っています。

また、当協会のWEBサイト(<https://www.koryu.or.jp/>)では台湾における新型コロナウイルス感染症発生状況、入境制限及び入境後の行動制限等に関する最新情報を掲載しています。

■日台産業協力架け橋プロジェクト事業

①助成事業

台湾とのビジネス交流計画を有する産業支援機関、業界団体、商工会議所等に対して、商談会やセミナー及びこれに付随して行う展示会の開催について、ノウハウの提供及び経費の一部助成を行います。また、必要に応じて最新の現地事情の紹介やフォローアップなどの支援を行います。

②台湾における国際展示会等出展事業

台湾での国際展示会に協会が展示ブースを確保し、台湾とのビジネスを希望する我が国中小企業等による展示及び台湾企業との商談を支援します。

ご利用方法

■日台スタートアップ・エコシステム強化事業(URL:

<https://www.koryu.or.jp/business/trade/startup/>)

申し込みフォーム <https://www.jetro.go.jp/services/jhub> の下部、申し込みフォーム: 台北にて受け付けています。

■貿易投資相談

(1) 貿易投資相談 Q&A がWEBサイト(トップページ>事業概要>貿易・経済事業)から閲覧できます。

URL: <https://www.koryu.or.jp/business/trade/>

(2) 電話でのご相談は、東京本部や台北事務所にて受け付けております。
(WEB サイトの日本台湾交流協会について> 東京本部> 利用案内・アクセスをご参照下さい。)
URL: <https://www.koryu.or.jp/about/tokyo/access/>

■日台産業協力架け橋プロジェクト事業(URL: <https://www.koryu.or.jp/>)

①助成事業

例年2～3月に協会WEBサイトにて公募します。

②台湾における国際展示会等出展事業

四半期ごとに協会WEBサイトにて公募予定です。

お問い合わせ先 公益財団法人日本台湾交流協会 東京本部 貿易経済部 電話:03-5573-2607

公益財団法人日本台湾交流協会 台北事務所 貿易投資相談担当
電話:+886-2-2713-8000

『海外展開に関する支援を受けたい』 新輸出大国コンソーシアム

海外展開を図る中堅・中小企業等に対して、専門家が寄り添い、情報収集、計画策定から販路開拓に至るまで、様々な段階に応じて、各支援機関が連携して総合的な支援を提供します。

対象となる方

海外展開に取り組む中堅・中小企業等

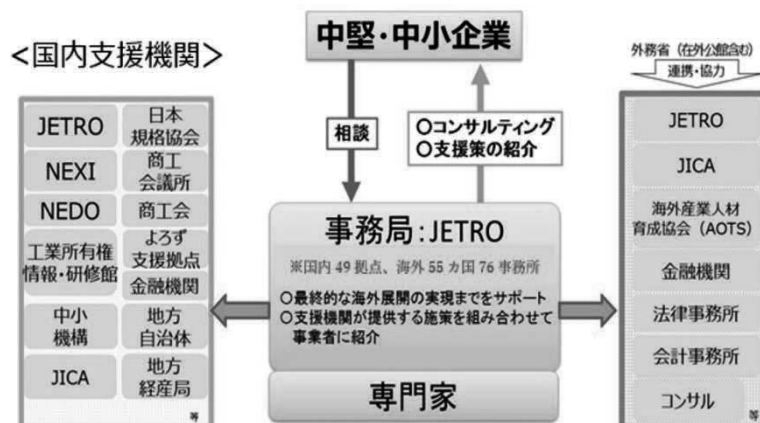
支援内容

JETRO、中小機構、NEDO、金融機関などが参加する新輸出大国コンソーシアムにおいて、海外展開を図る中堅・中小企業等に対して総合的な支援を行います。

海外ビジネスに精通した専門家をJETROに配置し、これらの専門家が個々の企業の担当となり、海外事業計画の策定、支援機関の連携の確保、現地での商談や海外店舗の立ち上げなどのサポートを行います。

なお、2022年度からは、専門家によるハンズオン支援の優先採択を行う事業者として、「地域未来牽引企業」等に加え、新たに以下(※)の支援事業者を追加します。

※「JAPAN ブランド育成支援等事業」「海外展開ハンズオン支援」「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」「ものづくり・商業・サービス高度連携促進補助金」「戦略的基盤技術高度化支援事業(成長型中小企業等研究開発支援事業を含む。)」



ご利用方法

新輸出大国コンソーシアム事務局、最寄りのJETRO国内事務所、またはコンソーシアム支援機関の窓口にお問い合わせください。

お問い合わせ先

新輸出大国コンソーシアム事務局

電話: 03-3582-8333 (平日 9:00~17:00)

JETRO国内事務所一覧

URL: <https://www.jetro.go.jp/jetro/japan/list.html>

コンソーシアム支援機関一覧

URL: <https://www.jetro.go.jp/consortium/organizations/>

『EC サイトを通じて販売したい』 越境 EC 等利活用促進事業

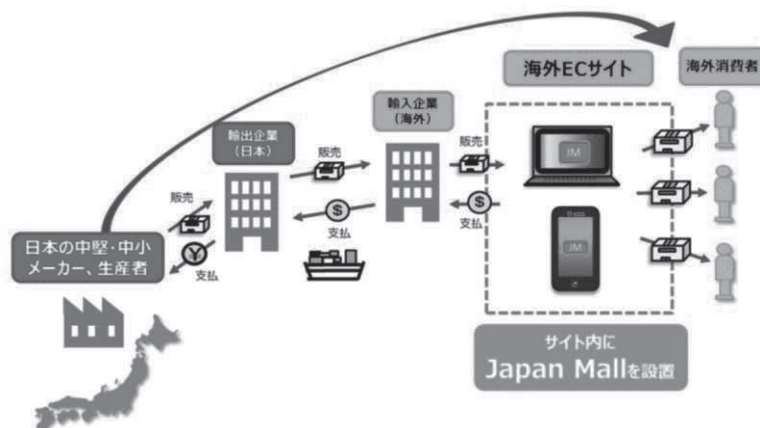
海外の EC サイトにジャパンモールを開設し、EC 事業者等による日本商品の買取り販売を支援します。売れ筋日本商品を創出し、日本の中堅・中小企業の安定した輸出ビジネスに繋がります。

対象となる方

海外展開に取り組む中堅・中小企業等

支援内容

ジェトロが海外の主要 EC サイトに「ジャパンモール」を設置し、日本の商品の販売促進を行います。海外 EC 事業者が継続的な販売が見込まれる商品をリストアップし、このリストに応じて応募した日本のメーカー等の商品を EC 事業者等 が選定して買取り・販売します。商品の発送等の商流や EC サイト上の PR などについてジェトロがサポートします。2020 年度からはジェトロが、中堅・中小企業等の海外有力バイヤーとのマッチングを目的に、複数の BtoB の通年型オンライン展示会への出展支援や、海外 EC 事業者を含む、ジェトロが招待した海外バイヤー向けオンラインカタログサイト「ジャパンストリート」の運営を通じて、商談等支援を実施しています。また、2021 年度からは Amazon と連携し、自ら越境 EC での販売を目指す中堅・中小企業を支援する「ジャパンスストア」事業も展開しています。ジェトロは Amazon と連携し、各企業に対し Amazon への出品を支援するほか、米国 Amazon 内に「ジャパンスストア」(<http://www.amazon.com/JAPANSTORE>) を開設し、販売促進を行います。



ご利用方法

ジェトロデジタルマーケティング部または最寄りのジェトロ国内事務所にお問い合わせください。

お問い合わせ先

ジェトロデジタルマーケティング部

EC ビジネス課（ジャパンモール事業、ジャパンスストア事業） 電話：03-3582-5227

プラットフォームビジネス課（BtoB 通年型オンライン展示会、ジャパンストリート） 電話：03-3582-4686

ジェトロ国内事務所一覧

URL：<https://www.jetro.go.jp/jetro/japan/list.html>

『ODA を活用した中小企業の海外展開支援』 中小企業・SDGs ビジネス支援事業

独立行政法人国際協力機構（JICA：ジャイカ）は、途上国の貧困削減等の課題の解決に取り組む政府開発援助（ODA）実施機関です。本事業は、優れた製品や技術、ノウハウを持つ日本の中小企業の海外展開を支援することで、途上国の様々な課題の解決に貢献し、同時に日本経済の活性化にも資することを目的とします。

対象となる方

ニーズ確認調査：中小企業、中小企業団体※1、中堅企業※2（いわゆる「みなし大企業」は除く）

※1. 事業協同組合、事業協同小組合、企業組合、協業組合、および商工組合

※2. 資本金の額または出資金の総額が 10 億円以下の会社

ビジネス化実証事業、普及・実証・ビジネス化事業・中小企業、中小企業団体、中堅企業、みなし大企業、大企業

支援内容

2022 年度、本事業の一部制度改編を試行的に実施します。制度改編後は、以下の 3 つの支援メニューを予定しています

（ご参考：https://www.jica.go.jp/priv_partner/information/sdgs/2022/20220513_01.html）。

	ニーズ確認調査 （新制度）	ビジネス化実証事業 （新制度）	普及・実証・ビジネス化事業 （継続実施）
契約形態	ビジネス化支援型：JICA がコンサルタントと共に企業のビジネス化を支援し、企業と JICA は、経費の直接のやり取りが原則発生しない契約を締結		調査委託型：JICA から企業へ調査を委託し、企業が必要に応じコンサルタントと契約
目的	ビジネス展開に関する初期仮説に基づき、顧客ニーズの検証、顧客ニーズと製品・サービスとの適合性の検証を行い、初期的な事業計画を策定する	課題解決に貢献し得るビジネスの開始に向け、製品・サービスに対する顧客の受容性を確認した上で、同提供体制の構築及び収益性確保に目途を立たせ、事業計画の精度を高める	技術・製品・ノウハウ等の実証活動を含むビジネスモデルの検証、提案製品等への理解の促進、ODA 事業での活用可能性の検討等を通じた事業計画案の策定を支援
事業経費	上限 1,000 万円＋コンサルティングサービス（※） ※JICA が選定、契約するコンサルタントによる支援	上限 2,000 万円＋コンサルティングサービス（※） ※JICA が選定、契約するコンサルタントによる支援	上限：1 億円/1.5 億円/2 億円（中小・中堅企業）（※）、 5,000 万円（大企業）（※） ※経費にコンサルティングサービスを含む
支援対象	中小・中堅企業	中小・中堅・大企業	中小・中堅・大企業
事業期間	8 カ月程度	1 年 4 カ月程度	1～3 年程度
負担経費	旅費、現地活動費	旅費、現地活動費、機材輸送費、本邦受入活動費	旅費、機材輸入・輸送費、現地活動費、外部人材活用費、本邦受入活動費、管理費

ご利用方法

詳細については、JICA ウェブサイトをご参照ください。

お問い合わせ先

独立行政法人 国際協力機構（JICA：ジャイカ）民間連携事業部

中小企業・SDGs ビジネス支援事業窓口 電話：03-5226-3491 E-mail：sdg_sme@jica.go.jp

最寄りの国内機関

URL：https://www.jica.go.jp/priv_partner/inquiry.html

『海外展開してみたい・海外展開を支援してみたい』

技術協力活用型・新興国市場開拓事業費補助金(社会課題解決型国際共同開発事業)

アフリカ・インド等の現地ニーズを踏まえた製品・サービスの開発等に取り組む日本企業の海外展開と、日本企業の海外展開を支援するビジネスサポーターを支援します。

対象となる方

1. 製品・サービス開発等

アフリカ・インド等の現地の課題・ニーズに応える製品・サービスの開発等に取り組む中堅・中小企業(※)、大企業

2. ビジネスサポーター

アフリカ・インド等へ日本企業の海外進展開を促進・支援するビジネスサポーター

※・中小企業:中小企業基本法に規定する中小企業

・中堅企業:上記中小企業に該当せず、売上高 1,000 億円未満または常用雇用者数 1,000 人未満の企業

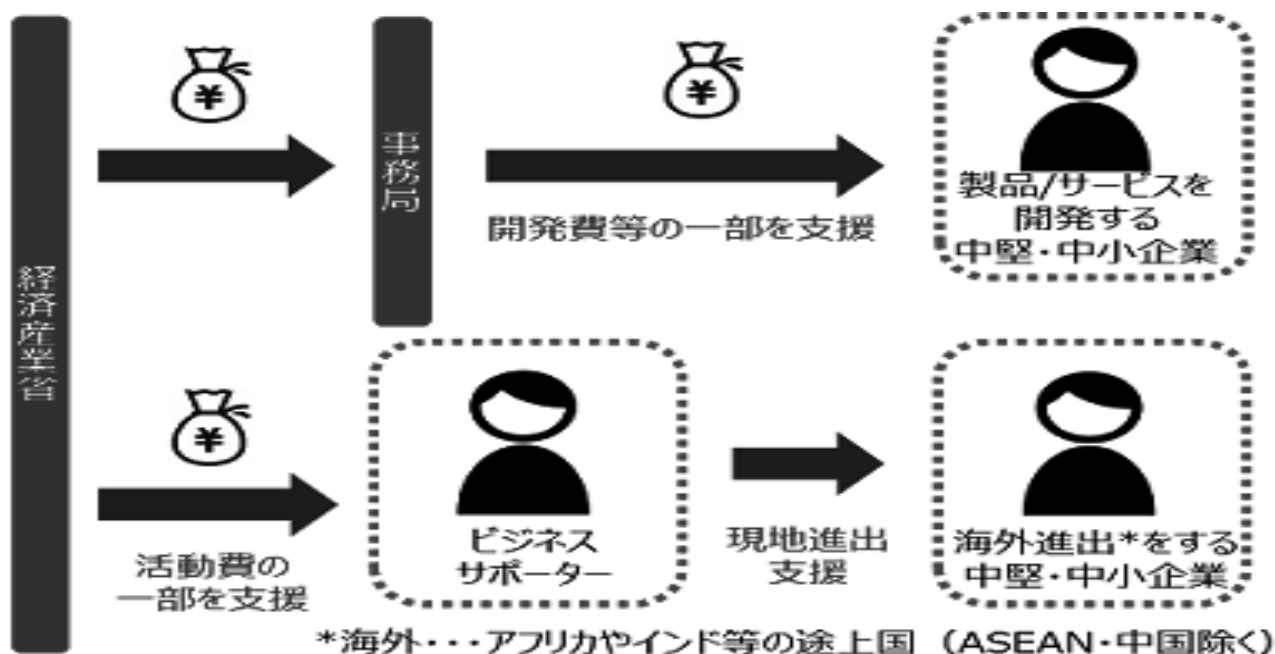
支援内容

1. 製品・サービス開発等

現地の企業等と共同で現地の課題・ニーズに応える製品・サービスの開発や実証等に取り組む際にかかった経費の一部を補助します。

2. ビジネスサポーター

日本企業の海外展開を促進支援する際にかかった経費の一部を補助します。



ご利用方法**1. 製品・サービス開発等**

事業実施機関を通じて、公募を行います。

2. ビジネスサポーター

民間のビジネスサポーターが、海外進出を検討する中堅・中小企業を支援します。

お問い合わせ先

経済産業省 貿易経済協力局 技術・人材協力課 電話:(03)3501-1937

『海外進出先のビジネスを担う現地人材を育成したい』

技術協力活用型・新興国市場開拓事業（研修・専門家派遣事業）

海外進出先の現地ビジネスの担い手となる現地人材を育成するために行う、日本での受入研修、現地への専門家派遣の取組に対して、支援を受けることができます。

対象となる方

海外進出先の現地ビジネスを担う現地人材の育成に取り組む中小企業等

※ただし、海外進出先が新興国となる場合に限られます。

支援内容

1. 日本での受入研修

海外進出先の現地人材を日本企業に受入れ、実務研修を通じて人材育成に取り組む企業に対し、日本の企業文化等を理解するための座学研修の実施、必要経費（滞在費等）の補助を行います。

2. 現地への専門家派遣

日本から従業員等を専門家として海外に派遣し、現地従業員へ技術指導を通じて人材育成に取り組む企業に対し、準備から実施に向けた総合的なサポート、必要経費（渡航費、滞在費等）の補助を行います。

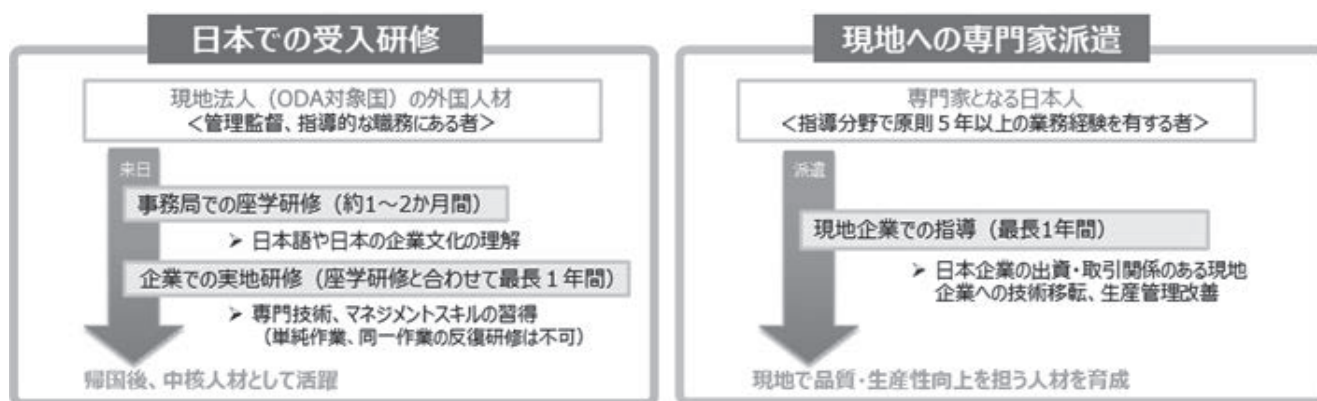
■補助対象経費

滞在費、国内移動費、渡航費（現地への専門家派遣のみ）等

■補助率

中小企業・中堅企業：3分の2

大企業：3分の1（別に定める重点案件の場合：2分の1）



ご利用方法

事業実施機関（事務局）を通じて、公募を行います。

お問い合わせ先

経済産業省 貿易経済協力局 技術・人材協力課 電話：03-3501-1937

『海外ビジネスに向け、優れた知識や技能を有する外国人材を活用してみたい』

技術協力活用型・新興国市場開拓事業 (国際化促進インターンシップ事業)

海外展開に取り組む中小企業等における外国人材の活用に向けて、高度な知識・技能を有する外国人学生等の日本企業でのインターン受入れの機会を提供します。

対象となる方

高度外国人材のインターン受入れに取り組みたい中小企業等

※ただし、受入れ対象の外国人材は日本又は海外に在住する新興国等開発途上国籍(中国を除く。)の学生等に限られます。

支援内容

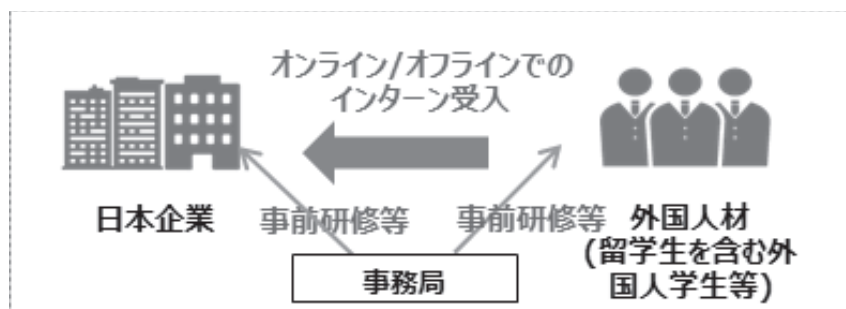
今後の海外ビジネスの担い手として、優れた知識や高度な技術を有する外国人材を活用したいと考える中小企業等に対し、外国人学生等のインターン受入れ機会を提供します。

＜実施概要＞

■外国人学生等のインターン受入れを希望する中小企業等を公募(学生等の専攻分野、技術分野等の条件を登録)。

■事務局にて、インターン候補生となる外国人学生等を募集し、日本企業とのマッチングを実施。

■実施にあたり、受入企業向けの事前準備から実施に向けた総合的なサポート、必要経費を支援。



ご利用方法

※インターンの人数・受入期間・実施形態(オンライン又は対面)は、事業年度毎に変更有。

令和2年度及び令和3年度はオンラインで実施。

ご利用方法

事業実施機関(事務局)を通じて、公募を行います。

お問い合わせ先

経済産業省 貿易経済協力局 技術・人材協力課 電話:03-3501-1937

『商談会を通じて、信頼できる海外パートナー企業を探したい』

海外 CEO 商談会

技術連携、開発協力、現地 OEM 生産、部材の調達、販売代理店等の海外パートナー企業を求める日本の中小企業者・小規模事業者の方々に対して、日本企業との連携を希望する海外企業経営者（CEO）等との商談の場を提供します。

対象となる方

商談会等を活用し、海外展開に取り組む中小企業・小規模事業者

支援内容

海外 CEO 商談会では、海外展開（輸出、合併会社設立、業務提携等）に取り組む中小企業者・小規模事業者の方々に対し、中小機構が海外企業経営者（CEO）等を国内に招聘、またはオンライン会議システムを用いて、商談の場を提供いたします。国内にしながら信頼のおける海外ローカルパートナー企業と出会うことができます。商談会の具体的な特徴は以下のとおりです。

- ・ 日本企業との連携を希望する海外企業経営者（CEO）等と直接商談が可能
- ・ 海外の公的機関等による推薦と中小機構による審査を経た、信頼のおける海外企業が参加
- ・ 全商談テーブルに通訳を配置（海外企業と日本語で商談が可能）
- ・ 海外展開の専門家が商談をサポート



ご利用方法

詳細・お申込みについては、海外 CEO 商談会特設サイトをご確認ください。

参照情報

海外 CEO 商談会特設サイト

お問い合わせ先

独立行政法人中小企業基盤整備機構

販路支援部 マッチング支援課 海外 CEO 商談会担当 電話：03-5470-2375

E-Mail: ceo-network@smrj.go.jp

URL: <https://www.smrj.go.jp/sme/market/ceo/index.html>

『ECを活用した販路開拓の支援を受けたい』

EC 活用支援

専門家によるアドバイス、ECセミナー・ワークショップ、EC支援事業者とのマッチングイベント等により、ECを活用した国内・海外の販路開拓を支援します。

対象となる方

ECを活用した国内・海外の販路開拓を志向する中小企業・小規模事業者

支援内容

ECの専門家が、国内・海外へのECを活用した販路開拓に関する具体的な課題を解決するためのアドバイスを行います。また、ECに関する基礎的な内容を学ぶセミナーや、実際に体験しながらより実践的な知識やノウハウを身につけることができるワークショップを開催いたします。さらに、ECにかかわる様々なサービスを提供しているEC支援事業者とのマッチングイベントを実施し、ECを活用した販路開拓を支援します。

1. EC 活用支援アドバイス

中小企業・小規模事業者の皆様がECを通じて国内又は海外の販路を拡大できるよう、ECに関するアドバイスを実施しています。全国の事業者の皆様がアドバイスを受けられるように、オンラインやメールによるアドバイスを実施しています。

2. ECセミナー・ワークショップの開催

中小企業・小規模事業者の皆様が円滑にECに取り組めるよう、ECの実務的な知見を有する専門家を講師としてセミナーを開催します。また、リアル開催での参加を中心とするワークショップを行うことで、より実践的な内容でECの活用をご支援します。

3. マッチングイベントの開催

モール・マーケティング・物流・決済等のさまざまな分野のEC支援事業者とのマッチングの場を提供しています。EC活用ポータルサイト(ebiz)内での検索ページ、年に一度のオンラインマッチングイベントを開催し、さまざまなステージの企業の課題解決をお手伝いいたします。

ご利用方法

詳細については、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先

独立行政法人中小企業基盤整備機構
販路支援部 販路支援企画課 EC 活用支援担当
電話：03-5470-1681
E-mail：e-commerce@smrj.go.jp
URL：https://ec.smrj.go.jp/

『下請取引の適正化を図りたい』

「下請代金支払遅延等防止法」の規制について

下請取引における親事業者の義務と禁止行為を定めています。

対象となる方

親事業者から、物品の製造、修理、情報成果物（ソフトウェアなど）の作成または役務（運送、情報処理、ビルメンテナンスなど）の提供を受託した下請事業者。

支援内容

法律の概要

「下請代金支払遅延等防止法（以下「下請代金法」といいます。）」は、親事業者の不公正な取引を規制し、下請事業者の利益を保護することを目的として、下請取引のルールを定めています。

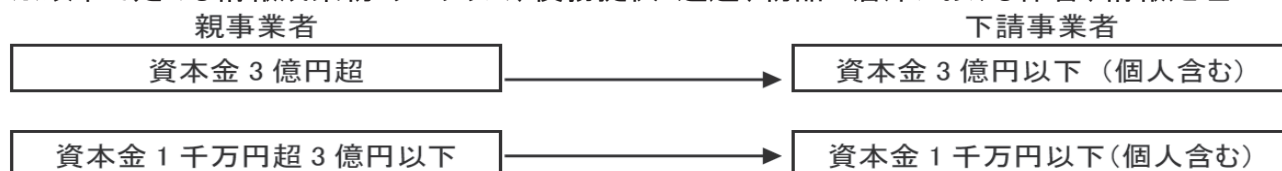
中小企業庁と公正取引委員会は、親事業者が下請代金法のルールを遵守しているかどうか、毎年調査を行い、違反事業者に対しては、同法の遵守について指導しています。

法律の適用範囲

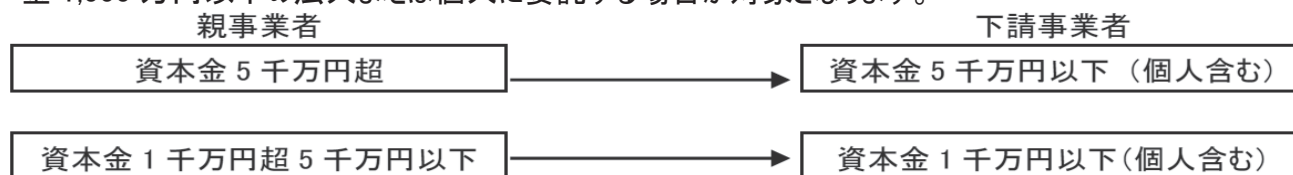
下請代金法は、親事業者が下請事業者に物品の製造・修理、情報成果物（ソフトウェアなど）の作成または役務（運送、情報処理、ビルメンテナンスなど）の提供を委託したときに適用されます。なお、建設工事の請負は、別途「建設業法」が適用されます（国土交通省にお問い合わせください）。

（1）物品の製造・修理委託および政令で定める情報成果物作成・役務提供委託※は、①資本金3億円超の法人が3億円以下の法人または個人に、②資本金1,000万円超3億円以下の法人が資本金1,000万円以下の法人または個人に委託する場合は対象となります。

※政令で定める情報成果物：プログラム、役務提供：運送、物品の倉庫における保管、情報処理



（2）政令で定めたものを除く情報成果物作成・役務提供委託は、①資本金5,000万円超の法人が5,000万円以下の法人または個人に、②資本金1,000万円超5,000万円以下の法人が資本金1,000万円以下の法人または個人に委託する場合は対象となります。



法律の内容

【親事業者の義務】

（1）発注書面の交付義務

委託後、直ちに、給付の内容、下請代金の額、支払期日および支払方法等の事項を記載した書面を交付する義務

（2）下請取引の内容を記録した書類の作成、保存義務

委託後、給付、給付の受領（役務の提供の実施）、下請代金の支払等について記載した書類等を作成し、保存する義務

(3) 下請代金の支払期日を定める義務

下請代金の支払期日について、給付を受領した日（役務の提供を受けた日）から 60 日以内で、かつできる限り短い期間内に定める義務

(4) 遅延利息の支払義務

支払期日までに支払わなかった場合は、給付を受領した日（役務の提供を受けた日）の 60 日後から、支払を行った日までの日数に、年率 14.6% を乗じた金額を「遅延利息」として支払う義務

【親事業者の禁止行為】

(1) 受領拒否の禁止

下請事業者には責任がないにもかかわらず、給付の受領を拒むこと。

(2) 下請代金の支払遅延の禁止

支払代金を、支払期日までに支払わないこと。

(3) 下請代金の減額の禁止

下請事業者には責任がないにもかかわらず、下請代金の額を減ずること。

(4) 返品物の禁止

下請事業者には責任がないにもかかわらず、給付を受領した後、下請事業者はその給付に係る物を引き取らせること。

(5) 買いたたきの禁止

通常支払われる対価に比べ著しく低い下請代金の額を不当に定めること。

(6) 物の購入強制・役務の利用強制の禁止

自己の指定する物を強制して購入させ、または役務を強制して利用させること。

(7) 報復措置の禁止

中小企業庁または公正取引委員会に対し、禁止行為を行ったことを知らせたとして、取引を停止するなど不利益な取扱いをすること。

(8) 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止

有償支給原材料等を自己から購入させた場合、支払期日より早い時期に支払わせること。

(9) 割引困難な手形の交付の禁止

支払期日までに一般の金融機関で割引を受けることが困難な手形を交付すること。

(10) 不当な経済上の利益の提供要請の禁止

自己のために、金銭、役務などの経済上の利益を提供させること。

(11) 不当なやり直し等の禁止

下請事業者には責任がないにもかかわらず、給付の内容を変更させたり、給付をやり直させたりすること。

情報の提供について

下請代金の減額や買いたたき等、下請代金法違反の疑いのある行為に直面するなど、下請取引上の問題がある場合は、以下の相談窓口へ情報提供してください。なお、その情報提供に係る秘密保持には万全を期します。寄せられた情報を踏まえ、下請代金法に違反する事実が認められた場合には、厳正に対処してまいります。

お問い合わせ先

中小企業庁 取引課 電話:(03)3501-1732

各経済産業局 中小企業課等 URL: https://seido-navi.mirasapo-plus.go.jp/contact_lists/31

「下請法申告受付窓口」URL: https://mm-enquete-cnt.meti.go.jp/form/pub/jigyokankyo/shitaukeho_shinkoku

公正取引委員会 事務総局 経済取引局 取引部企業取引課 電話:(03)3581-3373

URL: <https://www.jftc.go.jp/>

公正取引委員会各地方事務所

『望ましい取引関係を構築したい』 下請ガイドライン

親事業者と下請事業者との望ましい取引関係を構築するために、業種別の下請適正取引等の推進のためのガイドライン(下請ガイドライン)を策定しています。

対象となる方

下請取引※を行う中小企業の方

※物品の製造・修理、情報成果物(プログラム、映像等のコンテンツ、設計図、商品デザイン等)の作成または役務の提供の委託

策定業種

19 業種で策定しています。

【経済産業省所管業種】

素形材、自動車、産業機械・航空機等、情報通信機器、繊維、情報サービス・ソフトウェア、広告、建材・住宅設備、鉄鋼、化学、紙・紙加工品、印刷、アニメーション制作

【国土交通省所管業種】

建設、トラック運送

【総務省所管業種】

放送コンテンツ

【農林水産省所管業種】

食品製造・小売、水産・水産加工、養殖

支援内容

親事業者が守らなければいけない下請取引のルール、下請代金法等の違反行為、望ましい取引事例(ベストプラクティス)を、業界特有の取引実態などを織り交ぜ、解説しています。

中小企業庁のウェブサイトからご覧いただけます。

また、下請ガイドラインに関するインターネットを活用したオンライン形式での講習会を開催します。順次、中小企業庁が運営しているウェブサイトに掲載していきます。

ご利用方法

詳しくは下記お問い合わせ先にご相談ください。

お問い合わせ先

【下請ガイドラインの一般的なご質問】

中小企業庁 取引課 電話:03-3501-1669

URL: <https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/guideline.htm>

【各業種ガイドラインのご質問】

経済産業省所管業種 電話:03-3501-1511(代表電話)

国土交通省所管業種 電話:03-5253-8111(代表電話)

総務省所管業種 電話:03-5253-5111(代表電話)

農林水産省所管業種 電話:03-3502-8111(代表電話)

『下請取引における疑問や不安、取引先との価格交渉における悩みを解決します』

適正取引講習会(テキトリ講習会)

「下請代金支払遅延等防止法(下請法)」「下請適正取引推進ガイドライン」「価格交渉サポートセミナー」に関するインターネットを活用したオンライン形式での講習会・セミナーを開催します。

対象となる方

親事業者の外注(下請取引)担当者並びに下請事業者等

支援内容

1. 下請代金支払遅延等防止法(下請法)に関する講習会

下請代金の支払遅延、減額、買いたたき等を防止するために、親事業者に対する下請法の十分な周知を行うとともに、それらの遵守に係る社内体制整備の重要性の解説などを行う講習会を開催いたします。

2. 下請ガイドライン※に関する講習会

中小企業の生産性向上のため、下請事業者と親事業者の“Win-Win”の関係作りを目指し、理想的な取引(ベストプラクティス)や下請法で問題となりえる行為などを例示した全 19 業種における「下請適正取引等推進のためのガイドライン(下請ガイドライン)」について、業種の特性に応じて下請ガイドラインの講習会を実施いたします。

※【下請ガイドライン策定業種】

- ①素形材 ②自動車 ③産業機械・航空機等 ④繊維 ⑤情報通信機器
- ⑥情報サービス・ソフトウェア ⑦広告 ⑧建設 ⑨建材・住宅設備 ⑩トラック運送
- ⑪放送コンテンツ ⑫金属 ⑬化学 ⑭紙・紙加工 ⑮印刷 ⑯アニメーション制作
- ⑰食品製造業・小売業
- ⑱水産物・水産加工品
- ⑲養殖業

3. 価格交渉サポートセミナー

下請関係等にある中小企業者が取引先との価格交渉を行う上で必要なノウハウ、下請法などの基本的な法律の知識などについて学べるセミナーを実施いたします。

ご利用方法

中小企業庁が運営しているウェブサイト(適正取引支援サイト)から、講習会・セミナーにお申し込みください。

参照情報

講習会・セミナー情報

お問い合わせ先

中小企業庁

取引課

電話: 03-3501-1669

URL: <https://tekitorisupport.go.jp/>

『下請取引の実態について話を聞いてもらいたい』

下請 G メンヒアリング

全国に下請 G メンを配置し、下請取引の実態を把握するため、ヒアリングを行っています。

対象となる方

下請取引を行う中小企業・小規模事業者

支援内容

**下請取引でお困りごとはありませんか？
下請Gメンが、お話を伺います！**

例えば・・・

- ① 「発注単価を一律〇%減らして欲しい」など不合理かつ一方的な価格引き下げが行われる。
- ② 金型の返却や保管料負担を申し入れても、応じてくれない。
- ③ 光熱費、原材料費、人件費などが上がっても、値上げを認めてくれない。
- ④ 手形による支払いが多く、その割引料も加味してもらえない。

▶ 国や業界が定めるルールづくりに反映していきます！

ご利用方法

下請 G メンによるヒアリングに関しては、以下のお問い合わせ先までご連絡ください。

お問い合わせ先

各経済産業局 取引調査担当

北海道 電話：011-700-2251

東北 電話：022-217-0417

関東 電話：048-600-0324

中部 電話：052-951-2860

近畿 電話：06-6966-6037

中国 電話：082-224-5745

四国 電話：087-811-8564

九州 電話：092-482-5450

沖縄 電話：098-866-1755

中小企業庁 取引課（取引調査班）電話：03-3501-3649

『取引に関するさまざまな悩みを迅速に解決したい』

下請かけこみ寺にご相談ください

中小企業・小規模事業者の企業間取引に関するさまざまなお悩みに親身に対応し、迅速な解決策を提示するなど、適正な取引を行うための支援を実施します。

対象となる方

企業間取引に関して、さまざまな悩みなどをもつ中小企業・小規模事業者

支援内容

全国 48 箇所（各都道府県および東京本部）に「下請かけこみ寺」を設置しています。

下請かけこみ寺では、以下の取組を行っています。

(1) 各種相談への対応

取引に関するさまざまなご相談（取引あっせん、経営、技術、金融、労働等に関する相談を除く。）に、下請代金支払遅延等防止法や中小企業の取引問題に知見を有する相談員や弁護士等が親身にお話を伺い、アドバイス等を無料で行います。相談内容はもちろんのこと、相談を受けたこと自体も秘密として取り扱います。

【ご相談の例】

「原材料が高騰しているにも関わらず、単価引き上げに応じてくれない」

「支払日が過ぎても代金を払ってくれない」

「客からキャンセルされたからいらなくなったと言って返品された」

「代金の値引き（減額）を要求された」

「期日どおりに納品したのに倉庫が一杯だからと言って受け取ってくれない」

「仕事の受注の見返りに、取引先が取り扱う商品の購入を求められた」

(2) 迅速な紛争解決

中小企業・小規模事業者が抱える取引に係る紛争を迅速かつ簡便に解決するため、裁判外紛争解決手続（ADR）を用いて、全国の登録弁護士等が相談者の身近なところで調停手続等を行います（費用は無料）。

ご利用方法

最寄りの下請かけこみ寺にお電話や直接お越しいただきご相談ください。

一般的なご相談 フリーダイヤル：0120-418-618

また、メールやオンラインでのご相談も受け付けています。

詳細は、「下請かけこみ寺」のウェブサイトをご覧ください。

参照情報

下請かけこみ寺

お問い合わせ先

中小企業庁 取引課 電話：03-3501-1669

公益財団法人全国中小企業振興機関協会

「下請かけこみ寺」本部 電話：03-5541-6655

URL：<https://www.zenkyo.or.jp/kakekomi/address.htm>

『下請関係を改善するための支援策を知りたい』 下請中小企業・小規模事業者の自立化支援

下請中小企業・小規模事業者の自立化に向けた取組等に対する支援を行います。

対象となる方

1. 下請取引※を行う中小企業の方

※物品の製造・修理、情報成果物（プログラム、映像等のコンテンツ、設計図、商品デザイン等）の作成または役務の提供の委託

2. 下請中小企業の取引機会を創出する事業（※詳細は下記参照）を行う中小企業の方

支援内容

1.(1)「振興事業計画」を通じた支援

下請事業者が、親事業者の協力を得て、下請事業者の施設または設備の導入、共同利用施設の設置、技術の向上、事業の共同化等の事業について「振興事業計画」を作成し、国の承認を受けると、次の支援措置が活用できます。

①高度化資金貸付（独立行政法人中小企業基盤整備機構、都道府県）

※工場団地等の建設や共同工場等の共同施設の設置に必要な資金の無利子貸付

②中小企業信用保険法の特例（普通保険、無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険の別枠化等）

1.(2)「特定下請連携事業計画」を通じた支援

2 以上の下請事業者が共同で新事業活動を行うことにより、既に取引のある親事業者以外の者との取引を開始・拡大しようとする「特定下請連携事業計画」を作成し、国の認定を受けると、融資等の各種支援措置をご利用になれます。

なお、個別の支援策ごとに当該支援機関の審査や確認が必要となります。

①日本政策金融公庫による低利融資制度（設備資金、長期運転資金）

②中小企業信用保険法の特例（普通保険、無担保保険、特別小口保険の別枠化等）

③中小企業投資育成株式会社法の特例（株式の引き受け等）

2.(1)「下請中小企業取引機会創出事業者認定」を通じた支援

下請中小企業の取引機会を創出する事業者（自らが親事業者等から一括して発注を受けた上で、提携する下請中小企業の中から、発注内容に最適な企業を選定し、再発注する事業を行う者）であって、一定の基準を満たす場合には、申請書を提出頂き、国の認定を受けると、次の支援措置をご利用になれます。

①中小企業信用保険法の特例（普通保険、無担保保険、特別小口保険の別枠化等）

②中小企業投資育成株式会社法の特例（株式の引き受け等）

ご利用方法

上記支援策の利用を希望される場合には、

1.(1)事業計画を作成し、中小企業庁取引課に、

1.(2)事業計画を作成し、経済産業局等の担当部に、

2.(1)申請書を作成し、中小企業庁取引課に

申請してください。※特定下請連携事業計画、下請中小企業取引機会創出事業者認定制度についての詳細は、中小企業庁のウェブサイトをご参照ください。

お問い合わせ先

中小企業庁 取引課 電話：(03)3501-1669

各経済産業局中小企業課 URL：https://seido-navi.mirasapo-plus.go.jp/contact_lists/31

『消費税の転嫁拒否行為を取締まってほしい』 「消費税転嫁対策特別措置法」について

事業者間取引における消費税の転嫁拒否行為を禁止しています。消費税転嫁対策特別措置法（令和3年3月失効）の経過措置規定により、令和元年10月の消費税10%増税時を踏まえ、令和3年3月までの違反行為を取締ります。

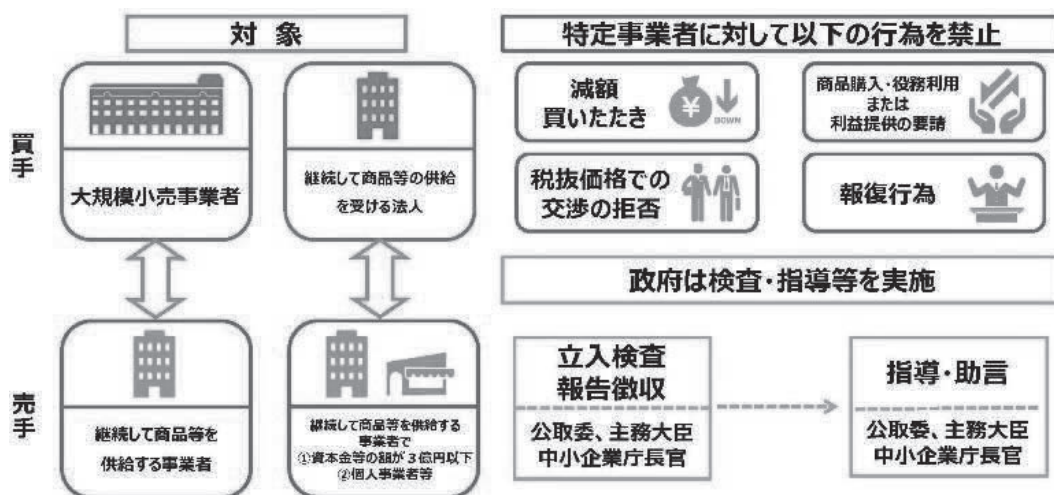
対象となる方

法人事業者と継続的に取引をする中小企業や小規模事業者

支援内容

法律の概要：消費税転嫁対策特別措置法は、下請事業者等に対する消費税の転嫁拒否行為を禁止する法律です。具体的には、取引価格の減額や買ったたきといった行為を禁止しています。

消費税の転嫁拒否行為に対する監視・取締りの実施：中小企業庁及び公正取引委員会は、取引先に買ったたき等を行っている可能性がある事業者に対し、立入検査等を実施しています。法律違反が明らかになった場合には、違反事業者に対して改善指導を行います。



ご利用方法

情報の提供について：令和3年3月までの消費税の転嫁拒否行為でお困りの場合、以下の窓口に情報をお寄せください。回答内容について取引先に知らせたり、検査の目的以外に使用したりすることは一切ありません。

参照情報

消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法

お問い合わせ先

・中小企業庁 消費税転嫁対策窓口 電話：03-3501-1502

・公正取引委員会事務総局消費税転嫁対策調査室 電話：03-3581-3379

※インボイス制度について 電話：0120-205-553（国税庁インボイス制度電話相談センター）



『官公庁等からの受注を増やしたい』

中小企業・小規模事業者の受注機会の増大のための支援

官公庁等からの発注における中小企業・小規模事業者の受注機会を増やすため、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(官公需法)に基づき、各種支援を行っています。

対象となる方

官公需の受注に意欲のある中小企業・小規模事業者および事業協同組合等が対象になります。

支援内容

国や独立行政法人、都道府県、市町村等が、物品を購入する、サービスの提供を受ける、工事を発注することを「官公需」と言います。

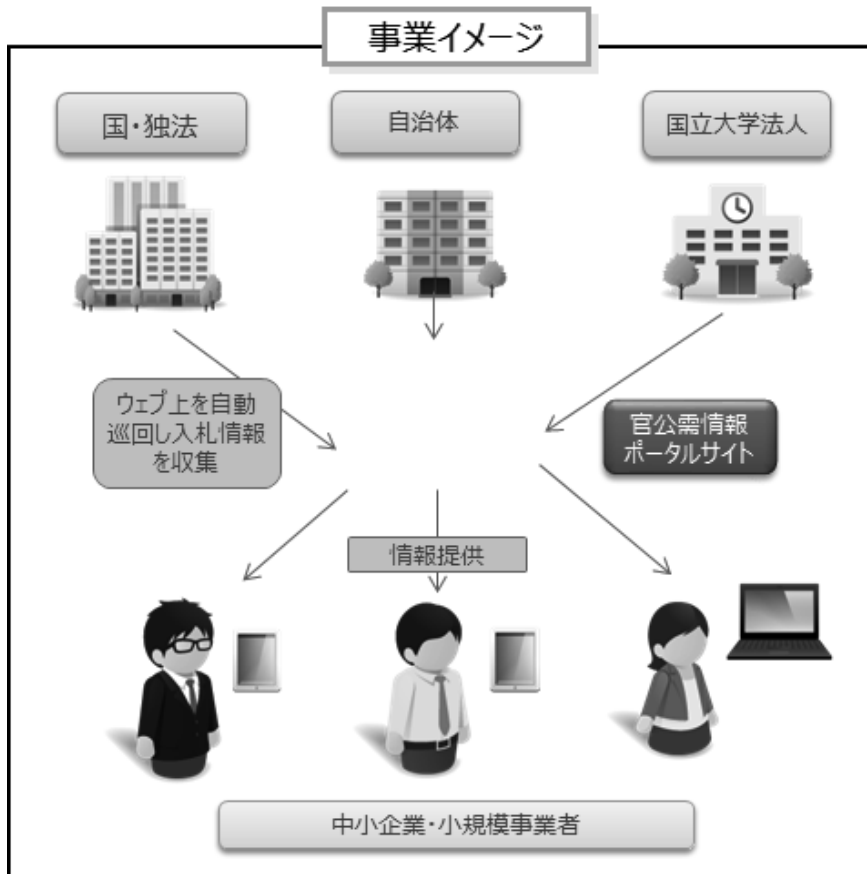
国は、中小企業者の官公需の受注機会を増大するために、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」に基づいて、中小企業者向けの官公需契約目標や目標達成のために実施する各種取組を内容とする「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」を毎年度閣議決定し、公表しています。

具体的な支援の内容は次のとおりです。

1. 情報提供

発注情報については、各省庁、独立行政法人等のウェブサイトにおいて情報収集ができます。

また、中小企業庁が運営する「官公需情報ポータルサイト(<https://www.kkj.go.jp/s/>)」では、国や独立行政法人、都道府県、市町村等がホームページ上に掲載している入札情報を収集し掲載しています。検索キーワード、入札件名、機関名、地域等を指定することで、入札情報を検索することができます。事前に検索条件を設定することで更新情報の通知をメール等で受けることもできます。



2. 官公需適格組合

事業協同組合等の中で特に官公需の受注に対し意欲的であり、かつ、受注した契約は十分に責任をもって実施し得る組合であることを証明する「官公需適格組合制度」が設けられています。

官公需適格組合は競争契約参加資格審査に当たって、総合点数の算定特例を受けることができます。

3. 入札参加資格の特例

技術力・創意工夫のある中小企業・小規模事業者や新規中小企業者のために、上位のランクの入札が可能となる弾力化措置を設けています。

4. その他、地域の中小企業・小規模事業者の活用等

令和3年度の「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」や官公需適格組合の名簿等については、中小企業庁のウェブサイトをご覧ください。

ご利用方法

官公需を受注するためには、事前に競争参加資格を取得する必要があります。

国の機関においては、建設工事等の公共事業を除く、物品・役務等の競争参加資格は、各省庁の全調達機関に共通して有効な「全省庁統一資格」となっており、「統一資格審査申請・調達情報検索サイト」を通じて申請することができます。

工事関係の「一般競争参加資格」の申請については、国等の機関ごとに受付を行い、申請方法・資格条件は、機関によって異なります。各府省のウェブサイトをご確認いただくか、契約担当窓口にお問い合わせください。

お問い合わせ先

中小企業庁取引課 電話: 03-3501-1669

URL: <https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/kankouju.htm>

各経済産業局 中小企業課

URL: https://seido-navi.mirasapo-plus.go.jp/contact_lists/31

全国中小企業団体中央会 電話: 03-3523-4902

URL: <http://www.chuokai.or.jp/>

各都道府県中小企業団体中央会

URL: https://seido-navi.mirasapo-plus.go.jp/contact_lists/20

『取引先に対する支払条件の改善を検討されている方へ』

取引先の支払条件改善のための融資制度

～企業活力強化資金(下請中小企業関連)～

「取引先に対する支払条件の改善に取り組むための資金」や「親事業者の生産拠点の閉鎖・縮小、発注内容の見直し、または脱炭素化の取組の要請に伴い、自らの取引環境の改善に取り組むための資金」を必要とする方が融資を受けることができます。

対象となる方

- (1)「取引先に対する支払条件の改善に取り組むための資金」
 - ・下請代金の支払条件の改善(手形支払いを現金払い、手形サイトの短縮など)に自発的に取り組む中小企業・小規模事業者の方
- (2)「親事業者の生産拠点の閉鎖・縮小、発注内容の見直し、または脱炭素化の取組の要請に伴い、自らの取引環境の改善に取り組むための資金」
 - ・上記に取り組む中小企業・小規模事業者の方

支援内容

■対象資金

設備資金および運転資金

■貸付限度

【中小企業事業】7億2,000万円(うち、長期運転資金2億5,000万円)

【国民生活事業】7,200万円(うち、運転資金4,800万円)

■貸付利率

基準利率(うち、貸付対象(1)のうち、手形を完全現金化する方または手形サイトを60日以内に短縮化する方は基準利率▲0.4%、及び貸付対象(2)のうち、親事業者の脱炭素化の要請に応じて、自らの取引環境の改善に取り組む方は基準利率▲0.4%)

※基準利率(令和4年1月4日時点。貸付期間5年の場合。)

中小企業事業1.06%、国民生活事業1.81%

※上記利率は、標準的な貸付利率であり、返済期間、担保の有無などによって異なる利率が適用されます。詳細は、下記機関へお問い合わせください。

■貸付期間

設備資金20年以内(うち据置期間2年以内)

運転資金7年以内(うち据置期間2年以内)

お問い合わせ先

株式会社日本政策金融公庫(日本公庫)

・国民生活事業(個人企業・小規模企業向け事業資金)

・中小企業事業(中小企業向け長期事業資金)

事業資金相談ダイヤル 電話:0120-154-505

沖縄振興開発金融公庫 電話:098-941-1830

『事業用施設の復旧・整備を支援する制度を知りたい』

施設・設備の復旧・整備に対する補助制度(グループ補助金)

東日本大震災、令和4年福島県沖地震で被災した中小企業等のグループなどの施設の復旧・整備、修繕に対し、補助による支援を実施します。

対象となる方

複数の中小企業等から構成されるグループの構成員

■対象地域

・東日本大震災

岩手県、宮城県、福島県の津波浸水地域または福島県の避難指示区域等

・令和4年福島県沖地震

岩手県、宮城県、福島県

支援内容

中小企業等のグループに対する支援

■中小企業等グループ施設等復旧整備補助

複数の中小企業等から構成されるグループが復興事業計画を作成し、県の認定を受けた場合に、グループに参加する構成員における施設・設備の復旧・整備について補助を受けることができます。

■補助対象

上記の災害により損壊等した施設復旧等を支援します。その際、従前の施設等への復旧では売上回復等が困難な場合には、新分野需要開拓等を見据えた新たな取組の実施を支援します。また、商業機能の復旧促進および賑わい創出のための事業を支援します。個々の構成員の施設・設備およびグループ等の共有施設・設備のいずれも対象になります。

■補助率

国:2分の1以内、県:4分の1以内

■補助スキーム

補助金の交付に当たっては、まず、中小企業等がグループを形成して、復興事業計画を作成し、県の認定を受けます。その後、認定されたグループの構成員が自らの施設・設備の復旧等に要する費用(資材・工事費等)を算定し、県に申請します。

ご利用方法

事業所が所在する県が申請先となります。

申請については各県より公表されますので、担当窓口にお問い合わせください。

お問い合わせ先

岩手県 商工労働観光部 経営支援課 電話:019-629-5548

宮城県 経済商工観光部 企業復興支援室 電話:022-211-2765

福島県 商工労働部 経営金融課 電話:024-572-7001

『事業用施設の復旧・整備を支援する制度を知りたい』 なりわい再建支援事業 (なりわい補助金)

令和 2 年 7 月豪雨で被災した中小企業等の施設、設備の復旧・整備、修繕に対し、補助による支援を実施します。

対象となる方

令和 2 年 7 月豪雨により被害を受けた中小企業者、中小企業事業協同組合等

■対象地域

熊本県

支援内容

中小企業等のグループに対する支援

■中小企業等施設、設備復旧整備補助

県が策定した復興事業計画に基づき中小企業等が行う施設復旧等の費用の補助を行います。

■補助対象

令和 2 年 7 月豪雨により損壊等した施設復旧等を支援します。その際、従前の施設等への復旧では売上回復等が困難な場合には、新分野需要開拓等を見据えた新たな取組の実施を支援します。

■補助率・上限

熊本県

- ・ 中小企業等: 4 分の 3(一定要件を満たす場合には、定額補助)
- ・ 補助上限額:15 億円(定額:5 億円)

■補助スキーム

補助金の交付に当たっては、まず令和 2 年 7 月豪雨により被災した上記の対象地域の中小企業等が自らの施設・設備の復旧等にかかる費用(資材・工事費等)を算定し、県に申請します。その後、申請に基づき県が復興事業計画を作成し(熊本県については、国による計画の認定が必要)、その計画に基づき復興事業を実施します。

ご利用方法

事業所が所在する県が申請先となります。

申請については各県より公表されますので、担当窓口にお問い合わせください。

お問い合わせ先

熊本県 商工観光労働部 商工振興金融課 電話:(096)384-8880

九州経済産業局 産業部 復興推進室 電話:(092)482-5488

中小企業庁 経営支援部 小規模企業振興課 電話:(03)3501-2036

『経営に関する相談を無料でしたい』 経営安定特別相談事業

連鎖倒産の危機や、資金繰りの目途が立たないなどの理由により経営難に直面している中小企業の方は、経営立て直しのための相談を無料で受けることができます。

対象となる方

さまざまな理由により経営に不安のある方や、経営難を打開し、その立て直しを図りたい方、民事再生法などの倒産関係法律を活用したい方

支援内容

全国の主要な商工会議所または都道府県商工会連合会に設けられている「経営安定特別相談室」(以下、相談室)で相談に応じています。

相談室では、経済や中小企業の実情に詳しい中小企業診断士、弁護士、公認会計士、税理士などの専門家が以下の(1)から(4)にあるような相談に応じ、問題の解決を支援します。

※相談にあたって、企業名や相談内容が外部に漏れることはありません。

- (1) 経営・財務内容の把握と分析
- (2) 手形処理、事業転換などの指導
- (3) 債権者などの関係者への協力要請
- (4) 民事再生法など倒産関係法律の手続きに関する助言等

ご利用方法

この相談を受けるための費用は無料です。経営難などの問題が深刻化する前の来室をお薦めします。

お気軽にご相談ください。

お問い合わせ先

主要商工会議所(日本商工会議所 電話:03-3283-7917)

経営安定特別相談室設置一覧(主要商工会議所)

URL: http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/2012/download/taisaku_info-1.pdf

各都道府県商工会連合会(全国商工会連合会 電話:03-6268-0085)

経営安定特別相談室設置一覧(各都道府県の商工会連合会)

URL: http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/2012/download/taisaku_info-2.pdf

『小規模企業の経営者が利用できる退職金制度はありますか』

小規模企業共済制度

小規模企業の経営者が廃業や退職に備え、生活の安定や事業の再建を図るための資金をあらかじめ準備しておくための共済制度で、いわば「経営者の退職金制度」です。

対象となる方

- ・常時使用する従業員の数が20人（サービス業の場合は娯楽業・宿泊業に限る）以下の個人事業主、共同経営者または会社の役員
- ・常時使用する従業員の数が5人（商業、サービス業（娯楽業・宿泊業を除く））以下の個人事業主、共同経営者または会社の役員
- ・事業に従事する組合員の数が20人以下の企業組合の役員、常時使用する従業員の数が20人以下の協業組合の役員
- ・常時使用する従業員の数が20人以下であって、農業の経営を主として行っている農事組合法人の役員
- ・常時使用する従業員の数が5人以下の弁護士法人、税理士法人等の士業法人の社員

支援内容

小規模企業者が掛金を積み立てることで、廃業、死亡、老齢（65歳以上で15年以上掛金を納付）または役員を退職した場合に掛金の月額・納付月数に応じ共済金が支払われます。

■毎月の掛金

- ・掛金月額は1,000円から70,000円の範囲内（500円単位）で自由にお決めください。また、加入後に増額または減額することもできます。

■税法上の特典

- ・その年に納付した掛金はその年分の総所得金額から全額所得控除できます。
- ・共済金の受け取り方は「一括」「分割」「一括と分割の併用」が可能です。一括受取の場合は退職所得、分割受取の場合は公的年金等の雑所得として取り扱われます。
- ・なお、解約の場合は一時所得として取り扱われます。

■契約者貸付け制度

- ・納付した掛金から算定した貸付限度額（掛け金納付月数に応じて掛け金総額の7～9割）の範囲内で事業資金などの貸付け（一般貸付け、傷病災害時貸付け、創業転業時・新規事業展開等貸付け、福祉対応貸付け、緊急経営安定貸付け、事業承継貸付け、廃業準備貸付け）を受けることができます。

ご利用方法

- (1) 最寄りの金融機関または中小企業団体の窓口から、十分に説明を受けただうえで、契約申込書により申し込んでください。
- (2) 中小企業基盤整備機構（中小機構）から共済手帳・加入者のしおりおよび約款をお送りします。
- (3) 掛金は預金口座振替で納付していただきます。
- (4) 廃業、死亡、老齢あるいは役員を退職した場合、共済金の請求をしてください。
- (5) 中小機構の審査が済み次第、共済金支払決定通知書が届きますので、あらかじめ指定した金融機関で共済金をお受け取りください。



お問い合わせ先 独立行政法人 中小企業基盤整備機構 共済相談室 電話：050-5541-7171 UR
 L: <https://www.smrj.go.jp/kyosai/skyosai> 全国の金融機関の本・支店 最寄りの商工会・商工
 会議所・青色申告会
 都道府県中小企業団体中央会

『連鎖倒産を防止したい』

経営セーフティ共済（中小企業倒産防止共済制度）

「経営セーフティ共済」は中小企業倒産防止共済制度の通称です。取引先企業の倒産による連鎖倒産を防止するため、共済金の貸付けを受けることができます。

対象となる方

1年以上継続して事業を行っている中小企業者

支援内容

共済加入者の取引先企業が倒産※し、売掛金や受取手形などの回収が困難となった場合、この回収困難額と、積み立てた掛金総額の10倍のいずれか少ない額（貸付限度額 8,000 万円）の貸付けを受けることができます。

※倒産とは、破産法・民事再生法等の法的整理の申立て、手形交換所や電子債権記録機関による取引停止処分、弁護士などが代理人となる私的整理を指し、「夜逃げ」などは含まれません。）

■毎月の掛金

・掛金月額が5,000円から20万円の範囲内（5,000円単位）で設定でき、加入後増額することもできます。掛金を総額 800 万円まで積立てることができます。

■税法上の特典

・毎年の掛金は必要経費（個人）または損金（法人）に算入できます。

■共済金の貸付けの条件

- ・貸付けにあたっては、担保・保証人は必要ありません。
- ・共済金の貸付けは無利子ですが、貸付けを受けた共済金の10分の1に相当する額が納付した掛金から控除されます（権利消滅）。
- ・償還期間は貸付け額に応じて5年～7年（うち据置期間6か月）の毎月均等分割償還です。

■一時貸付金制度

・臨時に事業資金を必要とするときは、解約手当金の範囲内で貸付け（年0.9%）を受けることができます。

ご利用方法

- (1) 貴社の事業活動の内容が確認できる金融機関または中小企業団体の窓口から、十分に説明を受けたうえで申し込んでください。
- (2) 中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）から共済契約締結書をお送りします。
- (3) 取引先が倒産し、回収が困難となった売掛金債権等が生じましたら、加入の手続きを行った金融機関・中小企業団体で共済金の貸付請求をしてください。
- (4) 中小機構の審査が済み次第、共済金貸付決定通知書が届きますので、あらかじめ指定した金融機関で共済金をお借り入れください。

お問い合わせ先

独立行政法人中小企業基盤整備機構 共済相談室 電話：050-5541-7171

URL：<https://www.smrj.go.jp/kyosai/tkyosai/>

全国の金融機関の本・支店

最寄りの商工会・商工会議所

都道府県中小企業団体中央会

『安心・簡単・有利に退職金制度を確立したい』 中小企業退職金共済制度

独立行政法人勤労者退職金共済機構と退職金共済契約を結び、掛金を納付することで、簡単に退職金制度を設けることができます。掛金は全額非課税で、新規加入時等には掛金の一部を国が助成します。

対象となる方

以下の要件を満たす中小企業者

一般業種(製造業等)	卸売業	サービス業	小売業
・常用従業員数 300 人以下 または ・資本金・出資金 3 億円以下	・常用従業員数 100 人以下 または ・資本金・出資金 1 億円以下	・常用従業員数 100 人以下 または ・資本金・出資金 5,000 万円以下	・常用従業員数 50 人以下 または ・資本金・出資金 5,000 万円以下

支援内容

本制度は、事業主の相互共済の仕組みと国の援助によって、独力では退職金制度をもつことが困難な中小企業について、退職金制度の整備を支援するものです。

常用の従業員を対象とする一般の中小企業退職金共済制度(一般の中退共)と、特定業種(建設業、清酒製造業、林業)の期間雇用者等を対象とする特定業種退職金共済制度(それぞれ建退共、清退共、林退共)があります。

※事業主と生計を一にする同居の親族のみを雇用する事業所の従業員も一般の中退共に加入できます。

※一般の中退共では、条件により他の退職金・企業年金制度等との間で資産を移換することも可能です。

■掛金負担軽減措置

1. 一般の中退共

(1) 初めて加入した事業主に対して、掛金月額 $\frac{2}{1}$ (上限 5,000 円) を従業員ごとに加入後 4 か月目から 1 年間、国が助成します。

(2) 18,000 円以下の掛金を増額する事業主に対して、増額分の $\frac{3}{1}$ を増額した月から 1 年間、国が助成します。

※(1)(2)とも、一部対象外となる場合があります。

2. 特定業種

新たに加入した従業員(被共済者)について、掛金の一部を国が助成します。

お問い合わせ先

独立行政法人勤労者退職金共済機構

URL: <https://www.taisyokukin.go.jp/>

一般の中退共 電話:03-6907-1234

建退共 電話:03-6731-2831

清退共 電話:03-6731-2887

林退共 電話:03-6731-2887

『防災のための施設整備をしたい』

社会環境対応施設整備資金融資制度(BCP 融資)

災害等による事業中断を最小限にとどめるために、事業継続力強化計画または連携事業継続力強化計画の認定を受けている中小企業者、BCP(事業継続計画)を策定している中小企業の方は、同計画に基づく施設整備に必要な資金の融資を受けることができます。

対象となる方

- ・ 中小企業等経営強化法に基づく、「事業継続力強化計画」または「連携事業継続力強化計画」の認定を受けている中小企業者。
- ・ 中小企業 BCP 策定運用指針に則り、自ら策定した BCP(事業継続計画)に基づいて、施設の耐震化、消防用設備やデータバックアップサーバの整備などの防災のための施設等の整備を行う中小企業の方。

※中企庁指針による全てのコース(入門、基本、中級、上級)が対象。自治体や団体等発行のマニュアル等であっても、中企庁指針に則っていれば条件を満たしているものとします。

※中小企業 BCP 策定運用指針については、中小企業庁のウェブサイト(<https://www.chusho.meti.go.jp/bcp>)をご覧ください。

支援内容

■中小企業事業

○貸付限度額

7 億 2,000 万円(うち、運転資金 2 億 5,000 万円)

○貸付利率

【設備資金】特別利率③、特別利率②、基準利率

【運転資金】基準利率

○貸付期間

【設備資金】20 年以内(うち据置期間 2 年以内)

【運転資金】7 年以内(うち据置期間 2 年以内)

※沖縄振興開発金融公庫においては、日本公庫の内容に準じて貸付を実施。

ご利用方法

必要書類については各機関にお問い合わせください。

お問い合わせ先

株式会社日本政策金融公庫(日本公庫)

事業資金相談ダイヤル 電話:0120-154-505

沖縄振興開発金融公庫(沖縄公庫) 電話:(098)941-1795

『突然の自然災害から事業を復旧させたい』 災害復旧貸付

災害による影響を受けた中小企業・小規模事業者の皆様の、事業復旧を支援します。

対象となる方

災害救助法が適用されるような大規模な災害により、被害を受けた中小企業者の方

支援内容

■貸付限度額

【日本公庫(中小企業事業)】1億5,000万円

【日本公庫(国民生活事業)】各貸付制度の限度額に上乗せ3,000万円

■貸付利率

基準利率(令和4年3月1日時点。貸付期間5年の場合。)

中小企業事業1.07%、国民生活事業(災害貸付)1.22%

(激甚災害等に指定された災害の場合、金利引下げ措置あり)

■貸付期間

【日本公庫(中小企業事業)】設備15年以内・運転10年以内(据置期間2年以内)

【日本公庫(国民生活事業)】適用する各貸付制度の貸付期間に準ずる

※一般貸付を適用した場合は10年以内(据置期間2年以内)

■担保、保証条件

被災状況に応じ弾力的に対応

※ 沖縄振興開発金融公庫においては、日本公庫の内容に準じて貸付を実施。

ご利用方法

申込時に各機関に必要な書類を提出してください。

必要書類については各機関にお問い合わせください。

お問い合わせ先

株式会社日本政策金融公庫(日本公庫) 事業資金相談ダイヤル:0120-154-505

・国民生活事業(個人企業・小規模企業向け事業資金)

・中小企業事業(中小企業向け長期事業資金)

沖縄振興開発金融公庫 事業資金相談ダイヤル:0120-981-827

『まだあります！省エネ・再エネ設備導入の支援策！』

J-クレジット制度

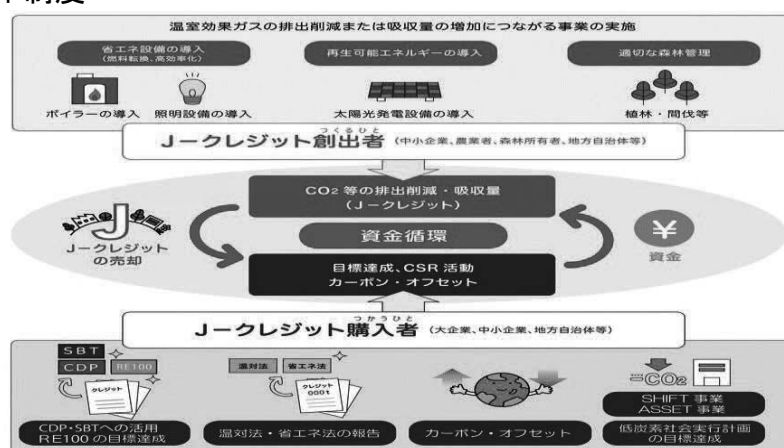
省エネ・再エネ設備の導入や森林森林等による温室効果ガス排出削減・吸収量を、クレジット(取引可能な形)として国が認証する制度です。クレジットは地球温暖化対策の推進に関する法律(温対法)の排出量報告やカーボンオフセットなどに活用可能です。また、クレジットの売却益によって、投資回収年数の短縮も可能になります。

対象となる方

省エネ設備(ボイラー等)や再エネ設備(太陽光発電設備等)等の導入、森林経営活動等を検討している方

※既に導入済み設備の場合、プロジェクト登録の申請日から遡って2年以内に導入したものに限り

ます。
(参考)J-クレジット制度



支援内容

J-クレジット制度の利用に必要な手続について、以下の支援を行います。

(1)書類の作成支援

制度へのプロジェクト登録申請時等における各種書類の作成にあたり、J-クレジット制度事務局による支援が受けられます。

(2)審査費用支援

制度へのプロジェクト登録やクレジット認証時に必要な第三者審査について、費用支援が受けられます。

ご利用方法

J-クレジット制度ウェブサイトまたは J-クレジット制度事務局までお問い合わせください。

お問い合わせ先

J-クレジット制度ウェブサイト

URL: <https://japancredit.go.jp/>

J-クレジット制度事務局(みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社)

電話: 03-5281-7588

『多発する自然災害等に備えるために、防災・減災対策を考えたい』

事業継続力強化計画

中小企業・小規模事業者等による事業継続力の強化に係る取組を支援します。中小企業者は、基本方針に沿って「事業継続力強化計画」(通称:ジギョケイ)を作成し、国の認定を受けることができます。認定を受けた中小企業者は、税制優遇や金融支援、補助金の加点等の支援措置を受けることができます。

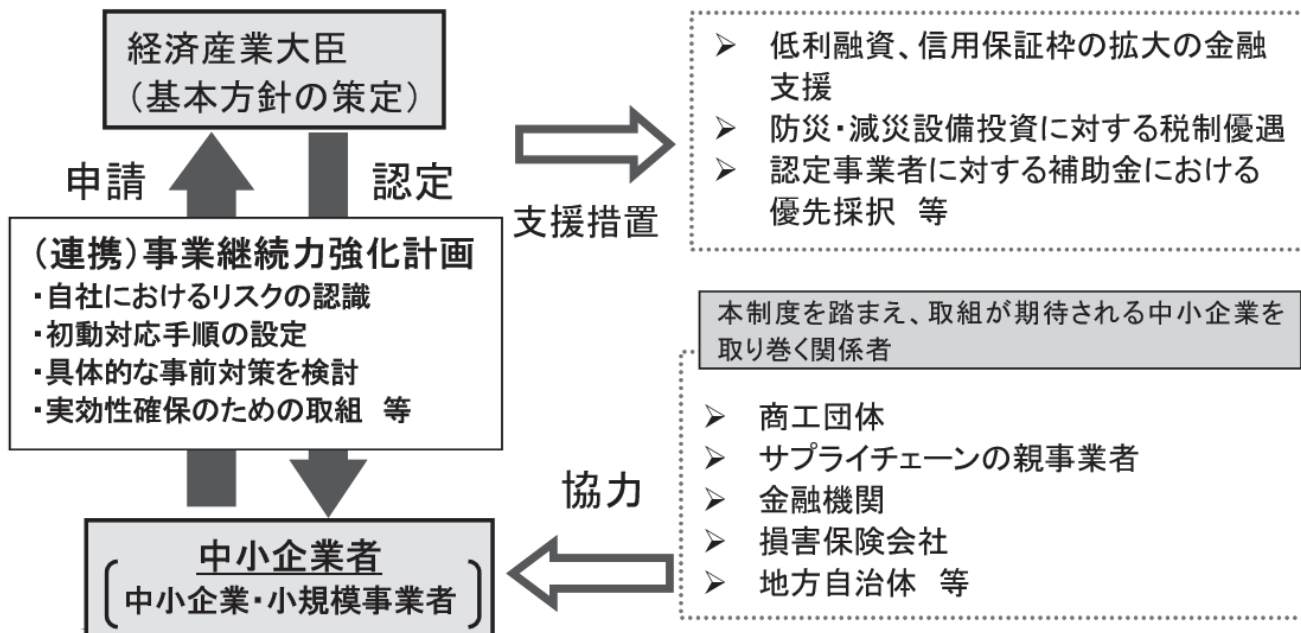
対象となる方

中小企業等経営強化法第2条第1項で規定する中小企業者

支援内容

ご利用方法(計画概要)

- 中小企業の事業継続力の強化を図るために「中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律」を令和元年7月に施行しました。
- 中小企業等経営強化法では、中小企業が行う自然災害等への事前対策を促進することを目的に、中小企業が防災・減災に係る取組をまとめた「事業継続力強化計画」を国が認定する制度を創設しました。令和3年12月末日までに約36,000件もの計画を認定しています。
- 認定を受けた中小企業者には、政府系金融機関による低利融資等の金融支援、防災・減災に係る設備投資を行った際の税制優遇(中小企業防災・減災投資促進税制)、補助金の加点、認定ロゴマークの付与等様々な支援策が受けられます。
- 単独で中小企業が取り組む「事業継続力強化計画」と複数の事業者が連携して取り組む「連携事業継続力強化計画」(以下、「事業継続力強化計画等」という)があります。



支援措置の詳細

①日本政策金融公庫による低利融資

事業継続力強化計画等の認定を受けた事業者が行う設備投資に必要な資金について、低利融資（貸付利率から0.9%引き下げ）が受けられます。

■貸付限度額

・中小企業事業：7億2,000万円（うち運転資金2億5,000万円）

■貸付期間

設備資金20年以内、長期運転資金7年以内（据置期間2年以内）

②中小企業信用保険法の特例

認定を受けた中小企業者は、事業継続力強化計画等の実行にあたり、民間金融機関から融資を受ける際、信用保証協会による信用保証のうち、普通保険等とは別枠での追加保証や保証枠の拡大を受けられます。

	通常枠	別枠
普通保険	2億円（組合4億円）	2億円（組合4億円）
無担保保険	8,000万円	8,000万円
特別小口保険	2,000万円	2,000万円
新事業開拓保険	2億円⇒3億円（組合4億円⇒6億円）（保証枠の拡大）	
海外投資関係保険	2億円⇒4億円（組合4億円⇒6億円）（保証枠の拡大）	

③中小企業防災・減災投資促進税制

中小企業が行う災害への事前対策を強化するため、事業継続力強化計画等の認定を受けた中小企業・小規模事業者を対象に、防災・減災設備（自家発電設備、制震・免震装置等）を取得した場合に、特別償却の適用が受けられる制度です。

④その他

- ・ 経済産業省で執行する一部の補助金で、優先採択が受けられます。
- ・ 事業継続力強化計画認定ロゴマークの使用が可能となります。
- ・ 中小企業庁のウェブサイトで企業名が公表されます。

ご利用方法

電子申請（URL：<https://www.keizokuryoku.go.jp>）でお申し込みください。（または書面で、主たる事務所が所在する都道府県を管轄する経済産業局等にご提出ください。）

お問い合わせ先

中小企業庁 事業環境部 経営安定対策室

最寄りの経済産業局等の担当課

（詳細は以下の中小企業庁 HP を参照ください。）

URL：<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/keizokuryoku.htm>

『小規模事業者向けの融資制度を知りたい』 小規模事業者経営改善資金融資制度(マル経融資)

小規模事業者は、経営改善のための資金を無担保・無保証人・低利で融資を受けることができます。

対象となる方

常時使用する従業員が 20 人(商業・サービス業(宿泊業・娯楽業を除く)の場合は 5 人)以下の法人・個人事業主の方で、以下の要件をすべて満たす方

- ・ 商工会・商工会議所の経営指導員による経営指導を原則 6 カ月以上受けていること
- ・ 所得税、法人税、事業税、都道府県民税などの税金を原則として完納していること
- ・ 原則として同一の商工会等の地区内で 1 年以上事業を行っていること
- ・ 商工業者であり、かつ、日本政策金融公庫の融資対象業種を営んでいること

支援内容

通常枠

【対象資金】設備資金、運転資金

【貸付限度額】2,000 万円(1,500 万円超の貸付を受けるには、貸付前に事業計画を作成し、貸付後に残高が 1,500 万円以下になるまで、経営指導員による実地訪問を半年毎に 1 回受けていただく必要があります。)

【貸付金利】令和 4 年 8 月 1 日現在 1.21%

※金利は変動します。詳しくは、下記問い合わせ先にご確認ください。

【貸付期間】設備資金 10 年以内(据置期間は 2 年以内)

運転資金 7 年以内(据置期間は 1 年以内)

【担保・保証人】不要

東日本大震災対応特枠、令和元年台風第 19 号等対応特枠、令和 2 年 7 月豪雨対策特枠、新型コロナウイルス対策特枠

東日本大震災、令和元年台風第 19 号等(令和元年台風第 19 号、第 20 号および第 21 号をいう。)および令和 2 年 7 月豪雨により直接または間接被害を受けた、または新型コロナウイルス感染症の影響を受けた小規模事業者の方は、上記の通常枠とは別枠の貸付限度額と、更なる金利引き下げ措置等を利用することができます。

ご利用方法

- ・ 主たる事業所の所在する地区の商工会・商工会議所へ申込みしてください。
- ・ 申込みを受け付けた商工会・商工会議所において審査し、日本政策金融公庫に融資の推薦をします。
- ・ 日本政策金融公庫の審査を経て、融資が実施されます。

※沖縄県については、本文中「日本政策金融公庫」とあるのは、すべて「沖縄振興開発金融公庫」と読み替えてください。

お問い合わせ先 日本政策金融公庫(沖縄振興開発金融公庫)の本支店
お近くの商工会・商工会議所(商工会については、全国商工会連合会 URL:<http://www.shokokai.or.jp/>) (商工会議所については、日本商工会議所 URL:<http://www.jcci.or.jp/>)

『小規模事業者向けの融資制度を知りたい』 小規模事業者経営発達支援融資制度

一定の要件を満たす小規模事業者は、事業の持続的発展のための取組に必要な設備資金およびそれに付随する運転資金について低利で融資を受けることができます。

対象となる方

常時使用する従業員が 20 人（商業・サービス業（宿泊業・娯楽業を除く）の場合は 5 人）以下の法人・個人事業主の方で、以下の要件をすべて満たす方

- ・ 経営発達支援計画の認定を受けた商工会・商工会議所から、売上の増加や収益の改善、持続的な経営のための事業計画策定にあたり助言とフォローアップを受けること
- ・ 地域経済の活性化のために、一定の雇用効果（新たな雇用または雇用の維持）が認められること
- ・ 経営者および従業員の知識、技能、管理能力の向上を図る研修に参加するなど人材の確保・育成に努めていること
- ・ 商工業者であり、かつ、日本政策金融公庫の融資対象業種を営んでいること

支援内容

■対象資金

設備資金およびそれに付随する運転資金

■貸付限度

7,200 万円（運転資金は 4,800 万円）

■貸付利率

特別利率①※1

※1：金利は変動します。詳しくは、下記問い合わせ先にご確認ください。

■貸付期間

設備資金：20 年以内（うち据置期間 2 年以内）※2

運転資金：8 年以内（うち据置期間 2 年以内）※2

※2：小規模事業者（従業員 5 人以下）については、設備資金、運転資金とも据置期間 3 年以内

ご利用方法

- ・ 主たる事業所の所在する地区の商工会・商工会議所へ申込みしてください。（なお、当該商工会・商工会議所が経営発達支援計画の認定を受けていない場合は対象外となります。）
- ・ 申込みを受け付けた商工会・商工会議所が日本政策金融公庫に融資の推薦をします。
- ・ 日本政策金融公庫の審査を経て、融資が実施されます。
※沖縄県については、本文中「日本政策金融公庫」とあるのは、すべて「沖縄振興開発金融公庫」と読み替えてください。

お問い合わせ先

日本政策金融公庫（沖縄振興開発金融公庫）の本支店

お近くの商工会・商工会議所

（商工会については、全国商工会連合会 URL：<http://www.shokokai.or.jp/>）

（商工会議所については、日本商工会議所 URL：<http://www.jcci.or.jp/>）